建設工事施工管理（案）

建設工事施工管理（案）

目　　次

建設工事施工管理基準（案）

１．目　　的 …… 1
２．適　　用 …… 1
３．構　　成 …… 1
４．管理の実施 …… 1
５．管理項目及び方法 …… 1
６．規　格　値 …… 2
７．そ　の　他 …… 2

出来形管理基準適応表

第１編　共通編
一 般 施 工 …… 3
土　　工 …… 6
無筋、鉄筋コンクリート …… 6
第２編　河川・水路編
築堤・護岸 …… 7
浚渫（川） …… 7
樋門・樋管・水路工 …… 7
水　　門 …… 8
堰 …… 9
排 水 機 場 …… 10
床止め・床固め …… 11
河 川 維 持 …… 11
河 川 修 繕 …… 11
第３編　海岸編
堤防・護岸 …… 12
突堤・人工岬 …… 12
海 域 堤 防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） …… 13
浚渫（海岸） …… 13
養　　浜 …… 13

第４編　砂防・地滑り防止編
砂防えん堤 …… 14
流　路　工 …… 14
斜 面 対 策 …… 15
第５編　ダム編
コンクリートダム …… 15
フィルダム …… 15
基礎グラウチング …… 15
第６編　道路編
道路開設・改良 …… 16
舗　　装 …… 16
橋 梁 下 部 …… 17
鋼 橋 上 部 …… 18
コンクリート橋上部 …… 18
トンネル（ＮＡＴＭ） …… 19
共　同　溝 …… 19
電線共同溝 …… 20
情報ボックス工 …… 20
道 路 維 持 …… 20
道 路 修 繕 …… 20
第８編　下水道編
管　　路 …… 22
処理場・ポンプ場 …… 22
第 10 編　植栽工編
植　栽　工 …… 23
第 11 編　水道・工業用水道編
構　造　物 …… 23
管　　路 …… 23
資材料及び接合 …… 23
第 12 編　農業農村整備編
ほ場整備工事 …… 24
農 道 工 事 …… 24
水 路 工 事 …… 25
河川及び排水路工事 …… 25

管水路工事 …… 26
畑かん施設工事 …… 26
ＰＣ橋工事 …… 27
橋梁下部工事 …… 27
頭首工工事 …… 27
機場下部工事 …… 28
地すべり防止工事 …… 28
ため池改修工事 …… 29
推 進 工 事 …… 29
第 13 編　漁港漁場編
一 般 施 工 …… 30
第 14 編　林道編
道路開設・改良 …… 32
舗　装 …… 33
橋梁下部 …… 33
鋼橋上部 …… 34
コンクリート橋上部 …… 34
トンネル（ＮＡＴＭ） …… 35
第 15 編　治山編
渓　間　工 …… 36
山　腹　工 …… 36
地すべり防止工 …… 37
保安林管理道 …… 37

品質管理基準及び規格値

１．セメント・コンクリート …… 189
（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）
２．ガ ス 圧 接 …… 192
３．既 製 杭 工 …… 193
４．下 層 路 盤 …… 194
５．上 層 路 盤 …… 195
６.アスファルト安定処理路盤 …… 197
７.セメント安定処理路盤 …… 197
８.アスファルト舗装 …… 198
９.転圧コンクリート …… 200

10. グースアスファルト舗装 …… 202
11. 路床安定処理工 …… 204
12. 表層安定処理工（表層混合処理） …… 205
13. 固　結　工 …… 206
14. アンカー工 …… 206
15. 補強土壁工 …… 206
16. 吹　付　工 …… 207
17. 現場吹付法枠工 …… 210
18. 河川・海岸土工等 …… 212
19. 砂 防 土 工 …… 213
20. 道 路 土 工（道路、農道、林道等） …… 213
21. 捨　石　工 …… 215
22. コンクリートダム …… 215
23. ため池堤体盛土工 …… 218
24. 覆工コンクリート（ＮＡＴＭ） …… 219
25. 吹付けコンクリート（ＮＡＴＭ） …… 221
26. ロックボルト（ＮＡＴＭ） …… 223
27. 路上再生路盤工 …… 223
28. 路上表層再生工 …… 224
29. 排水性舗装工・透水性舗装工 …… 224
30. プラント再生舗装工 …… 226
31. 工場製作工（鋼橋用鋼材） …… 227
32. ガス切断工 …… 227
33. 溶　接　工 …… 227
34. 下　水　道 …… 230
35. 漁 港 漁 場 …… 241
36. 木　　材 …… 254
37. 植　　栽 …… 254
〔参考資料〕ロックボルトの引抜試験 …… 256

写真管理基準（案）

写真管理基準（案） …… 259
撮影箇所一覧表 …… 262
品質管理写真撮影箇所一覧表 …… 264
出来形管理写真撮影箇所一覧表 …… 270
橋台および擁壁等の写真撮影（例） …… 319

森林整備施工管理基準

１．目　　的…… 320
２．適　　用…… 320
３．構　　成…… 320
４．管理の実施…… 320
５．管理項目及び方法…… 320
６．規　格　値…… 320
７．そ　の　他…… 321

出来形管理基準及び規格値

森林整備工…… 322

森林整備写真管理基準

森林整備写真管理基準…… 323
撮影箇所一覧表 …… 325

建設工事施工管理基準（案）

建設工事施工管理基準（案）

この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第１編 1-1-28「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目　的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　用

この基準は、三重県が発注する公共工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合、又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

３．構　成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

（１）受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）受注者は、測定（試験）等を工事の施工と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（２）出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）品質管理

① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、以下に掲げる工種（イ）、（ロ）、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督員が指定するものを実施するものとする。

（イ）路盤

維持工事等のごく小規模なもの（施工面積が300㎡以下のもの）

（ロ）アスファルト舗装

維持工事等のごく小規模なもの（施工面積が300㎡以下のもの）

② 受注者はセメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び擁壁（高さ2.5ｍを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

６．規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

７．その他

（１）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２）３次元データによる出来形管理

土工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

（３）適用除外

工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
1 共通	3 一般施工	3 共通的工種	4 矢板工	鋼矢板		38
				軽量鋼矢板		38
				コンクリート矢板		38
				幅広鋼矢板		38
				可とう鋼矢板		38
			5 縁石工	縁石・アスカーブ		38
				すりつけブロック		38
				車輌乗り入れブロック		38
			6 小型標識工			38
			7 防止柵工（安全施設）	立入防止柵		38
				転落（横断）防止柵		38
				車止めポスト		38
			8 路側防護柵工	ガードレール		39
				ガードケーブル		39
			9 区画線工			39
			10 道路付属物工	視線誘導標		39
				距離標		39
			11 コンクリート面塗装工			39
			13 プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		40
				スラブ桁		40
			14 ポストテンション桁製作工	ポストテンション桁製作工		40
				プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		41
			15 プレキャストセグメント主桁組立工	プレキャストセグメント主桁組立工		41
			16 PCホロースラブ製作工	PCホロースラブ製作工		41
			17 PC箱桁製作工	PC箱桁製作工		42
				PC押出し箱桁製作工		42
			18 根固めブロック工			42
			19 沈床工			43
			20 捨石工			43
			22 ハンドホール工			43
			23 階段工	現場打階段		43
				プレキャスト階段		
			25 伸縮装置工	ゴムジョイント		44
				鋼製フィンガージョイント		
			27 多自然型護岸工	巨石張り		44
				巨石積み		44
				かごマット		44
			28 羽口工	じゃかご		45
				ふとんかご		45
				かご枠		45
			29 プレキャストカルバート工			45
			31 側溝工	プレキャストU型側溝		45
				L型側溝		45
				自由勾配側溝		45
				管渠		45
				現場打水路工		46
				暗渠工		46
			32 集水桝工			46
			33 現場塗装工			46
		4 基礎工	1 一般事項	切込砂利		47
				砕石基礎工		47
				割ぐり石基礎工		47
				均しコンクリート		47
			3 基礎工（護岸）	現場打		47
				プレキャスト		47
			4 既製杭工	既製コンクリート杭		47
				鋼管杭		47
				H鋼杭		47
				鋼管ソイルセメント杭		47
			5 場所打杭工			48
			6 深礎工			48

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
1 共通	3 一般施工	4 基礎工	7 オープンケーソン基礎工			48
			8 ニューマチックケーソン基礎工			48
			9 鋼管矢板基礎工			49
		5 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積み		49
				コンクリートブロック張り		49
				連節ブロック張り		49
				天端保護ブロック		50
			4 緑化ブロック工			50
			5 石積(張)工			50
		7 一般舗装工	7 アスファルト舗装工	下層路盤工		51
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		51
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		51
				加熱アスファルト安定処理工		51
				基層工		51
				表層工		52
			8 半たわみ性舗装工	下層路盤工		52
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		52
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		52
				加熱アスファルト安定処理工		52
				基層工		53
				表層工		53
			9 排水性舗装工	下層路盤工		53
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		53
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		53
				加熱アスファルト安定処理工		54
				基層工		54
				表層工		54
			10 透水性舗装工	路盤工		54
				表層工		54
			11 グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		55
				基層工		55
				表層工		55
			12 コンクリート舗装工	下層路盤工		55
				粒度調整路盤工		55
				セメント(石灰・瀝青)安定処理工		56
				アスファルト中間層		56
				コンクリート舗装版工		56
				転圧コンクリート版工(下層路盤工)		56
				転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		56
				転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		57
				転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		57
				転圧コンクリート版工		57
			13 薄層カラー舗装工	下層路盤工		57
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		57
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		58

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	13 薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		58
				基層工		58
			14 ブロック舗装工	下層路盤工		58
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		58
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		59
				加熱アスファルト安定処理工		59
				基層工		59
			15 路面切削工			60
			16 舗装打換え工			60
			17 オーバーレイ工			60
			舗装工(面管理)			60-1～12
		8 地盤改良工	2 路床安定処理工			61
			3 置換工			61
			4 表層安定処理工	サンドマット海上		61
			5 パイルネット工			61
			6 サンドマット工			62
			7 バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		62
				ペーパードレーン工		62
				袋詰式サンドドレーン工		62
			8 締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		62
			9 固結工	粉体噴射撹拌工		62
				高圧噴射撹拌工		62
				スラリー撹拌工		62
				生石灰パイル工		62
		11 仮設工	5 土留・仮締切工	H鋼杭		62
				鋼矢板		62
				アンカー工		63
				連節ブロック張り工		63
				締切盛工		63
				中詰盛工		63
			9 地中連続壁工(壁式)			64
			10 地中連続壁工(柱列式)			64
		12 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3　路体盛土工	82
		13 工場製作工(共通)	1 一般事項	鋳造費(金属支承工)		65～66
				鋳造費(大型ゴム支承工)		67
				仮設材製作工		67
				刃口金物製作工		67
			3 桁製作工			68～70
			4 検査路製作工			71
			5 鋼製伸縮継手製作工			71
			6 落橋防止装置製作工			72
			7 橋梁用防護柵製作工			72
			8 アンカーフレーム製作工			72
			9 プレビーム用桁製作工			73
			10 鋼製排水管製作工			73
			11 工場塗装工			74
		14 橋梁架設工	架設工(鋼橋)	クレーン架設		75
				ケーブルクレーン架設		75
				ケーブルエレクション架設		75
				架設桁架設		75
				送出し架設		75
				トラベラークレーン架設		75

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
1 共通	3 一般施工	14 橋梁架設工	架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		76
				架設桁架設		76
			架設工支保工	固定		76
				移動		76
			架設桁架設	片持架設		76
				押出し架設		76
		15 法面工（共通）	2 植生工	種子散布工		76
				張芝工		76
				筋芝工		76
				市松芝工		76
				植生シート工		76
				植生マット工		76
				植生筋工		76
				人工張芝工		76
				植生穴工		76
				植生基材吹付工		76
				客土吹付工		76
			3 法面吹付工	コンクリート		76
				モルタル		76
			4 法枠工	現場打法枠工		77
				現場吹付法枠工		77
				プレキャスト法枠工		77
			6 アンカー工			77
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28　羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28　羽口工	45
		16 擁壁工（共通）	1 場所打擁壁工			78
			2 プレキャスト擁壁工			78
			3 補強土壁工	補強土壁工法		78
				多数アンカー式補強土工法		78
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		78
			4 井桁ブロック工	井桁ブロック工		79
		17 浚渫工（共通）	3 浚渫船運転工（民船・官船）	ポンプ浚渫船		79
				グラブ船		79
		19 床版工	2 床版工	床版工		80
	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	2 掘削工（切土工）	切土工		80
			3 盛土工	盛土工		80
			5 盛土補強工	補強土壁工法		81
				多数アンカー式補強土工法		81
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		81
			7 法面整形工	盛土部		81
			8 天端敷砂利工	天端敷砂利工		81
		4 道路土工	2 掘削工（切土工）	切土工		82
			3 路体盛土工	路体盛土工		82
			4 路床盛土工	路床盛土工		82
			5 法面整形工	盛土部		82
		土工	土工（面管理）			82-1～4
	5 無筋、鉄筋コンクリート	5 鉄筋	4 鉄筋の組立て			82

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
2 河川・水路	1 築堤・護岸	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		4 地盤改良工	2 表層安定処理工		第1編 3-8-4 表層安定処理工	61
			3 パイルネット工		第1編 3-8-5 パイルネット工	61
			4 バーチカルドレーン工		第1編 3-8-7 バーチカルドレーン工	62
			5 締固め改良工		第1編 3-8-8 締固め改良工	62
			6 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62
		5 護岸基礎工	3 基礎工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
		6 矢板護岸工	3 笠コンクリート工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
		7 法覆護岸工	3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			4 護岸付属物工			83
			5 緑化ブロック工		第1編 3-5-4 緑化ブロック工	50
			6 環境護岸ブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			7 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			8 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
			9 多自然型護岸工		第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
			10 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76
			11 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			12 覆土工		第1編 4-3-7 法面整形工	81
			13 羽口工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				連節ブロック張り	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
		8 擁壁護岸工	3 場所打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			4 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
		9 根固め工	3 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42
			5 沈床工		第1編 3-3-19 沈床工	43
			6 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
		10 水制工	3 沈床工		第1編 3-3-19 沈床工	43
			4 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43
			5 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
			8 杭出し水制工			83
		11 付帯道路工	3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			5 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			6 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			7 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58
			8 ブロック舗装工		第1編 3-7-14 ブロック舗装工	58～59
			9 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			10 集水桝工		第1編 3-3-32 集水桝工	46
			11 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
			12 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
		12 付帯道路施設工	3 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39
			4 標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38
		13 光ケーブル配管工	3 配管工			83
			4 ハンドホール工		第1編 3-3-22 ハンドホール工	43
	2 浚渫(川)	3 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2 浚渫船運転工(民船・官船)		第1編 3-17-3 浚渫船運転工	79
		4 浚渫工(グラブ船)	2 浚渫船運転工		第1編 3-17-3 浚渫船運転工	79
		5 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2 浚渫船運転工		第1編 3-17-3 浚渫船運転工	79
	3 樋門・樋管・水路工	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		4 地盤改良工	2 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62
		5 樋門・樋管本体工	3 既製杭工	既製杭工	第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工	場所打杭工	第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 矢板工	矢板工	第1編 3-3-4 矢板工	38

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
2 河川・水路	3 樋門・樋管・水路工	5 樋門・樋管本体工	6 函渠工	本体工		83
				ヒューム管		84
				PC管		84
				コルゲートパイプ		84
				ダクタイル鋳鉄管		84
				PC函渠	第1編 3 3 29 プレキャストカルバート工	45
			7 翼壁工	翼壁工		84
			8 水叩工	水叩工		84
		6 護床工	3 根固めブロック工		第1編 3 3 18 根固めブロック工	42
			5 沈床工		第1編 3 3 19 沈床工	43
			6 捨石工		第1編 3 3 20 捨石工	43
			7 かご工	じゃかご	第1編 3 3 28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3 3 28 羽口工	45
		7 水路工	3 側溝工		第1編 3 3 31 側溝工	45～46
			4 集水桝工		第1編 3 3 32 集水桝工	46
			5 暗渠工		第1編 3 3 31 暗渠工	46
			6 樋門接続暗渠工		第1編 3 3 29 プレキャストカルバート工	45
		8 付属物設置工	3 防止柵工		第1編 3 3 7 防止柵工(安全施設)	38
			7 階段工		第1編 3 3 23 階段工	43
	4 水門	3 工場製作工	3 桁製作工		第1編 3 13 3 桁製作工	68～70
			4 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3 13 5 鋼製伸縮継手製作工	71
			5 落橋防止装置製作工		第1編 3 13 6 落橋防止装置製作工	72
			6 鋼製排水管製作工		第1編 3 13 10 鋼製排水管製作工	73
			7 橋梁用防護柵製作工		第1編 3 13 7 橋梁用防護柵製作工	72
			9 仮設材製作工		第1編 3 13 1 仮設材製作工	67
			10 工場塗装工		第1編 3 13 11 工場塗装工	74
		5 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4 4 3 路体盛土工	82
		6 水門本体工	4 既製杭工		第1編 3 4 4 既製杭工	47
			5 場所打杭工		第1編 3 4 5 場所打杭工	48
			6 矢板工(遮水矢板)		第1編 3 3 4 矢板工	38
			7 床版工			84
			8 堰柱工			84
			9 門柱工			84
			10 ゲート操作台工			84
			11 胸壁工			84
			12 翼壁工		第2編 3 5 7 翼壁工	84
			13 水叩工		第2編 3 5 8 水叩工	84
		7 護床工	3 根固めブロック工		第1編 3 3 18 根固めブロック工	42
			5 沈床工		第1編 3 3 19 沈床工	43
			6 捨石工		第1編 3 3 20 捨石工	43
			7 かご工	じゃかご	第1編 3 3 28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3 3 28 羽口工	45
		8 付属物設置工	3 防止柵工		第1編 3 3 7 防止柵工(安全施設)	38
			8 階段工		第1編 3 3 23 階段工	43
		9 鋼管理橋上部工	4 架設工(クレーン架設)		第1編 3 14 架設工(クレーン架設)	75
			5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第1編 3 14 架設工(ケーブルクレーン架設)	75
			6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第1編 3 14 架設工(ケーブルエレクション架設)	75
			7 架設工(架設桁架設)		第1編 3 14 架設工(架設桁架設)	75
			8 架設工(送出し架設)		第1編 3 14 架設工(送出し架設)	75
			9 架設工(トラベラークレーン架設)		第1編 3 14 架設工(トラベラークレーン架設)	75
			10 支承工		第6編 4 5 10 支承工	111～112
		10 橋梁現場塗装工	2 現場塗装工		第1編 3 3 33 現場塗装工	46
		11 床版工	2 床版工		第1編 3 19 2 床版工	80
		12 橋梁付属物工(鋼管理橋)	2 伸縮装置工		第1編 3 3 25 伸縮装置工	44
			4 地覆工		第6編 4 8 5 地覆工	112
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4 8 6 橋梁用防護柵工	112
			6 橋梁用高欄工		第6編 4 8 7 橋梁用高欄工	112
			7 検査路工		第6編 4 8 8 検査路工	113

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
2 河川・水路	4 水門	14 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	2 プレテンション桁製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	40
			3 ポストテンション桁製作工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工	40～41
			4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	40
			5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工	41
			6 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			7 架設工(クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
			8 架設工(架設桁架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
			9 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80
			10 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
		15 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設工支保工	76
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			4 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
			5 PCホロースラブ製作工		第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41
		16 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
			4 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112
			7 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113
		18 舗装工	5 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			6 半たわみ性舗装工		第1編 3-7-8 半たわみ性舗装工	52～53
			7 排水性舗装工		第1編 3-7-9 排水性舗装工	53～54
			8 透水性舗装工		第1編 3-7-10 透水性舗装工	54
			9 グースアスファルト舗装工		第1編 3-7-11 グースアスファルト舗装工	55
			10 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			11 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58
			12 ブロック舗装工		第1編 3-7-14 ブロック舗装工	58～59
	5 堰	3 工場製作工	3 刃口金物製作工		第1編 3-13-3 刃口金物製作工	67
			4 桁製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68～70
			5 検査路製作工		第1編 3-13-4 検査路製作工	71
			6 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71
			7 落橋防止装置製作工		第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工	72
			8 鋼製排水管製作工		第1編 3-13-10 鋼製排水管製作工	73
			9 プレビーム用桁製作工		第1編 3-13-9 プレビーム用桁製作工	73
			10 橋梁用防護柵製作工		第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	72
			12 アンカーフレーム製作工		第1編 3-13-8 アンカーフレーム製作工	72
			13 仮設材製作工		第1編 3-13-1 仮設材製作工	67
			14 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74
		6 可動堰本体工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 オープンケーソン基礎工		第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48
			6 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48
			7 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
			8 床版工		第2編 4-6-7 床版工	84
			9 堰柱工		第2編 4-6-8 堰柱工	84
			10 門柱工		第2編 4-6-9 門柱工	84
			11 ゲート操作台工		第2編 4-6-10 ゲート操作台工	84
			12 水叩工		第2編 3-5-8 水叩工	84
			13 閘門工			84
			14 土砂吐工			84
			15 取付擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
		7 固定堰本体工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 オープンケーソン基礎工		第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
2 河川・水路	5 堰	7 固定堰本体工	6 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48
			7 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
			8 堰本体工			85
			9 水叩工			85
			10 土砂吐工			85
			11 取付擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
		8 魚道工	3 魚道本体工			85
		9 管理橋下部工	2 管理橋橋台工			85
		10 鋼管理橋上部工	4 架設工(クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(クレーン架設)	75
			5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブルクレーン架設)	75
			6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブルエレクション架設)	75
			7 架設工(架設桁架設)		第1編 3-14 架設工(架設桁架設)	75
			8 架設工(送出し架設)		第1編 3-14 架設工(送出し架設)	75
			9 架設工(トラベラークレーン架設)		第1編 3-14 架設工(トラベラークレーン架設)	75
			10 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
		11 橋梁現場塗装工	2 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46
		12 床版工	2 床版工		第1編 3-19-2 床版工	80
		13 橋梁付属物工(鋼管理橋)	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
			4 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112
			7 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113
		15 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	2 プレテンション桁製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	40
			3 ポストテンション桁製作工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工	40
			4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第1編 3-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	41
			5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工	41
			6 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			7 架設工(クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
			8 架設工(架設桁架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
			9 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80
			10 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
		16 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設工支保工	76
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111
			4 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
			5 PCホロースラブ製作工		第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41
		17 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設工支保工	76
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			4 PC箱桁製作工		第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42
			5 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
		18 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
			4 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112
			7 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113
		20 付属物設置工	3 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
			7 階段工		第1編 3-3-23 階段工	43
	6 排水機場	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		4 機場本体工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
			6 本体工			86
			7 燃料貯油槽工			86

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
2 河川・水路	6 排水機場	5 沈砂池工	3 既製杭工		第1編 3 4 4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3 4 5 場所打杭工	48
			5 矢板工		第1編 3 3 4 矢板工	38
			6 コンクリート擁壁工		第1編 3 16 1 場所打擁壁工	78
			7 コンクリート床版工			86
			8 ブロック床版工		第1編 3 3 18 根固めブロック工	42
			9 場所打水路工		第1編 3 3 31 側溝工	45～46
		6 吐出水槽工	3 既製杭工		第1編 3 4 4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3 4 5 場所打杭工	48
			5 矢板工		第1編 3 3 4 矢板工	38
			6 本体工		第2編 6 4 6 本体工	86
	7 床止め・床固め	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4 4 3 路体盛土工	82
		4 床止め工	4 既製杭工		第1編 3 4 4 既製杭工	47
			5 矢板工		第1編 3 3 4 矢板工	38
			6 本体工	床固め本体工		87
				植石張り	第1編 3 5 5 石積(張)工	50
				根固めブロック	第1編 3 3 18 根固めブロック工	42
			7 取付擁壁工		第1編 3 16 1 場所打擁壁工	78
			8 水叩工	水叩工		87
				巨石張り	第1編 3 3 27 多自然型護岸工	44
				根固めブロック	第1編 3 3 18 根固めブロック工	42
		5 床固め工	4 本堤工		第2編 7 4 6 本体工	87
			5 垂直壁工		第2編 7 4 6 本体工	87
			6 側壁工			87
			7 水叩工		第2編 7 4 8 水叩工	87
		6 山留擁壁工	3 コンクリート擁壁工		第1編 3 16 1 場所打擁壁工	78
			4 ブロック積擁壁工		第1編 3 5 3 コンクリートブロック工	49～50
			5 石積擁壁工		第1編 3 5 5 石積(張)工	50
			6 山留擁壁基礎工		第1編 3 4 3 基礎工(護岸)	47
	8 河川維持	7 路面補修工	3 不陸整正工		第1編 4 3 8 天端敷砂利工	81
			4 コンクリート舗装補修工		第1編 3 7 12 コンクリート舗装工	55～57
			5 アスファルト舗装補修工		第1編 3 7 7 アスファルト舗装工	51～52
		8 付属物復旧工	2 付属物復旧工		第1編 3 3 8 路側防護柵工	39
		9 付属物設置工	3 防護柵工		第1編 3 3 7 防止柵工(安全施設)	38
			5 付属物設置工		第1編 3 3 10 道路付属物工	39
		10 光ケーブル配管工	3 配管工		第2編 1 13 3 配管工	83
			4 ハンドホール工		第1編 3 3 22 ハンドホール工	43
		12 植栽維持工	3 樹木・芝生管理工		第1編 3 15 2 植生工	76
	9 河川修繕	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4 4 3 路体盛土工	82
		4 腹付工	2 覆土工		第1編 4 3 7 法面整形工	81
			3 植生工		第1編 3 15 2 植生工	76
		5 側帯工	2 縁切工	じゃかご工	第1編 3 3 28 羽口工(じゃかご)	45
				連節ブロック張り	第1編 3 5 3 コンクリートブロック工	49～50
				コンクリートブロック張り	第1編 3 5 3 コンクリートブロック工	49～50
				石張工	第1編 3 5 5 石積(張)工	50
			3 植生工		第1編 3 15 2 植生工	76
		6 堤脚保護工	3 石積み工		第1編 3 5 5 石積(張)工	50
			4 コンクリートブロック工		第1編 3 5 3 コンクリートブロック工	49～50
		7 管理用道路工	2 防護柵工		第1編 3 3 7 防止柵工(安全施設)	38
			4 路面切削工		第1編 3 7 15 路面切削工	60
			5 舗装打換え工		第1編 3 7 16 舗装打換え工	60
			6 オーバーレイ工		第1編 3 7 17 オーバーレイ工	60
			7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第1編 3 3 31 側溝工	45～46
				集水桝工	第1編 3 3 32 集水桝工	46
			8 道路付属物工	歩車道境界ブロック	第1編 3 3 5 縁石工	38
		8 現場塗装工	3 付属物塗装工		第1編 3 3 33 現場塗装工	46
			4 コンクリート面塗装工		第1編 3 3 11 コンクリート面塗装工	39

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
3 海岸	1 堤防・護岸	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		4 地盤改良工	2 表層安定処理工		第1編 3-8-4 表層安定処理工	61
			3 パイルネット工		第1編 3-8-5 パイルネット工	61
			4 バーチカルドレーン工		第1編 3-8-7 バーチカルドレーン工	62
			5 締固め改良工		第1編 3-8-8 締固め改良工	62
			6 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62
		5 護岸基礎工	4 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43
			5 場所打コンクリート工			88
			6 海岸コンクリートブロック工			88
			7 笠コンクリート工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			8 基礎工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			9 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
		6 護岸工	3 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			4 海岸コンクリートブロック工			88
			5 コンクリート被覆工			88
		7 擁壁工	3 場所打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
		8 天端被覆工	2 コンクリート被覆工			88
		9 波返工	3 波返工			89
		10 裏法被覆工	2 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			4 コンクリート被覆工		第3編 1-6-5 コンクリート被覆工	88
			5 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
		11 カルバート工	3 プレキャストカルバート工		第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45
		12 排水構造物工	3 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			4 集水桝工		第1編 3-3-32 集水桝工	46
			5 管渠工	プレキャストパイプ	第1編 3-3-31 暗渠工	46
		12 排水構造物工	5 管渠工	プレキャストボックス	第1編 3-3-31 暗渠工	46
				コルゲートパイプ	第1編 3-3-31 暗渠工	46
				ダクタイル鋳鉄管	第1編 3-3-31 暗渠工	46
			6 場所打水路工		第1編 3-3-31 場所打水路工	46
		13 付属物設置工	3 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
			6 階段工		第1編 3-3-23 階段工	43
		14 付帯道路工	3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			5 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			6 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			7 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58
			8 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			9 集水桝工		第1編 3-3-32 集水桝工	46
			10 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
			11 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
		15 付帯道路施設工	3 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39
			4 小型標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38
	2 突堤・人工岬	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		4 突堤基礎工	4 捨石工			89
			5 吸出し防止工			89
		5 突堤本体工	2 捨石工			90
			5 海岸コンクリートブロック工			90
			6 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			7 詰杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			8 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
			9 石砕工			90
			10 場所打コンクリート工			90

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
3 海岸	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11 ケーソン工	ケーソン工製作		91
				ケーソン工据付		91
				突堤上部工（場所打コンクリート）		91
				突堤上部工（海岸コンクリートブロック）		91
			12 セルラー工	セルラー工製作		91
				セルラー工据付		92
				突堤上部工（場所打コンクリート）		92
				突堤上部工（海岸コンクリートブロック）		92
		6 根固め工	2 捨石工			92
			3 根固めブロック工			92
		7 消波工	2 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43
			3 消波ブロック工			93
	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3 捨石工			93
			4 吸出し防止工		第3編 2-4-5 吸出し防止工	89
		4 海域堤本体工	2 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43
			3 海岸コンクリートブロック工		第3編 2-5-5 海岸コンクリートブロック工	90
			4 ケーソン工		第3編 2-5-11 ケーソン工	91
			5 セルラー工		第3編 2-5-12 セルラー工	91～92
			6 場所打コンクリート工		第3編 2-5-10 場所打コンクリート工	90
	4 浚渫（海岸）	3 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2 浚渫船運転工		第1編 3-17-3 浚渫船運転工	79
		4 浚渫工（グラブ船）	2 浚渫船運転工		第1編 3-17-3 浚渫船運転工	79
	5 養浜	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		4 砂止工	2 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
4 砂防・地滑り防止	1 砂防えん堤	3 工場製作工	3 鋼製えん堤製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68～70
			4 鋼製えん堤仮設材製作工			94
			5 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74
		5 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		6 法覆護岸工	2 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			3 法面吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76
			4 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
			6 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
		8 コンクリートえん堤工	4 コンクリートえん堤本体工			94
			5 コンクリートえん堤副えん堤工		第4編 1-8-4 コンクリートえん堤本体工	94
			6 コンクリート側壁工			94
			8 水叩工(水叩)			94
		9 鋼製えん堤工	5 鋼製えん堤本体工	不透過型		95
				透過型		95
			6 鋼製側壁工			96
			7 コンクリート側壁工		第4編 1-8-6 コンクリート側壁工	94
			9 水叩工(水叩)		第4編 1-8-8 水叩工(水叩)	94
			10 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46
		10 護床工・根固め工	4 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42
			6 沈床工		第1編 3-3-19 沈床工	43
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
		11 砂防えん堤付属物設置工	3 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
		12 付帯道路工	3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			5 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			6 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			7 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58
			8 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			9 集水桝工		第1編 3-3-32 集水桝工	46
			10 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
			11 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
		13 付帯道路施設工	3 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39
			4 小型標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38
	2 流路工	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		4 流路護岸工	4 基礎工(護岸)		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			5 コンクリート擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			6 ブロック積み擁壁工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			7 石積み擁壁工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			8 護岸付属物工		第2編 1-7-4 護岸付属物工	83
			9 植生工		第1編 3-15-1 植生工	76
		5 床固め工	4 床固め本体工		第4編 1-8-4 コンクリートえん堤本体工	94
			5 垂直壁工		第4編 1-8-4 コンクリートえん堤本体工	94
			6 側壁工		第4編 1-8-6 コンクリート側壁工	94
			7 水叩工		第4編 1-8-8 水叩工(水叩)	94
			8 魚道工			96
		6 根固め・水制工	4 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42
			6 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				かごマット	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
		7 流路付属物設置工	2 階段工		第1編 3-3-23 階段工	43
			3 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
		3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
4 砂防・地滑り防止	3 斜面対策	4 法面工	3 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			4 吹付工		第1編 3-15-3 吹付工	76
			5 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
			6 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
		4 法面工	7 アンカー工(プレキャストコンクリート板等)		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			8 抑止アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			9 ロックボルト工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
		5 擁壁工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 現場打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			5 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
			6 補強土壁工		第1編 3-16-3 補強土壁工	78
			7 井桁ブロック工		第1編 3-16-4 井桁ブロック工	79
			8 落石防護柵工		第6編 1-11-5 落石防護柵工	101
		6 山腹水路工	3 山腹集水路・排水路工		第1編 3-3-31 現場打水路工	46
			4 山腹明暗渠工			96
			5 山腹暗渠工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
			7 現場打水路工		第1編 3-3-31 現場打水路工	46
			6 集水桝工		第1編 3-3-32 集水桝工	46
		7 地下水排除工	4 集排水ボーリング工			97
			5 集水井工			97
		8 地下水遮断工	3 現場打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			4 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62
			5 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
		9 抑止杭工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 シャフト工(深礎工)		第1編 3-4-6 深礎工	48
			6 合成杭工			97

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
5 ダム	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工	コンクリートダム工	本体		98
				水叩		98
				副ダム		99
				導流壁		99
	2 フィルダム	4 盛立工	5 コアの盛立			100
			6 フィルターの盛立			100
			7 ロックの盛立			100
			フィルダム(洪水吐)			100
	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工	3 ボーリング工			100

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
6 道路	1 道路開設・改良	3 工場製作工	2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		101
				工場塗装工	第1編 3-13-11 工場塗装工	74
		5 法面工	2 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			3 法面吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76
			4 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
			6 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
		6 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		7 擁壁工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 現場打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			6 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
			7 補強土壁工	補強土壁工法	第1編 3-16-3 補強土壁工法	78
				多数アンカー式補強土工法	第1編 3-16-3 多数アンカー式補強土工法	78
				ジオテキスタイル補強土工法	第1編 3-16-3 ジオテキスタイル補強土工法	78
			8 井桁ブロック工		第1編 3-16-4 井桁ブロック工	79
		8 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			4 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
		9 カルバート工	4 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			5 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			6 場所打カルバート工			101
			7 プレキャストカルバート工		第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45
		10 排水構造物工(小型水路工)	3 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			4 管渠工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			5 集水桝・マンホール工		第1編 3-3-32 集水桝工	46
			6 地下排水工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
			7 場所打水路工		第1編 3-3-31 場所打水路工	46
			8 排水工(小段排水・縦排水)		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
		11 落石雪害防止工	4 落石防止網工			101
			5 落石防護柵工			101
			6 防雪柵工			102
			7 雪崩予防柵工			102
		12 遮音壁工	4 遮音壁基礎工			102
			5 遮音壁本体工			102
	2 舗装	3 地盤改良工	2 路床安定処理工		第1編 3-8-2 路床安定処理工	61
			3 置換工		第1編 3-8-3 置換工	61
		4 舗装工	5 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			6 半たわみ性舗装工		第1編 3-7-7 半たわみ性舗装工	52～53
			7 排水性舗装工		第1編 3-7-9 排水性舗装工	53～54
			8 透水性舗装工		第1編 3-7-10 透水性舗装工	54
			9 グースアスファルト舗装工		第1編 3-7-11 グースアスファルト舗装工	55
			10 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			11 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58
			12 ブロック舗装工		第1編 3-7-14 ブロック舗装工	58～59
				歩道路盤工		103
				取合舗装路盤工		103
				路肩舗装路盤工		103
				歩道舗装工		103
				取合舗装工		103
				路肩舗装工		103
				表層工		103
		5 排水構造物工(路面排水工)	3 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			4 管渠工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			5 集水桝・マンホール工		第1編 3-3-32 集水桝工	46
			6 地下排水工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
			7 場所打水路工		第1編 3-3-31 場所打水路工	46

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
6 道路	2 舗装	5 排水構造物工(路面排水工)	8 排水工(小段排水・縦排水)		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			9 排水性舗装用路肩排水工			104
		6 縁石工	3 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
		7 踏掛版工	4 踏掛版	コンクリート工		104
				ラバーシュー		104
				アンカーボルト		104
		8 防護柵工	3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			4 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
			5 ボックスビーム工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			6 車止めポスト工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
		9 標識工	3 小型標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38
			4 大型標識工	標識基礎工		104
				標識柱工		104
		10 区画線工	2 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
		1 道路付属2 施設工	4 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39
			5 ケーブル配管工	ケーブル配管工		105
				ハンドホール	第1編 3-3-33 集水桝工	46
			6 照明工	照明柱基礎工		105
		1 橋梁3 付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
	3 橋梁下部	3 工場製作工	2 刃口金物製作工		第1編 3-13-1 刃口金物製作工	67
			3 鋼製橋脚製作工			106
			4 アンカーフレーム製作工		第1編 3-13-8 アンカーフレーム製作工	72
			5 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74
		5 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		6 橋台工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 深礎工		第1編 3-4-6 深礎工	48
			5 オープンケーソン基礎工		第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48
			6 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48
			8 橋台躯体工			107
		7 RC橋脚工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 深礎工		第1編 3-4-6 深礎工	48
			6 オープンケーソン基礎工		第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48
			7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48
			8 鋼管矢板基礎工		第1編 3-4-9 鋼管矢板基礎工	49
			9 橋脚躯体工	張出式		108
				重力式		108
				半重力式		108
				ラーメン式		109
		8 鋼製橋脚工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 深礎工		第1編 3-4-6 深礎工	48
			6 オープンケーソン基礎工		第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48
			7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48
			8 鋼管矢板基礎工		第1編 3-4-9 鋼管矢板基礎工	49
			9 橋脚フーチング工	I型・T型		110
				門型		110
			10 橋脚架設工	I型・T型		110
				門型		110
			11 現場継手工			111
			12 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46
		9 護岸基礎工	3 基礎工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
		10 矢板護岸工	3 笠コンクリート工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
6 道路	3 橋梁下部	11 法覆護岸工	2 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			3 護岸付属物工		第2編 1-7-4 護岸付属物工	83
			4 緑化ブロック工		第1編 3-5-4 緑化ブロック工	50
			5 環境護岸ブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			6 石張り・石積み工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			7 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
			8 多自然型護岸工	巨石張り	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
				巨石積み	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
				かごマット	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
			9 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76
			10 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			11 覆土工		第1編 4-3-6 法面整形工	81
			12 羽口工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				かご枠	第1編 3-3-28 羽口工	45
				連節ブロック張り	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
		12 擁壁護岸工	3 場所打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			4 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
	4 鋼橋上部	3 工場製作工	3 桁製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68～70
			4 検査路製作工		第1編 3-13-4 検査路製作工	71
			5 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71
			6 落橋防止装置製作工		第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工	72
			7 鋼製排水管製作工		第1編 3-13-10 鋼製排水管製作工	73
			8 橋梁用防護柵製作工		第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	72
			9 橋梁用高欄製作工			111
			10 横断歩道橋製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68～70
			12 アンカーフレーム製作工		第1編 3-13-8 アンカーフレーム製作工	72
			13 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74
		5 鋼橋架設工	4 架設工(クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(クレーン架設)	75
			5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブルクレーン架設)	75
			6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブルエレクション架設)	75
			7 架設工(架設桁架設)		第1編 3-14 架設工(架設桁架設)	75
			8 架設工(送出し架設)		第1編 3-14 架設工(送出し架設)	75
			9 架設工(トラベラークレーン架設)		第1編 3-14 架設工(トラベラークレーン架設)	75
			10 支承工	鋼製支承		111
				ゴム支承		112
		6 橋梁現場塗装工	3 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46
		7 床版工	2 床版工		第1編 3-19-2 床版工	80
		8 橋梁付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
			3 落橋防止装置工			112
			5 地覆工			112
			6 橋梁用防護柵工			112
			7 橋梁用高欄工			112
			8 検査路工			113
		9 歩道橋本体工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 橋脚フーチング工	I型	第6編 3-8-9 橋脚フーチング工	110
				T型	第6編 3-8-9 橋脚フーチング工	110
			6 歩道橋(側道橋)架設工		第1編 3-14 架設工	75
			7 現場塗装工(歩道橋)		第1編 3-3-33 現場塗装工	46
			8 工場塗装工(歩道橋)		第1編 3-13-11 工場塗装工	74
	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	2 プレビーム用桁製作工		第1編 3-13-9 プレビーム用桁製作工	73
			3 橋梁用防護柵製作工		第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	72
			4 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71
			5 検査路製作工		第1編 3-13-4 検査路製作工	71
			6 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
6 道路	5 コンクリート橋上部	5 PC橋工	2 プレテンション桁製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	40
			3 ポストテンション桁製作工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工	40
			4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第1編 3-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	41
			5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工	41
			6 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			7 架設工(クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
			8 架設工(架設桁架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
			9 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80
			10 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
		6 プレビーム桁橋工	2 プレビーム桁製作工(現場)			113
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			4 架設工(クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
			5 架設工(架設桁架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
			6 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80
			9 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
		7 PCホロースラブ橋工	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工(固定)	76
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			4 PCホロースラブ製作工		第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41
			5 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
		8 RCホロースラブ橋工	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工(固定)	76
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			4 RCホロースラブ製作工		第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41
			5 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
		9 PC版桁橋工	2 PC版桁製作工		第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41
		10 PC箱桁橋工	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工(固定)	76
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			4 PC箱桁製作工		第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42
			5 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
		11 PC片持箱桁橋工	2 PC片持箱桁製作工		第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			4 架設工(片持架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
		12 PC押出し箱桁橋工	2 PC押出し箱桁製作工		第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42
			3 架設工(押出し架設)		第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
		13 橋梁付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
			4 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112
			7 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113
	6 トンネル(NATM)	4 支保工	3 吹付工			113
			4 ロックボルト工			114
		5 覆工	3 覆工コンクリート工			114
			4 側壁コンクリート工		第6編 6-5-3 覆工コンクリート工	114
			5 床版コンクリート工			115
		6 インバート工	4 インバート本体工			115
		7 坑内付帯工	5 地下排水工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
		8 坑門工	4 坑門本体工			115
			5 明り巻工			116
	11 共同溝	3 工場製作工	3 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
6 道路	11 共同溝	6 現場打構築工	2 現場打躯体工			116
			4 カラー継手工			116
			5 防水工	防水		117
				防水保護工		117
				防水壁		117
		7 プレキャスト構築工	2 プレキャスト躯体工			118
	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2 管路工(管路部)			118
			3 プレキャストボックス工(特殊部)			118
			4 現場打ボックス工(特殊部)		第6編 11-6-2 現場打躯体工	116
		6 付帯設備工	2 ハンドホール工		第1編 3-3-22 ハンドホール工	43
	13 情報ボックス工	3 情報ボックス工	4 管路工(管路部)		第6編 12-5-2 管路工(管路部)	118
		4 付帯設備工	2 ハンドホール工		第1編 3-3-22 ハンドホール工	43
	14 道路維持	4 舗装工	3 路面切削工		第1編 3-7-15 路面切削工	60
			4 舗装打換え工		第1編 3-7-16 舗装打換え工	60
			5 切削オーバーレイ工			119
			6 オーバーレイ工		第1編 3-7-17 オーバーレイ工	60
			7 路上再生工			119
			8 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58
		5 排水構造物工	3 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			4 管渠工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			5 集水桝・マンホール工		第1編 3-3-32 集水桝工	46
			6 地下排水工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
			7 場所打水路工		第1編 3-3-31 現場打水路工	46
			8 排水工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
		6 防護柵工	3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			4 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
			5 ボックスビーム工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			6 車止めポスト工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
		7 標識工	3 小型標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38
			4 大型標識工		第6編 2-9-4 大型標識工	104
		8 道路付属施設工	4 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39
			5 ケーブル配管工		第6編 2-12-5 ケーブル配管工	105
			6 照明工		第6編 2-12-6 照明工	105
		9 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		10 擁壁工	3 場所打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			4 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
		11 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			4 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
		12 カルバート工	4 現場打カルバート工		第6編 1-9-6 現場打カルバート工	101
			5 プレキャストカルバート工		第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45
		13 法面工	2 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			3 法面吹付工		第1編 3-15-3 吹付工	76
			4 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
			6 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
		15 橋梁付属物工	2 伸縮継手工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
			4 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112
			7 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113
		17 現場塗装工	6 コンクリート塗装面工		第1編 3-3-11 コンクリート塗装面工	39
	16 道路修繕	3 工場製作工	4 桁補強材製作工			120
			5 落橋防止装置製作工		第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工	72

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
6 道路	16 道路修繕	5 舗装工	3 路面切削工		第1編 3-7-15 路面切削工	60
			4 舗装打換え工		第1編 3-7-16 舗装打換え工	60
			5 切削オーバーレイ工		第6編 14-4-5 切削オーバーレイ	119
			6 オーバーレイ工		第1編 3-7-17 オーバーレイ工	60
			7 路上再生工		第6編 14-4-7 路上再生工	119
			8 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58
		6 排水構造物工	3 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			4 管渠工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			5 集水桝・マンホール工		第1編 3-3-32 集水桝工	46
			6 地下排水工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
			7 場所打水路工		第1編 3-3-31 現場打水路工	46
			8 排水工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
		7 縁石工	3 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
		8 防護柵工	3 路肩防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			4 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
			5 ボックスビーム工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			6 車止めポスト工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
		9 標識工	3 小型標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38
			4 大型標識工		第6編 2-9-4 大型標識工	104
		10 区画線工	2 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
		12 道路付属施設工	4 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39
			5 ケーブル配管工		第6編 2-12-5 ケーブル配管工	105
			6 照明工		第6編 2-12-6 照明工	105
		13 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		14 擁壁工	3 場所打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			4 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
		15 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			4 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
		16 カルバート工	4 現場打カルバート工		第6編 1-9-6 現場打カルバート工	101
			5 プレキャストカルバート工		第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45
		17 法面工	2 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			3 法面吹付工		第1編 3-15-3 吹付工	76
			4 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
			6 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
		18 落石雪害防止工	4 落石防止網工		第6編 1-11-4 落石防止網工	101
			5 落石防護柵工		第6編 1-11-5 落石防護柵工	101
			6 防雪柵工		第6編 1-11-6 防雪柵工	102
			7 雪崩予防柵工		第6編 1-11-7 雪崩予防柵工	102
		20 鋼桁工	3 鋼桁補強工		第6編 16-3-4 桁補強材製作工	120
		21 橋梁支承工	3 鋼橋支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
			4 PC橋支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
		22 橋梁付属物工	3 伸縮継手工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
			4 落橋防止装置工	RC		120
				鋼製		120
			6 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112
			7 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112
			8 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112
			9 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113
		25 現場塗装工	3 橋梁塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46
			6 コンクリート塗装面工		第1編 3-3-11 コンクリート塗装面工	39

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
8 下水道	1 管路	3 管渠工（開削）	3 管路土木	管路掘削		121
				管路埋戻		121
			4 管布設工	管布設（自然流下管）		121
				短形渠（プレキャスト）		121
				圧送管		122
				鋳鉄管接合		122
			5 管基礎工	砂基礎		123
				砕石基礎		123
				コンクリート基礎		123
				まくら土台基礎		123
				はしご胴木基礎		123
			6 水路築造工	現状打水路		124
			7 管路土留工	鋼矢板土留		124
		4 管渠工（小口径推進）	3 小口推進工			124
			4 立坑内管布設工			125
		5 管渠工（推進）	3 推進工		第8編 1 4 3　小口推進工	124
			4 立坑内管布設工		第8編 1 4 4　空伏工	125
		6 管渠工（シールド）	3 一次覆工	掘進工		125
			4 二次覆工	二次覆工（Co仕上）		125
				二次覆工（FRPM管）		125
		7 管渠更生工	3 管渠内面被覆工			126
		8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工		127
				マンホール基礎工		127
			4 組立マンホール工	組立マンホール工		127
			5 小型マンホール工	小型マンホール工		127
		9 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔		128
			伏せ越し室・雨水吐室工			128
			伏せ越し管工			128
			越流堰（雨水吐室）			128
			中継ポンプ施設			129
		10 取付管及びます工	4 ます設置工	公共ます		129
			5 取付管布設工	取付管		129
		13 立坑工	立坑工			129
			立坑土工			130
	2 処分場・ポンプ場	3 敷地造成土木	4 法面整形工	盛土・切土		130
		6 本体作業土工	2 掘削工	土工（掘削）		130
		7 本体仮設工	2 土留・仮締切工	土留・仮締切工（H鋼杭、鋼矢板）		130
			3 地中連続壁工（コンクリート壁）	コンクリート壁		131
			4 地中連続壁工（ソイル壁）	ソイル壁		131
		8 本体築造工	3 直接基礎工（改良）	構造物基礎		131
			5 既製杭工			131
			6 場所打杭工			132
			7 オープンケーソン基礎工			132
			8 ニューマチックケーソン基礎工			132
			9 躯体工	池・槽の主要構造物		132
				池・槽の附属構造物		132
				開口部		133
				ゲート用開口部		133
				可動せき用開口部		133
			11 越流樋工	流出トラフ		133
			12 越流堰板工	越流堰		134
			燃料貯留槽工	燃料貯留槽工		134
		9 場内管路工	10 管布設工	流入渠・流出渠		134

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
10 植栽工	1 植栽	3 植栽工	3 高木植栽工			135
			4 中低木植栽工		第10編 1 3 3　高木植栽工	135
			5 特殊樹木植栽工		第10編 1 3 3　高木植栽工	135
			6 地被類植栽工			135
			7 草花種子散布工		第1編 3 15 2　植生工	76
			10 樹木養生工			135～136
			11 樹名板工			136
			12 根囲い保護工			136
		4 移植工	4 高木移植工		第10編 1 3 3　高木植栽工	135
			5 根株移植工		第10編 1 3 3　高木植栽工	135
			6 中低木移植工		第10編 1 3 3　高木植栽工	135
			7 地衣類移植工		第10編 1 3 6　地被類植栽工	135
			8 樹木養生工		第10編 1 3 10 樹木養生工	135～136
			9 樹名板工		第10編 1 3 11 樹名板工	136
			10 根囲い保護工		第10編 1 3 12 根囲い保護工	136

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
11 水道・工業用水道	2 構造物			沈砂池 着水井 撹拌池 沈澱池 ろ過池 配水池 浄水池 調整池 ポンプ井 その他		137
	3 管路			管布設工		137
		2 掘削及び埋戻し	2 埋戻し工	管天端10cm上	第1編 4 4 4　路床盛土工	82
		3 土留工	1 土留矢板工		第1編 3 3 4　矢板工	38
		4 管附帯構造物		制水弁室等 (構造物)		137
		7 推進工及びシールド工	1 推進工		第8編1 4　管渠工(小口径推進)	124～125
					第8編1 5　管渠工(推進)	124～125
			2 シールド工		第8編1 6　管渠工(シールド)	125
	4 管材料及び接合	3 鋳鉄管の接合	2 継手の接合	鋳鉄管接合		137
			3 特殊押輪の接合			
		6 鋼管の接合	1 現場溶接接合	鋼管接合		137
			2 現場自動溶接接合			
			3 溶接部の検査			
			4 鋼管内面塗装			
			5 鋼管外面塗装			
			6 塗覆装の管理			

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
12 農業農村整備	1 ほ場整備工事	3 整地工	1 整地工			138
			2 整形仕上げ工		第1編 4-3-6　法面整形工	81
			4 暗渠排水工			138
			6 植生工		第1編 3-15-2　植生工	76
		4 用水路工（開水路）	2 整形仕上げ工		第1編 4-3-6　法面整形工	81
			3 植生工		第1編 3-15-2　植生工	76
			4 用水路工	水路工（土水路）		138
		5 用水路工（管水路）	1 管水路工		第12編 第5章　管水路工事	
		6 排水路工	2 整形仕上げ工		第1編 4-3-6　法面整形工	81
			3 植生工		第1編 3-15-2　植生工	76
			4 排水路工		第12編 1-4-4　用水路工	138
		7 道路工	1 掘削工		第1編 4-4-2　掘削工	82
			3 路体盛土工		第1編 4-4-3　路体盛土工	82
			4 路床盛土工		第1編 4-4-4　路床盛土工	82
			5 整形仕上げ工		第1編 4-4-5　法面整形工	82
			6 植生工		第1編 3-15-2　植生工	76
			7 吹付工		第1編 3-15-3　法面吹付工	76
			9 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7　アスファルト舗装工	51～52
			10 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12　コンクリート舗装工	55～57
			11 砂利舗装工			138
	2 農道工事	3 土工	1 掘削工		第1編 4-4-2　掘削工	82
			3 路体盛土工		第1編 4-4-3　路体盛土工	82
			4 路床盛土工		第1編 4-4-4　路床盛土工	82
			5 整形仕上げ工		第1編 4-4-5　法面整形工	82
		4 地盤改良工	1 路床安定処理工		第1編 3-8-2　路床安定処理工	61
			2 サンドマット工		第1編 3-8-6　サンドマット工	61
			3 バーチカルドレーン工		第1編 3-8-7　バーチカルドレーン工	62
			4 締固め改良工		第1編 3-8-8　締固め改良工	62
			5 固結工		第1編 3-8-9　固結工	62
		5 法面工	2 植生工		第1編 3-15-2　植生工	76
			3 吹付工		第1編 3-15-3　吹付工	76
			4 法枠工		第1編 3-15-4　法枠工	77
			5 アンカー工		第1編 3-15-6　アンカー工	77
			6 かご工		第1編 3-3-28　羽口工	45
		6 擁壁工	2 既製杭工		第1編 3-4-4　既製杭工	47
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5　場所打杭工	48
			4 場所打擁壁工		第1編 3-16-1　場所打擁壁工	78
			5 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2　プレキャスト擁壁工	78
			6 補強土壁工		第1編 3-16-3　補強土壁工	78
			7 井桁ブロック工		第1編 3-16-4　井桁ブロック工	79
			8 小型擁壁工			139
		7 石・ブロック積（張）工	2 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3　コンクリートブロック工	49～50
			3 緑化ブロック工		第1編 3-5-4　緑化ブロック工	50
			4 石積（張）工		第1編 3-5-5　石積（張）工	50
		8 カルバート工	2 既製杭工		第1編 3-4-4　既製杭工	47
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5　場所打杭工	48
			4 現場打カルバート工		第6編 1-9-6　現場打カルバート工	101
			5 プレキャストカルバート工		第1編 3-3-29　プレキャストカルバート工	45
		9 小型水路工	2 側溝工		第1編 3-3-31　側溝工	45～46
			3 管渠工		第1編 3-3-31　側溝工	45～46
			4 集水桝工		第1編 3-3-32　集水桝工	46
			5 地下排水工		第1編 3-3-31　暗渠工	46
		10 落石防護工	2 落石防止網工		第6編 1-11-4　落石防止網工	101
			3 落石防止柵工		第6編 1-11-5　落石防護柵工	101
		12 舗装工	2 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7　アスファルト舗装工	51～52
			3 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12　コンクリート舗装工	55～57
			4 砂利舗装工		第12編 1-7-11　砂利舗装工	138
		13 路面排水工	2 側溝工		第1編 3-3-31　側溝工	45～46
			3 管渠工		第1編 3-3-31　側溝工	45～46
			4 集水桝工		第1編 3-3-32　集水桝工	46
		14 付帯設備工	2 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7　防止柵工（安全施設）	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8　路側防護柵工	39

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
12 農業農村整備	2 農道工事	14 付帯設備工	3 標識工	小型標識工	第1編 3-3-6 小型標識工	38
				大型標識工	第6編 2-9-4 大型標識工	104
				標識基礎工	第6編 2-9-4 大型標識工	104
			4 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
			5 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
			7 付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39
	3 水路工事	3 土工	1 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
			2 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80
			3 整形仕上げ工		第1編 4-3-6 法面整形工	81
		5 基礎工	1 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
		6 開渠工	2 現場打ち開渠工	U字溝	第1編 3-3-31 側溝工	46
				U字フリューム	第1編 3-3-31 側溝工	46
				ベンチフリューム	第1編 3-3-31 側溝工	46
			3 プレキャスト開渠工	フリューム類	第1編 3-3-31 側溝工	45
		7 暗渠工	2 現場打ち暗渠工		第6編 1-9-6 現場打カルバート工	101
			3 プレキャスト暗渠工		第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45
		10 水路付帯工	2 付帯施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			3 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		11 擁壁工	2 場所打ち擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			3 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
			4 石積工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			5 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
		12 法面工	1 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			2 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76
		14 道路復旧工	1 路体盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
			2 路床盛土工		第1編 4-4-4 路床盛土工	82
			4 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			5 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			6 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138
			7 道路用側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			8 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			9 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
			10 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
		15 水路復旧工	1 土水路工		第12編 1-4-4 用水路工	138
			2 プレキャスト水路工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
	4 河川及び排水路工事	5 矢板護岸工	2 笠コンクリート工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			3 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
		6 法覆護岸工	3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
				小口矢板工	第1編 3-3-4 矢板工	38
				緑化ブロック工	第1編 3-5-4 緑化ブロック工	50
				環境護岸ブロック工	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
				石積(張)工	第1編 3-5-5 石積(張)工	50
				法枠工	第1編 3-15-4 法枠工	77
			4 多自然型護岸工		第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
			5 覆土工	覆土工	第1編 4-3-6 法面整形工	81
			6 羽口工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				かご枠	第1編 3-3-28 羽口工	45
				連節ブロック張り	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49
		7 根固め工	2 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42
			3 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43
			4 沈床工		第1編 3-3-19 沈床工	43
		8 柵渠工	2 柵渠工	コンクリート二次製品		139
		9 合流工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 現場打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 矢板工	矢板工	第1編 3-3-4 矢板工	38
		10 水路付帯工	1 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		11 擁壁工	2 現場打ち擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
		12 法面工	1 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
12 農業農村整備	4 河川及び排水路工事	14 道路復旧工	1 路体盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
			2 路床盛土工		第1編 4-4-4 路床盛土工	82
			4 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			5 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			6 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138
			7 道路用側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			8 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			9 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
			10 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
		15 水路復旧工	1 土水路工		第12編 1-4-4 用水路工	138
			2 プレキャスト水路工		第1編 3-3-31 側溝工	45
	5 管水路工事	3 土工	2 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
			3 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80
			4 整形仕上げ工		第1編 4-3-6 法面整形工	81
		5 管体基礎工	1 砂基礎工			140
			2 砕石基礎工			140
			3 コンクリート基礎工			140
		6 管体工	1 硬質塩化ビニル管布設工			140
			2 強化プラスチック複合管布設工			141
			3 ダクタイル鋳鉄管布設工			141
			4 鋼管布設工			141
		7 分水弁室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		8 排泥弁室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		10 流量計室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		11 制水弁室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		12 減圧水槽工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		15 法面工	1 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			2 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76
		17 道路復旧工	1 路体盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
			2 路床盛土工		第1編 4-4-4 路床盛土工	82
			4 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			5 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			6 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138
			7 道路用側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			8 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			9 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
			10 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
		18 水路復旧工	1 土水路工		第12編 1-4-4 用水路工	138
			2 プレキャスト水路工		第1編 3-3-31 側溝工	45
	6 畑かん施設工事	5 管体基礎工	1 砂基礎工		第12編 5-5-1 砂基礎工	140
			2 砕石基礎工		第12編 5-5-2 砕石基礎工	140
			3 コンクリート基礎工		第12編 5-5-3 コンクリート基礎工	140
		6 管体工	1 硬質塩化ビニル管布設工		第12編 5-6-1 硬質塩化ビニル管布設工	140
			2 ダクタイル鋳鉄管布設工		第12編 5-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工	141
			3 炭素鋼鋼管布設工		第12編 5-6-4 鋼管布設工	141
		11 道路復旧工	2 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			3 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			4 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138
			5 道路用側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			6 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			7 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
			8 緑石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
		12 水路復旧工	1 土水路工		第12編 1-4-4 用水路工	138
			2 プレキャスト水路工		第1編 3-3-31 側溝工	45

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準		頁
12 農業農村整備	7 PC橋工事	3 コンクリート橋架設工	1 架設工	架設工(クレーン架設)	第1編 3-14	架設工(コンクリート橋)	76
				架設工(架設桁架設)	第1編 3-14	架設工(コンクリート橋)	76
				架設支保工(固定)	第1編 3-14	架設支保工	76
				架設支保工(移動)	第1編 3-14	架設支保工	76
				架設工(片持架設)	第1編 3-14	架設桁架設	76
				架設工(押出し架設)	第1編 3-14	架設桁架設	76
			2 横組工		第1編 3-19-2	床版工	80
			3 支承工		第6編 4-5-10	支承工	111～112
		4 橋梁付属物工	1 伸縮装置工		第1編 3-3-25	伸縮装置工	44
			2 落橋防止工		第6編 4-8-3	落橋防止装置工	112
			4 地覆工		第6編 4-8-5	地覆工	112
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工	112
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7	橋梁用高欄工	112
			8 現場塗装工		第1編 3-3-33	現場塗装工	46
		5 舗装工	2 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7	アスファルト舗装工	51～52
			3 グースアスファルト舗装工		第1編 3-7-11	グースアスファルト舗装工	55
			4 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12	コンクリート舗装工	55～57
		6 舗装付帯工	1 区画線工		第1編 3-3-9	区画線工	39
	8 橋梁下部工事	3 土工	1 掘削工		第1編 4-3-2	掘削工(切土工)	80
			2 盛土工		第1編 4-3-3	盛土工	80
			3 整形仕上げ工		第1編 4-3-6	法面整形工	81
		4 橋台工	2 既製杭工		第1編 3-4-4	既製杭工	47
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5	場所打杭工	48
			4 躯体工		第6編 3-6-8	躯体工	107
		5 橋脚工	2 既製杭工		第1編 3-4-4	既製杭工	47
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5	場所打杭工	48
			4 躯体工		第6編 3-7-9	橋脚躯体工	108～109
		6 擁壁工	2 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3	コンクリートブロック工	49～50
			3 石積工		第1編 3-5-5	石積(張)工	50
			4 現場打ち擁壁工		第1編 3-16-1	場所打擁壁工	78
		7 法面工	1 法枠工		第1編 3-15-4	法枠工	77
			2 植生工		第1編 3-15-2	植生工	76
			3 吹付工		第1編 3-15-3	法面吹付工	76
	9 頭首工工事	3 土工	1 掘削工		第1編 4-3-2	掘削工(切土工)	80
			2 盛土工		第1編 4-3-3	盛土工	80
			3 整形仕上げ工		第1編 4-3-7	整形仕上げ工	81
		4 可動堰本体工	2 既製杭工		第1編 3-4-4	既製杭工	47
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5	場所打杭工	48
			4 オープンケーソン基礎工		第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工	48
			5 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	48
			6 止水矢板工		第1編 3-3-4	矢板工	38
			7 床版(堰体)工		第2編 4-6-7	床版工	84
			8 堰柱工		第2編 4-6-8	堰柱工	84
			9 門柱工		第2編 4-6-9	門柱工	84
			10 ゲート操作台工		第2編 4-6-10	ゲート操作台工	84
			11 水叩(エプロン)工		第2編 3-5-8	水叩工	84
			12 洪水吐工		第2編 4-6-7	床版工	84
			13 土砂吐工		第2編 5-6-14	土砂吐工	84
			14 取付擁壁工		第1編 3-16-1	場所打擁壁工	78
					第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工	78
		5 固定堰本体工	2 既製杭工		第1編 3-4-4	既製杭工	47
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5	場所打杭工	48
			4 オープンケーソン基礎工		第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工	48
			5 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	48
			6 止水矢板工		第1編 3-3-4	矢板工	38
			7 堰体工		第2編 5-7-8	堰本体工	85
			8 水叩(エプロン)工		第2編 5-7-9	水叩工	85
			9 取付擁壁工		第1編 3-16-1	場所打擁壁工	78
					第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工	78

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
12 農業農村整備	9 頭首工工事	6 護床工	2 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42
			4 沈床工		第1編 3-3-19 沈床工	43
			5 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43
			6 かご工		第1編 3-3-28 羽口工	45
		7 魚道工	2 魚道本体工		第2編 5-8-3 魚道本体工	85
		8 管理橋下部工	1 管理橋下部工		第2編 5-9-2 管理橋橋台工	85
		9 管理橋上部工	2 プレテンション桁製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	40
			3 ポストテンションT(I)桁製作工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工	40
			4 プレキャストブロック桁製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	40
			5 プレキャストブロック桁組立工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工	40
			6 PCホロースラブ製作工		第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	40
			7 PC箱桁製作工		第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42
			8 クレーン架設工		第1編 3-14 架設工(クレーン架設)	76
			9 架設桁架設工		第1編 3-14 架設工(架設桁架設)	76
			10 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工(固定)	76
			11 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80
			12 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
	10 機場下部工事	3 土工	1 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
			2 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80
			3 整形仕上げ工		第1編 4-3-7 堤防天端工	81
		4 機場本体工	2 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
			5 本体工		第2編 6-4-6 本体工	86
			6 燃料貯油槽工		第2編 6-4-7 燃料貯油槽工	86
		5 遊水地工	2 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
			5 側壁工		第2編 7-5-6 側壁工	87
			6 コンクリート床版工		第2編 4-4-8 床版工	84
			7 現場打水路工		第1編 3-3-31 側溝工	46
	11 地すべり防止工事	3 土工	1 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
			2 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80
			3 整形仕上げ工		第1編 4-3-7 堤防天端工	81
		5 法面工	1 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			2 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76
		6 水抜きボーリング工	1 水抜きボーリング工		第4編 3-7-4 集排水ボーリング工	97
			2 面壁工		第1編 3-4-1 基礎工	47
		7 集水井設置工	2 集水井工		第4編 3-7-5 集水井工	97
			3 集水ボーリング工		第4編 3-7-4 集排水ボーリング工	97
			4 排水ボーリング工		第4編 3-7-4 集排水ボーリング工	97
		8 抑止杭工	2 抑止杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
					第1編 3-4-5 場所打杭工	48
					第1編 3-4-6 深礎工	48
		9 水路工	1 承水路工		第1編 3-3-31 側溝工	46
			2 排水路工		第1編 3-3-31 側溝工	46
					第12編 4-8-2 柵渠工	139
		10 暗渠工	1 明暗渠工		第4編 3-6-4 山腹明暗渠工	96
			2 暗渠工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
		11 排土盛土工	1 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
			2 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80
			3 整形仕上げ工		第1編 4-3-7 堤防天端工	81
			4 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			5 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76
		12 アンカー工	1 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
		14 道路復旧工	1 路体盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
			2 路床盛土工		第1編 4-4-4 路床盛土工	82
			4 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			5 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			6 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
12 農業農村整備	11 地すべり防止工事	14 道路復旧工	7 道路用側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			8 安全施設工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
					第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			9 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
			10 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38
		15 水路復旧工	1 土水路工		第12編 1-4-4 用水路工	138
			2 プレキャスト水路工		第1編 3-3-31 側溝工	45
	12 ため池改修工事	3 堤体工	3 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
			4 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80
			7 整形仕上げ工		第1編 4-3-7 堤防天端工	81
			10 堤体盛立土			142
			11 裏法フィルター工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			12 腰ブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			13 ドレーン工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
		4 地盤改良工	1 浅層改良工		第1編 3-8-2 路床安定処理工	61
		5 洪水吐工	1 洪水吐工			142
		6 取水施設工	1 取水施設工			143
	13 推進工事	3 土工	1 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
			2 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80
		4 推進工	1 立杭工		第1編 3-11-5 土留・仮締切工	62～63
			3 推進作業(密閉型:泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法)		第8編 1-4-3 小口推進工	124
			4 推進作業(開放型:羽口推進工法)		第8編 1-4-3 小口推進工	12
			6 立坑内管布設工		第8編 1-4-4 立坑内管布設工	125
		5 仮設工	6 補助地盤改良工		第1編 3-8-9 固結工	62

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
13 漁港漁場編	2 一般施工	3 浚渫工	浚渫工			148
		4 地盤改良工	2 床掘工			148
			3 置換工			148
			4 圧密・排水工	サンドドレーン		148
				敷砂均し		149
				載荷土砂		149
				ペーパードレーン		149
				グラベルマット		150
				グラベルドレーン		150
			5 締固工	ロッドコンパクション		150
				サンドコンパクションパイル		151
				盛上土砂撤去		151
			6 固化工	深層混合処理杭		152
				事前混合処理		152
				表層固化処理		152
		5 基礎工	2 基礎盛砂工	盛砂均し		153
			3 洗掘防止工	洗掘防止		153
			4 基礎捨石工	基礎捨石		153
				捨石本均し		153
				捨石荒均し		154
			6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作		154
				基礎ブロック据付		155
			7 水中コンクリート工		第13編 2 8 2 場所打コンクリート工	159
			8 水中不分離性コンクリート工		第13編 2 8 2 場所打コンクリート工	159
		6 本体工（ケーソン式）	2 ケーソン製作工			155
			3 ケーソン進水据付工			156
			4 中詰工	砂・石材中詰		156
				コンクリート中詰		156
				プレパックドコンクリート中詰	第13編 2 6 4 コンクリート中詰	156
			5 蓋コンクリート工			157
			6 蓋ブロック工	蓋ブロック製作		157
				蓋ブロック据付		157
		7 本体工（ブロック式）	2 本体ブロック製作工			158
			3 本体ブロック据付工			158
			4 中詰工		第13編 2 6 4 中詰工	156
			5 蓋コンクリート工		第13編 2 6 5 蓋コンクリート工	157
			6 蓋ブロック工		第13編 2 6 6 蓋ブロック工	157
		8 本体工（場所打式）	2 場所打コンクリート工	イ）防波堤		159
				ロ）岸壁		159
			3 水中コンクリート工		第13編 2 8 2 場所打コンクリート工	159
			4 プレパックドコンクリート工		第13編 2 8 2 場所打コンクリート工	159
			5 水中不分離性コンクリート工		第13編 2 8 2 場所打コンクリート工	159
		9 本体工（捨石・捨ブロック式）	2 洗掘防止工		第13編 2 5 3 洗掘防止工	153
			3 本体捨石工		第13編 2 5 4 基礎捨石工	153～154
			4 捨ブロック工	捨ブロック製作		159
				捨ブロック据付		160
			5 場所打コンクリート工			160
		10 本体工（鋼矢板式）	2 鋼矢板工	先行掘削		160
				イ）鋼矢板		161
				ロ）鋼管矢板		161
			3 控工	控鋼矢板		162
				控鋼杭		162
				プレキャストコンクリート控壁		162
				場所打コンクリート控壁		163
				腹起		163
				タイ材 イ）タイロッド取付		163
				タイ材 ロ）タイワイヤー取付		164

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
13 漁港漁場編	2 一般施工	11 本体工（コンクリート矢板式）	2 コンクリート矢板工			164
			3 控工		第13編 2 10 3 控工	162～164
		12 本体工（鋼杭式）	2 鋼杭工	先行掘削	第13編 2 10 2 鋼矢板工（先行掘削）	160
				鋼杭		165
		13 本体工（コンクリート杭式）	2 コンクリート杭工			165
		14 被覆・根固工	2 被覆石工	被覆石		165
				被覆石均し		166
			4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作		166
				被覆ブロック据付		166
			5 根固ブロック工	根固ブロック製作		167
				根固ブロック据付	第13編 2 14 4 被覆ブロック据付	166
			6 水中コンクリート工		第13編 2 8 2 場所打コンクリート工	159
			7 水中不分離性コンクリート工		第13編 2 8 2 場所打コンクリート工	159
		15 上部工	2 上部コンクリート工	イ）防波堤		167
				ロ）岸壁		168
				ハ）桟橋		168
			3 上部ブロック工	上部ブロック製作		168
				上部ブロック据付 イ）防波堤	第13編 2 15 2 上部コンクリート工 イ）防波堤	167
				上部ブロック据付 ロ）岸壁	第13編 2 15 2 上部コンクリート工 ロ）岸壁	168
				上部ブロック据付 ハ）桟橋	第13編 2 15 2 上部コンクリート工 ハ）桟橋	168
		16 付属工	2 係船柱工			169
			3 防舷材工			169
			4 車止・縁金物工			169
			5 防食工	電気防食		170
				FRPモルタルライニング		170
				ペトロラタムライニング		170
				コンクリート被覆	第13編 2 16 5 ペトロラタムライニング	170
				防食塗装	第13編 2 16 5 ペトロラタムライニング	170
			6 係船環工			170
		17 消波工	2 洗掘防止工		第13編 2 5 3 洗掘防止工	153
			3 消波ブロック工	消波ブロック製作		170
				消波ブロック据付		171
		18 裏込・裏埋工	2 裏込工	裏込材		171
				裏込均し		171
				吸出し防止材		172
			3 裏埋工	裏埋材		172
			3 裏埋土工	土砂掘削		172
				土砂盛土	第13編 2 18 3 土砂掘削	172
		19 維持修繕工	2 維持塗装工	係船柱塗装		172
				車止塗装 イ）鋼製		173
				車止塗装 ロ）その他		173
				縁金物塗装	第13編 2 19 2 車止塗装	173
			3 防食工		第13編 2 16 5 防食工	170
		20 魚礁工	2 単体魚礁製作工			173
			3 組立魚礁組立工	コンクリート部材組立		174
				鋼製部材組立		174
				化学系（FRP）部材組立		174
				重錘コンクリート製作		174
			4 魚礁沈設工	魚礁沈設		175
		21 着定基質工	2 着定基質製作工	着定基質製作		175
			3 着定基質組立工	着定基質組立	第13編 2 20 3 組立魚礁組立工	174
			4 着定基質設置工	着定基質設置		175
			5 石材投入工	石材投入		176
		22 雑工	2 現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		176
				被覆溶接（水中）		176
				スタッド溶接（水中）	第13編 2 22 2 被覆溶接（水中）	176
			3 現場鋼材切断工	イ）陸上現場切断		176
				ロ）水中切断		176

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
13 漁港 漁場編	2 一般施工	22 雑工	4 その他雑工	清掃		177
				削孔		177

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
14 林道	1 道路開設・ 改良	土工	道路土工			178
			残土処理場			178
		3 地盤 改良工	2 路床安定処理工		第1編 3-8-2 路床安定処理工	61
			4 サンドマット工		第1編 3-8-6 サンドマット工	61
			5 バーチカル ドレーン工		第1編 3-8-7 バーチカルドレーン工	62
			6 締固め改良工		第1編 3-8-8 締固め改良工	62
			7 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62
		4 法面工	2 植生工	種子散布工		178
				客土吹付工		178
				張芝工		178
				筋芝工		178
				市松芝工		178
				植生ネット工		178
				種子帯工		178
				人工張芝工		178
				植生穴工		178
				植生基材吹付工		178
			3 法面吹付工	コンクリート		178
				モルタル		178
			4 法枠工	現場打法枠工		179
				現場吹付法枠工		179
			6 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			7 ロックボルト工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			8 PC法枠工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			9 かご工		第1編 3-3-28 羽口工	45
		5 擁壁工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 現場打擁壁工			179
			6 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
			7 補強土壁工			179
			8 井桁ブロック工		第1編 3-16-4 井桁ブロック工	79
			9 小型擁壁工		第12編 2-6-8 小型擁壁工	139
		6 石 ・ブロック 積(張)工	3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック 積工		180
				コンクリートブロック 張工		180
			4 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
		7 カルバート 工	4 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			5 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			6 現場打 カルバート工		第6編 1-9-6 現場打 カルバート工	101
			7 プレキャスト カルバート工		第1編 3-3-29 プレキャスト カルバート工	45
		8 排水 施設工	3 側溝工	プレキャスト U型側溝・L型側溝		180
				コルゲートフリューム		180
				自由勾配側溝		180
				素掘		180
				植生工		180
			4 管渠工	コンクリート管工		180
				コルゲートパイプ工		181
				合成樹脂管		181
			5 集水桝工			181
			6 地下排水工			181
			7 現場打水路工			181
			8 排水工 (小段排水・縦排水)		第14編 1-8-3 側溝工	180
		9 落石雪害 防止工	4 落石防止網工		第6編 1-11-4 落石防止網工	101
			5 落石防護柵工		第6編 1-11-5 落石防護柵工	101
			6 防雪柵工		第6編 1-11-6 防雪柵工	102
			7 雪崩予防柵工		第6編 1-11-7 雪崩予防柵工	102

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
14 林道	2 舗装	3 地盤改良工	2 路床安定処理工		第1編 3 8 2 路床安定処理工	61
			3 置換工		第1編 3 8 3 置換工	61
		4 舗装工	下層路盤工			182
			粒度調整路盤工			182
			セメント(石灰)安定処理工			182
			瀝青安定処理路盤工			182
			5 アスファルト舗装工			182
			6 コンクリート舗装工			182
		5 排水構造物工(路面排水溝)	3 側溝工		第14編 1 8 3 側溝工	180
			4 管渠工		第14編 1 8 4 管渠工	180～181
			5 集水桝工		第14編 1 8 5 集水桝工	181
			6 地下排水工		第14編 1 8 6 地下排水工	181
			7 現場打水路工		第14編 1 8 7 現場打水路工	181
			8 排水工(小段排水・縦排水)		第14編 1 8 3 側溝工	180
		6 縁石工	3 縁石工		第1編 3 3 5 縁石工	38
		7 防護柵工	3 路側防護柵工		第1編 3 3 8 路側防護柵工	39
			4 防止柵工		第1編 3 3 7 防止柵工(安全施設)	38
			5 車止めポスト工		第1編 3 3 7 防止柵工(安全施設)	38
		8 標識工	3 小型標識工		第1編 3 3 6 小型標識工	38
			4 大型標識工		第6編 2 9 4 大型標識工	104
			6 標識基礎工		第6編 2 9 4 大型標識工	104
		9 区画線工	2 区画線工		第1編 3 3 9 区画線工	39
		10 道路植栽工	3 道路植栽工		第10編 植栽工	
		11 道路付属施設工	2 道路付属物工		第1編 3 3 10 道路付属物工	39
		12 橋梁付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3 3 25 伸縮装置工	44
	3 橋梁下部	3 工場製作工	2 刃口金物製作工		第1編 3 13 3 桁製作工	68～70
			3 鋼製橋脚製作工		第6編 3 3 3 鋼製橋脚製作工	71
			4 アンカーフレーム製作工		第1編 3 13 8 アンカーフレーム製作工	72
			5 工場塗装工		第1編 3 13 11 工場塗装工	74
		5 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4 4 3 路体盛土工	82
		6 橋台工	3 既製杭工		第1編 3 4 4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3 4 5 場所打杭工	48
			5 深礎工		第1編 3 4 6 深礎工	48
			6 オープンケーソン基礎工		第1編 3 4 7 オープンケーソン基礎工	48
			7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3 4 8 ニューマチックケーソン基礎工	48
			8 躯体工		第6編 3 6 8 躯体工	107
		7 RC橋脚工	3 既製杭工		第1編 3 4 4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3 4 5 場所打杭工	48
			5 深礎工		第1編 3 4 6 深礎工	48
			6 オープンケーソン基礎工		第1編 3 4 7 オープンケーソン基礎工	48
			7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3 4 8 ニューマチックケーソン基礎工	48
			8 鋼管矢板基礎工		第1編 3 4 9 鋼管矢板基礎工	49
			9 橋脚躯体工		第6編 3 7 9 橋脚躯体工	108～109
		8 鋼製橋脚工	3 既製杭工		第1編 3 4 4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3 4 5 場所打杭工	48
			5 深礎工		第1編 3 4 6 深礎工	48
			6 オープンケーソン基礎工		第1編 3 4 7 オープンケーソン基礎工	48
			7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編 3 4 8 ニューマチックケーソン基礎工	48
			8 鋼管矢板基礎工		第1編 3 4 9 鋼管矢板基礎工	49
			9 橋脚フーチング工		第6編 3 8 9 橋脚フーチング工	110
			10 橋脚架設工		第6編 3 8 10 橋脚架設工	110
			11 現場継手工		第6編 3 8 11 現場継手工	111
			12 現場塗装工		第1編 3 3 33 現場塗装工	46
		9 護岸基礎工	3 基礎工		第1編 3 4 3 基礎工(護岸)	47
			4 矢板工		第1編 3 3 4 矢板工	38

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
14 林道	3 橋梁下部	10 矢板護岸工	3 笠コンクリート工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
		11 法覆護岸工	2 コンクリートブロック工		第14編 1-6-3 コンクリートブロック積(張)工	180
			3 護岸付属物工		第6編 3-11-3 護岸付属物工	83
			4 緑化ブロック工		第1編 3-5-4 緑化ブロック工	50
			5 環境護岸ブロック工		第14編 1-6-3 コンクリートブロック積(張)工	180
			6 石張り・石積み工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			7 法枠工		第14編 1-4-4 法枠工	179
			8 多自然型護岸工	巨石張り	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
				巨石積み	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
				かごマット	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
			9 吹付工		第14編 1-4-3 法面吹付工	178
			10 植生工		第14編 1-4-2 植生工	76
			11 覆土工		第1編 4-3-7 堤防天端工	81
			12 羽口工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				かご枠	第1編 3-3-28 羽口工	45
				連節ブロック張り	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
		12 擁壁護岸工	3 現場打擁壁工		第14編 1-5-5 現場打擁壁工	78
			4 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
	4 鋼橋上部	3 工場製作工	3 桁製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68～70
			4 検査路製作工		第1編 3-13-4 検査路製作工	71
			5 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71
			6 落橋防止装置製作工		第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工	72
			7 鋼製排水管製作工		第1編 3-13-10 鋼製排水管製作工	73
			8 橋梁用防護柵製作工		第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	72
			9 橋梁用高欄製作工		第6編 4-3-9 橋梁用高欄製作工	111
			11 アンカーフレーム製作工		第1編 3-13-8 アンカーフレーム製作工	72
			12 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74
		5 鋼橋架設工	4 架設工(クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(クレーン架設)	75
			5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブルクレーン架設)	75
			6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブルエレクション架設)	75
			7 架設工(架設桁架設)		第1編 3-14 架設工(架設桁架設)	75
			8 架設工(送出し架設)		第1編 3-14 架設工(送出し架設)	75
			9 架設工(トラベラークレーン架設)		第1編 3-14 架設工(トラベラークレーン架設)	75
			10 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112
		6 橋梁現場塗装工	3 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46
		7 床版工	2 床版工		第1編 3-19-2 床版工	80
		8 橋梁付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
			3 落橋防止装置工		第6編 4-8-30 落橋防止装置工	112
			5 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112
			6 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112
			7 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112
			8 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113
	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	2 プレビーム用桁製作工		第1編 3-13-9 プレビーム用桁製作工	73
			3 橋梁用防護柵製作工		第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	72
			4 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71
			5 検査路製作工		第1編 3-13-4 検査路製作工	71
			6 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74
		5 PC橋工	2 プレテンション桁製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	40
			3 ポストテンション桁製作工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工	40
			4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第1編 3-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	41
			5 プレキャストセグメント桁組立工		第1編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工	41

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
14 林道	5 コンクリート橋上部	5 PC橋工	6 支承工		第6編 4 5 10 支承工	111～112
			7 架設工（クレーン架設）		第1編 3 14 架設工（コンクリート橋）	76
			8 架設工（架設桁架設）		第1編 3 14 架設工（コンクリート橋）	76
			9 床版・横組工		第1編 3 19 2 床版工	80
			10 落橋防止装置工		第6編 4 8 3 落橋防止装置工	112
		6 プレビーム桁橋工	2 プレビーム桁製作工（現場）		第6編 5 6 2 プレビーム桁製作工（現場）	113
			3 支承工		第6編 4 5 10 支承工	111～112
			4 架設工（クレーン架設）		第1編 3 14 架設工（コンクリート橋）	76
			5 架設工（架設桁架設）		第1編 3 14 架設工（コンクリート橋）	76
			6 床版・横組工		第1編 3 19 2 床版工	80
			9 落橋防止装置工		第6編 4 8 3 落橋防止装置工	112
		7 PCホロースラブ橋工	2 架設支保工（固定）		第1編 3 14 架設支保工（固定）	76
			3 支承工		第6編 4 5 10 支承工	111～112
			4 PCホロースラブ製作工		第1編 3 3 16 PCホロースラブ製作工	41
			5 落橋防止装置工		第6編 4 8 3 落橋防止装置工	112
		8 RCホロースラブ橋工	2 架設支保工（固定）		第1編 3 14 架設支保工（固定）	76
			3 支承工		第6編 4 5 10 支承工	111～112
			4 RCホロースラブ製作工		第1編 3 3 16 PCホロースラブ製作工	41
			5 落橋防止装置工		第6編 4 8 3 落橋防止装置工	112
		9 PC版桁橋工	2 PC版桁製作工		第1編 3 3 16 PCホロースラブ製作工	41
		10 PC箱桁橋工	2 架設支保工（固定）		第1編 3 14 架設支保工（固定）	76
			3 支承工		第6編 4 5 10 支承工	111～112
			4 PC箱桁製作工		第1編 3 3 17 PC箱桁製作工	42
			5 落橋防止装置工		第6編 4 8 3 落橋防止装置工	112
		11 PC片持箱桁橋工	2 PC片持箱桁製作工		第1編 3 3 17 PC箱桁製作工	42
			3 支承工		第6編 4 5 10 支承工	111～112
			4 架設工（片持架設）		第1編 3 14 架設工（コンクリート橋）	76
		12 PC押出し箱桁橋工	2 PC押出し箱桁製作工		第1編 3 3 17 PC箱桁製作工	42
			3 架設工（押出し架設）		第1編 3 14 架設工（コンクリート橋）	76
		13 橋梁付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3 3 25 伸縮装置工	44
			4 地覆工		第6編 4 8 5 地覆工	112
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4 8 6 橋梁用防護柵工	112
			6 橋梁用高欄工		第6編 4 8 7 橋梁用高欄工	112
			7 検査路工		第6編 4 8 8 検査路工	113
	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3 吹付工		第6編 6 4 3 吹付工	113
			4 ロックボルト工		第6編 6 4 4 ロックボルト工	114
		5 覆工	3 覆工コンクリート工		第6編 6 5 3 覆工コンクリート工	114
			4 側壁コンクリート工		第6編 6 5 3 覆工コンクリート工	114
			5 床版コンクリート工		第6編 6 5 5 床版コンクリート工	115
		6 インバート工	4 インバート本体工		第6編 6 6 4 インバート本体工	115
		7 坑内付帯工	5 地下排水工		第1編 3 3 31 暗渠工	46
		8 坑門工	4 坑門本体工		第6編 6 8 4 坑門本体工	115
			5 明り巻工		第6編 6 8 5 明り巻工	116

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

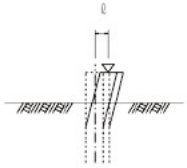
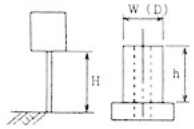
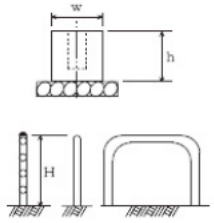
編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
15 治山	1 渓間工	3 工場製作工	3 鋼製ダム製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68～70
			4 鋼製ダム仮設材製作工		第4編 1-3-4 鋼製えん堤仮設材製作工	94
			5 工場塗装工		第1編 1-13-11 工場塗装工	74
		6 コンクリートダム工	3 コンクリートダム本体工			183
			4 コンクリートダム副ダム工			183
			5 コンクリート側壁工			183
			7 水叩工(水叩)			183
		7 鋼製ダム工	4 鋼製ダム本体工	不透過型		95
				透過型	第4編 1-9-5 鋼製えん堤本体工	95
			5 鋼製側壁工		第4編 1-9-6 鋼製側壁工	96
			6 コンクリート側壁工		第15編 1-6-5 コンクリート側壁工	183
			8 水叩工(水叩)		第15編 1-6-7 水叩工(水叩)	183
			9 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46
		8 木製ダム	木製ダム			184
		9 護岸工	4 ブロック積(張)工	ブロック積(張)工		184
				ブロック積(張)基礎工		184
			5 コンクリート擁壁工			184
		10 根固工	3 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42
			6 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
			7 沈床工		第1編 3-3-19 沈床工	43
		11 流路工	3 基礎工(護岸)		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			4 コンクリート擁壁工		第15編 1-9-5 コンクリート擁壁工	184
			5 ブロック積(張)擁壁工		第15編 1-9-4 ブロック積(張)工	184
			6 石積み擁壁工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			7 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
		12 床固工	3 床固め本体工		第15編 1-6-3 コンクリートえん堤本体工	183
			4 垂直壁工		第15編 1-6-3 コンクリートえん堤本体工	183
			5 側壁工		第15編 1-6-5 コンクリート側壁工	183
			6 水叩工		第15編 1-6-7 水叩工(水叩)	183
		13 治山ダム付属物設置工	4 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
	2 山腹工	3 筋工	2 萱筋工			185
			3 木筋工			185
			4 石筋工			185
			5 人工芝筋工			185
			6 植生土のう筋工			185
			7 丸太筋工			185
		4 伏工	1 人工張芝伏工			185
		5 柵工	2 編柵工			185
			3 木柵工			185
		7 水路工	2 張芝水路工			185
			3 植生土のう水路工			185
			4 コルゲート半円管水路工			185
			5 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				特殊かご	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
		8 暗渠工	2 礫暗渠工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
			3 かご暗渠工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
			4 集水管暗渠工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
		9 土留工	2 基礎工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			3 ブロック積工		第15編 1-9-4 ブロック積(張)工	184
			4 コンクリート擁壁工		第15編 1-9-5 コンクリート擁壁工	184
			5 木製土留・擁壁工(ウッドブロック土留工等)	ウッドブロック土留工		185
			6 補強土壁工	補強土壁工	第15編 2-11-6 補強土壁工	188
		10 法面工	3 植生工	種子散布工		186
				客土吹付工		186
				張芝工		186

出来形管理基準

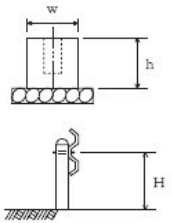
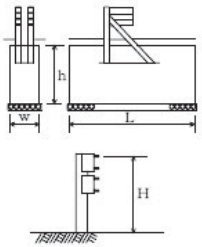
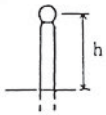
出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
15 治山	2 山腹工	10 法面工	3 植生工	筋芝工		186
				市松芝工		186
				植生ネット工		186
				種子帯工		186
				人工張芝工		186
				植生穴工		186
				植生基材吹付工		186
				植生土のう等		186
			4 吹付工	コンクリート		187
				モルタル		187
				特殊モルタル		187
			5 法枠工		第1編 3 15 4 法枠工	77
			6 筋工		第15編 2 3 筋工	185
			7 伏工		第15編 2 4 1 伏工	185
			8 柵工		第15編 2 5 柵工	185
			9 かご工	じゃかご	第1編 3 3 28 羽口工	45
				かごマット	第1編 3 3 27 多自然型護岸工	44
				ふとんかご	第1編 3 3 28 羽口工	45
			10 落石防護柵工			187
			11 鋼製落石防止壁工			187
			12 落石防護網工			187
			13 固定工 (ロープ伏工)			187
		11 擁壁工	3 既製杭工		第1編 3 4 4 既製杭工	47
			4 現場打擁壁工		第15編 1 9 5 コンクリート擁壁工	184
			5 プレキャスト擁壁工		第1編 3 16 2 プレキャスト擁壁工	78
			6 補強土壁工			188
			7 井桁ブロック工			188
		12 山腹 水路工	3 山腹集水路 ・排水路工		第1編 3 3 31 側溝工	45～46
			4 山腹明暗渠工		第4編 3 6 4 山腹明暗渠工	96
			5 山腹暗渠工		第1編 3 3 31 暗渠工	46
			6 集水桝工		第1編 3 3 32 集水桝工	46
			7 現場打水路工		第1編 3 3 31 側溝工	46
	3 地すべり防止工	3 地下水 排除工	3 集排水 ボーリング工		第4編 3 7 4 集排水ボーリング工	97
			4 集水井工		第4編 3 7 5 集水井工	97
		4 地下水 遮断工	3 現場打擁壁工		第1編 3 16 1 場所打擁壁工	78
			4 固結工		第1編 3 8 9 固結工	62
			5 矢板工		第1編 3 3 4 矢板工	38
		5 抑止杭 ・アンカー 工	3 既製杭工		第1編 3 4 4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3 4 5 場所打杭工	48
			5 シャフト工(深礎工)		第1編 3 4 6 深礎工	48
			6 合成杭工		第4編 3 9 6 合成杭工	97
			7 抑止アンカー工		第1編 3 15 6 アンカー工	77
			8 PC法枠工		第1編 3 15 6 アンカー工	77
			9 ロックボルト工		第1編 3 15 6 アンカー工	77
	6 保安林管理道	1 保安林 管理道	保安林管理道		第14編 林道編	

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	1 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽		±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						根入長		設計値以上			
						変位 ℓ		100			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5	1	縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 L		−200	1ヶ所／1施工箇所		
				2	縁石工 (すりつけブロック)	段差 H		設計値以下 −20	全箇所(各箇所3測点)	図3-1	
						勾配 i (フラット形以外の場合のみ)		設計値以下			
				3	縁石工 (車輌乗入れブロック)	段差 H		設計値以下 −20 (但し、特殊ブロックは除く)	全箇所(各箇所3測点)	図3-2	
						勾配 i (フラット形以外の場合のみ)		±1%			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	1ヶ所／1基		
						基礎	幅 w(D)	−30	基礎1基毎。		
							高さ h	−30			
							根入れ長	設計値以上			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工(安全施設) (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	−30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		
							高さ h	−30			
						パイプ取付高 H		+30 −20	1ヶ所／1施工箇所		

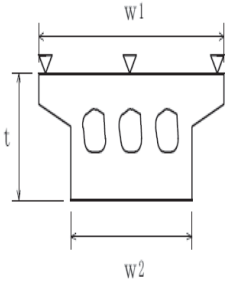
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	−30	1ヶ所／施工延長40m		
							高さ h	−30	40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。		
						ビーム取付高H		+30 −20	1ヶ所／1施工箇所		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	−30	1ヶ所／1基礎毎		
							高さ h	−30			
							延長 L	−100			
						ケーブル取付高H		+30 −20	1ヶ所／1施工箇所		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)		設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定		
						幅 w		設計値以上			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	10		道路附属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h		±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量		鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

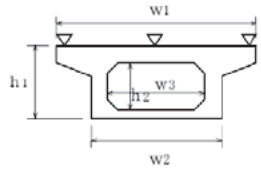
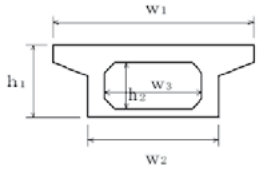
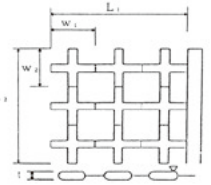
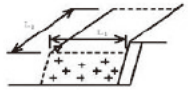
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	13	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長　L(m)		±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 L 平面図 δ_1	
						断面の外形寸法		±5			
						橋桁のそり δ_1		±8			
						横方向の曲がり δ_2		±10			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	13	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L(m)	L≦10m	±10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 L 平面図 δ_1	
							L＞10m	±L/1000			
						断面の外形寸法		±5			
						橋桁のそり δ_1		±8			
						横方向の曲がり δ_2		±10			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w_1		＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ:支間長(m)	w_1 h w_2	注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅(下)　w_2		±5			
						高さ　h		＋10 －5			
						桁長　ℓ 支間長	ℓ ＜15	±10			
							ℓ ≧15	±(ℓ-5)かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ		0.8ℓ			

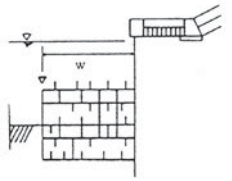
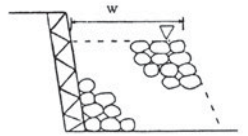
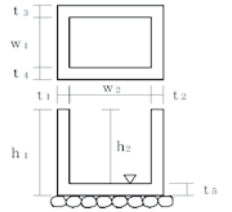
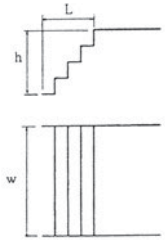
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁長　ℓ		－	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法(mm)		－			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	15		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長　ℓ 支間長	ℓ ＜15	±10	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ:支間長(m)		
							ℓ ≧15	±(ℓ-5)かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ		0.8ℓ			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	16		PCホロースラブ製作工	基準高▽		±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所 ※鉄筋の出来形管理基準については、第1編 3-19-2床板工に準ずる。 ℓ:桁長(m)		注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅　w_1　w_2		-5～＋30			
						厚さ　t		-10～＋20			
						桁長 ℓ	ℓ＜15	±10			
							ℓ≧15	±(ℓ-5)かつ -30mm以内			

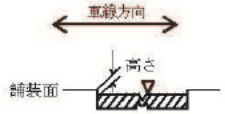
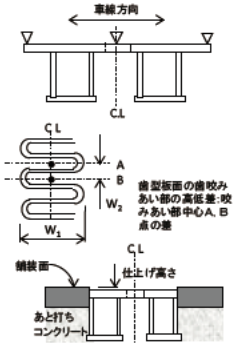
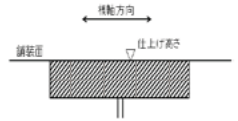
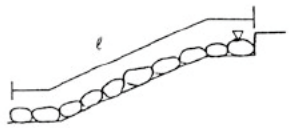
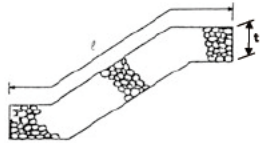
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	17	1	PC箱桁製作工	基準高▽		±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第1編 3-19-2床版工に準ずる。 ℓ:支間長		注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅(上) w_1		−5～+30			
						幅(下) w_2		−5～+30			
						内空幅 w_3		±5			
						高さ h_1		+10 −5			
						内空高さ h_2		+10 −5			
						桁長 ℓ	ℓ＜15	±10			
							ℓ≧15	±(ℓ−5)かつ −30㎜以内			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	17	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1		−5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来高管理基準については、第1編 3-19-2床版工に準ずる。 ℓ:桁長(m)		注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅(下) w_2		−5～+30			
						内空幅 w_3		±5			
						高さ h_1		+10 −5			
						内空高さ h_2		+10 −5			
						桁長 ℓ	ℓ＜15	±10			
							ℓ≧15	±(ℓ−5)かつ −30㎜以内			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	18		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							厚さ t	−20			
							幅 w1 w2	−20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							延長 L1 L2	−200	1施工箇所毎。		
						乱積	基準高▽	±t/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	 tは根固めブロックの高さ	
							延長 L1 L2	−t/2	1施工箇所毎。		

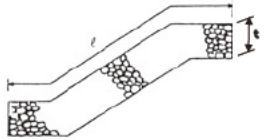
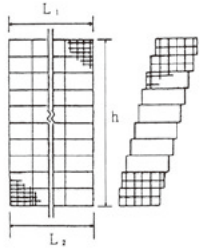
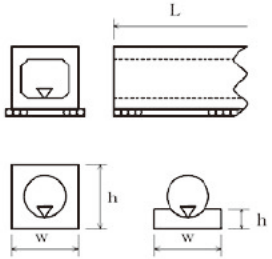
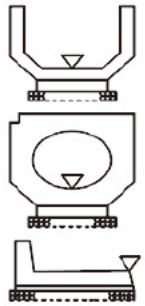
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	19		沈床工	基準高▽	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	20		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	22		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ　t_1 ～ t_5	-20			
						※幅　w_1　w_2	-30			
						※高さ　h_1　h_2	-30			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	23		階段工 （現場打階段） （プレキャスト階段）	幅 w	-30	1回／1施工箇所		
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	±0段			

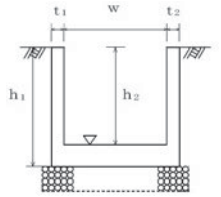
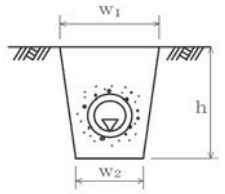
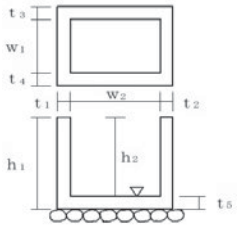
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	25	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ		±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						表面の凹凸		3			
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～-2			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	25	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
							車線方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔 W_2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～-2			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	25	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸		3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～+3			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	27	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高▽		±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 ℓ		-200			
						延長 L		-200			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	34	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ℓ		-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t		-0.2t			
						延長 L		-200			

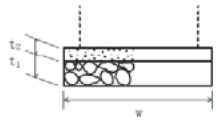
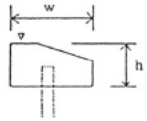
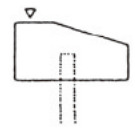
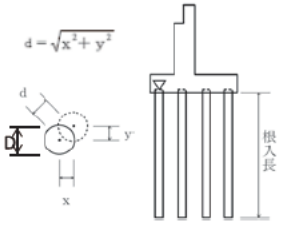
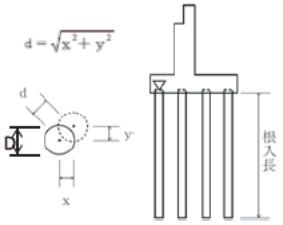
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	28	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ ＜ 3m	−50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							ℓ ≧ 3m	−100			
						厚さ t		−50			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	28	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ h		−100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L_1 L_2		−200			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	29		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
						※ 幅 w		−50			
						※ 高さ h		−30			
						延長 L		−200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L		−200	1ヶ所／1施工箇所毎		

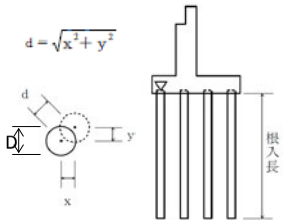
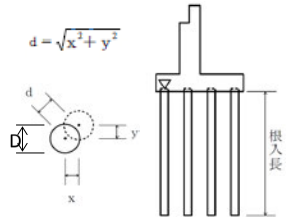
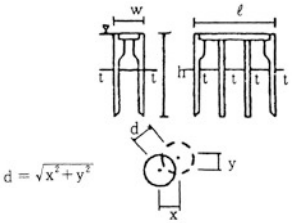
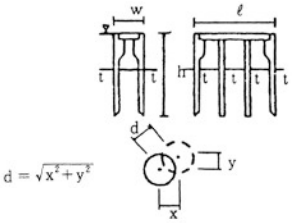
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	31	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t_1 t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1 h_2	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	31	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w_1 w_2	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	32		集水桝工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t_1 ～ t_5	-20			
						※幅 w_1 w_2	-30			
						※高さ h_1 h_2	-30			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	33		現場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目漂塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		

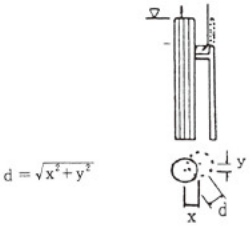
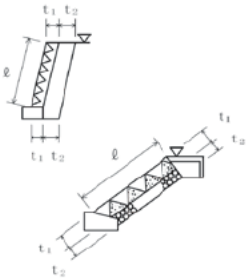
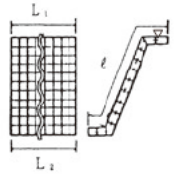
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所		
						厚さ t1 t2	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による。			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所		
						延長 L	-200			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内 かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			

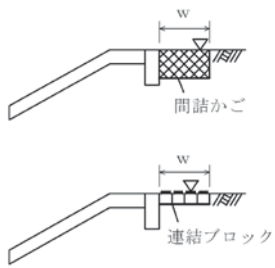
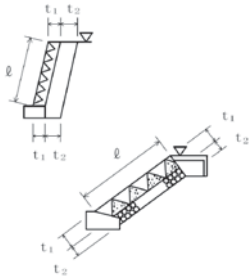
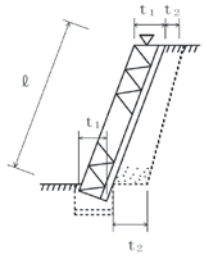
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径(公称径) -30以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径(公称径) 以上※			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定		
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定		
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽		±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		
						根入長		設計値以上			
						偏心量 d		300以内			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		
						法長 ℓ	ℓ < 3m	-50			
							ℓ ≧ 3m	-100			
						厚さ(ブロック積張) t_1		-50			
						厚さ(裏込) t_2		-50			
						延長 L		-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 ℓ		-100			
						延長 L1、L2		-200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w		−100			
						延長 L		−200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		
						法長 ℓ	ℓ ＜ 3m	−50			
							ℓ ≧ 3m	−100			
						厚さ(ブロック) t_1		−50			
						厚さ(裏込) t_2		−50			
						延長 L		−200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積(張)工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		
						法長 ℓ	ℓ ＜ 3m	−50			
							ℓ ≧ 3m	−100			
						厚さ(石積、石張) t_1		−50			
						厚さ(裏込) t_2		−50			
						延長 L		−200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	−	−	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2 000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2 000㎡未満とする。	
						厚さ	−45		−15	−15			
						幅	−50		−	−			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−50		−	−			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50		−	−			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	−50		−	−			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。		
						幅	−25		−	−			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2 000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2 000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25		-	-			
						平坦性	―		3m プロフィルメーター (σ)2 4mm以下 直読式(足付き) (σ)1 75mm以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。		
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50	-50	-	-			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2 000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2 000㎡未満とする。	
						幅	-25	-25	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	―		3m プロフィルメーター (σ)2 4㎜以下 直読式(足付き) (σ)1 75㎜以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	2	排水性舗装工(上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	-	-			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値(X) 中規模以上	規格値 個々の測定値(X) 小規模以下	規格値 10個の規定値の平均(X_{10}) 中規模以上	規格値 10個の規定値の平均(X_{10}) 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ		-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2 000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2 000㎡未満とする。	
						幅		-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さ		-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅		-25	-25	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さ		-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅		-25	-25	-	-			
						平坦性		―		3m プロフィルメーター (σ)2 4㎜以下 直読式(足付き) (σ)1 75㎜以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽		±50		-		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚さ	t＜15cm	-30		-10				
							t≧15cm	-45		-15				
						幅		-100		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ		-9		-3		幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						幅		-25		-				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2 000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2 000㎡未満とする。	
						幅	−50	−50	−	−			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−25	−25	−	−			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	−25	−25	−	−			
						平坦性	−		3m プロフィルメーター (σ)2 4㎜以下 直読式(足付き) (σ)1 75㎜以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	−		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。		
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		−				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50		−				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1共通編	3一般施工	7一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。	
						幅	-50		-				
1共通編	3一般施工	7一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25		-				
1共通編	3一般施工	7一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	厚さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25		-				
						平坦性	—		コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4㎜以下 人力舗設の場合 (σ)3㎜以下			
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1共通編	3一般施工	7一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工(下層路盤工))	基準高▽	±40	±50	-		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。		
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
1共通編	3一般施工	7一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		-				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工))	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2 000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2 000㎡未満とする。	
						幅	−50		−				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(アスファルト中間層))	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割りでコアー採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−25		−				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	−15		−4 5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	−35		−				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2 4㎜以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	−		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。		
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		−				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50		−				

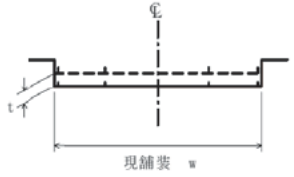
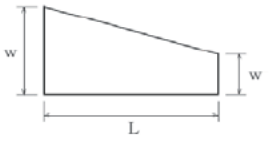
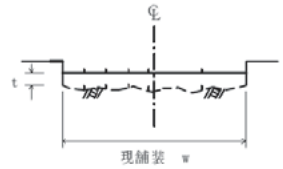
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2 000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2 000㎡未満とする。	
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-		基準高・幅は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8		基準高・幅は延長80m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		-				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2 000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2 000㎡未満とする。	
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト上安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1 000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		-				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値				測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X_{10})				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	15		路面切削工	厚さt		−7		−2		厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
						幅w		−25		—				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅w	−50				各層毎1ヶ所／1施工箇所		
							延長L	−100						
							厚さt	該当工種						
						舗設工	幅w	−25						
							延長L	−100						
							厚さt	該当工種						
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	17		オーバーレイ工	厚さt		−9				厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、側点数を変えることが出来る。		
						幅w		−25						
						延長L		−100						
						平坦性		−		3m プロフィルメーター (σ)2.4㎜以下 直読式(足付き) (σ)1.75㎜以下				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工（上層路盤工(粒度調整路盤工)） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値　第１編　共通編

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（Ｘ）		10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1共通編	3一般施工	7一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工（基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	出来形管理基準
1共通編	3一般施工	7一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	―		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式(足付き)（σ）1.75㎜以下				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工(粒度調整路盤工)） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（Ｘ）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	―		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	2	排水性舗装工（上層路盤工(粒度調整路盤工)） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10)＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	5	排水性舗装工（基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	6	排水性舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	―		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	1	透水性舗装工（路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10		1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
							t≧15cm	±90	＋50 －15				
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10				
							t≧15cm	±90	＋50 －15				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	2	透水性舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3		1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：㎜

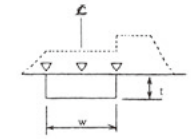
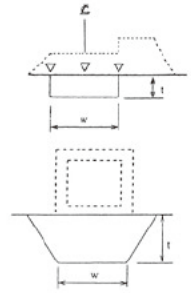
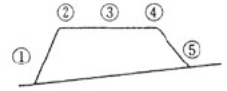
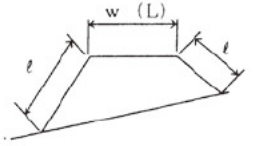
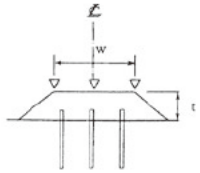
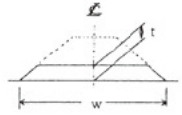
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（Ｘ）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工（基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値　第１編　共通編

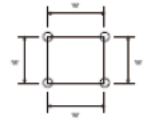
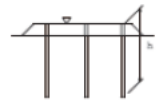
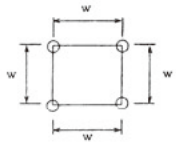
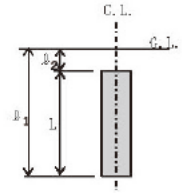
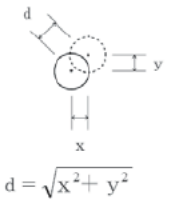
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（Ｘ）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は平均測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとのの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	―		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下				

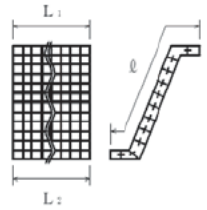
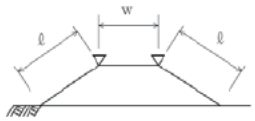
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	8 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
1 共通編	3 一般施工	8 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
1 共通編	3 一般施工	8 地盤改良工	4		表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						法長 ℓ	−500			
						天端幅 w	−300	w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 L	−500			
1 共通編	3 一般施工	8 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						施工厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
1 共通編	3 一般施工	8 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			

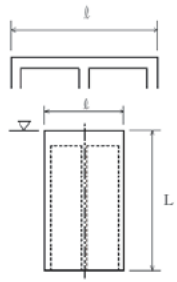
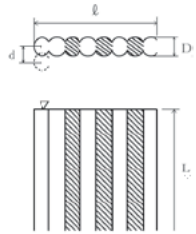
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	8 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭径 D	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクションパイルの 砂投入量	―	全本数。 計器管理にかえることができる。	※余長は、適用除外	
1 共通編	3 一般施工	8 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射撹拌工) (高圧噴射撹拌工) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	−50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定		
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 ℓ	設計値以上	全本数 L＝ℓ1－ℓ2 ℓ1は改良体先端深度 ℓ2は改良端天端深度		
1 共通編	3 一般施工	11 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
						根入長	設計値以上			
1 共通編	3 一般施工	11 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数。		
						配置誤差 d	100			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	11 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 ℓ	−100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L_1 L_2	−200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	11 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛工)	基準高▽	−50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
						天端幅 w	−100			
						法長 ℓ	−100			
1 共通編	3 一般施工	11 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛工)	基準高▽	−50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	11 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						連壁の長さ ℓ	−50			
						変位	300			
						壁体長 L	−200			
1 共通編	3 一般施工	11 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		D:杭径
						連壁の長さ ℓ	−50			
						変位	D/4以内			
						壁体長 L	−200			

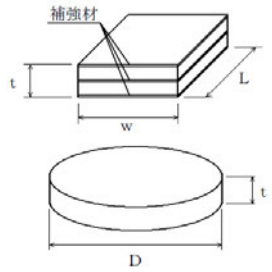
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測　定　項　目			規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定。		
							中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								≦ 1000㎜	1以下			
								センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								＞ 1000㎜	1.5以下			
						アンカーボルト孔（鋳放し）用	孔の直径	≦100㎜	＋3 －1			
								＞100㎜	＋4 －2			
							孔の中心距離		JIS B 0403 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			

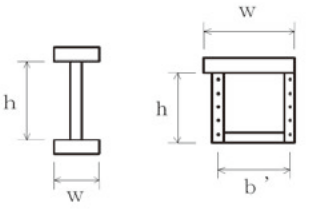
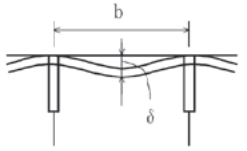
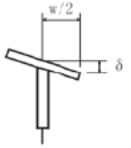
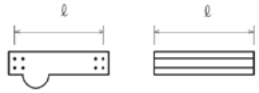
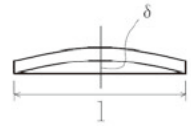
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	1		鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法			JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1)片面削り加工も含む。 ※2)ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13を適用する。		
						全移動量 ℓ		ℓ ≦ 300 ㎜	±2			
								ℓ ＞ 300 ㎜	±ℓ/100			
						組立高さH	上、下面加工仕上げ		±3			
							CO構造用	H≦300㎜	±3			
								H＞300㎜	(H/200＋3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※1),※2)		JIS B 0403 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※1)		JIS B 0403 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417 B級			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測　定　項　目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	1		鋳造費 （大型ゴム支承工）	幅 w 長さ L 直径 D	w,L,D ≦ 500 ㎜	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差		
							500＜w,L,D ≦1500 ㎜	0～＋1%			
							1500 ㎜ ＜ w,L,D	0～＋15			
						厚さ t	t ≦ 20㎜	±0.5			
							20＜t ≦160	±2.5%			
							160㎜ ＜ t	±4			
						平面度	w,L,D≦ 1000mm	1			
							1000mm＜w,L, D	(w,L,D)／1000			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	1		仮設材製作工	部材	部材長 ℓ(m) ℓ≦10	±3	図面の寸法表示箇所で測定。		
							部材長 ℓ(m) ℓ＞10	±4			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	1		刃口金物製作工	刃口高さ h(m)	h≦0.5	±2	図面の寸法表示箇所で測定。		
							0.5＜h≦1.0	±3			
							1.0＜h≦2.0	±4			
						外周長 L(m)		±(10＋L/10)			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準		測定箇所	摘要
										鋼桁等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅 w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔 b'(m)	w≦0.5	±2	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		 I型鋼桁　トラス弦材	※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。
								0.5＜w≦1.0	±3				
								1.0＜w≦2.0	±4				
								2.0＜w	±(3+w/2)				
							板の平面度 δ(mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h:腹板高(mm) b:腹板又はリブの間隔(mm) w:フランジ幅(mm)			
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150				
							フランジの直角度 δ(mm)		w/200				
							部材長 ℓ(m)	鋼桁	ℓ≦10	±3	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		
									ℓ＞10	±4			
								トラス、アーチなど	ℓ≦10	±2			
									ℓ＞10	±3			
							圧縮材の曲がり δ(mm)		ℓ/1000	−	主要部材全数を測定。 ℓ:部材長(mm)		

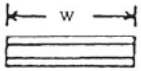
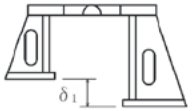
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測　定　項　目			規格値	測定基準		測定箇所	摘　要
										鋼桁等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立時	全長 L(m) 支間長 L_n(m)		±(10+L/10) ±(10+L_n/10)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合 L 多径間の場合 L1 L2 L3	※規格値のL,B,hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値は㎜単位の数値とする。
							主桁、主構の中心間距離 B(m)	B≦2	±4	各支点及び各支間中央付近を測定。		B	
								B>2	±(3+B/2)				
							主構の組立高さ h(m)	h≦5	±5	−	両端部及び中心部を測定。	h	
								h>5	±(2.5+h/2)				
							主桁、主溝の通り δ(㎜)	L≦100	5+L/5	最も外側の主桁又は主桁について支点及び支間中央の1点を測定。 L:測線長(m)		δ 主桁 L	
								L>100	25				
							主桁、主構のそり δ(㎜)	L≦20	−5～+5	各主桁について10～12m間隔を測定。 L:主桁の支間長(m)	各主構の各格点を測定。 L:主構の支間長(m)	δ L	
								20<L≦40	−5～+10				
								40<L≦80	−5～+15				
								80<L≦200	−5～+25				
							主桁、主構の橋端における出入差 δ(㎜)		設計値±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		δ 主げた	
							主桁、主構の鉛直度 δ(㎜)		3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h:主桁の高さ(㎜)	支点及び支間中央付近を測定。 h:主構の高さ(㎜)	δ h	
							現場継手部のすき間 δ_1 δ_2(㎜)		設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1、δ_2のうち大きいもの。 設計値が5㎜以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。		δ_1 δ_2	

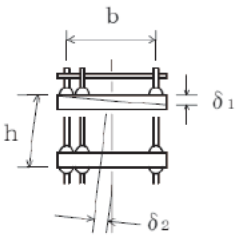
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅 w(m) 腹板高 h(m)	w≦0.5	±2	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	h W I型主桁	※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主桁、主構の鉛直度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。
								0.5＜w≦1.0	±3			
								1.0＜w≦2.0	±4			
								2.0＜w	±(3+w/2)			
							板の平面度 δ(mm)	鋼桁等の部材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h:腹板高(mm) b:腹板又はリブの間隔(mm) w:フランジ幅(mm)	b δ	
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150			
							フランジの直角度 δ(mm)		w/200		w/2 δ	
							部材長 ℓ(m)	鋼桁 ℓ≦10	±3	主要部材全数を測定。	ℓ ℓ	
								鋼桁 ℓ＞10	±4			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	3	5	桁製作工 （鋼製堰堤製作工(仮組立時)）	部材の水平度			10	全数を測定。	図a 格子形鋼製砂防ダム 図b 鋼製スリットダムA型 図c 鋼製スリットダムB型 図d 鋼製L型スリットダム	
						堤長 L			±30			
						堤長 ℓ			±10			
						堤幅 W			±30			
						堤幅 w			±10			
						高さ H			±10			
						ベースプレートの高さ			±10			
						本体の傾き			±H/500			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測　定　項　目			規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	4		検査路製作工	部材	部材長 ℓ(m)	ℓ≦10	±3	図面の寸法表示箇所で測定。		
								ℓ＞10	±4			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w(m)		0～+30	製品全数を測定。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1(mm)		設計値±4	両端及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い δ_2(mm)		±2		（実測値） 	

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ(m)	ℓ≦10	±3	図面の寸法表示箇所で測定。		
								ℓ＞10	±4			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ(m)	ℓ≦10	±3	図面の寸法表示箇所で測定。		
								ℓ＞10	±4			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1(mm)		b/500	軸心上全数を測定。		
							鉛直度 δ_2(mm)		h/500			
							高さ h(mm)		±5			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 W(m) 腹板高 h(m)	w≦0.5	±2	各支点及び各支間中央付近を測定。	h W I型主桁	
								0.5＜w≦1.0	±3			
								1.0＜w≦2.0	±4			
								2.0＜w	±(3＋w/2)			
							フランジの直角度 δ (mm)		w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							部材長 ℓ(m)	ℓ≦10	±3	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定。	ℓ	
								ℓ＞10	±4			
						仮組立時	主桁のそり δ	L≦20	−5～+5	各主桁について 10～12m間隔を測定。	δ L	
								20<L≦40	−5+～10			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ(m)	ℓ≦10	±3	図面の寸法表示箇所で測定。		
								ℓ＞10	±4			

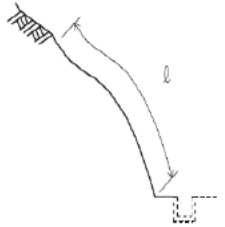
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	11		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目漂塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		

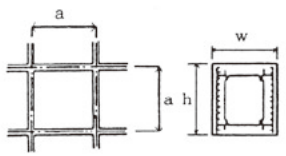
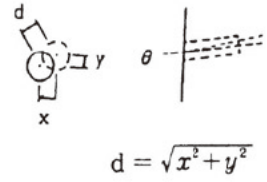
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	14 橋梁架設工			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L(m) 支間長 L_n(m)		±(20+L/5) ±(20+L_n/5)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合　多径間の場合 L　L1 L2 L3	※規格値のL,Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。
						通り δ(mm)		±(10+2L/5)	L:主桁・主構の支間長(m)	主桁 δ L	
						そり δ(mm)		±(25+L/2)	主桁・主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)	δ L	
						※主桁、主構の中心間距離 B(m)	B≦2	±4	各支点及び各支間中央付近を測定。	B	
							B>2	±(3+B/2)			
						※主桁、橋端における出入差 δ(mm)		設計値±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。	δ 主桁	
						※主桁、主構の鉛直度 δ(mm)		3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h:桁・主構の高さ(mm)	δ　h	
						※現場継手部のすき間 δ_1、δ_2(mm)		設計値±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。	δ_1 δ_2	
						※は仮組立検査を実施しない工事に適用。					

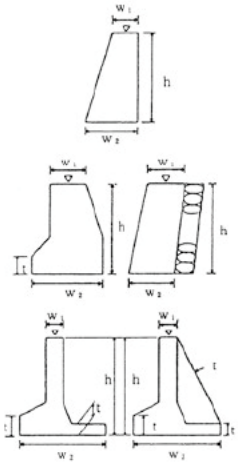
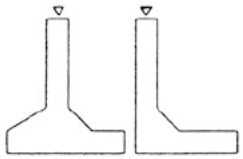
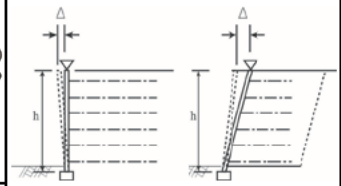
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	14 橋梁架設工			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間		－	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離		－	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり		－	主桁を全数測定。		
1 共通編	3 一般施工	15 法面工（共通）	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	t ＜ 5m	−200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							t ≧ 5m	法長の−4%			
						盛土法長ℓ	t ＜ 5m	−100			
							t ≧ 5m	法長の−2%			
						延長 L		−200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	15 法面工（共通）	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	t ＜ 5m	−200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							t ≧ 5m	法長の−4%			
						厚さ t	t ＜ 5m	−10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≧ 5m	−20			
							但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均値は設計厚以上				
						延長 L		−200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	15 法面工（共通）	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ ＜ 3m	−50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		
							ℓ ≧ 3m	−100			
						厚さ t	t ＜ 5cm	−10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t ≧ 5cm	−20			
							但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		−200	1施工箇所毎。		

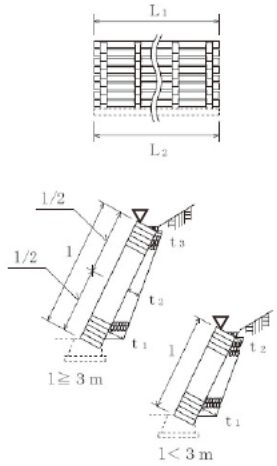
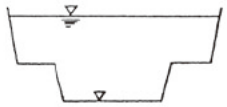
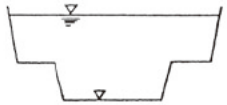
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	15 法面工（共通）	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ ＜ 10m	−100	施工延長40m(間点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		曲線部は設計図書による
							ℓ ≧ 10m	−200			
						幅 w		−30	枠延延長100mにつき1ヶ所、枠延延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h		−30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		−200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	15 法面工（共通）	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	ℓ ＜ 10m	−100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のモノは1施工箇所につき2ヶ所。		
							ℓ ≧ 10m	−200			
						延長 L		−200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	15 法面工（共通）	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数。(任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		±2.5度			

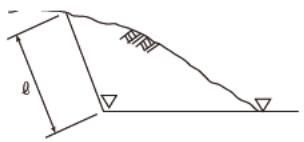
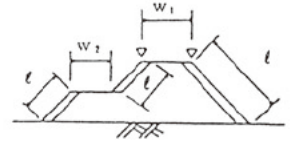
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	3 一般施工	16 擁壁工（共通）	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t		-20			
						裏込厚さ		-50			
						幅 w_1 w_2		-30			
						高さ h	h ＜ 3m	-50			
							h ≧ 3m	-100			
						延長 L		-200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	16 擁壁工（共通）	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L		-200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	16 擁壁工（共通）	3		補強土壁工 (補強土壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h	h< 3m	-50			
							h≧ 3m	-100			
						鉛直度△		±0.03hかつ ±300以内			
						控え長さ		設計値以上			
						延長 L		-200	1施工箇所毎		

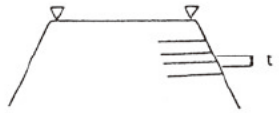
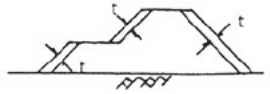
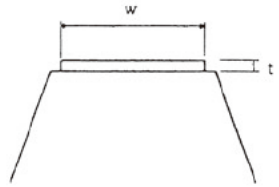
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	16 擁壁工（共通）	4		井桁ブロック工	基準高▽			±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 ℓ	ℓ ＜ 3m		−50				
							ℓ ≧ 3m		−100				
						厚さ t_1 t_2 t_3			−50				
						延長 L_1 L_2			−200		1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	17 浚渫船運転工	3	1	浚渫船運転工（民船、官船）（ポンプ浚渫船）				上限	下限	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。		
						基準高▽	電気船	200ps	+200	−800			
								500ps	+200	−1000			
								1000ps	+200	−1200			
							ディーゼル船	250ps	+200	−800			
								420ps 600ps	+200	−1000			
									+200				
								1350ps	+200	−1200			
						幅			−200				
						延長			−200				
1 共通編	3 一般施工	17 浚渫船運転工	3	2	浚渫船運転工（グラブ浚渫船）（バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。		
						幅			−200				
						延長			−200				

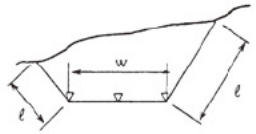
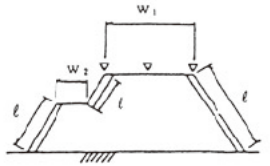
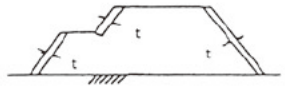
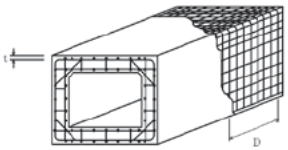
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 一般施工	19 床版工	2		床版工	基準高▽		±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w		0～＋30			
						厚さ t		−10～＋20			
						鉄筋のかぶり		設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ		±10			
						鉄筋間隔		±20	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合		±10			
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	2		掘削工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	−200			
							ℓ ≧ 5m	法長−4%			
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	3		盛土工	基準高▽		−50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	−100			
							ℓ ≧ 5m	法長−2%			
						幅 w_1 w_2		−100			

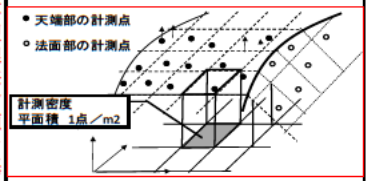
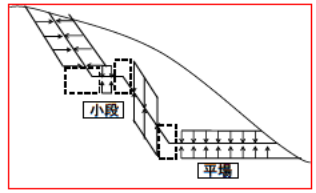
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽		−50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t		−50			
						控え長さ		設計値以上			
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	6		法面整形工 (盛土部)	厚さ t		※−30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	7		堤防天端工	厚さ t	t ＜ 15cm	−25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		
							t ≧ 15cm	−50			
						幅 w		−100			

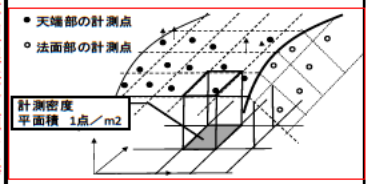
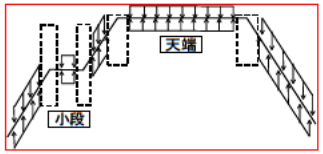
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽		±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	−200			
							ℓ ≧ 5m	法長−4%			
						幅 w		−100			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3・4		路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。　　。		
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	−100			
							ℓ ≧ 5m	法長−2%			
						幅 w_1 w_2		−100			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t		※−30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	5 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d		± ϕ	$d=\frac{D}{n-1}$ D：n本間の長さ n：10本程度とする ϕ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準 7編2章 2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編 6.6)による。 注1)重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2)橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第1編3-19-2 床版工を適用する。 注3)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
						かぶり t		± ϕ かつ 最小かぶり以上			

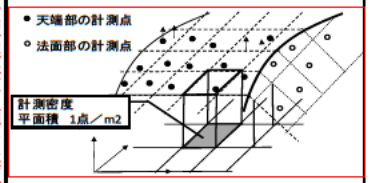
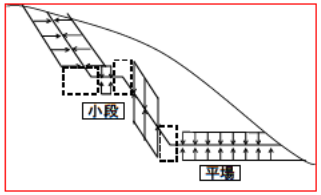
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値				測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は平均測定値の平均				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工（面管理の場合）			平均値		個々の計測値		1．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
						平場	標高較差	±50		±150				
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70		±160				

単位：mm

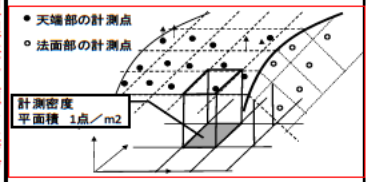
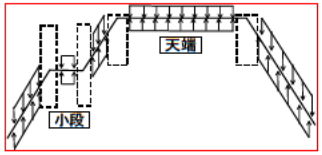
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工（面管理の場合）			平均値		個々の計測値		1．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
						天端	標高較差	-50		-150				
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50		-170				
						法面 4割≧勾配（小段含む）	標高較差	-60		-170				
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの								

単位：mm

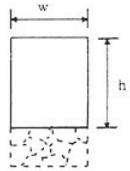
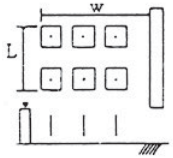
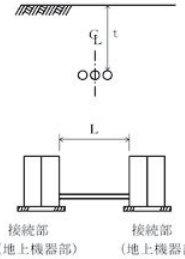
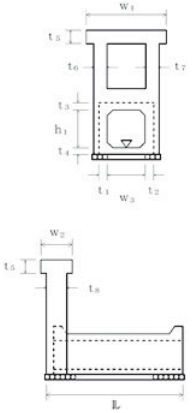
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値				測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は平均測定値の平均				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	2	掘削工（面管理の場合）			平均値		個々の計測値		1．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
						平場	標高較差	±50		±150				
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70		±160				

出来形管理基準及び規格値　第１編　共通編

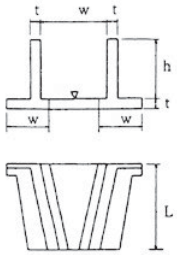
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値（X）	10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は平均測定値の平均			
								中規模以上 / 小規模以下	中規模以上 / 小規模以下			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	34	2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	標高較差	±80	±190			

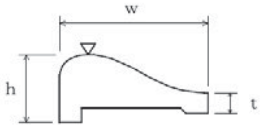
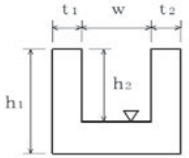
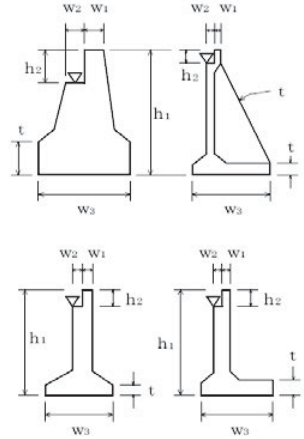
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	−30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。		
						高さ h	−30			
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	−200			
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所		
						延長 L	−200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		
						厚さ t_1 ～ t_8	−20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1　w_2	−30			
						内空幅 w_3	−30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	−200			

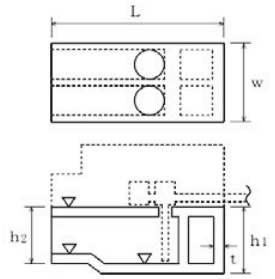
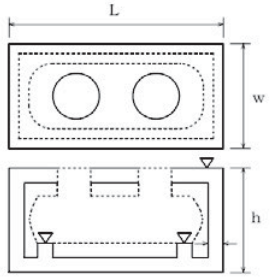
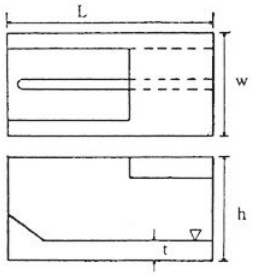
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200	1施工箇所毎。		
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
2 河川・水路編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
2 河川・水路編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

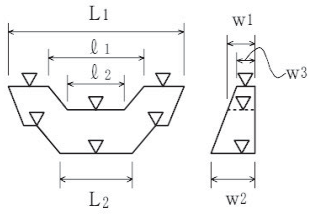
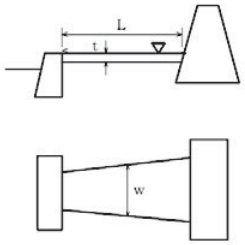
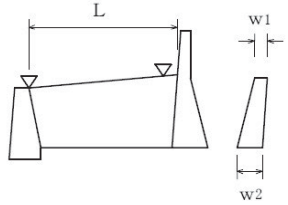
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
2 河川・水路編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t		-20			
						幅 w		-30			
						高さ h		±30			
						堰長 L	L ＜ 20m	-50			
							L ≧ 20m	-100			
2 河川・水路編	5 堰	8 魚道工	3 魚道本体工		魚道本体工	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。（なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）		
						厚さ t_1 t_2		-20			
						幅 w		-30			
						高さ h_1 h_2		-30			
						延長 L		-200			
2 河川・水路編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t		-20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		-10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）		-10			
						敷　幅 w_3（橋軸方向）		-50			
						高さ h_1		-50			
						胸壁の高さ h_2		-30			
						天端長 ℓ_1		-50			
						敷長 ℓ_2		-50			
						胸壁間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			

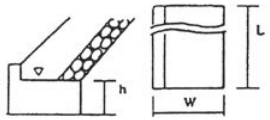
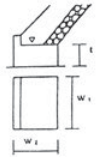
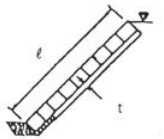
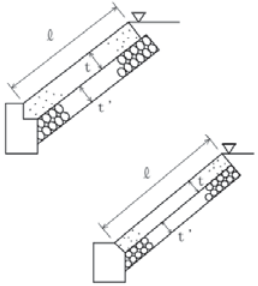
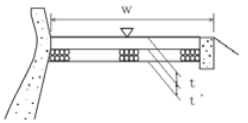
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 河川・水路編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1 h_2	±30			
						延長 L	-50			
2 河川・水路編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
2 河川・水路編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

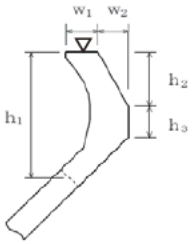
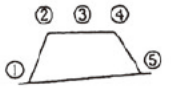
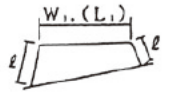
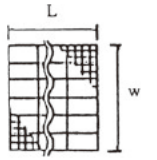
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天端幅 w_1、w_3	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						堤長 L_1、L_2	−100			
						水通し幅 ℓ_1、ℓ_2	±50			
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚さ t	−30			
						幅 w	−100			
						延長 L	−100			
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高　▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						長さ L	−100			

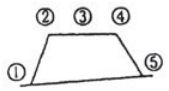
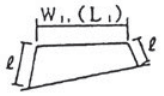
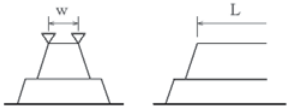
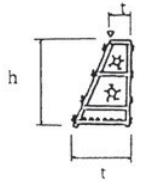
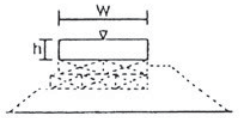
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
3 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w		-30			
						高さ h		-30			
						延長 L		-200			
3 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽		±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						ブロック厚 t		-20			
						ブロック縦幅 w_1		-20			
						ブロック横幅 w_2		-20			
						延長 L		-200			
3 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長	ℓ＜5m	-100			
							ℓ≧5m	ℓ×(－2%)			
						厚さ t		-50			
						延長 L		-200			
3 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長	ℓ＜3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ	t＜100	-20			
							t≧100	-30			
						裏込材厚 t'		-50			
						延長 L		-200			
3 海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w		-50			
						厚さ t		-10			
						基礎厚 t'		-45			
						延長 L		-200			

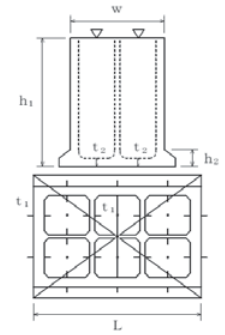
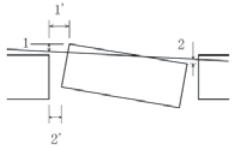
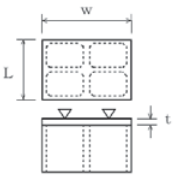
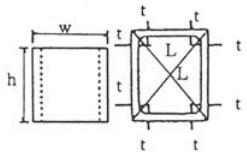
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w_1 w_2		−30			
						高さ h_1 h_2 h_3	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						延長 L		−200			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽			施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	 	
						本均し▽		±50			
						表面均し		±100			
						荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±500			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±300			
						被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±500			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±300			
						法長 ℓ		−100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1		−100			
						天端延長 L_1		−200			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w		−300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L		−500			

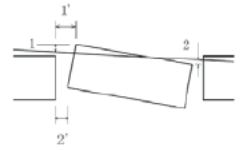
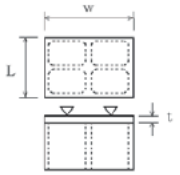
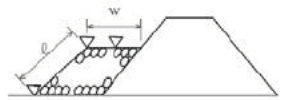
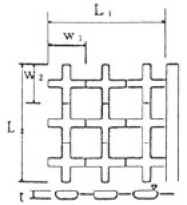
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±300			
						法長 ℓ		-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1		-100			
						天端延長 L_1		-200			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 延長は、センターラインで行う。		
							(層積)ブロック規格 26t以上	±500			
							(乱積)	±ブロックの高さの1/2			
						天端幅 w		ーブロックの高さの1/2			
						天端延長 L		ーブロックの高さの1/2			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t		-50			
						高さ h	h＜3m	-50			
							h≧3m	-100			
						延長 L		-200	1施工箇所毎		
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w		-30			
						高さ h		-30			
						延長 L		-200			

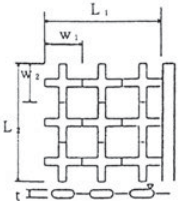
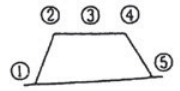
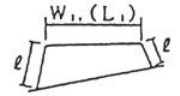
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測　定　項　目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11		ケーソン工据付 (ケーソン製作)	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所。		
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁1ヶ所。		
						幅 w		＋30,－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
						高さ h_1		＋30,－10	完成時、四隅。		
						長さ L		＋30,－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
						底版厚さ t_2		＋30,－10	底版完成時、各室中央部1ヶ所。		
						フーチング高さ h_2		＋30,－10	底版完成時、四隅。		
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11		ケーソン工据付 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000t未満	±100	据付完了後、両端2ヶ所。		
							ケーソン重量2000t以上	±150			
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000t未満	100以下	据付完了後、両端2ヶ所。		
							ケーソン重量2000t以上	200以下			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11		ケーソン工 (突堤上部工(場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック))	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12		セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t		±10	型枠取外し後全数。		
						幅 w		＋20, －10			
						高さ h		＋20, －10			
						長さ L		＋20, －10			

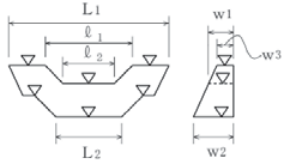
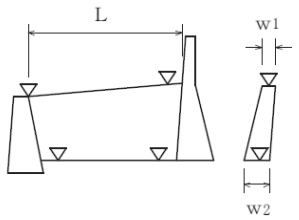
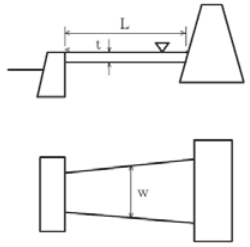
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12		セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1、2		±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		
						隣接ブロックとの間隔 1'、2'		50以下			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12		セルラー工 (突堤上部工(場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック))	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±300			
						法長 ℓ		−100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w		−100			
						天端延長 L		−200			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							乱積	±t／2			
						厚さ t		−20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅 w_1 w_2	層積	−20			
							乱積	−t/2			
						延長 L_1 L_2	層積	−200	延長は1施工箇所毎。		
							乱積	−t/2			

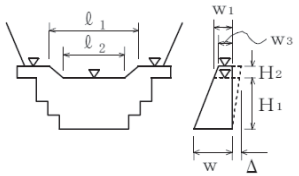
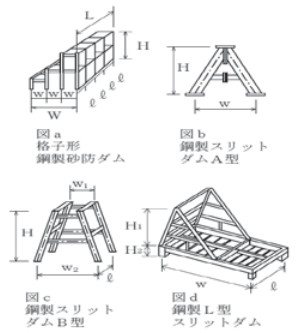
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							乱積	±t／2			
						厚さ t		-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅 w_1 w_2		-20			
						延長 L_1 L_2		-200	1施工箇所毎。		
3 海岸編	3 海岸堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
							荒均し 異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±500			
							荒均し 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±300			
							被覆均し 異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±500			
							被覆均し 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±300			
						法長 ℓ		-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1		-100			
						天端延長 L_1		-200			

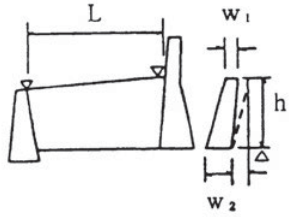
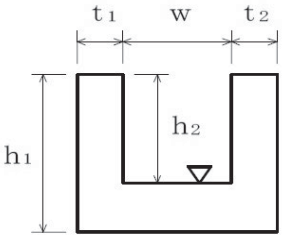
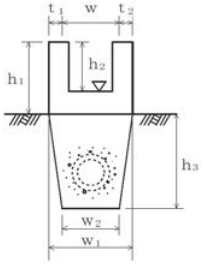
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防・地滑り防止編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ℓ(m)	ℓ≦10	±3	図面の寸法表示箇所で測定。		
								ℓ＞10	±4			
4 砂防・地滑り防止編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽			±30	図面の表示箇所で測定。		
						天端部 w_1 w_3 堤幅 w_2			-30			
						水通しの幅 ℓ_1 ℓ_2			±50			
						堤長 L_1 L_2			-100			
4 砂防・地滑り防止編	1 堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高▽			±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						幅 w_1 w_2			-30			
						長さ L			-100			
4 砂防・地滑り防止編	1 堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高▽			±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 w			-100			
						厚さ t			-30			
						延長 L			-100			

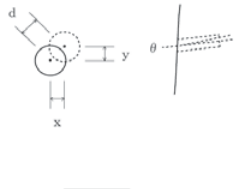
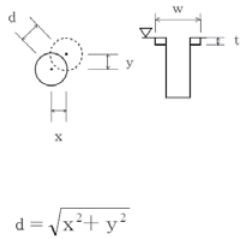
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防・地滑り防止編	1 堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		
							長さ ℓ_1 ℓ_2	±100			
							幅 w_1 w_3	±50			
							下流側倒れ△	$\pm0.02H_1$			
						袖部	袖高▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ△	$\pm0.02H_2$			
4 砂防・地滑り防止編	1 堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤長 L	格	±50	（備考） 各:格子型鋼製砂防堰堤 A:鋼製スリット堰堤A型 B: 鋼製スリット堰堤B型 L: 鋼製スリット堰堤L型		
						堤長 ℓ	格・B・L	±10			
						堤幅 w	格	±30			
						堤幅 w	格・A・B・L	±10			
						高さ H	格・A・B・L	±10			

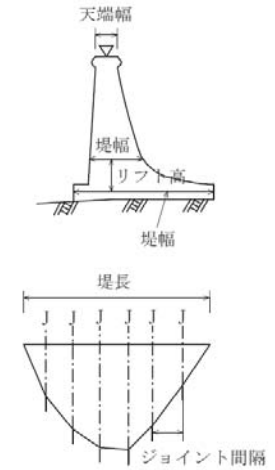
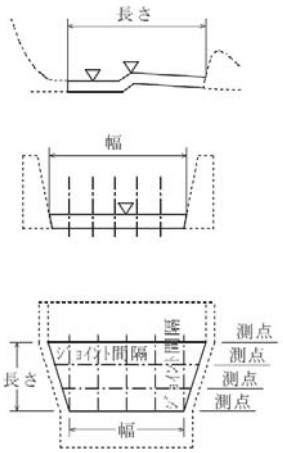
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防・地滑り防止編	1 堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高▽		±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		
						長さ L		±100			
						幅 w_1 w_2		±50			
						下流側倒れ△		±0.02H			
						高さ	h＜3m	-50			
							h≧3m	-100			
4 砂防・地滑り防止編	2 流路工	5 床固め工	8		魚道工	基準高▽		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w		-30			
						高さ h_1 h_2		-30			
						厚さ t_1 t_2		-20			
						延長 L		-200			
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t_1 t_2		-20			
						幅 w		-30			
						幅 w_1 w_2		-50			
						高さ h_1 h_2		-30			
						深さ h_3		-30			
						延長 L		-200			

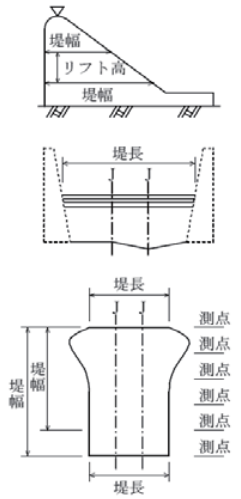
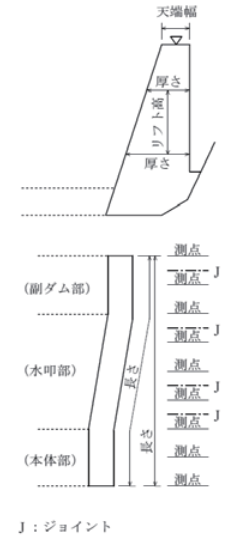
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数。		
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭及び底面で測定。		
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		
						偏心量d	D/4以内 かつ100以内			

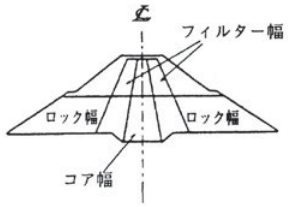
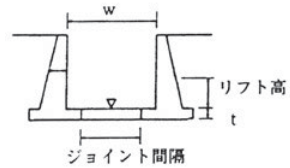
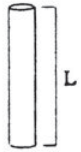
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（本体）	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤高、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。（注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。		
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30、＋50			
						堤長	-100			
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（水叩）	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	−100、＋60			

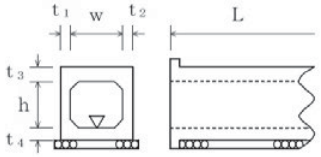
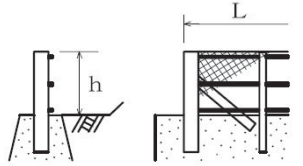
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム（副ダム）	天端高	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。（注）堤幅、リフト高の測定は、上下洗面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む。 ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30、＋50			
						堤長	40			
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム（導流壁）	天端高	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。（注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測天に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

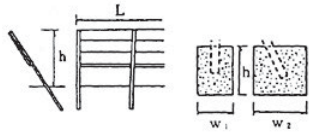
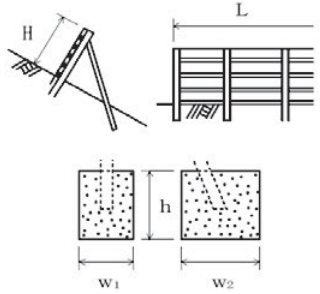
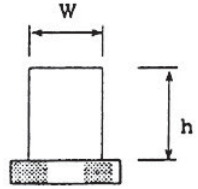
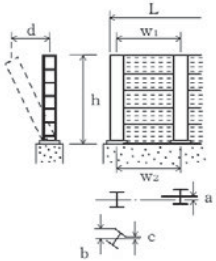
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
5 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(ダンピングローラ)の場合		
						外側境界線	－0、＋500			
5 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	－0、＋1000			
						盛立幅	－0、＋1000			
5 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	－0、＋2000			
5 ダム編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回／1施工箇所。		
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
5 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度L	設計値以上	ボーリング工毎。 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
						配置誤差	100			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路開設・改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ(m)	ℓ ≦ 10m	±3	図面の寸法表示箇所で測定。		
								ℓ ＞ 10m	±4			
6 道路編	1 道路開設・改良	9 カルバート工	6		現場打カルバート工	基準高▽			±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t_1～t_4			-20			
						幅(内法) w			-30			
						高さ h			±30			
						延長 L		L ＜ 20m	-50			
								L ≧ 20m	-100			
6 道路編	1 道路開設・改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w			-200	1施工箇所毎。		
						延長 L			-200			
6 道路編	1 道路開設・改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h			±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L			-200	1施工箇所毎。		

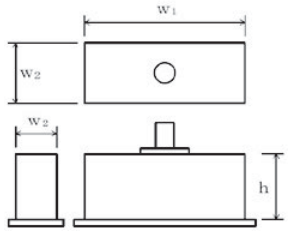
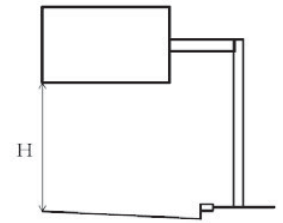
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測　定　項　目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	1 道路開設・改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L		-200	1施工箇所毎。		
						基礎	幅 w_1 w_2	-30	基礎1基毎。		
							高さ h	-30			
6 道路編	1 道路開設・改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L		-200	1施工箇所毎。		
						基礎	幅 w_1 w_2	-30	基礎1基毎。		
							高さ h	-30			
							打込み ℓ	-10%	全数。		
							埋込み ℓ	-5%			
6 道路編	1 道路開設・改良	12 遮音壁	4		遮音壁基礎工	幅 w		-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h		-30			
						延長 L		-200	1施工箇所毎。		
6 道路編	1 道路開設・改良	12 遮音壁	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1 w_2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所。		
							ずれ a	10			
							ねじれb－c	5			
							倒れ d	h×0.5%			
						高さ h		＋30、－20			
						延長 L		-200	1施工箇所毎。		

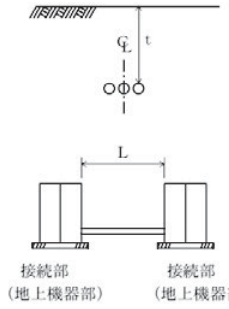
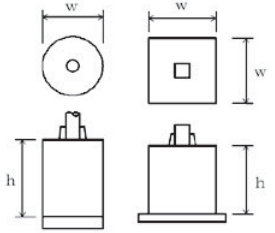
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測定項目		規格値 個々の測定値(X)	規格値 10個の規定値の平均(X_{10})	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽		±50	－	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	t＜15㎝	−30	−10	厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。		
							t≧15㎝	−45	−15			
						幅		−100	－	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。		
										※両端部2点で測定する。		
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ		−9	−3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅		−25	－			

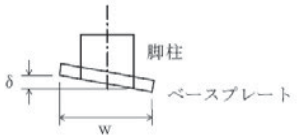
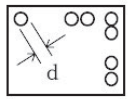
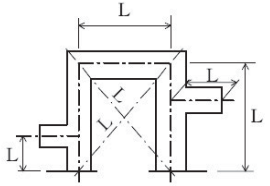
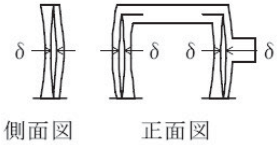
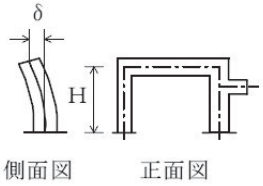
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所		
6 道路編	2 舗装	7 踏掛板工	4		踏掛版工	基準高	±20	1ヶ所／1踏掛版		
					(コンクリート工)	各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数。		
						厚さ	-			
					(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数。		
						アンカー長	±20	全数。		
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 w_1 w_2	-30	基礎1基毎		
						高さ h	-30			
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		

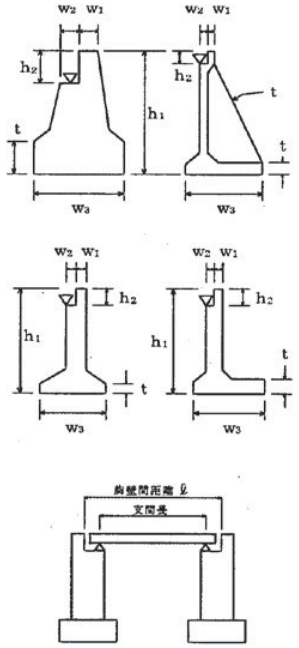
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5		ケーブル配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に1ヶ所		
						延長 L	-200	接続部間毎で全数		
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明柱基礎工	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		
						高さ h	-30			

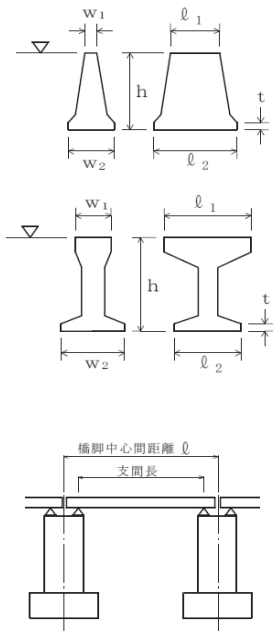
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部工	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度δ(㎜)		W/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		
							ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。		
								孔の径d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔・対角長L(m)	L≦10m	±5	両端部及び片持ばり部を測定。		
								10＜L≦20m	±10			
								20m＜L	±{10＋(L－20)/10}			
							はりのキャンバー及び柱の曲りδ(㎜)		L/1000	各主構の各格点を測定		
							柱の鉛直度δ(㎜)	H≦10	10	各柱及び片持ばり部を測定。 H:高さ(m)		
								H＞10	H			

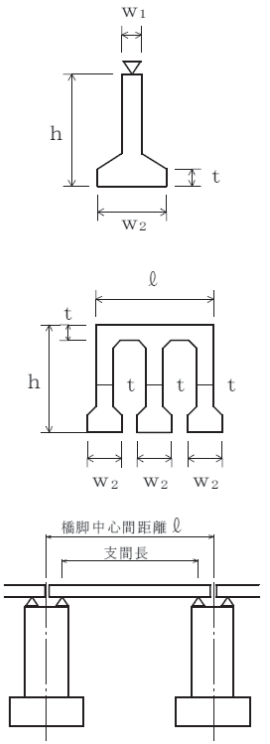
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	3 橋梁下部工	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		
						厚さ t		-20			
						天端幅 w_1(橋軸方向)		-10			
						天端幅 w_2(橋軸方向)		-10			
						敷幅 w_3(橋軸方向)		-50			
						高さ h_1		-50			
						胸壁の高さ h_2		-30			
						天端長 ℓ_1		-50			
						敷長 ℓ_2		-50			
						胸壁間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～-20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

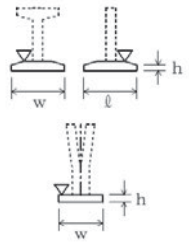
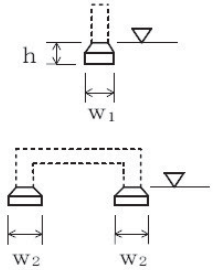
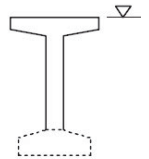
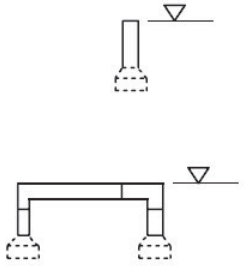
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 橋梁下部工	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		
						厚さ t		-20			
						天端幅 w_1(橋軸方向)		-20			
						天端幅 w_2(橋軸方向)		-50			
						敷幅 w_3(橋軸方向)		-50			
						高さ h		-50			
						天端長 ℓ_1		-50			
						敷長 ℓ_2		-50			
						橋脚中心間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～-20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 橋梁下部工	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		
						厚さ t		-20			
						天端幅 w_1		-20			
						敷　幅 w_2		-20			
						高さ h		-50			
						長さ ℓ		-20			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～-20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

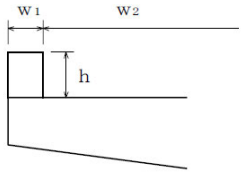
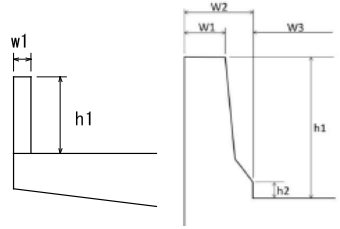
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	3 橋梁下部工	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (Ⅰ型) (T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w(橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-50			
6 道路編	3 橋梁下部工	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1 w_2	-50			
						高さ h	-50			
6 道路編	3 橋梁下部工	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (Ⅰ型) (T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
6 道路編	3 橋梁下部工	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

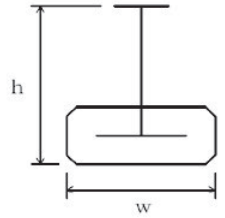
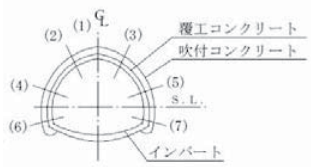
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目			規格値		測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	3 橋梁下部工	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2(㎜)			5 ※±5		主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※耐候性鋼材(裸使用)の場合		
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ(m)	ℓ≦10	±3		図面の寸法表示箇所で測定。		
								ℓ＞10	±4				
6 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)			±5		支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300㎜以下の場合は、水平面の高低差を1㎜以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量 注2)			設計移動量 ±10以上				
						支承中心間隔(橋軸直角方向)			コンクリート橋 ±5	鋼橋 ±{4 +0.5×(B−2)}			
						下沓の水平度	橋軸方向		1／100				
							橋軸直角方向						
						同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差			5				
						可動支承の移動量 注3)			温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				

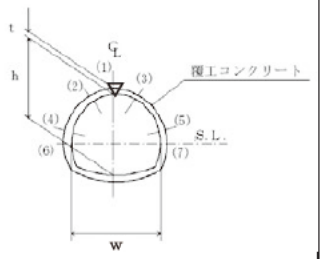
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)		±5		支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認する。支承の平面寸法が300㎜以下の場合は、水平面の高低差を1㎜以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量 ±10以上				
						支承中心間隔(橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋			
								±5	±{4 +0.5 ×(B−2)}			
						支承の水平度	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差		5				
						可動支承の移動量 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長		設計値以上		全数測定		
						アンカーボルト定着長		-20以内 かつ-1D以内		全数測定 D:アンカーボルト径(㎜)		
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w1		-10～＋20		1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h		-10～＋20				
						有効幅員 w2		0～＋30				
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1		−5～＋10		1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の幅 w2		−10～＋20				
						高さ h1		−20～＋30				
						高さ h2		−10～＋20				
						有効幅員 w3		0～＋30				

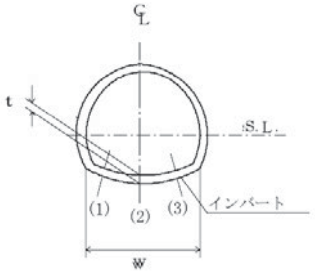
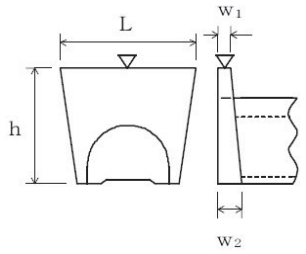
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅		±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ		±4			
6 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム用桁製作工（現場）	幅 w		±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ:スパン長		
						高さ h		+10 −5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ＜15	±10			
							ℓ≧15	±(ℓ−5)かつ −30mm以内			
						横方向最大タワミ		0.8ℓ			
6 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ		設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（横造編）にいう地盤等A又はBに該当する地盤とする。		

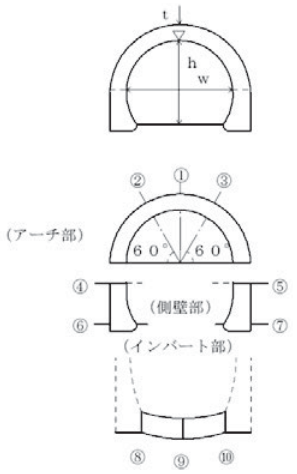
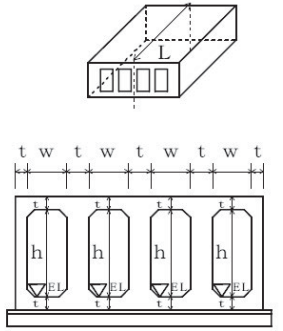
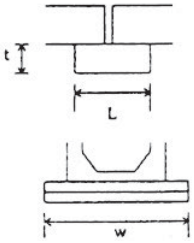
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	―	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角度	―			
						削孔深さ	―			
						孔径	―			
						突出量	プレート下面から10cm以内			
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽(拱頂)	±50	(1)基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ)検測孔による巻厚の測定は図の①は40mに1ヶ所、②～③は100mに1ヶ所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。・　異常土圧による覆工圧不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
						幅 w(全幅)	-50			
						高さ h(内法)	-50			
						厚さ t_1 t_2	設計値以上			
						延長 L	―			

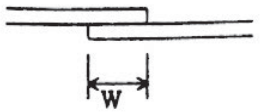
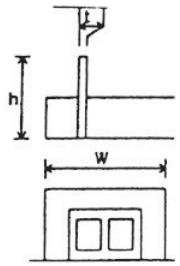
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w		-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t		-30			
6 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w(全幅)		-50	(1)幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。 (ロ)コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚さ t		設計値以上			
						延長 L		—			
6 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高▽		±50	図面の主要表示箇所で測定。		
						幅 w_1 w_2		-30			
						高さ	h＜3m	-50			
							h≧3m	-100			
						延長 L		-200			

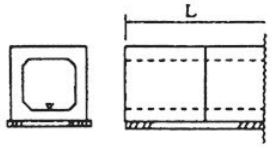
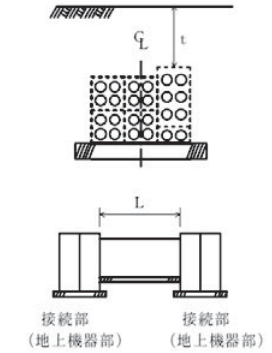
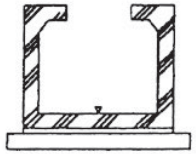
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w(全幅)	-50			
						高さ h(内法)	-50			
						厚さ t	-20			
						延長 L	―			
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			

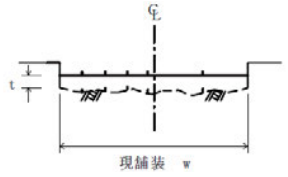
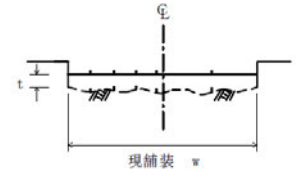
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
6 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		
6 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			

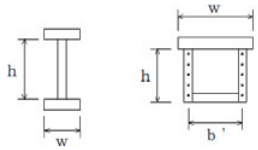
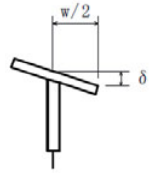
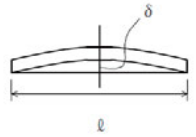
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
6 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	埋設深▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200	延長:1施工箇所毎。		
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工(管路部)	基準高▽	0～＋50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		
						延長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	基準高▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		

単位:㎜

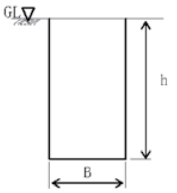
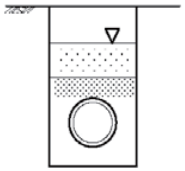
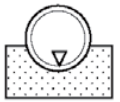
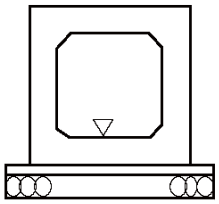
編	章	節	条	枝番	工　種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘　要
								個々の測定値(X)	10個の規定値の平均(X_{10})			
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t		-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅 w		-25				
						延長 L		-100				
						平坦性		—	3m プロフィルメーター (σ)2.4㎜以下 直読式(足付き) (σ)1.75㎜以下			
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さt	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央部の3点を掘り起こして測定。		
							幅w	-50				
							延長L	-100				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔 b'(m)	w≦0.5	±2	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁　トラス弦材	
							0.5＜w≦1.0	±3	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
							2.0＜w	±(3+w/2)				
						フランジの直角度 δ(mm)		w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ(mm)		ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ:部材長(mm)		
6 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4	RC	落橋防止装置工	基準高		±20	設置する基数の半数／1支承線			
						厚さ		±20				
						幅		±20				
						高さ		±20				
						配置誤差(※)		±30				
					アンカーボルト(鉄筋)	中心のずれ		±20	設置する基数の半数／1支承			
						削孔長		設計値以上				
6 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4	鋼製	鋼製装置	部材長L(mm)		±3	図面の寸法表示箇所で測定			
						配置誤差(※)		±30	設置する基数の半数／1支承線			
					落橋防止装置工	中心のずれ		±20	設置する基数の半数／1支承線			超音波深傷器にて測定する。
						アンカー長		-20				
						定着長		-20				
						削孔長		設計値以上				

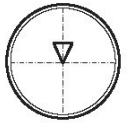
※制限値(落橋防止構造での配置位置0.75SE以下、変位制限装置での支承の移動量の確保等)を越える場合はこの限りではない。

単位：mm

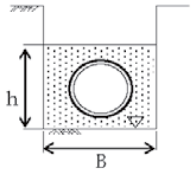
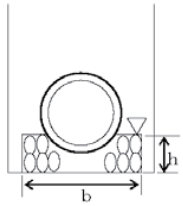
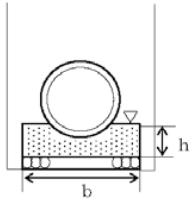
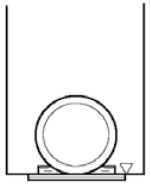
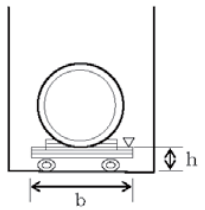
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管渠工（開削）	3 管路土工		管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1ヶ所測定する。		
						幅 B	−50			
8 下水道編	1 管路	3 管渠工（開削）	3 管路土工		管路埋戻	基準高 ▽	±30	マンホール間ごとに1ヶ所測定する。		
8 下水道編	1 管路	3 管渠工（開削）	4 管布設工		管布設 （自然流下管）	基準高 ▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	−ℓ /500かつ −200	延長ℓ はマンホール間を測定する。		
						総延長 L	−200			
8 下水道編	1 管路	3 管渠工（開削）	4 管布設工		短形渠 （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長20mにつき1ヶ所の割合で測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	−ℓ /500かつ −200	延長ℓ はマンホール間を測定する。		
						総延長 L	−200			

出来形管理基準及び規格値　第８編　下水道編

単位：㎜

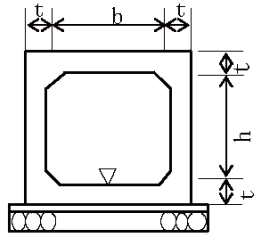
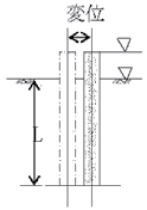
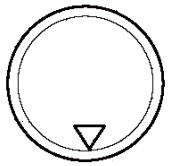
編	章	節	条	枝番	工種		測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
８下水道編	１管路	３管渠工（開削）	４管布設工		圧送管		基準高　▽	±30	施工延長40ｍにつき1ヶ所の割合で測定する。		
							中心線の変位（水平）	±50			
							総延長	－200			
						鋳鉄管接合	締付けトルク	日本ダクタイル鋳鉄管協会の接合要領書による。	接合箇所全数測定	接合部	チェックシートに記入する。

単位：mm

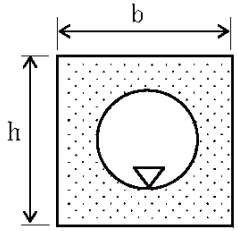
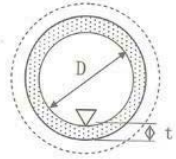
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8下水道編	1管路	3管渠工（開削）	5管基礎工		砂基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅 B	−50			
						厚さ h	−30			
8下水道編	1管路	3管渠工（開削）	5管基礎工		砕石基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅 b	−50			
						厚さ h	−30			
8下水道編	1管路	3管渠工（開削）	5管基礎工		コンクリート基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅 b	−30			
						厚さ h	−30			
8下水道編	1管路	3管渠工（開削）	5管基礎工		まくら土台基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
8下水道編	1管路	3管渠工（開削）	5管基礎工		はしご胴木基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅 b	−30			
						厚さ h	−30			

出来形管理基準及び規格値　第８編　下水道編

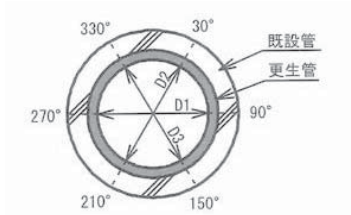
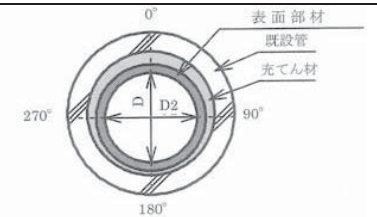
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8下水道編	1管路	3管渠工（開削）	6水路築造工		現状打水路	基準高 ▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1ヶ所の割合で測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						幅 b	－30			
						高さ h	±30			
						厚さ t	－20			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	－ℓ /500かつ －200	延長ℓ はマンホール間を測定する。		
						総延長 L	－200			
8下水道編	1管路	3管渠工（開削）	7管路土留工		鋼矢板土留	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所測定する。20m未満は、1施工箇所につき2ヶ所測定する。		任意仮設の場合は除く
						根入長 L	設計値以上			
						変位	100			
8下水道編	1管路	4，5管渠工（小口径推進、推進）	3推進工		推進工	基準高 ▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、推進管1本ごとに1ヶ所測定する。		
						中心線の変位（水平）	±５０			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	－ℓ /500かつ －200	延長ℓ はマンホール間を測定する。		
						総延長 L	－200			

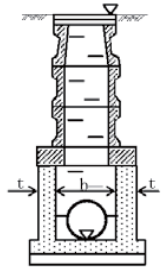
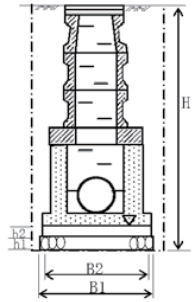
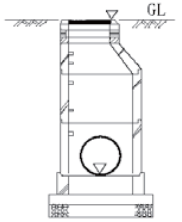
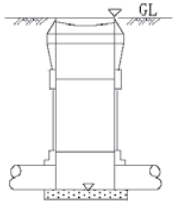
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	4，5 管渠工（小口径推進、推進）	4 立坑内管布設工		空伏工	基準高 ▽	±50	１施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b	－30			
						高さ h	－30			
						中心のずれ	±50			
						延長	－50			
						勾配	±20%			
8 下水道編	1 管路	6 管渠工（シールド）	3 一次覆工		掘進工	基準高 ▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、セグメント５リングにつき1ヶ所測定する。		
						中心線の変位（水平）	±100			
						延長 ℓ	－ℓ /500かつ －200	延長ℓ はマンホール間を測定する。		
						総延長 L	－200			
8 下水道編	1 管路	6 管渠工（シールド）	4 二次覆工		二次覆工	基準高 ▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長40ｍにつき1ヶ所測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						二次覆工厚 t	－20	二次覆工厚は、１打設につき端面で上下左右４点を測定する。		
						仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40ｍにつき1ヶ所測定する。		
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	－ℓ /500かつ －200	延長ℓ はマンホール間を測定する。		
						総延長 L	－200			

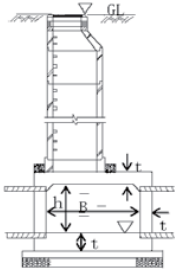
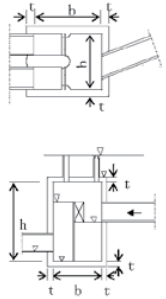
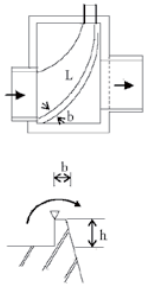
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	7 管渠更生工	3 管渠内面被覆工		反転・形成工法	仕上がり内径D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと。	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所で測定する。 硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
						更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は＋20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
8 下水道編	1 管路	7 管渠更生工	3 管渠内面被覆工		製管工法	仕上がり内径（高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2箇所で測定する。		

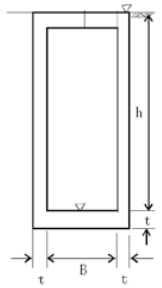
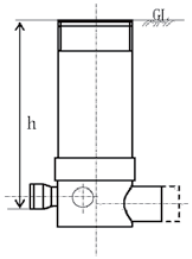
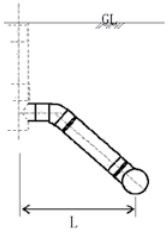
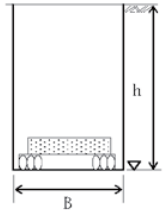
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b （内法）	−30			
						壁厚 t	−20			
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		マンホール基礎工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						床堀深 H	±30			
						基礎工幅 B 1	−50			
						基礎工高 h 1	−30			
						コンクリート工幅B2	−30			
						コンクリート工高h2	−10			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			

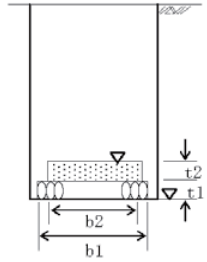
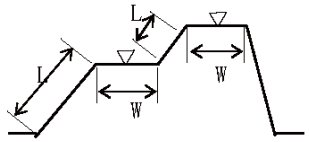
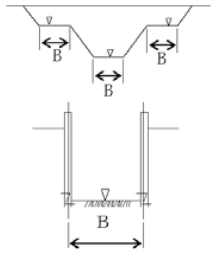
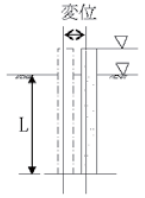
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち特殊人孔	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 B	−30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t	−20			
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工		伏せ越し室・雨水吐室	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b （内法）	±30			
						高さ h	±30			
						厚さ t	−20			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し管工		伏せ越し管	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						中心線の変位	±30			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	越流堰 雨水吐室		越流堰（雨水吐室）	基準高 ▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。		
						幅 b （厚さ）	±20	幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
						高さ h （深さ）	±30			
						延長 L （長さ）	−20			

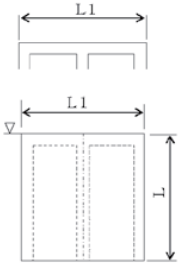
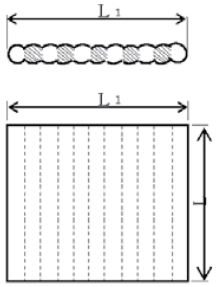
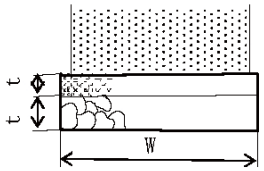
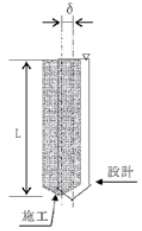
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工			中継ポンプ施設	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅、長さ B	−30			
						深さ h	−30			
						壁厚 t	−20			
8 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	4 ます設置工		公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
8 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	5 取付管布設工		取付管	延長 (L)	−200	1施工箇所ごとに測定する。		
8 下水道編	1 管路	13 立坑工			立坑工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						寸法 B	±100			
						深さ h	±30			

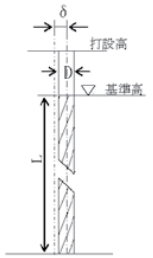
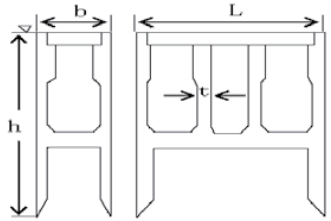
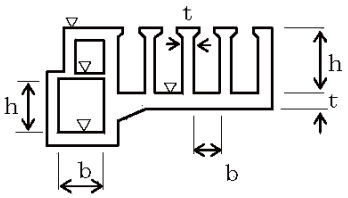
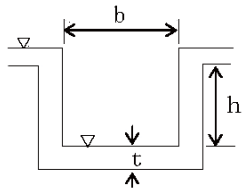
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	13 立坑工			立坑土工	基準高 ▽	±30	１施工箇所ごとに測定する。		
						砕石基礎幅 b 1	－50			
						砕石基礎厚 t 1	－30			
						底版コンクリート基準高	±30			
						底版コンクリート幅 b 2	－30			
						底版コンクリート厚 t 2	－10			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成土工	4 法面整形工		盛土・切土	基準高 ▽	±50	施工延長おおむね40ｍごとにつき1ヶ所、40m未満は１施工箇所につき2ヶ所測定する。		
						幅 w	－100			
						法長 L ＜ 5 m	盛土：－100			
						法長 L ＜ 5 m	切土：－200			
						法長 L ≧ 5 m	盛土：－2%			
						法長 L ≧ 5 m	切土：－4%			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工		土工（掘削）	基準高 ▽	±50	施工延長おおむね40ｍ（小規模なものは20ｍ）ごとに基準測線を設定し、基準高を10ｍごと、変化点ことに測定する		
						幅 B	－100			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工		土留・仮締切工（H鋼杭、鋼矢板）	基準高 ▽	±50	施工延長20ｍにつき1ヶ所測定する。20m未満は、１施工箇所につき2ヶ所測定する。		任意仮設の場合は除く
						根入長 L	設計値以上			
						変位	100			

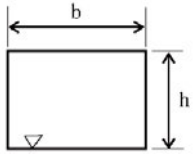
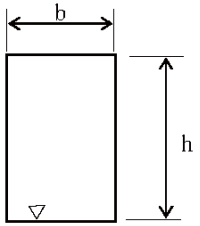
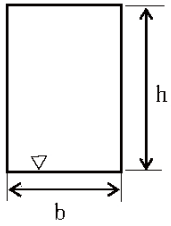
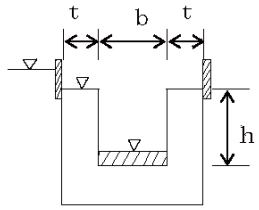
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	3 地中連続壁工		壁式	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40（又は50m）以下のものについては１施工につき2ヶ所施工測定する。		
						地中壁の長さ L1	－50			
						垂直変位	300	垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき2ヶ所測定する。		
						壁体長 L	－200			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	4 地中連続壁工		柱列式	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40（又は50m）以下のものについては１施工につき2ヶ所施工測定する。		
						地中壁の長さ L1	－50			
						垂直変位	D/4以内	垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき2ヶ所測定する。		
						壁体長 L	－200			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	3 直接基礎工		構造物基礎	幅 w	設計値以上	施工延長20mにつき1ヶ所測定以上する。施工延長20m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所測定する。		
						厚さ t	設計値以上			
						延長	名構造物の格値による			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5 既製杭工		既製杭	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D/4以内かつ100㎜			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打杭工		場所打杭	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D/4以内かつ100㎜			
						杭径 D	設計値以上			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7，8，ニューマチックケーソン基礎工，オープンケーソン基礎工		ケーソン基礎	基準高 ▽	±100	打設ロットごとに測定する。		
						長さ L	−50			
						幅 b	−50			
						高さ h	−100			
						壁厚 t	−20			
						偏心量	300以内			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	基準高 ▽	±30	1池（又は1槽）について、図面の主要たる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	±30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t	−20			
						ただし床板厚	−10			
						長さ	±50			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の附属構造物	基準高 ▽	±20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	±20			
						高さ h	±20			
						壁厚 t	±10			
						長さ	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		開口部	幅 b	±20	永久開口ごとに測定する。		
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		ゲート用開口部	基準高 ▽	−20	開口部ごとに測定する。		
							+0			
						幅 b	+0			
							+20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		可動せき用開口部	基準高 ▽	−20	開口部ごとに測定する。		
						幅 b	−0			
							+20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工		流出トラフ	基準高 ▽	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。		
						幅 b	±20	幅、高さは、各池の1施工箇所について3ヶ所測定する。		
						高さ h	−20			
						厚さ t	±20			
						長さ	±50	長さ、各池外周部の1施工箇所について測定する。		

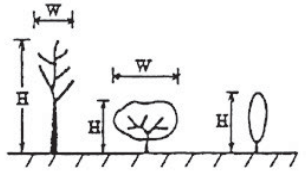
出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値　第８編　下水道編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
８下水道編	２処理場・ポンプ場	８本体築造工	12越流堰板工		越流堰	基準高	▽	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。		
						幅	b	±20	幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。		
						高さ	h	−20			
						長さ		±20			
８下水道編	２処理場・ポンプ場	８本体築造工			燃料貯留槽工	基準高	▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
						厚さ	t	−20			
						幅	w	−30			
						高さ	h	±30			
						延長	L	−50			
８下水道編	２処理場・ポンプ場	９場内管路工	10管布設工		流入渠・流出渠	基準高	▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
						幅	b	−30			
						高さ	h	−30			
						厚さ	t	−20			
						延長		L＜20m	−50		
								L≧20m	−100		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	3 高木植栽工	1	樹木	樹高	H	−100	全数につき測定。		
						枝張	W	−200			
						幹周		−30			
						本数		−0本			
				2	玉物	樹高	H	−50	10本につき１本測定本数は全数。		
						葉張り	W	−50			
						本数		−0本			
				3	苗木	樹高	H	−50	おおむね50本につき１本測定本数は全数。	苗木の本数検査は標準地（100㎡程度２ヶ所以上）によることができる。	
						根元径		−2			
						本数		−1%			
				4	支柱	高さ（l_1 l_2）		−100	全数につき測定 末口径10本につき１本。		
						末口径		−15			
			6 地衣類植栽工		地被類	測点間延長	L ≦ 20m	−100	全測線測定 目地間隔は300㎡当り1ヶ所。	測点間延長の確認をもって面積確認とする。	
							L ＞ 20m	−0.5%			
			10 樹木養生工		防風ネット	高さ	H	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。		
						延長	L	−200	１施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値　第10編　植栽工編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	10 樹木養生工		養生棚	設置高さ H		設計値以上	1ヶ所／1施工箇所		
						根入れ長		設計値以上			
						延長 L		-200			
			11 樹名板工		埋込型樹名板	設置高さ H		設計値以上	1ヶ所／5基		
						基礎	幅 W （D）	－30	基礎5基毎		
						基礎	高さ h	－30			
			12 根囲い保護工		根囲い保護工	設置高さ H		設計値以上	1ヶ所／1基		
						基礎	幅 W （D）	－30	基礎1基毎		
						基礎	高さ h	－30			
						基礎	根入れ長	設計値以上			

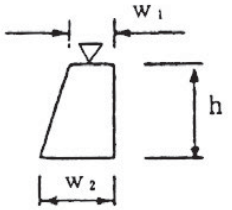
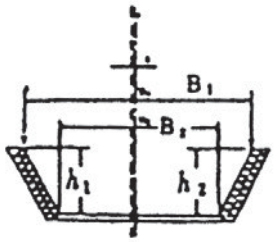
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 水道・工業用水道編	2 構造物				沈砂池 着水井 攪拌池 沈殿池 ろ過池 配水池 浄水池 調整池 ポンプ井 その他	基準高		±20	E．L．管理	両端及び中央の３点	出来形管理表に記入する。
						壁厚		±10	各構造物		
						幅(B)、高(H)、長（L）		＋30 －20			
						漏水量	無蓋	－0 5%	漏水テスト 満水にして24時間静置後検査	１池毎	
							有蓋	－0 3%			
	3 管路				管布施工	布設延長		－100	測点区間距離、全延長	測点区画	出来形管理表に記入する。
						管布設高		＋100(浅) －200(深)	E．L．管理	測点	
						中心線のずれ		左,右 100			
	3 管路	4 管附帯構想物			制水弁室等（構造物）	基準高		±30	E．L．管理		
						壁厚		±10	各構造物		出来形管理表に記入する。
						幅(B)、高(H)、長(L)		±30			
	4 管材料及び接合	3 鋳鉄管の接合	2 3		鋳鉄管接合	締付けトルク		日本ダクタイル鉄管協会の接合要領書による。	接合箇所全数測定	接合部	チェックシートに記入する。
						胴付間隔					
						ゴム輪の状態					
	4 管材料及び接合	6 鋼管の接合	1 2 3 4 5 6		鋼管接合	変形率	内面モルタル	±3%	φ800以上全数測定	管中央部	出来形管理表に記入する。
							内面エポキシ	±5%			
						内面・外面塗膜面		－0	接合箇所全数測定	接合部（内・外面共）	
						ピンホール検査	塗膜厚 0 3	1,500V	規格電圧で放置しないこと 接合箇所全数測定		
							塗膜厚 0 5	2,500V			
							ジョイントコート	10,000～ 12,000V			

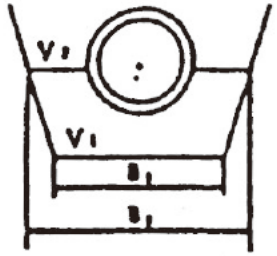
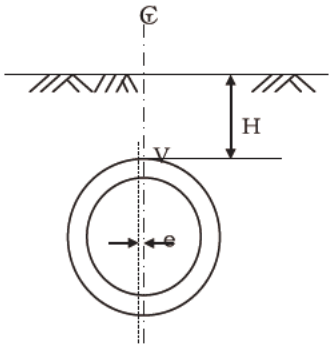
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	1		整地面積	形状寸法	各筆	±５％	平板測量等により各筆の形状寸法を全面積について測定する。		
							全体	−0 2％			
					表土扱	厚さ		−20％	10ａ当たり３点以上を測定する。		
					基盤整地 表土整地	基準高		±150	10ａ当たり３点以上を測定する。		
						均平度		±50			
					畦畔工	高さ		−50	１耕区につき1ヶ所の割合で測定する。		
						幅		−50			
12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	4	1	暗渠排水工 （吸水渠）	布設深		−75	上下流端２ヶ所を測定する。 ただし１本の布設長さがおおむね100ｍ以上のときは中間点を加え３ヶ所測定する。上下流端２ヶ所を測定する。		
						間隔		±750			
						延長	500ｍ未満	−1,000			
							500ｍ以上	−0 2％			
				2	暗渠排水工 （集水渠） （導水渠）	布設深		−75	１工事１ロットとする。	施工延長おおむね50ｍに１ヶ所の割合で測定。	
						延長	500ｍ未満	−1,000			
							500ｍ以上	−0 2％			
12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	4 用水路工	4		用水路工 （水路工（土水路））	基準高		±100	100ｍにつき1ヶ所の割合で測定する。		
						幅		−75			
						高さ		−75			
						延長	200ｍ未満	−400			
							200ｍ以上	−0 2％			
12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	7 道路工	11		砂利舗装工	基準高	V	±150	幹線道路 施工延長おおむね50ｍにつき1ヶ所の割合で測定する。 支線道路、耕作道路 施工延長おおむね100ｍにつき1ヶ所の割合で測定する。		
						路盤厚さ	T	−45			
						幅	B	−100			
						延長	200ｍ未満	−400			
							200ｍ以上	−0 2％			

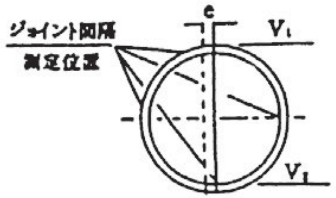
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12農業農村整備編	2農道工事	6擁壁工	8		小型擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の物は1施工箇所に付き2ヶ所。		
						幅 w		−30			
						高さ h		−50			
						延長 L		−200	1施工箇所毎。		
12農業農村整備編	4河川及び排水路工事	8柵渠工	2		柵渠工（コンクリート二次製品）	基準高 V		±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2ヶ所測定する。 幅、高さについては施工延長50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2ヶ所測定する。	幅、高さについては、組立式水路に適用しない。 	
						中心線のズレ	直線部 e	±50			
							曲線部 e	±100			
						幅 B1 B2		−40			
						高さ h1 h2		−40			
						施工延長 150m以上		-0.1%			
						150m未満		-150			

単位：mm

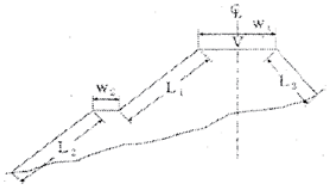
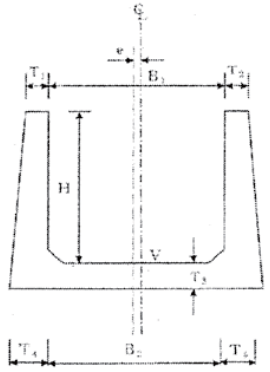
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 農業農村整備編	5 管水路工事	5 管体基礎工	1 2 3		砂基礎工 砕石基礎工 コンクリート基礎工	基準高 V	±30	施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2ヶ所測定する。		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ（H）の管理は、V_2V_1で算出するものとする。
						幅 B	−100			
12 農業農村整備編	5 管水路工事	6 管体工	1		硬質塩化ビニル管布設工	基準高 V	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2ヶ所測定する。		
						中心線のズレ	±120			
						施工延長 ２００m以上 ２００m未満	−0.1% −200			
						埋設深	−50			

単位：㎜

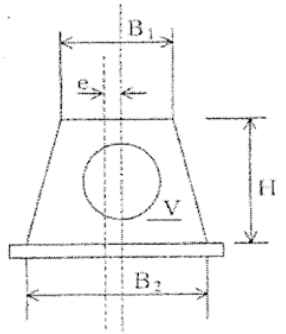
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 農業農村整備編	5 管水路工事	6 管体工	2 3 4		強化プラスチック複合管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管、コンクリート二次製品	基準高 V	±30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1ヶ所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1ヶ所の割合で測定する。 上記未満は2ヶ所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		Vの測定は管底（V_1）を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350㎜以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂（V_2）でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
						被圧地下水のある場合 V	±50			
						中心のズレ e	±100			
						ジョイント間隔	別表 (ア) (イ) (ウ)			
						施工延長 200m以上 200m未満	 -0.1% -200			

出来形管理基準及び規格値　第12編　農業農村整備編

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 農業農村整備編	12 ため池改修工	3 堤体工	10		堤体盛立土	基準高　V	±100	線的なものについては施工延長20ｍにつき一箇所の割合で測定する。上記未満は二箇所測定する。		1 鋼土の幅は盛土高 1ｍ毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4出来形図は横断図面を利用して作成する。
						堤幅　W	－100			
						法長　L	－100			
						施工延長	－200			
12 農業農村整備編	12 ため池改修工	5 洪水吐工	1		洪水吐工	基準高　V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長１スパンにつき1ヶ所の割合で測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を９ｍとした場合。
						幅　B	±30			
						厚さ　T	±20			
						高さ　H	±30			
						中心線のズレ e	直線部±50			
							曲線部±100			
						スパン長　L	直線部±50			
							曲線部±100			
						施工延長	－150			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 農業農村整備編	12 ため池改修工	6 取水施設工	1		樋管工	基準高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1ヶ所の割合で測定する。ジョイント間隔については１本毎に測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。
					同上付帯構造物（土砂吐ゲート等）	幅 B	−20			
						厚さ T	−20			
						高さ H	−20			
						中心線のずれ e	直線部±50			
							曲線部±100			
						施工延長	−150			

出来形管理基準

12-5-6　管水路工事

（ア）管水路（コンクリート二次製品）ジョイント間隔管理規格値

（単位：㎜）

規格	JIS A 5372 RC管						JIS A 5303 RC管(スペーサー用ゴムを添付)					
	B型及びT型						C型					
呼び径(㎜)	標準値	良質地盤		軟弱地盤			標準値	良質地盤		軟弱地盤		
150	6	＋10	6	＋5	6							
200	6	＋10	6	＋5	6							
250	6	＋10	6	＋5	6							
300	6	＋9	6	＋4	6							
350	6	＋9	6	＋4	6							
400	8	＋9	8	＋3	8							
450	8	＋9	8	＋3	8							
500	8	＋9	8	＋3	8		8	＋9	5	＋3	5	
600	8	＋12	8	＋5	8		8	＋12	5	＋5	5	
700	8	＋10	8	＋4	8		8	＋10	5	＋4	5	
800	8	＋12	8	＋5	8		8	＋12	5	＋5	5	
900	8	＋15	8	＋7	8		8	＋15	5	＋7	5	
1,000	10	＋18	10	＋8	10		10	＋18	7	＋8	7	
1,100	10	＋19	10	＋9	10		10	＋19	7	＋9	7	
1,200	10	＋21	10	＋11	10		10	＋21	7	＋11	7	
1,350	10	＋23	10	＋12	10		10	＋23	7	＋12	7	
1,500	8	＋15	8	＋7	8							
1,650	8	＋15	8	＋7	8							
1,800	8	＋15	8	＋7	8							
2,000	8	＋15	8	＋7	8							
2,200	8	＋15	8	＋7	8							
2,400	10	＋15	10	＋7	10							
2,600	10	＋15	10	＋7	10							
2,800	10	＋15	10	＋7	10							
3,000	10	＋15	10	＋7	10							

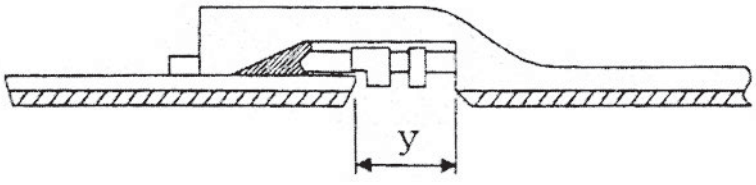
注）１．規格値は埋戻し後の値であり、原則として4ヶ所のうち1ヶ所でもこの値をこえてはならない。
２．接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700㎜以下の場合は、管の外から確認してもよい。また､埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700㎜以下の測定は必要ない。
なお､「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

（イ）管水路（ダグタイル）ジョイント間隔管理規格値

（単位：㎜）

規格	JDPA	JIS G 5526及びJDPA G 1027	JIS G 5526及びJDPA G 1029		JIS G 5526、JDPA G 1027及びG 1209
	A型	K型	U型		T型
呼び径(㎜)	規格値	規格値	標準値	規格値	規格値
75	＋19　0	＋19　0	－	－	＋16　0
100	＋19　0	＋19　0	－	－	＋16　0
150	＋19　0	＋19　0	－	－	＋16　0
200	＋19　0	＋19　0	－	－	＋14　0
250	＋19　0	＋19　0	－	－	＋14　0
300	＋19　0	＋19　0	－	－	＋24　0
350	＋31　0	＋31　0	－	－	＋24　0
400	－	＋31　0	－	－	＋24　0
450	－	＋31　0	－	－	＋24　0
500	－	＋31　0	－	－	＋30　0
600	－	＋31　0	－	－	＋30　0
700	－	＋31　0	105	＋35　＋	＋30　0
800	－	＋31　0	105	＋35　＋	＋30　0
900	－	＋31　0	105	＋35　＋	＋40　0
1,000	－	＋36　0	105	＋35　＋	＋40　0
1,100	－	＋36　0	105	＋35　－5	＋40　0
1,200	－	＋36　0	105	＋35　－5	＋50　0
1,350	－	＋36　0	105	＋35　－5	＋50　0
1,500		＋36　0	105	＋35　－5	＋60　0
1,600	－	＋40　0	115	＋36　－5	＋70　0
1,650	－	＋45　0	115	＋36　－5	＋70　0
1,800	－	＋45　0	115	＋36　－5	＋80　0
2,000	－	＋50　0	115	＋36　－5	＋90　0
2,100	－	＋55　0	115	＋36　－5	－
2,200	－	＋55　0	115	＋36　－5	－
2,400	－	＋60　0	115	＋36　－5	－
2,600	－	＋70　0	130	＋36　－5	－

注）１．規格値は埋戻し後の値であり、原則として4ヶ所のうち1ヶ所でもこの値をこえてはならない。
２．接合時の測定は、原則として管の外から測定するものとする。ただし、呼び径700ｍｍ以下の場合は、管の内から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700ｍｍ以下の測定は必要ない。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
３．ダクタイル鋳鉄管のうちU型管の標準値は下図のｙ寸法である。

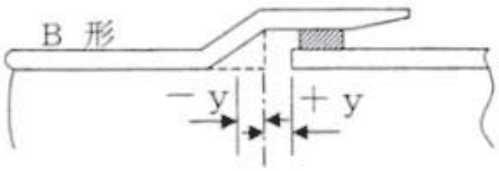


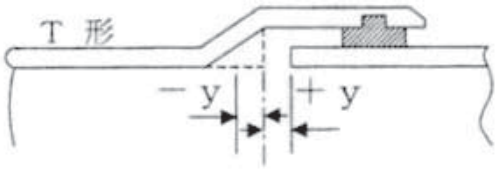
（ウ）管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理規格値

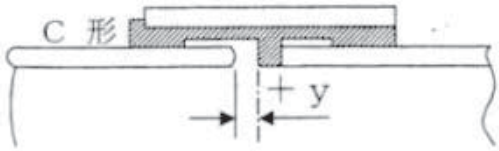
（単位：mm）

規格	JIS G 5350				JIS A 5350				JIS A 5350			
	B型及びT型				C型				D型			
呼び径(mm)	標準値	良質地盤		軟弱地盤	標準値	良質地盤		軟弱地盤	標準値	良質地盤		軟弱地盤	
200	0	+33	33(0)	+22 22(0)	0	+33	0	+22 0	0	+25	3	+15	3
250	0	+33	33(0)	+22 22(0)	0	+33	0	+22 0	0	+25	3	+15	3
300	0	+38	38(0)	+25 25(0)	0	+38	0	+25 0	0	+25	3	+15	3
350	0	+38	38(0)	+25 25(0)	0	+38	0	+25 0	0	+25	3	+15	3
400	0	+43	43(0)	+28 28(0)	0	+43	0	+28 0	0	+35	3	+25	3
450	0	+43	43(0)	+28 28(0)	0	+43	0	+28 0	0	+35	3	+25	3
500	0	+53	52(0)	+35 34(0)	0	+53	0	+35 0	0	+35	3	+25	3
600	0	+53	52(0)	+35 34(0)	0	+53	0	+35 0	0	+35	3	+25	3
700	0	+53	52(0)	+35 34(0)	0	+53	0	+35 0	0	+35	3	+25	3
800	0	+53	52(0)	+35 34(0)	0	+53	0	+35 0	0	+40	5	+30	5
900	0	+53	52(0)	+35 34(0)	0	+53	0	+35 0	0	+40	5	+30	5
1,000	0	+53	51(0)	+35 33(0)	0	+53	0	+35 0	0	+40	5	+30	5
1,100	0	+53	51(0)	+35 33(0)	0	+53	0	+35 0	0	+40	5	+30	5
1,200	0	+53	51(0)	+35 33(0)	0	+53	0	+35 0	0	+40	5	+30	5
1,350	0	+53	51(0)	+35 33(0)	0	+53	0	+35 0	0	+40	5	+30	5
1,500	0	+53	51(0)	+35 33(0)	0	+53	0	+35 0	0	+45	5	+35	5
1,650	0	+80	77(0)	+53 50(0)	0	+80	0	+53 0	0	+45	5	+35	5
1,800	0	+80	77(0)	+53 50(0)	0	+80	0	+53 0	0	+45	5	+35	5
2,000	0	+95	92(0)	+60 60(0)	0	+95	0	+63 0	0	+45	5	+35	5
2,200	0	+95	92(0)	+60 60(0)	0	+95	0	+63 0	0	+50	5	+40	5
2,400	0	+113	110(0)	+75 72(0)	0	+113	0	+75 0	0	+50	5	+40	5
2,600	0	+113	110(0)	+75 72(0)									
2,800	0	+128	125(0)	+85 82(0)									
3,000	0	+128	125(0)	+85 82(0)									

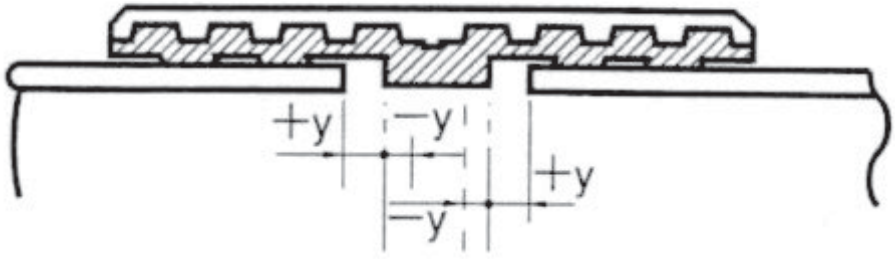
注）１．規格値は埋戻し後の値であり、原則として4ヶ所のうち1ヶ所でもこの値をこえてはならない。
２．接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700ｍｍ以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700ｍｍ以下の測定は必要ない。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
３．継手部の標準断面は次のページのとおりであり、標準値は図の寸法ｙである。なお、規格値のうち(　)内数値は、点線で示した形状の管に適用する。







D形



編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	3 浚渫工			浚渫	水深 (底面)	〈特〉による。	〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	＋0 －規定しない 又は〈特〉による。	様式・出来形1-1参照 ＋;設計値より浅いことをいう。 －;設計値より深いことをいう。
						(法面)	〈特〉検測方法による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	＋0 －規定しない 又は〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	2 床掘工		床掘	水深 (底面)	〈特〉による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	±30cm又は〈特〉による。	断面図は監督員が指示したとき作成し提出
						(法面)	〈特〉による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角) 内側30cm(法面に直角)又は〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	3 置換工		置換工	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	様式・出来形2-3参照
						天端高 天端幅 法面	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±50cm又は〈特〉による 天端幅、法面は〈特〉による。	
							水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		サンドドレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋;設計値より浅いことをいう。 －;設計値より深いことをいう。
						砂の投入量	打込記録の確認	全数	$0.1m^3$	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		敷砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	様式・出来形2-4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
							水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		載荷土砂	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
							水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		ペーパードレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋;設計値より浅いことをいう。 －;設計値より深いことをいう。
						ドレーン材の打込長	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		グラベルマット	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	様式・出来形2-4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
							水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		グラベルドレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋;設計値より浅いことをいう。 －;設計値より深いことをいう。
						砕石の投入量	打込記録の確認	全数	$0.1m^3$	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	5 締固工		ロッドコンパクション	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	〈特〉による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出		
						充填材の投入量			$1.0m^3$	測定記録等の提出		
						天端高	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録の提出	天端高 ＋規定しない －0	
						先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録の提出	先端深度 ＋0 －規定しない	＋;設計値より浅いことをいう。 －;設計値より深いことをいう。

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	5 締固工		サンドコンパクションパイル	位置	トランシット、光波測距儀により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	様式・出来形2-5参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋;設計値より浅いことをいう。 －;設計値より深いことをいう。
						砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	$0.1m^3$	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
						盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉による。	10cm	盛上り量の平面図を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	5 締固工		盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉による。	10cm	撤去量の平面図を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	6 固化工		深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	海上施工は改良杭全数。 陸上施工は〈特〉による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出		様式・出来形2-6参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						鉛直度 接合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定(引抜きと貫入時)	1分又は1cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	〈特〉による。	陸上施工は除く。
						天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1cm	打込記録紙に天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋;設計値より浅いことをいう。 －;設計値より深いことをいう。
						硬化材吐出量	流量計等により硬化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	1ℓまたは1t	打込記録紙に硬化材吐出量を記入し提出		
						盛上り量	音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛上り量の図面を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	6 固化工		事前混合処理	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	
						天端高 天端幅	陸上部:スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	〈特〉による。	
							水中部:スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	6 固化工		表層固化処理	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	
						天端高 天端幅 厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ1cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	2 基礎盛砂工		盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	様式・出来形2-4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	3 洗掘防止工		洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形3-2参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
13 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	4 基礎捨石工		基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	4 基礎捨石工		捨石本均し	天端高	レベル又は〈特〉により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	均し出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形3-3参照
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	4 基礎捨石工		捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、 岸壁前面＋0,－20cm又は〈特〉による。 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は〈特〉による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は〈特〉による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
13 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	6 基礎ブロック工		基礎ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅　＋2cm,－1cm 高さ＋2cm,－1cm 長さ＋2cm,－1cm 壁厚±1cm	様式・出来形3-4参照 ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	6 基礎ブロック工		基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	2 ケーソン製作工		ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	
						高さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	様式・出来形4-1参照
						幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
						長さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
						壁厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁1ヶ所	1cm	管理表を作成し提出	±1cm	
						底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部1ヶ所	1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
						フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						バラスト	レベル等により測定	各室中央部1ヶ所	1cm	管理表を作成し提出	砕石・砂　±10cm ｺﾝｸﾘｰﾄ　±5cm	投入量管理

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	3 ケーソン進水据付工		ケーソン進水据付	法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2ヶ所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤　ケーソン質量2,000t未満±20cm、2,000t以上±30cm 岸　壁　ケーソン質量2,000t未満±10cm、2,000t以上±15cm	様式・出来形4-2参照
						据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端2ヶ所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤　ケーソン質量2,000t未満20cm以下、2,000t以上30cm以下 岸　壁　ケーソン質量2,000t未満10cm以下、2,000t以上20cm以下	
						天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	1cm	管理表を作成し提出		
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	4 中詰工		砂・石材中詰	天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1ヶ所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±5cm 水中±10cm	様式・出来形4-3参照
13 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	4 中詰工		コンクリート中詰	天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1ヶ所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	5 蓋コンクリート工		蓋コンクリート	天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等により測定	1室につき1ヶ所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	様式・出来形4-4参照
13 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	6 蓋ブロック工		蓋ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅　＋2cm,－1cm 高さ＋2cm,－1cm 長さ＋2cm,－1cm 壁厚±1cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	6 蓋ブロック工		蓋ブロック据付	蓋ブロック据付（天端高）	レベル、水糸張り、スチールテープ等により測定	1室につき1ヶ所	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	7 本体工（ブロック式）	2 本体ブロック製作工		本体ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅　＋2cm,－1cm 高さ＋2cm,－1cm 長さ＋2cm,－1cm 壁厚±1cm	様式・出来形5-1,3-4参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形5-1,3-4参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
						型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観（異形ブロック）	観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	7 本体工（ブロック式）	3 本体ブロック据付工		本体ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック 5cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) 3cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	8 本体工（場所打式）	2 場所打コンクリート工		場所打コンクリート工 イ)防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2cm 天端幅10mを超える場合は＋5cm－2cm	様式・出来形6-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3cm 天端幅10mを超える場合は＋5cm－3cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm 又は〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	8 本体工（場所打式）	2 場所打コンクリート工		ロ)岸　壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
						防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1cm	測定表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	9 本体工（捨石・捨ブロック式）	4 捨ブロック工		捨ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅　＋2cm,－1cm 高さ＋2cm,－1cm 長さ＋2cm,－1cm 壁厚±1cm	様式・出来形3-4参照 ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観（異形ブロック）	観察	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	9 本体工（捨石・捨ブロック式）	4 捨ブロック工		捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	ブロック（方塊） 3cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	9 本体工（捨石・捨ブロック式）	5 場所打コンクリート工		場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2cm 天端幅10mを超える場合は＋5cm－2cm	様式・出来形6-1参照 天端高さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3cm 天端幅10mを超える場合は＋5cm－3cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm 又は〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	2 鋼矢板工		先行掘削	位置	トランシット、スチールテープ等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						掘削径	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	2 鋼矢板工		鋼矢板 イ)鋼矢板	打込記録	第13編2-10-2	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形8-1参照
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	＋矢板1枚幅 －0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	2 鋼矢板工		ロ)鋼管矢板	打込記録	第13編2-10-2	20本に1本		打込記録を提出		
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		控鋼矢板	打込記録	第13編2-10-3	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形8-1参照
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	＋矢板1枚幅 －0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		控鋼杭	打込記録	第13編2-10-3	20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形8-2参照
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2° 以下 斜杭3° 以下	
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		プレキャストコンクリート控壁	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 ＋2cm,－1cm 高さ＋2cm,－1cm 長さ＋2cm,－1cm 壁厚±1cm	
						法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所	1cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		腹起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形8-2参照
						継手位置	観察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
						ボルトの取付け	観察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
						矢板と腹起しとの密着度	観察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		タイ材 イ）タイロッド取付	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形8-2参照 腹起しに取り付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		
						定着ナットの締付け	観察	全数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	
						ターンバックルのねじ込み長さ	観察	全数	1cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
						リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観察	全数		観察結果を報告		
						支保材の天端高	レベル等により測定	適宜	1cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		ロ)タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		
						定着ナットの締付け	観察	全数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	
						定着具端部栓の取付け	観察	全数		観察結果を報告		
						トランペットシースの取付	観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	11 本体工（コンクリート矢板式）	2 コンクリート工		コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	＋矢板1枚幅 －0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 2/100以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	12 本体工（鋼杭式）	2 鋼杭		鋼 杭	打込記録	第13編2-12-2	第13編2-12-2 支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形8-2参照
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2° 以下 斜杭3° 以下	
13 漁港漁場編	2 一般施工	13 本体工（コンクリート杭式）	2 コンクリート杭		コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201 付表5打込み工法記録を作成し提出		
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	
13 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	2 被覆石工		被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形12-1参照

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	2 被覆石工		被覆石均し	法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面（整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は〈特〉による。	
						天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm又〈特〉による。 岸壁全面 +0、-20cm又は〈特〉による。	様式・出来形12-1参照
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	
13 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	4 被覆ブロック工		被覆ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	4 被覆ブロック工		被覆ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	5 根固ブロック工		根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅　＋2cm,－1cm 高さ＋2cm,－1cm 長さ＋2cm,－1cm 壁厚±1cm	様式・出来形12-3参照
						対角線	スチールテープ等により測定	10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	15 上部工	2 上部コンクリート工		上部コンクリート工 イ)防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2cm 天端幅10mを超える場合は＋5cm－2cm	様式・出来形6-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。 注）本体がケーソンの場合 ケーソン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3cm 天端幅10mを超える場合は＋5cm－3cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm　注） 又は〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	15 上部工	2 上部コンクリート工		ロ)岸　壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
						防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1cm	測定表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	15 上部工	2 上部コンクリート工		ハ)桟　橋							13-1上部コンクリート工 ロ)岸壁を適用する。 梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。
13 漁港漁場編	2 一般施工	15 上部工	3 上部ブロック工		上部ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅　＋2cm,－1cm 高さ＋2cm,－1cm 長さ＋2cm,－1cm 壁厚±1cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	2 係船柱工		係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出	曲柱±2cm 直柱±2cm	様式・出来形14-1参照
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出		
						中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	1cm	管理表を作成し提出		
						直柱基礎コンクリート（幅）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端	1cm	管理表を作成し提出		
						（長さ）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面	1cm	管理表を作成し提出		
						（高さ）	レベルにより測定	完了時、全数、中心点	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	3 防舷材工		防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形14-2参照
						中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	4 車止・縁金物工		車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形14-3参照
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を1点	1cm	管理表を作成し提出	±3cm	
						取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2ヶ所	1cm	管理表を作成し提出		
						塗　装	目視による観察			観察結果を報告		
						警戒色（シマ模様）	スチールテープ等により測定	完了時適宜		確認結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	5 防食工		電気防食	取付位置	目視(承諾された図面より確認)潜水士による。	取付完了後、全数	〈特〉による	確認結果を提出		様式・出来形14-4参照
						電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準;－770mV 海水塩化銀基準;－780mV 又は飽和硫酸銅電極基準;－850mV	
13 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	5 防食工		FRPモルタルライニング	取付高さ	レベルにより測定	取付完了後、上端高さ 鋼管杭;全数 矢板;1打設3ヶ所以上	〈特〉による	測定表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	5 防食工		ペトロラタムライニング	高さ	レベルにより測定	完了後、上端・下端高さ 鋼管杭;全数 矢板;1打設3ヶ所以上	〈特〉による	測定表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	6 係船環工		係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	17 消波工	3 消波ブロック工		消波ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	17 消波工	3 消波ブロック工		消波ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	
						天端幅	スチールテープ等により測定	据付完了後、測線上（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出		
						天端高	レベル等により測定	据付完了後、測線上2ヶ所（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	2 裏込工		裏込材 （均しを行わない面）	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上　1cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						法面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	2 裏込工		裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上　1cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	（Ⅰ）±5cm （Ⅱ）±20cm	均し区分は〈特〉による。
						法面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm （法面に直角）	マット等を使用する場合を含む。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	2 裏込工		吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形3-2参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
13 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	3 裏埋工		裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。
						(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。
13 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	3 裏埋土工		土砂掘削	基準高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1ヶ所以上	1cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形18-1参照
						幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1ヶ所以上	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						法長	スチールテープ等により測定	延長20mに1ヶ所以上	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	19 維持修繕工	2 維持塗装工		係船柱塗装	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	19 維持修繕工	2 維持塗装工		車止塗装 イ)鋼製	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	19 維持修繕工	2 維持塗装工		ロ)その他	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	2 単体魚礁製作工		単体魚礁製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10基に1基以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅　＋2cm,－1cm 高さ＋2cm,－1cm 長さ＋2cm,－1cm 壁厚±1cm	様式・出来形23-1参照
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10基に1基以上測定	1cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観	観察	全数		観察結果を報告		

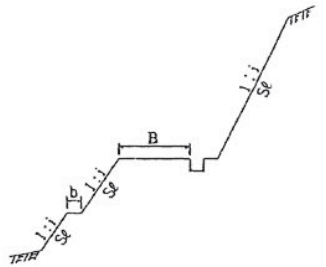
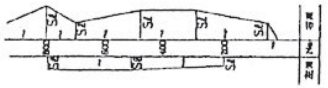
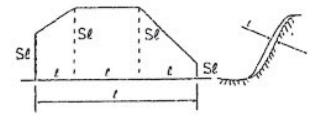
編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	3 組立魚礁組立工		コンクリート部材組立	幅 高さ 長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	管理表を作成し提出	幅、高さ、長さ ＋10mm×部材連数 － 5mm×部材連数	様式・出来形23-2参照
						ボルトの取付け	観察	全箇所		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	3 組立魚礁組立工		鋼製部材組立	幅 高さ 長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	管理表を作成し提出	幅 ＋30mm,－10mm 高さ＋30mm,－10mm 長さ＋30mm,－10mm	
						のど厚 脚長 溶接長	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	〈特〉による。	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						有害な欠陥の有無	観察	全数		観察結果を報告		
						溶接部 非破壊試験	JIS Z 3104 放射線透過試験の他、〈特〉による。	〈特〉による。		写真又はフィルムを提出	〈特〉による。	
							カラーチェック	〈特〉による。		写真を提出	〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	3 組立魚礁組立工		化学系（FRP）部材組立	幅 高さ 長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1mm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形23-2参照
						接続帯の取付け	観察	接続終了後、全箇所		観察結果を報告	〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	3 組立魚礁組立工		重錘コンクリート製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 ＋3cm,－1cm 高さ＋3cm,－1cm 長さ＋3cm,－1cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	4 魚礁沈設工		魚礁沈設	位置 集中配置 (乱積配置)	GPS及びD－GPS等により測定	魚礁沈設時に10基に1基以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	配置中心点:±30m その他は〈特〉による。	様式・出来形23-3参照
						位置 ゾーン配置	GPS及びD－GPS等により測定	魚礁沈設時に10基に1基以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	ゾーン内	
						位置 計画配置 (相対配置)	GPS及びD－GPS等により測定	魚礁沈設時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	
						高さ	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	集中配置: ＋　規定しない －　0 (Hは魚礁1基の高さ) ゾーン配置、計画配置:重ならないこと、その他は〈特〉による。	集中配置:最高部の許容範囲
						長さ 幅	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	
13 漁港漁場編	2 一般施工	21 増殖場工	2 着定基質製作工		着定基質製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		魚礁タイプは、23.魚礁工を適用する。
						ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	21 増殖場工	4 着定基質設置工		着定基質設置	位置 計画配置 (相対配置)	GPS及びD－GPS等により測定	着定基質設置時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	様式・出来形23-3(計画配置)参照
						長さ、幅	音響測深器等により測定	〈特〉による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	

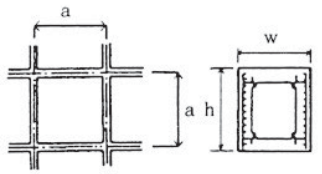
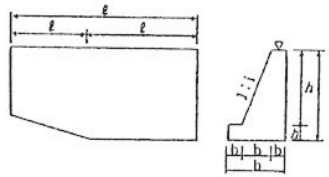
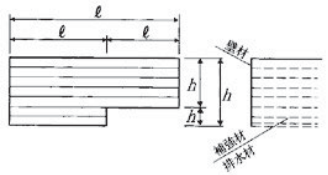
編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	21 着定基質工	5 石材投入工		石材投入	投入位置	GPS及びD－GPS等により測定	〈特〉による。	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	捨石マウンドタイプは、3-3基礎捨石工を適用する。 様式・出来形24-4参照
						長さ 幅	音響測深器等により測定	各3測線以上	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	様式・出来形24-4参照
13 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	2 現場鋼材溶接工		現場鋼材溶接	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形27-1参照
						ひずみ	目視による観察	全数		観察結果を報告		
						有害な欠陥の有無	目視による観察	適宜		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	2 現場鋼材溶接工		被覆溶接(水中)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1mm 溶接長は1cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外観	潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	3 現場鋼材切断工		現場鋼材切断 イ)陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外観	目視による観察	全数		観察結果を報告		
					ロ)水中切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	4 その他雑工		清掃	幅 長さ 延長	スチールテープ等により測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	4 その他雑工		削孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		

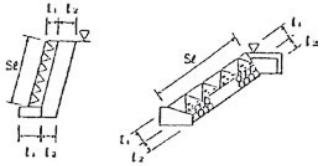
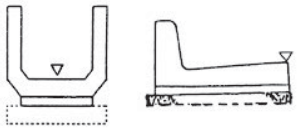
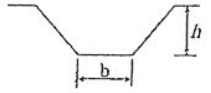
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測　定　項　目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
14 林道編	1 道路開設・改良	土工			道路土工 残土処理場	基準高▽		±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工ヶ所につき3ヶ所。 ただし、個々の測定値が規格値を超えた場合でも構造上支障がないと認められる場合には承認することが出来る。 のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定。 ただし、個々の測定値が規格値を超えた場合でも構造上支障がないと認めた場合には承認することが出来る。		出来形線は横断面図等に図示し、実測値を記入する。
						幅 B		－100～＋200			
						法長	Sℓ ＜ 4m	±200			
							Sℓ ≧ 4m	±5%			
						測点間延長	L ≦ 40m	±200			
							L ＞ 40m	±0.5%			
						測点位置中心線のズレ e		左右 100			
						小段 b		±100			
						のり勾配 i		±0.5分			
14 林道編	1 道路開設・改良	4 法面工	2	1	植生工 （種子散布工） （客土吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生ネットエ） （種子帯工） （人工張芝工） （植生穴工）	のり長 Sℓ	Sℓ ＜ 4m	±200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							Sℓ ≧ 4m	法長の±5%			
						延長 ℓ		-100	1施工箇所毎。		
						植被率		70%以上	1,000㎡に1ヶ所の割合		
14 林道編	1 道路開設・改良	4 法面工	2	2	植生工 （植生基材吹付工）	法長 Sℓ		法長の－2%	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	t ＜ 5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。検査孔により測定。		
							t ≧ 5cm	-20			
							但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均値は設計厚以上				
						延長 ℓ		-100	1施工箇所毎。		
						植被率		70%以上	1,000㎡に1ヶ所の割合		
14 林道編	1 道路開設・改良	4 法面工	3		法面吹付工 （コンクリート） （モルタル） （特殊モルタル）	法長 Sℓ		法長の－2%	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	t ＜ 5 cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t ≧ 5 cm	-20			
							但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		-100	1施工箇所毎。		

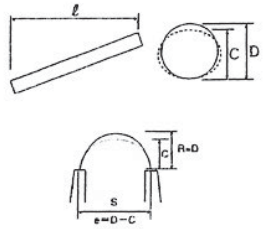
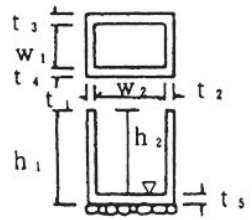
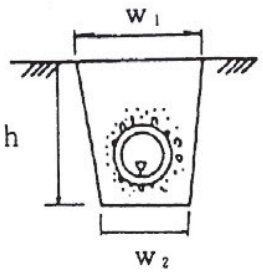
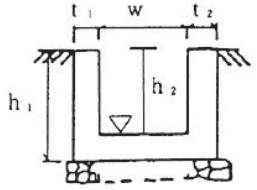
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
14 林道編	1 道路開設・改良	4 法面工	4		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 Sℓ		法長の－2%	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		曲線部は設計図書による
						幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h		-30			
						吹付枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		-100	1施工箇所毎。		
14 林道編	1 道路開設・改良	5 擁壁工	5		現場打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h	h＜2m	-20			
							h≧2m	-1% 最大－50			
						幅 b	b＜1m	-20			
							b≧1m	-30			
						のり勾配 i		±0.2分			
						延長 ℓ	ℓ＜10m	-50	1施工箇所毎。		
							ℓ≧10m	-0.5% 最大－100			
14 林道編	1 道路開設・改良	5 擁壁工	7		補強土壁工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎。		
						高さ h		-50			
						のり勾配 i		±0.3分			
						延長 ℓ	ℓ＜10m	-50	1施工箇所毎。		
							ℓ≧10m	-0.5% 最大－100			
						部材数		設計量以上	部材数は、壁材、補強材、排水材等の寸法別数量		

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測　定　項　目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
14 林道編	1 道路開設・改良	6 石・ブロック積（張）工	3		コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積工） （コンクリートブロック張工）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		
						延長 ℓ	ℓ＜10m	−50			
							ℓ≧10m	−0.5% 最大－100			
						のり長 Sℓ		−50			
						のり勾配 i		±0.3分			
						厚さ	面から裏込 t_1	−20			
							裏込め t_2	−30			
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	3	1	側溝工 （プレキャストU型側溝・L型側溝） （コルゲートフリューム） （自由勾配側溝）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L		−0.1% 最大－200	1施工箇所毎。		
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	3	2	側溝工（素掘）（植生工）	高さ h		−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所		
						幅 b		−50			
						延長 L		−0.1% 最大－200			
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	4	2	管渠工（コンクリート管工）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L		−0.1% 最大－200	1施工箇所毎。		

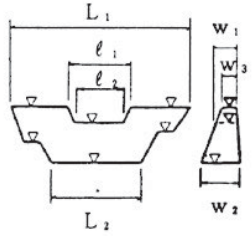
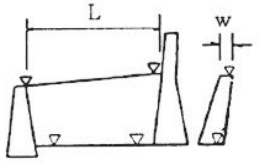
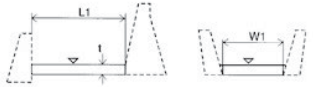
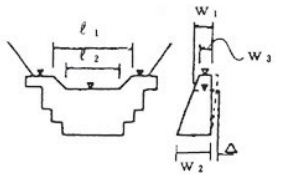
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	4	2	管渠工 (コルゲートパイプエ) (合成樹脂管)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						変形量 n	e/D±5%			
						スパン S	±2%			
						延長 L	−0.1% 最大−200	1施工箇所毎。		
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	5		集水桝工	基準高▽	±50	1ヶ所毎。		
						厚さ t1 ～ t5	−10			
						幅　w1　w2	−30			
						高さ h1　h2	−20			
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	6		地下排水工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅　w1　w2	−50			
						深さ h	−30			
						延長 L	−0.1% 最大−200	1施工箇所毎。		
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	7		現場打水路工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t1　t2	−10			
						幅 w	−30			
						高さ h1　h2	−20			
						延長 L	−0.1% 最大−200	1施工箇所毎。		

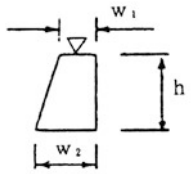
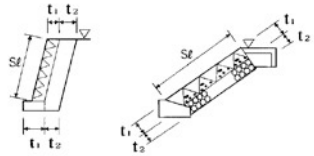
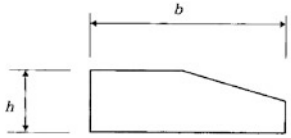
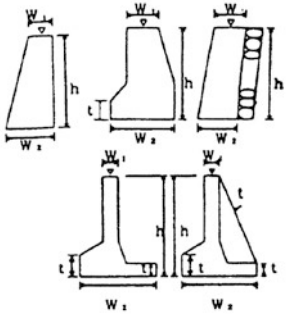
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
14 林道編	2 舗装工	4 舗装工			下層路盤工	基準高▽		−50	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りに測定。		
						厚さ		−45			
						幅		−50			
14 林道編	2 舗装工	4 舗装工			粒度調整路盤工	厚さ		−30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅		−50			
14 林道編	2 舗装工	4 舗装工			セメント(石灰)安定処理工	厚さ		−30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅		−50			
14 林道編	2 舗装工	4 舗装工			瀝青安定処理路盤工	厚さ		−20	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。		
						幅		−50			
14 林道編	2 舗装工	4 舗装工	5		アスファルト舗装工	厚さ		−9	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。		
						幅		−25			
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 長読式（足付き）（σ）1.75㎜以下				
14 林道編	2 舗装工	4 舗装工	6		コンクリート舗装工	基準高▽		±50	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。		
						厚さ		−10			
						幅		−25			

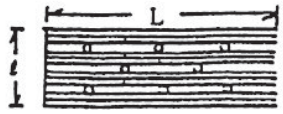
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
15 治山編	1 渓間工	6 コンクリートダム工	3 4		コンクリートダム本体工 コンクリートダム副ダム工	基準高▽		±30	図面の表示箇所で測定。		
						天端部 w_1 w_3 堤幅 w_2		−30			
						水通しの幅 ℓ_1 ℓ_2		±50			
						堤長 L_1 L_2		−100			
						のり勾配		±0.2分			
15 治山編	1 渓間工	6 コンクリートダム工	5		コンクリート側壁工	基準高▽		±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w		−30			
						長さ L		−100			
						のり勾配		±0.2分			
15 治山編	1 渓間工	6 コンクリートダム工	7		水叩工（水叩）	基準高▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 w		−100			
						厚さ t		−30			
						延長 L		−100			
						のり勾配		±0.2分			
15 治山編	1 渓間工	7 鋼製ダム工	4		鋼製ダム本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		
							長さ ℓ	±100			
							幅 w1 w3	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H1			
						袖部	袖高▽	±50			
							幅w2	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H2			

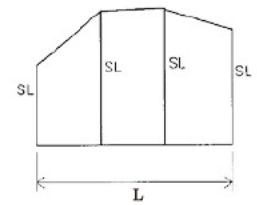
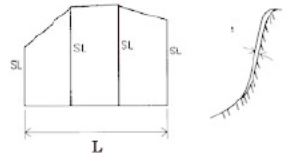
単位:㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
15 治山編	1 渓間工	8 木製ダム			木製構造物(建築物を除く)	延長 L	L/50 最小許容量-100 最大許容量-400	図面の表示箇所で測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。		
						幅(厚さ) W1 W2	-50			
						のり勾配	±0.5分			
						高さ h	-100	1施工箇所毎。		
15 治山編	1 渓間工	9 護岸工	4	1	ブロック積(張)工	のり長 Sℓ	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		
						厚さ(ブロック積張) t1	-30			
						厚さ(裏込) t2	-30			
						のり勾配	±0.3分			
						高さ h	-50			
						延長 L	L／100 最小許容量－50 最大許容量－100	1施工箇所毎		
15 治山編	1 渓間工	9 護岸工	4	2	ブロック積(張)基礎工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 b	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	L／100 最小許容量－50 最大許容量－100	1施工箇所毎		
15 治山編	1 渓間工	9 護岸工	5		コンクリート擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	-20			
						幅 w1 w2	-30			
						高さ h　h＜3m	-50			
						高さ h　h≧3m	-100			
						のり勾配	±0.2分			
						延長 L	L／300 最小許容量－50 最大許容量－100	1施工箇所毎		

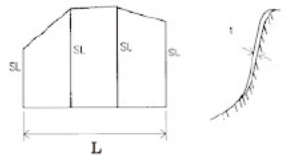
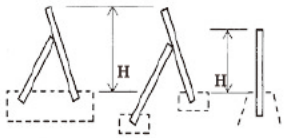
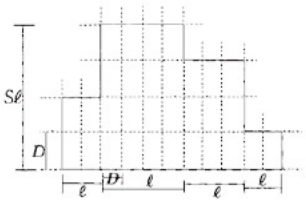
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
15 治山編	2 山腹工	3 5			筋工 （萱筋工） （木筋工） （石筋工） （人工芝筋工） （植生土のう筋工） （丸太筋工） 柵工 （編柵工） （木柵工）	延長	L≦20m	−100	1工事100m以上500m以下を1ロットとする。		
							L＞20m	−0.5%			
15 治山編	2 山腹工	4 伏工			伏工	測点間延長	L≦20m	−100	1工事300㎡以上500㎡を1ロットとする。	測点間延長の確認をもって、面積確認とする。	
							L＞20m	−0.5%			
15 治山編	2 山腹工	7 水路工	2 3 4		張芝水路工 植生土のう水路工 コルゲート半円管水路工	延長 L		−200	全延長		※コルゲート半円管水路工は、延長のみ
						幅 B		−100	施工延長20m毎に1ヶ所測定		
						深さ h		−50			
15 治山編	2 山腹工	9 土留工	5		木製土留・用壁工・用壁工 （ウッドブロック土留工）	延長 L		−1.5%	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 ℓ		−75			
						法勾配		±0.5分	1施工箇所毎。		

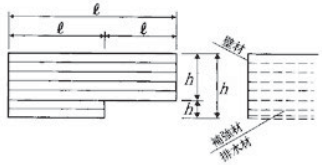
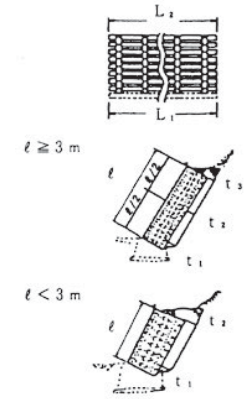
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	3	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	法長 SL	SL＜5m	−200	施工延長40m(測点間隔25の場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のもの1施工箇所につき2ヶ所。 面積で管理する場合は−2%以内とする。		
							SL≧5m	法長の−4%			
						区間長 L		−200	1施工箇所毎。 面積で管理する場合は、−2%以内とする。		
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	3	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 SL	SL＜5m	−200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 面積で管理する場合の基格値は、-2%以内とする。		
							SL≧5m	法長の−4%			
						区間長 L		−200	1施工箇所毎。 面積で管理する場合の規格値は、−2%以内とする。		
						厚さ t	t＜5cm	−10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	−20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						植被率		70%以上	1000㎡に1ヶ所の割合		
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	3	3	植生工 (植生土のう等)	幅 w		−50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						長さ		L／50 最小許容量−100 最大許容量−400	1施工箇所毎。		

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測　定　項　目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	4		吹付工 (コンクリート) (モルタル) (特殊モルタル)	法長	SL＜3m	−50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 面積で管理する場合の基格値は設計値以上。		
							SL≧3m	−100			
						区間長　L		−200	1施工箇所毎。 面積で管理する場合の規格値は設計値以上。		
						厚さ t	t＜5cm	−10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧5cm	−20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	10 11		落石防護柵工 鋼製落石防止壁工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ H		−30			
						長さ L		L／300 最小許容量−50 最大許容量−100			
						延長 L		−200	1施工箇所毎。		
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	12 13		落石防護網工固定工 (ロープ伏工)	ロープ間隔 D		−100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 Sℓ		−2%			
						区間長 ℓ	ℓ＜10m	−100	1施工箇所毎。		
							ℓ≧10m	−1% 最大−200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘　要
15 治山編	2 山腹工	11 擁壁工	6		補強土壁工(鋼製ユニット等)	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h		-50			
						法勾配 i		－0.3分			
						延長 ℓ	ℓ＜10m	-50	1施工箇所毎		
							ℓ≧10m	-0.5% 最大-100			
						部　材　数		設計量以上	部材数は、壁材、補強材、排水材等の寸法別数量		
15 治山編	2 山腹工	11 擁壁工	7		井桁ブロック工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 ℓ	ℓ＜3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ t1 t2 t3		-50	1施工箇所毎。		
						延長　L1 L2		-200			

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011 1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011 1（コンクリート用スラグ骨材　第１部：高炉スラグ） JIS A 5011 2（コンクリート用スラグ骨材　第２部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011 3（コンクリート用スラグ骨材　第３部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011 4（コンクリート用スラグ骨材　第４部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材Ｈ）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中１回／週以上）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合 砕砂、砕石:工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料により確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603 1 JIS A 8603 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m3未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE I 502 2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回/日以上	
	施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・適用範囲は、生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m³/日以上の場合； ２回/日（午前１回、午後１回）以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m³ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容値±1.0cm	・荷卸し時 １回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 ※日打設量が小規模（50m³未満）となる場合の品質管理は、生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m3未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	１回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （１回の試験結果は、３個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 １回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとに１回 なお、テストピースは打設場所で採取し、１回につき６本（σ7･･･３本、σ28･･･３本）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて１回につき３本（σ3）を採取する。 ※日打設量が小規模（50m3未満）となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※日打設量が小規模（50m³未満）となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	
		その他	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	１回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日１日につき２回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、１回につき原則として３個とする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2㎜	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき３ヶ所の調査を実施。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の８５％以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５ヶ所実施。 材齢２８日～９１日の間に試験を行う。	高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の８５％を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。
	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の８５％を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
			微破壊・非破壊試験による強度測定調査	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	同左	同左	同左
			非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定調査	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	同左	同左	同左
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、折れ曲がりがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の 研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの 長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、折れ曲がりがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格ヶ所数が１ヶ所以下の時はロットを合格とし、２ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより 24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 ただし、１作業班が１日に施工したヶ所を１ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。	
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700㎜未満： 許容値２㎜以下 外径700㎜以上1016㎜以下： 許容値３㎜以下 外径1016㎜を超え2000㎜以下： 許容値４㎜以下		・外径700㎜未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2㎜×π以下とする。 ・外径700㎜以上1,016㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3㎜× π以下とする。 ・外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4㎜×π以下とする。
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343 1,2,3,4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343 1,2,3,4により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の３類以上	原則として溶接20箇所毎に１ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を４方向から透過し、その撮影長は30㎝/１方向とする。 （20箇所毎に１ヶ所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の１ヶ所を試験することである。）	

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
3 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の１類から３類であること	原則として溶接20箇所毎に１ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を４方向から透過し、その撮影長は30cm/１方向とする。 （20箇所毎に１ヶ所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の１ヶ所を試験することである。）	中堀工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に１回、継杭では20本に１回とし、採取本数は１回につき3本とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に１回、継杭では20本に１回とし、採取本数は１回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 ［4］5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正ＣＢＲ30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 三重県・・・・・40cm	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 ［4］16	1.5%以下		・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
4　下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧　[4] 191	最大乾燥密度の93%以上 $X_{7\ 10}$ 95%以上 $X_{4\ 6}$　96%以上 X_3　　97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は３個の測定値の平均値X_3が規格値を満足するものとするが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは３個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき１個とする。	例) 300㎡以下は省略することができる。 2,400㎡の場合 ＝３＋（400÷1,000） ＝３．４　⇒４個 （小数点以下切り上げ） 3,000㎡の場合 ＝３＋（1,000÷1,000） ⇒４個
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧　[4] 210		・中規模以上の工事：随時	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき２回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	異常が認められたとき。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。	
5　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧　[4] 5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧　[4] 5	修正CBR 80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
5　上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧　[4] 10	呈色なし	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧　[4] 16	1.5%以下		
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧　[4] 12	1.2Mpe以上(14日)		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧　[2] 106	1.50kg/L以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧　[4] 191	最大乾燥密度の93%以上 $X_{7\ 10}$ 95%以上 $X_{4\ 6}$ 95.5%以上 X_3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X_3が規格値を満足するものとするが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個とする。	例) 300㎡以下は省略することができる。 2,400㎡の場合 ＝3＋(400÷1,000) ＝3．4　⇒4個 (小数点以下切り上げ) 3,000㎡の場合 ＝3＋(1,000÷1,000) ⇒4個
			粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2] 14	2.36㎜ふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2] 14	75μmふるい：±6%以内		

(次頁に続く)

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
5 上層路盤		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる				
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 ［4］38	下層路盤： 一軸圧縮強さ［7日間］ 0.98Mpa 上層路盤： 一軸圧縮強さ［7日間］ 2.9Mpa（アスファルト舗装） 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 ［4］5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 ［4］103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		
	施工	必須	粒度（2.36㎜フルイ）	JIS A 1102	2.36㎜ふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（１回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 ［4］185 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 $X_{7\ 10}$ 95%以上 $X_{4\ 6}$ 95.5%以上 X_3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は３個の測定値の平均値X_3が規格値を満足するものとするが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは３個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき１個とする。	例） 300㎡以下は省略することが出来る。 2,400㎡の場合 ＝３＋（400÷1,000） ＝３．４　⇒４個 （小数点以下切り上げ） 3,000㎡の場合 ＝３＋（1,000÷1,000） ⇒４個
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4] 213,[4] 218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（１～２回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下		
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下		
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下		
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4		

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
8 アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3		
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4		
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4		
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4		
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1		
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4		
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-180	舗装施行便覧参照 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4		
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4		
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3		
	プラント	必須	粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2]-14	2.36㎜ふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められたとき。 印字記録の場合： 全数又は抽出・ ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧　[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
8 アスファルト舗装		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上 X_{7-10} 96%以上 X_{4-6} 96%以上 X_3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は３個の測定値の平均値X_3が規格値を満足していなければならないが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは３個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき１個とする。	・ただし、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 例）300㎡以下は省略することができる。 2,400㎡の場合 ＝３＋（400÷1,000） ＝３．４　⇒４個 （小数点以下切り上げ）
			温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。
			外観検査（混合物）	目視			
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に１回	
9 転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%		
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	２回/日（午前・午後）で、３本１組/回。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに１回、あるいは１回/日。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下 （ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
9 転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種で１工種当りの総使用量が50m3未満の場合は１工種１回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
9 転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	１日２回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 ［3］290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%		
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（１回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①１回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	２回/日（午前・午後）で、３本１組/回（材令28日）。	
			温度測定（コンクリート）	温度計による		２回/日（午前・午後）以上	
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40ｍに１回（横断方向に３ヶ所）	
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 ［3］300		1,000㎡に１個の割合でコアーを採取して測定	
10 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 ［2］45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3 3 17による。		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
10 グースアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下		
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)		
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃		
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）		
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%		
			引火点試験	JIS K 2265 1 JIS K 2265 2 JIS K 2265 3 JIS K 2265 4	240℃以上		
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下		
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3		

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
10 グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4㎜ 基層：1～6㎜	配合毎に各１回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）		
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上		
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50㎜/min） 8.0×10-3以上	配合毎に各１回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36㎜ふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められたとき。 印字記録の場合： 全数又は抽出・ ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められたとき。 印字記録の場合： 全数又は抽出・ ふるい分け試験 1～2回/日	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められたとき。 印字記録の場合： 全数又は抽出・ ふるい分け試験 1～2回/日	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z 8710	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃	随時	
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155,[4]-158			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径＞53㎜： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	設計図書による。	500m3につき１回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積（㎡）／500未満／500以上1000未満／1000以上2000未満 測定点数／5／10／15	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
11 路床安定処理工	施工	必須		または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とす2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧　[2]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき１ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき１回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、 1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧　[1]-227（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		プルーフローリングでの不良個所について実施	
12 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	設計図書による。	500m3につき１回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積（㎡）：500未満 / 500以上1000未満 / 1000以上2000未満 測定点数：5 / 10 / 15	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
				または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧　[4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
12 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき１回の割で行う。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき１回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、 1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)		ブルーフローリングでの不良個所について実施。	
13 固結工	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	２回（午前・午後）/日	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。	
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
			確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。			
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。	

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：JIS A 1214 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧［4］-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき１回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体、路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(㎡) / 500 未満 / 500 以上 1000 未満 / 1000 以上 2000 未満 測定点数 / 5 / 10 / 15	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
				または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 ただし、路肩から１m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成28年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他へJIS Sマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
16 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		１回/日以上	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
16 吹付工	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		
	施工	その他	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎥以上の場合は、50㎥ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 １回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎥ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50㎥以上の場合は、50㎥ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき１回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50㎜のコアを切取りキャッピングを行う。原則として１回に3本とする。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50㎥以上の場合は、50㎥ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎥ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50㎥以上の場合は、50㎥ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
17 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成28年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011 1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011 1（コンクリート用スラグ骨材　第１部：高炉スラグ） JIS A 5011 2（コンクリート用スラグ骨材　第２部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011 3（コンクリート用スラグ骨材　第３部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011 4（コンクリート用スラグ骨材　第４部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下 スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
17 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		１回/日以上	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 １回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による	１回6本　吹付1日につき１回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。 １回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/㎟以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎥以上の場合は、50㎥ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
17 現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎥ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎥以上の場合は、50㎥ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	原則として3％かつ3本以上。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
18 河川・海岸土工等	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202			
			土の含水比試験	JIS A 1203			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説			
			土の圧密試験	JIS A 1217			
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説			
			土の透水試験	JIS A 1218			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4]-185突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000㎥に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td rowspan="4">18 河川・海岸土工等</td><td rowspan="4">施工</td><td>必須</td><td>現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。</td><td>または、
RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）</td><td>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。
【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】
空気間隙率VaがVa≦15%
【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】
飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%
または、設計図書による。</td><td>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。
築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積（㎡）</td><td>500 未満</td><td>500 以上 1000 未満</td><td>1000 以上 2000 未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>または、
「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による</td><td>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。</td><td>１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>土の含水比試験</td><td>JIS A 1203</td><td rowspan="2">設計図書による。</td><td>含水比の変化が認められたとき。</td><td></td></tr>
<tr><td>コーン指数の測定</td><td>舗装調査・試験法便覧 [1]-216</td><td>トラフィカビリティが悪いとき。</td><td></td></tr>
<tr><td>19 砂防土工</td><td>材料</td><td>必須</td><td>土の締固め試験</td><td>JIS A 1210</td><td>設計図書による。</td><td>当初及び土質の変化時。</td><td>監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施工</td><td rowspan="3">必須</td><td rowspan="3">現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。</td><td>最大粒径≦53㎜：JIS A 1214

最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧 [4]-185
突砂法</td><td>最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。</td><td>築堤は、1,000m3に１回の割合で実施する。

1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</td><td>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>または、
RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）による</td><td>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。
または、設計図書による。</td><td>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。
築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
<table><tr><td>面積（㎡）</td><td>500 未満</td><td>500 以上 1000 未満</td><td>1000 以上 2000 未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table></td><td>・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>または、
「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による</td><td>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。</td><td>１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>20 道路土工（道路、農道、林道等）

（次頁に続く）</td><td>材料</td><td>必須</td><td>土の締固め試験</td><td>JIS A 1210</td><td rowspan="2">設計図書による。</td><td>当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。
ただし、法面、路肩部の土量は除く。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>CBR試験（路床）</td><td>JIS A 1211</td><td>当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）</td><td></td></tr>
</table>

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
20 道路土工（道路、農道、林道等）	材料	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202			
			土の含水比試験	JIS A 1203			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説			
			土の圧密試験	JIS A 1217			
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説			
			土の透水試験	JIS A 1218			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： JIS A 1214 最大粒径＞53㎜： 舗装調査・試験法便覧　[4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(㎡) / 500未満 / 500以上1000未満 / 1000以上2000未満 測定点数 / 5 / 10 / 15	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
20 道路土工（道路、農道、林道等）	施工	必須		または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧　[4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて１ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて１回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m³につき１回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧　[1]-216		必要に応じて実施 （例）トラフィカビリティが悪い時。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧　[1]-227 （ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		プルーフローリングでの不良個所について実施	
21 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5～2g/cm3 ・軟石　：約2g/cm3未満
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm²以上 ・準硬石：980.66N/cm²以上4903N/cm²未満 ・軟石：980.66N/cm²未満
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき１回の割で行う。ただし、5,000m3以下のものは１工事２回実施する。	500m³以下は監督員承諾を得て省略できる。
22 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成28年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
22 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
22 コンクリートダム	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603 1 JIS A 8603 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE I 502 2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		１回/日以上	
	施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m3未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE C502,503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
			単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	１）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 ２）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 ３）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； ２回/日（午前１回、午後１回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合は175kg/m3、40㎜の場合は165kg/m3を基本とする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
22 コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150㎥ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	１回３ヶ １．１ブロック１リフトのコンクリート量500㎥未満の場合１ブロック１リフト当り１回の割で行う。なお、１ブロック１リフトのコンクリート量が150㎥以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 ２．１ブロック１リフトコンクリート量500㎥以上の場合１ブロック１リフト当り２回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 ３．ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日１日につき２回の割で行う。 ４．上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、２～３時間に１回の割合で行う。	
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		１回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。	
	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	１回２ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m3以上
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		１回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		１回１ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		１回３ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		１回３ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	
23 ため池堤体盛土工	材料	必須	土粒子の密度試験 粒度試験 含水比試験 液性限界・塑性限界試験 突固めによる土の締固め試験 透水試験 三軸圧縮試験	JIS A 1202 JIS A 1204 JIS A 1203 JIS A 1205 JIS A 1210 JIS A 1218 地盤工学会			
		その他	一軸圧縮試験 圧密試験	JIS A 1204 JIS A 1218			
	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203 又は、RI計器。 ただし、監督員との協議により簡便法とすることができる。		盛土施工日の着手前、及び盛土材料が変わった時。	
			現場密度	JIS A 1214 又は、RI計器を用いた締固め管理要領（案）	最大乾燥密度の90%以上	盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに１回。	
			現場透水試験	立坑法	１×10－５cm/S以下とする。ただし、監督員との協議により、５×10－５cm/S以下とすることができる。	盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに１回。	刃金土に摘要。

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
24 覆工コンクリート(NATM)	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成28年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011 1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011 1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011 1（コンクリート用スラグ骨材　第１部：高炉スラグ） JIS A 5011 2（コンクリート用スラグ骨材　第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011 3（コンクリート用スラグ骨材　第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011 4（コンクリート用スラグ骨材　第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
24 覆工コンクリート（NATM）	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		１回/日以上	
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 １回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎥ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
			単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	１）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎥の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 ２）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/㎥の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎥以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 ３）配合設計±20kg/㎥の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/㎥以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/㎥以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎥/日以上の場合； ２回/日（午前１回、午後１回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150㎥ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合は175kg/㎥、40㎜の場合は165kg/㎥を基本とする。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	１回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 １回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150㎥ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、１回につき６本（σ7･･･３本、σ28･･･３本）とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25ｍｍの場合は 175kg/㎥、40㎜の場合は 165kg/㎥を基本とする。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
24 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m³以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 １回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	１回 品質に異常が認められた場合に行う。	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近においてて、原位置のコアを採取原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては決定に際しては、設置された鉄筋を損傷さ設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
25 吹付コンクリート（NATM）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成28年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の単骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		１回/日以上。	
	施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m³以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
25 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	１回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に１回 材齢７日、28日（２×３=６供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で７日間及び28日間放置後、φ５cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。１回に６本（σ7　３本、σ28　３本、）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	（JSCE-F561-2013） 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 （JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回	
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 １回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	１)施工開始前に１回 ２)施工中は、トンネル施工延長50mごとに１回 ３)製造工場または品質の変更があるごとに１回	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		１)施工開始前に１回 ２)施工中または必要の都度 ３)製造工場または品質の変更があるごとに１回	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各１本）。	
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-4.7　路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下		
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧　[4]-191 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは３個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき１個とする。	※測定１箇所＝１個とする。 例）300㎡の場合　⇒３個 2,400㎡の場合 ＝３＋（400÷1,000） ＝３．４　⇒４個 （小数点以下切り上げ）

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
27 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] 68	設計図書による。	当初及び材料の変化時	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] 69			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日	
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207			
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3] 91			
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4] 229			
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] 238			
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2] 14			
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左		
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] 91	基準密度の96%以上。 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、 10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個とする。	空隙率による管理でもよい。 ※測定1箇所＝1個とする。 例）300㎡の場合　⇒3個 2,400㎡の場合 ＝3＋（400÷1,000） ＝3．4　⇒4個 （小数点以下切り上げ）
			温度測定	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧　付録 8に準じる	0.7cm以内	1,000㎡毎	
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2] 14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2] 14	75μmふるい：±5%以内		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] 238	アスファルト量：±0.9%以内		
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3 3 2(3)による。	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2] 45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3 3 2(4)による。		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	４以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下		
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上		
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上		
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）		
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上		
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下		
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上		
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N･m		
			密度試験	JIS K 2207			
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められたとき。 印字記録の場合： 全数又は 抽出・ふるい分け試験 １～２回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z 8710 温度計による	配合設計で決定した混合温度。	随時	
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による		随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 ［1］122	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000㎡ごと。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 ［3］97	基準密度の94%以上 $X_{7\ 10}$ 96%以上 $X_{4\ 6}$ 96%以上 X_3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、 10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは３個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき１個とする。	※測定１箇所＝１個とする。 例）300㎡の場合 ⇒３個 2,400㎡の場合 ＝３＋（400÷1,000） ＝３．４ ⇒４個 （小数点以下切り上げ）
			外観検査（混合物）	目視		随時	
30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 ［2］14		再生骨材使用量500ｔごとに１回。	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 ［4］238	3.8%以上		
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに１回。 １日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は２回。 １日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて２日に１回とする。	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	５%以下	再生骨材使用量500ｔごとに１回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207 石油アスファルト規格	２回以上及び材料の変化	
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 ［2］14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表 2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合： １～２回/日 ・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	
			粒度（75μmフルイ）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表 2.8.5による。		
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 ［4］238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表 2.8.5による。		
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 ［3］57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 ［3］39			耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 ［3］17			耐磨耗性の確認

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
30 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時	
			温度測定（初転圧前）	温度計による			測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧　[3] 91	基準密度の94％以上。 X10 96％以上 X6 96％以上 X3 96.5％以上 再アス処理の場合、基準密度の93％以上。 X10 95％以上 X6 95.5％以上 X3 96.5％以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94％以上（再アス処理の場合は基準密度の93％以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は３個の測定値の平均値X_3が規格値を満足していなければならないが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは３個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき１個とする。	例） 300㎡以下は省略することができる。 2,400㎡の場合 ＝３＋（400÷1,000） ＝３．４　⇒４個 （小数点以下切り上げ） 3,000㎡の場合 ＝３＋（1,000÷1,000） ⇒４個
31 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観検査（主部材・代表部）	現物照合 帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 品質がミルシートで確認できること。	
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可能な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする部材は監督員と協議のうえ選定する。
			外観検査（附属部材）	目視及び計測			
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下 （ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。
			ノッチ深さ	目視 計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：１mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。		
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）		
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）		
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）		
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121　1号 試験片の個数：２	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法　図 17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：２	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Ⅴノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法　図 17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき３	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：１	
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査　18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
33 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接　図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/㎟ 以上、引張強さは 400～550N/㎟、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	・試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25㎜以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」　Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。
			外観検査（割れ）	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。
			外観形状検査（ビート表面のビット）	目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個又は継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1㎜以下の場合は、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査（ビート表面の凸凹）		ビード表面の凸凹は、ビード長さ25㎜の範囲で3㎜以下。		
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」　Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋編 表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。
			外観検査（オーバーラップ）	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50㎜を除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0㎜の誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。	

（次頁に続く）

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要
33 溶接工			外観検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は，以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[㎜])余盛高さ(h[㎜])　B＜15　　：h≦3 15≦B＜25：h≦4 25≦B　　：h≦（4／25）・B	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。	
			外観検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ１㎜、幅0.5㎜以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5㎜以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±２㎜）を超えてはならない。		
	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１％について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

（34 下水道）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	備考
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用鉄筋コンクリート管）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			形状・寸法 (カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A 1 による					
			外圧強さ		検査項目	判定基準			
			水密性		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
					管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。			
					管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS K 1 による					
			引張試験		判定基準	判定基準			
			偏平試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)			
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。			
			ビカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
					実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS K 13 による					
			引張試験		検査項目	判定基準			
			偏平試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)			
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。			
			ビカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
					実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

(34 下水道)

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="2">規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="8">管布設工（開削）</td><td rowspan="8">管渠材料（下水道用強化プラスチック複合管）</td><td rowspan="8">必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td colspan="2" rowspan="2">〔外観検査〕
(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

(管種の確認を行う)
(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="8">(1) 外観・形状検査は全数について行う。

(2) 寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="8"></td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td>寸法</td><td rowspan="7">JSWAS K 2 による</td></tr>
<tr><td>外圧試験</td><td>検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td>耐薬品性試験</td><td>有害な傷</td><td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。</td></tr>
<tr><td>耐酸試験</td><td>滑らかさ</td><td>明らかな凹凸がないこと。</td></tr>
<tr><td>水密試験</td><td>管の断面形状</td><td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td></tr>
<tr><td></td><td>実用上の真っすぐ</td><td>実用上、真っすぐであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="14">管布設工（開削）</td><td rowspan="14">管渠材料（下水道用ポリエチレン管）</td><td rowspan="14">必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td colspan="2" rowspan="2">〔外観検査〕
(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

(管種の確認を行う)
(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="14">(1) 外観・形状検査は全数について行う。

(2) 寸法、引張試験、偏平試験、水圧試験、偏平負圧試験、耐薬品性試験、環境応力亀裂試験、熱間内圧クリープ試験、ピーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験、耐候性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="14"></td><td rowspan="14"></td></tr>
<tr><td>寸法</td><td rowspan="13">JSWAS K 14 による</td></tr>
<tr><td>引張試験</td><td>検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td>偏平試験</td><td>有害な傷</td><td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。</td></tr>
<tr><td>水圧試験</td><td>滑らかさ</td><td>明らかな凹凸がないこと。</td></tr>
<tr><td>偏平負圧試験</td><td>割れ</td><td>割れがないこと。</td></tr>
<tr><td>耐薬品性試験</td><td>ねじれ</td><td>著しいねじれがないこと。</td></tr>
<tr><td>環境応力亀裂試験</td><td rowspan="2">管の断面形状</td><td rowspan="2">管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td></tr>
<tr><td>熱間内圧クリープ試験</td></tr>
<tr><td>ピーリング試験</td><td>実用上の真っすぐ</td><td>実用上、真っすぐであること。</td></tr>
<tr><td>熱安定性試験</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>融着部相溶性試験</td></tr>
<tr><td>耐候性試験</td></tr>
</table>

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

(34 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	備考
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用レジンコンクリート管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS K 11による					
			外圧試験		検査項目	判定基準			
			水密性試験		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線生のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
			耐酸性試験						
			吸水性試験						
					管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。			
					管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用ボックスカルバート）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法及びコンクリート圧縮強度試験、曲げ強度試験、接合部の水密性試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			形状・寸法	JSWAS K 12 JSWAS K 13による					
					検査項目	判定基準			
			コンクリートの圧縮強度試験						
			曲げ強度試験						
			接合部の水密性試験						
					滑らかさ	粗骨材が突出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。内面が平滑であり、水の流れに対して実用上支障のない滑らかさであること。			
					端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。			

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

(34 下水道)

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th colspan="2">試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="4">規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="9">管布設工（開削）</td><td rowspan="9">管渠材料（下水道用ダクタイル鋳鉄管）</td><td rowspan="9">必須</td><td colspan="2">原管</td><td rowspan="2">JSWAS G 1 による</td><td colspan="4" rowspan="2"></td><td rowspan="9">(1)外観検査は全数について行う。
(2)形状・寸法及び引張試験、硬さ試験、水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="9"></td><td rowspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内装</td></tr>
<tr><td rowspan="7">外装</td><td>外観</td><td>目視による</td><td colspan="4" rowspan="2">〔外観検査〕
(1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。
(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</td></tr>
<tr><td>形状・寸法</td><td rowspan="6">JSWAS G 1 による</td></tr>
<tr><td>引張試験</td><td colspan="2">検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td>硬さ試験</td><td rowspan="3">原管</td><td>クラック</td><td>クラックがないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">水圧試験</td><td>湯境</td><td>湯境がないこと。</td></tr>
<tr><td>鋳巣</td><td>手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">完成管</td><td rowspan="3">モルタルライニング</td><td>有害なひび割れがないこと。</td></tr>
<tr><td>管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。</td></tr>
<tr><td>表面は実用的に滑らかであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">管布設工（開削）</td><td rowspan="10">管渠材料（鋼管）</td><td rowspan="10">必須</td><td colspan="2">外観</td><td>目視による</td><td colspan="4" rowspan="2">〔外観検査〕
(1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。
(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="10">(1)外観検査は全数について行う。
(2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="10"></td><td rowspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">形状・寸法</td><td rowspan="9">日本下水道協会下水道用資器材Ⅰ類の規定によるJIS G 3443</td></tr>
<tr><td colspan="2">成分・機械的性質</td><td colspan="2">検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td colspan="2">非破壊又は水圧</td><td rowspan="4">原管</td><td>実用的に真っ直ぐ</td><td>実用的に真っ直ぐであること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">塗装</td><td>両端は管軸に対して直角</td><td>実用的に両端面は管軸に対して直角であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="8"></td><td>有害な欠陥</td><td>はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。</td></tr>
<tr><td>仕上げ良好</td><td>鋼面が平滑に仕上がっていること。</td></tr>
<tr><td>完成管</td><td>塗装及び塗膜装</td><td>管によく付着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。</td></tr>
</table>

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

(34 下水道)

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th colspan="2">試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="3">規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="8">管推進工</td><td rowspan="8">管渠材料（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）</td><td rowspan="8">必須</td><td colspan="2">外観・形状</td><td>目視による</td><td colspan="3" rowspan="2">〔外観検査〕
(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="8">(1) 外観・形状検査は全数について行う。

(2) 寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="8"></td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">寸法
(カラー及びゴム輪含む)</td><td rowspan="7">JSWAS A 2
又は A 6 による</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td colspan="2">外圧強さ</td><td>管軸方向のひび割れ</td><td>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを、含むものであり、直線生のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">コンクリートの圧縮強度</td></tr>
<tr><td colspan="2">水密性</td><td>管周方向のひび割れ</td><td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>管端面の欠損</td><td>管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="11">管推進工</td><td rowspan="11">管渠材料（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）</td><td rowspan="11">必須</td><td colspan="2">原管</td><td rowspan="2">JSWAS G 2 による</td><td colspan="3" rowspan="2">〔外観検査〕
(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="11">(1) 外観検査は全数について行う。

(2) 原管、内装、外装における形状・寸法は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="11"></td><td rowspan="11"></td></tr>
<tr><td colspan="2">内装</td></tr>
<tr><td rowspan="9">外装</td><td>外観</td><td>目視による</td><td colspan="2">検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td>形状・寸法</td><td rowspan="9">JSWAS G 2 による</td><td rowspan="3">原管</td><td>クラック</td><td>クラックがないこと</td></tr>
<tr><td rowspan="8"></td><td>湯境</td><td>湯境がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td>鋳巣</td><td>手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">完成管</td><td rowspan="3">モルタルライニング</td><td>有害なひび割れがないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td>管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>表面は実用的に滑らかであること。</td></tr>
<tr><td>塗装</td><td>異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。</td></tr>
</table>

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

（34 下水道）

工種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値			試験基準	摘要	備考
管推進工	管渠材料（鋼管）	必須	外観		目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。			(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			形状・寸法		日本下水道協会下水道用資器材Ⅰ類の規定によるJIS G 3444						
			成分・機械的性質								
			非破壊又は水圧			検査項目		判定基準			
			塗装			原管	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。			
							両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。			
							有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと			
							仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がってること。			
						完成管	塗装及び塗膜装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。			
シールド工	管渠材料（シールド工事用標準コンクリート系セグメント）	必須	外観及び形状・寸法検査		JSWAS A 4による	〔外観検査〕（下水道協会規格） (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。			〔外観検査〕（下水道協会規格） (1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			水平仮組検査								
			性能検査	単体曲げ試験							
				継手曲げ試験		〔外観検査〕（下水道協会規格外） (1)有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JAWAS A 4の規定による。			〔外観検査〕（下水道協会規格外） (1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500リング及びその端数に1回行う。		
				ジャッキ推力試験							
				つり手金具引抜き試験							
シールド工	管渠材料（シールド工事用標準鋼製セグメント）	必須	材料検査		JSWAS A 3による	〔外観検査〕（下水道協会規格） (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害な曲がり、そり等が無いこと。			〔外観検査〕（下水道協会規格） (1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3)性能検査は設計図書の定めによる。		
			形状・寸法及び外観検査								
			溶接検査								
			水平仮組検査			〔外観検査〕（下水道協会規格外） (1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能に関する規格値は、JAWAS A 3の規定による。			〔外観検査〕（下水道協会規格外） (1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能についての検査は、1工事中に1回行う。		
			性能検査	ジャッキ推力試験							
				単体曲げ試験							

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

（34 下水道）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考
管きょ更生工	更生管	必須	偏圧強さまたは外圧強さ	・Φ600mm以下の既設管 JSWAS K 1 による偏平試験 ・Φ700mm以上の既設管 JSWAS K 2 による外圧試験（2種に対応）	新管と同等以上。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。	本表は、最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	
			曲げ強度（長期）	・ｶﾞﾗｽ繊維あり JIS K 7039 による曲げ強度試験 ・ｶﾞﾗｽ繊維なし 短期値を安全率で除した値	構造（管厚み）計算で用いる設計値（申告値）以上。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			曲げ弾性係数（長期）	・ｶﾞﾗｽ繊維あり JIS K 7035 による曲げ弾性試験 ・ｶﾞﾗｽ繊維なし JIS K 7116 による曲げ弾性試験				
			曲げ強度（短期）	JIS K 7171 による	1）曲げ強度値が設計曲げ強度（申告値：短期値）を上回ること。 2）曲げ弾性係数の試験結果が、曲げ弾性係数（申告値：短期値）を上回ること。	原則、施工スパン毎とする。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			曲げ弾性係数（短期）					
			耐摩耗性	JIS K 7204 又は JIS A 1452 等による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐ストレインコロージョン性	・ｶﾞﾗｽ繊維ありのみが対象 JIS K 7034 による	JSWAS K 2 に基づいて求められる値を下回らない。			
			水密性	JSWAS K 2 に準拠した試験（内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない。			
			耐劣化性	・ｶﾞﾗｽ繊維なしのみが対象 JIS K 7116 を準用した1,000時間水中曲げクリープ試験を行う	50年後の曲げ強度の推計値の最小値が設計値（≒申告値÷安全率）を上回ること。			
			耐震性能	JIS K 7161 による引張強度等試験 JIS K 7181 による圧縮強度等試験	引張強度（短期）、引張弾性係数（短期）、圧縮強度（短期）、圧縮弾性係数（短期）が申告値を上回ること。	工法毎とする。 熱可塑性樹脂材については、引張強度、圧縮強度を認定工場制度の工場検査証明書類による確認とすることができる。		
			外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	流下能力、耐久性を低下させる有害な欠陥（シワなど）がないこと。	施工スパン毎とする。		

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

（34 下水道）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考
管きょ更生工	更生管表面部材	必須	複合管断面の破壊強度・外圧強さ	既設管の劣化状態等を反映し限界状態設計法により確認、又は鉄筋コンクリート管（新管）を破壊状態まで載荷後更生し、JSWAS A 1 により破壊荷重試験	設計条件に基づいた耐荷力以上。 新管と同等以上。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。	本表は、最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。	
			圧縮強度	JSCE G 521 等による	圧縮強度値が設計基準強度を上回ること。	小口径（既設管径800mm未満）の場合、施工延長100m毎に1回とする。		
			耐薬品性能	JSWAS K 1 又は JSWAS K 14	・表面部材が塩ビ系の場合はJSWAS K 1 の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm2以内。 ・表面部材がポリエチレン系では、JSWAS K 14 の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm2以内。	製管工法では、工法毎に1回とする 認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			耐摩耗性	JIS K 7204 又は JIS A 1452 等による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			水密性	JSWAS K 2 に準拠した試験（内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			一体性	JIS A 1171 に準拠した一体破壊試験	既設管と充てん材が界面はく離しないこと。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐震性能	「下水道施設の耐震対策指針と解説」における「差し込み継手管きょ」「ボックスカルバート」等の考え方を勘案し、性能照査を行う	継手部の屈曲角と抜け出し量が許容値内であること。	工法毎とする。 公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
				耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行う	屈曲角と抜け出し量が許容範囲であること。			
			外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認する。	施工スパン毎とする。		

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

(34 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	備考
マンホール設置工	管渠材料（組立マンホール側塊）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、コンクリートの圧縮強度試験、軸方向耐圧試験、接合部の水密性試験、側方曲げ強さ試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			形状・寸法	JSWAS A 11 による					
			コンクリートの圧縮強度試験		検査項目	判定基準			
			軸方向耐圧試験		有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。			
			接合部の水密性試験		滑らかさ	側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。			
			側方曲げ強さ試験		端面の欠損	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。			
					端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。			
	管渠材料（下水道用鋳鉄製マンホールふた）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なきずが無く、外観がよいこと。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法・構造	JSWAS G 4 による					
			材質試験						
			荷重たわみ試験						
			耐荷重試験						
マンホール設置工	管渠材料（マンホール足掛け金物）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。		外観、形状検査は全数について行う。		
			形状・寸法		品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。		1)芯材 JIS G 4303(SUS403,SUS304) JIS G 3507(SWRCH12R、SWCH12R) JIS G 3539(SWCH12R) の規格に適合すること。		
			材質						
	管渠材料（下水道用塩化ビニル製小型マンホール）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS K 9 による。 内ふたは、JSWAS K 7、防護ふたは、JSWAS G 3による。					
			引張試験		検査項目	判定基準			
			荷重試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)			
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。			
			ビカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

(34 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考
ます設置工	管渠材料（下水道用鋳鉄製防護ふた）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なきずが無く、外観がよいこと。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、荷重たわみ試験及び耐荷重試験及び材質試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS G 3 による				
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					
			材質試験					
	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル製ます）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。 検査項目：有害な傷／判定基準：マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない) 検査項目：滑らかさ／判定基準：明らかな凹凸がないこと。 検査項目：割れ／判定基準：割れがないこと。 検査項目：ねじれ／判定基準：著しいねじれがないこと。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS K 7 による。 防護ふたは、JSWASG 3 立上り部は、JSWAS K 1 による。				
			引張試験					
			荷重試験					
			負圧試験					
			耐薬品性試験					
			ビカット軟化温度試験					
ます設置工	管渠材料（下水道用ポリプロピレン製ます）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。 検査項目：有害な傷／判定基準：マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない) 検査項目：滑らかさ／判定基準：明らかな凹凸がないこと。 検査項目：割れ／判定基準：割れがないこと。 検査項目：ねじれ／判定基準：著しいねじれがないこと。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS K 8 による。 防護ふたは、JSWAS G 3 による。				
			引張試験					
			荷重試験					
			負圧試験					
			耐薬品性試験					
			荷重たわみ温度試験					

品質管理基準

品質管理基準及び規格値

(34 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考
基礎杭工（既成杭）	材料（鋼管杭、H鋼杭）	必須	外観	目視による	(1)外観検査 使用上、有害な欠陥(変形など)が無いこと。 (2)形状・寸法及び材料等は、JIS A 5525、JIS A 5526 の規格に適合すること。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		
			形状・寸法					
			材料検査 (化学成分・機械的性質)					
	材料（コンクリート杭、□ト杭）	必須	外観	目視による	(1)外観検査 使用上、有害な欠陥(ひび割れ・損傷など)が無いこと。 (2)形状・寸法及び性能等は、JIS A 5337の規格に適合すること。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		
			形状・寸法					
			性能検査					
	材料（合成杭）	必須	外観		(財)日本建築センターの評定又は評価基準 (社)コンクリートパイル建設技術協会の評価基準に適合すること。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		
			形状・寸法					
			性能検査					
基礎杭工（既製杭）	施工（鋼管杭、H鋼杭の現場溶接）	必須	外観	目視による	溶接部の割れ、ピット、アンダーカット、オーバーラップ、サイズ不足、溶け落ちが無いこと。	溶接継手部の全数について溶接前、溶接中、溶接後の各工程ごとに行う。		
		その他	超音波探傷試験	JIS Z 3060 による	JIS Z 3060 の3類以上	突合せ溶接線(溶接長さ)の10%以上について行う。 (社)日本非破壊検査協会(超音波検査)の認定技術者が行う。		
	施工（セメントミルク工法）	その他	根固め液及び杭周固定液の圧縮強度試験	JIS A 1108 による(コンクリートの圧縮強度試験)	圧縮強度(N/mm²) ・根固め液 20以上 ・杭周固定液 0.5以上	(1)本杭で継手のない場合は、30本ごと又はその端数につき1回行う。 (2)本杭で継手のある場合は、20本ごと又はその端数につき1回行う。 1回の試験の供試体の数は3個とする。 ※供試体は土木学「PC設計施工指針」のブリージング率及び膨張率試験方法案による。		
	施工	その他	支持力試験	杭の載荷試験		設計図書による。		
基礎杭工（現場打ち杭）	施工	必須	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験			(1)孔内水位については杭ごとに必要に応じて測定する。 (2)有効性試験(比重、粘性、ろ過水量、PH、砂分)は杭ごとに又は1日に1回測定する。		
		その他	支持力試験	杭の載荷試験		設計図書による。		

（35．漁港漁場）

1．土

1－1　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）埋立材	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	〈特〉による。	
2）裏埋材 3）盛土材	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
4）採取土	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		外　観	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	〈特〉による。	

2．石材等

2－1　砂

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）敷　砂 2）改良杭材 3）置換材	材　質	外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	〈特〉による。	〈特〉による。	特による。	試験成績表を提出	
4）中詰砂	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		最大粒径	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		単位体積重量	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
5）載荷材	材　質	外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉又はJIS の規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		単位体積重量	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

２－２　砂利・砕石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）砕　石	材　質	外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	
		比　重	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	
		吸水量	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	

２－３　石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）石	材　質	外　観	観　察	第13編 1-3-4による。	施工中適宜		
		石の種類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		比　重	JIS A 5006	〈特〉による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は１年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観　察	〈特〉及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

3．鋼　材

3－1　鋼矢板

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼矢板	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表（検査証明書）を提出	
2）鋼管矢板	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS A 5530	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表（検査証明書）を提出	

3－2　鋼板及び形鋼等

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

３－３　控　工

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１）腹起し							3-2鋼板及び形鋼等を適用する。
２）タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	（一般構造用圧延鋼材の場合）JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
		（高張力鋼材の場合）機械的性質は〈共〉第１編2-6-5に、化学成分は〈特〉及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は第13編表1-2、化学成分は〈特〉及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
３）タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	被覆材	〈特〉の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立品引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	

4．セメントコンクリート製品

4－1　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）コンクリート矢板	外　観	有害な傷がないこと。	観　察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表（検査証明書）を提出	

5．防食材料

5－1　アルミニウム合金陽極

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）電気防食陽極	陽極の種類化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は５％以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	質　量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は２％以内とし取付総質量は陽極１個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極１個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±４％の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)	〈特〉の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	90％以上	搬入前	試験成績表を提出	

5－2　防食塗装

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）塗装材	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

5－3　被覆防食材料

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）モルタルライニング	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
2）保護カバー	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

6．防舷材・滑り材

6－1　ゴム防舷材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）ゴム防舷材	材　質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第13編 表1-4に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-3 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	製造前 ロットに使用した練ゴムより試料１セット	試験成績表（検査証明書）を提出	
	性　能	反力及び吸収エネルギー	〈特〉による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	〈特〉による。	搬入前 10本に１本	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚 ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認し、別紙（例）は参考
2）取付金具	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	観　察	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

6－2　滑り材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）滑り材	材　質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、適宜	工場の測定表を提出	

7．係船柱・係船環

7－1　係船柱

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-5-1	1溶解毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 図2-1～3 及び第13編 表2-1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

7－2　係船環

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）係船環	材　質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-5-2	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 表2-5及び〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

8．車止め・縁金物

8－1　車止め・縁金物

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼　製（縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-6	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
2）その他（縁金物を含む）	材　質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	使用上有害な反り等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

9．マット

9－1　アスファルトマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）アスファルトマット	材　質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	第13編 1-9-1又は特による。	1,000ｍ２に１回	試験成績表及び配合表を提出	〈共〉8アスファルト舗装を適用する。
	外　観	補強材の種類は〈特〉に適合していること。	観　察	〈特〉による。	搬入時、適宜		
	形状寸法	厚　さ	スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に１枚を２箇所	管理表を作成し提出	
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に１枚を１箇所	管理表を作成し提出	
2）摩擦増大用マット	材　質						9-1-1)アスファルトマットを適用する。
	形状寸法						9-1-1)アスファルトマットを適用する。

9－2　繊維系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が（特）に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

9－3　合成樹脂系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が（特）に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

9－4　ゴムマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
2）摩擦増大用マット	材　質	〈特〉による。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
	形状寸法	〈特〉による。	スチールテープ等で測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	

10. 組立魚礁部材

10－1　コンクリート部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）コンクリート部材	外　観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 1-10-1又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	強　度	供試体の作成	JIS A 1132		1日1回とし、1日の打設量が 50m³ を超える場合は 50m³ ごとに1回とする。		
		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上		製造工場の試験成績表(検査証明書)を提出	

10－2　鋼製部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 1-10-2又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 1-10-2又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表表（検査証明書）を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104　放射線透過試験の他、〈特〉による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-2又は〈特〉による。	搬入前、全数	試験成績表（検査証明書）を提出	

10－３　化学系（ＦＲＰ）部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１）ＦＲＰ部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 1-10-3又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	第13編 1-10-3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	質量	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	第13編 1-10-3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	

11．その他

11－１　ペーパードレーン

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１）ドレーン材	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に１回	管理表を作成し提出	

11－２　防砂目地板

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１）防砂目地板	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に１回	〈特〉による。	

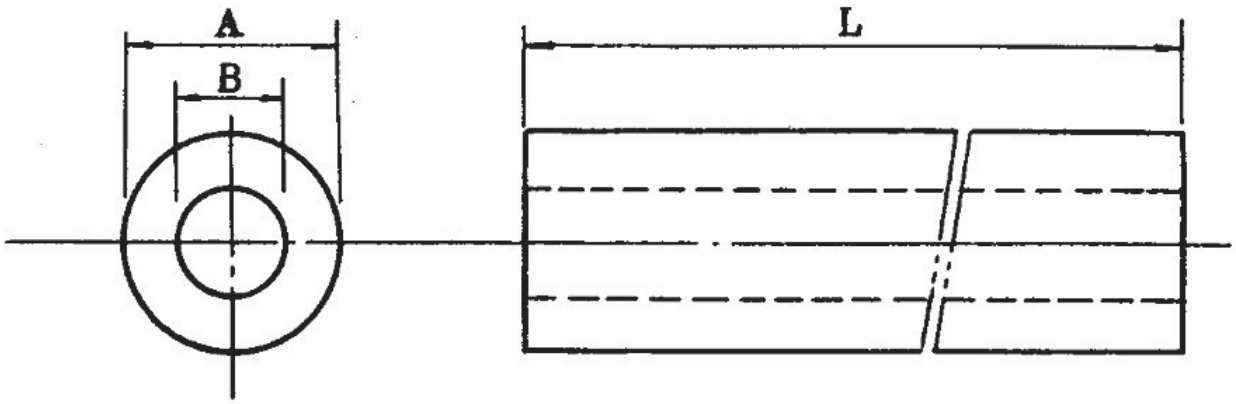
11－３　汚濁防止膜

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
１）汚濁防止膜	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に１回	〈特〉による。	

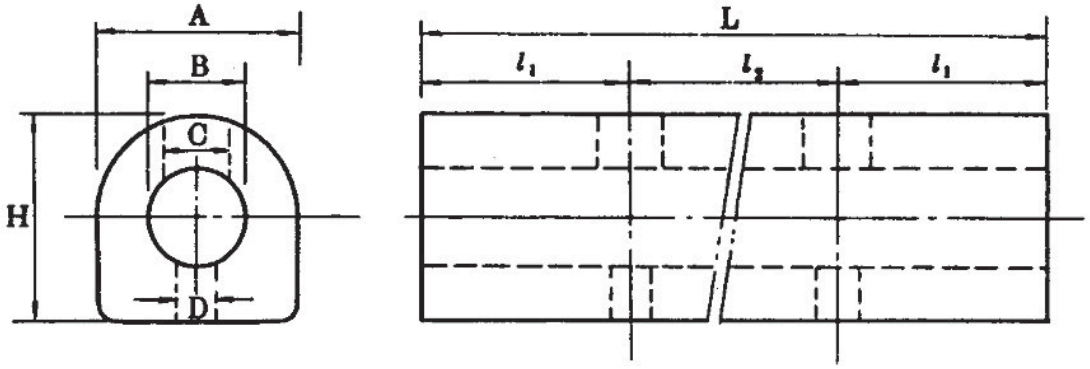
（別紙）

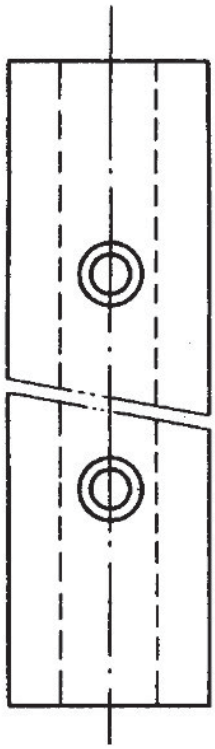
防舷材形状測定箇所（例）

1．中空円筒形

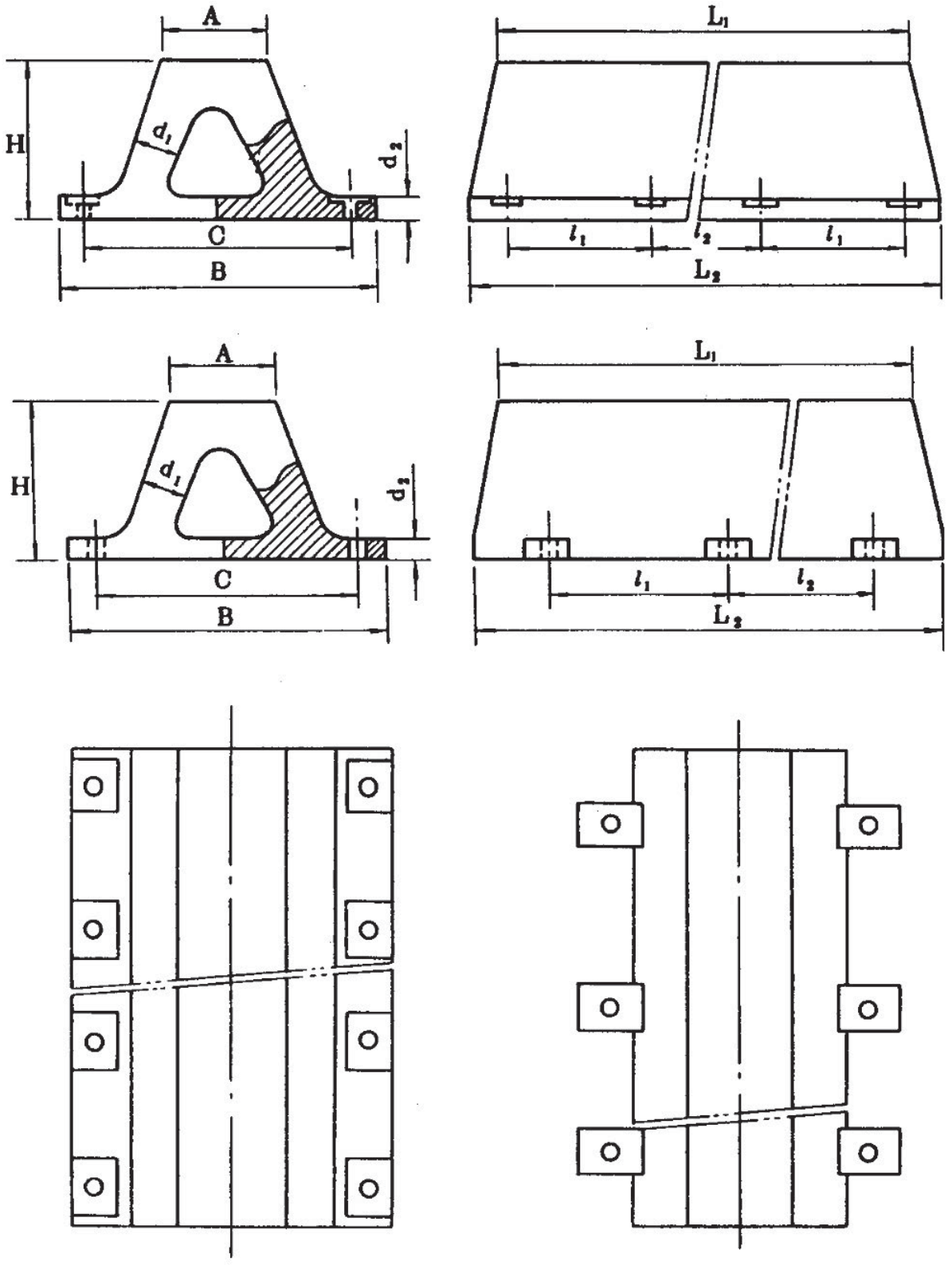


2．D形

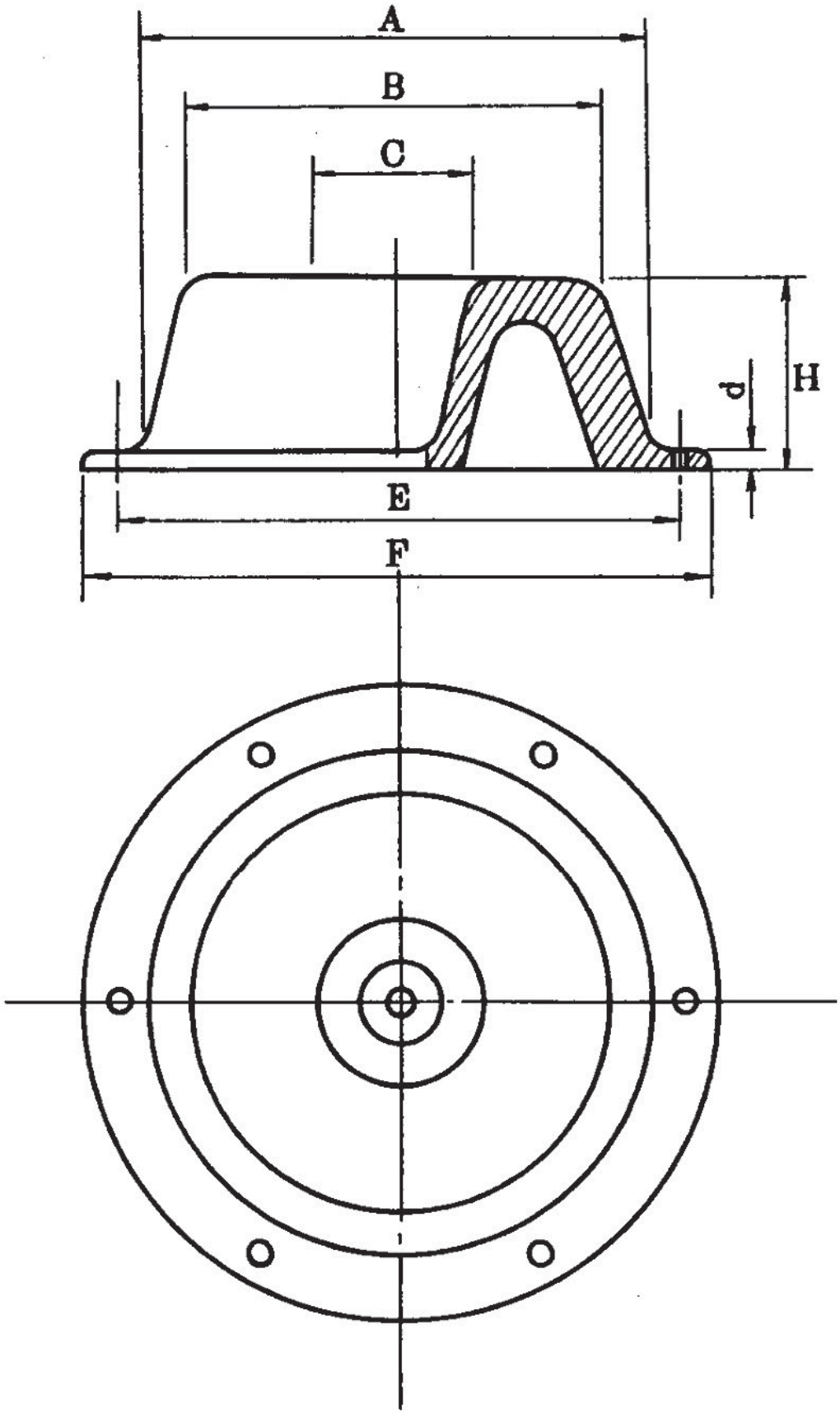




３．Ｖ形



４．サークル形



品質管理基準および規格値

＊試験区分　　必　須：現状における検収時に実施する試験項目
　　その他：試験成績表、ミルシートで確認でき、必要に応じて現場検収を行う試験項目
＊検査方法　品質　確　認：目視（検測）により検査を行うもの
　　照　合：品質試験成績表等で照合を行い検査を行うもの
　　試　験：監督員立ち会いのもとで試験を行うもの
　　数量　出来形：施工後に数量を検査するもの
　　検　量：材料検査時に数量を検査するもの

(36.木材)

区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験（測定）項目	試験（測定）方法	規格値	試験（測定）基準	摘要
					品質	数量					
木材	1	木材	材料	その他	照合	出来形	木材の加圧式防腐処理方法	JIS A 9002			
							木材の浸漬式防腐処理方法				
							含水率	JAS			
							保存処理材浸度試験	JAS			

(37.植栽)

区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験（測定）項目	試験（測定）方法	規格値	試験（測定）基準	摘要
					品質	数量					
造園材料	1	客土	材料	その他	照合	検量	ｐＨ(H_2O)	簡易ｐｈ計	4.5～8.0		
							有害物質	電気伝導度（ECメーター）	0.1～1.0mS/cm		

区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験（測定）項目	試験（測定）方法	規格値	試験（測定）基準	摘要
造園材料	2	高木	材料	必須	確認	検量	高さ（H）	計測用具による計測	設計値≦H	樹種別、規格別に各設計数量の10％を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これによって支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
							幹周（C）	計測用具による計測	設計値≦C＜上位階級の寸法値		
							枝張（W）	計測用具による計測	設計値≦W		
	3	中低木	材料	必須	確認	検量	高さ（H）	計測用具による計測	設計値≦H＜上位階級の寸法値	樹種別、規格別に各設計数量の10％を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
							枝張（W）	計測用具による計測	設計値≦W		
	4	特殊樹木	材料	必須	確認	検量	高さ（H）	計測用具による計測	設計値≦H	樹種別、規格別に各設計数量の10％を計測する。	
							幹周（C）	計測用具による計測	設計値≦C＜上位階級の尺法値		
							枝張又は尺（W）	計測用具による計測	設計値≦W		
	5	地被類	材料	必須	確認	検量	茎長（L）	計測用具による計測	設計値≦L	設計数量の1％を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
							芽立	目視	設計値≦芽立数		

〔参考資料〕

ロックボルトの引抜試験

（１）計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

（２）計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後３日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の 80％程度以上とする。

（３）結果の報告

計測結果は図４－１の要領で整理する。

（４）試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図４－１のＡ領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のＢ領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

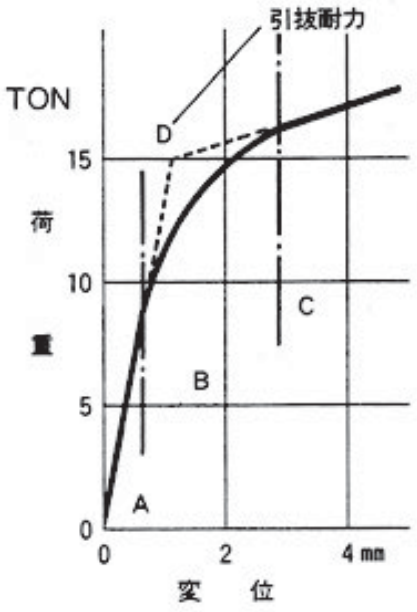


図４－１　ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は ISRM の提案する方法に準拠したものである。

(Intemationa l Society for Rock Mechanics, Comission on Standadization of Laboratory and Field Tests,Cominee on Field Tests Document No.2. 1974)

（１）引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図４－２のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との問は早強石膏をはりつける。

（２）引抜試験

引抜試験は、図４－３のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで１ton 毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

（３）全面接着式ボルトの場合の注意事項

（イ）吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

（ロ）反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

（ハ）ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

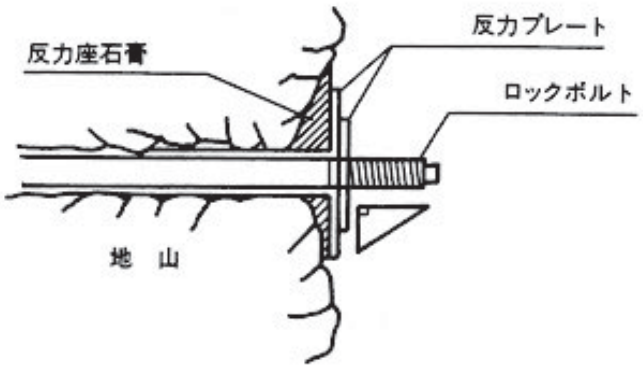


図４－２　反力座の設置

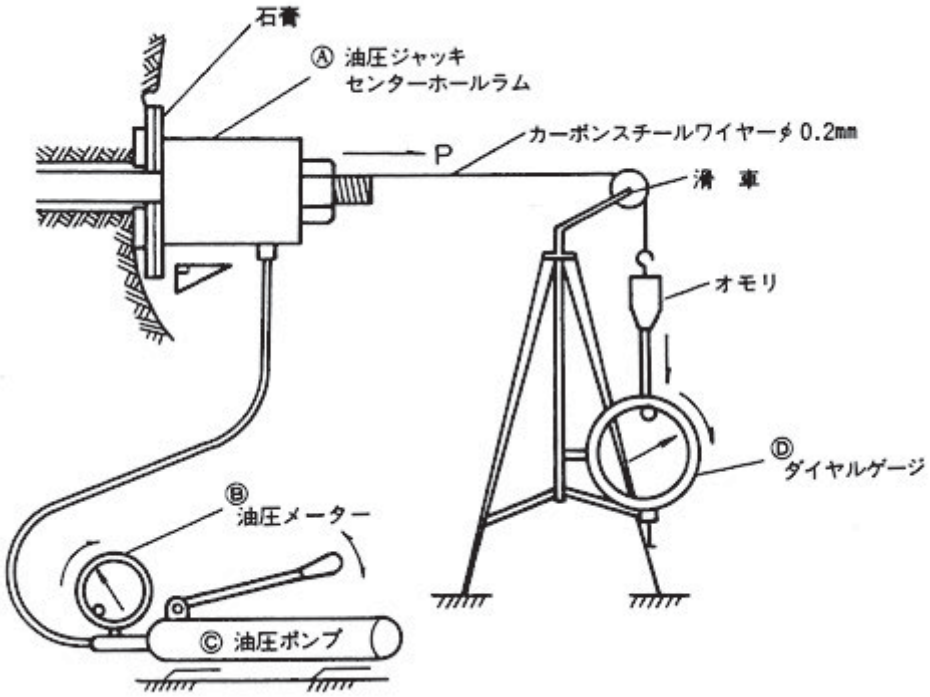

石膏
Ⓐ 油圧ジャッキ
センターホールラム
P
カーボンスチールワイヤーφ 0.2mm
滑　車
オモリ
Ⓓ
ダイヤルゲージ
Ⓑ
油圧メーター
Ⓒ 油圧ポンプ

図４－３　引抜試験概要図

写真管理基準(案)

写真管理基準（案）

（適用範囲）

1．この写真管理基準は建設工事施工管理基準（案）7に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）国土交通省」による。

（工事写真の分類）

2．工事写真は次のように分類する。

- 工事写真
  - 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
  - 施工状況写真
  - 安全管理写真
  - 使用材料写真
  - 品質管理写真
  - 出来形管理写真
  - 災害写真
  - 事故写真
  - その他（公害、環境、補償等）

（工事写真の撮影基準）

3．工事写真の撮影は以下の要領で行う。

（1）撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

（2）撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

① 工事名
② 工種等
③ 測点(位置)
④ 設計寸法
⑤ 実測寸法
⑥ 略　図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準　国土交通省」に準拠し、写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入して整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

写真管理基準（案）

（情報化施工）

4．「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号）、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「ＴＳを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか同要領の規定による。

また、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

（写真の省略）

5．工事写真は次の場合に省略するものとする。

（１）品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

（２）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに１回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

（３）監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

（写真の編集等）

6．写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

（撮影の仕様）

7．写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

(1) 写真はカラーとする。

(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は 3：4 程度とする。

（100 万画素程度～300 万画素程度＝1,200×900 程度～2,000×1,500 程度）

（撮影の留意事項）

8．別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

（１）「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。

（２）施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

（３）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

（４）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

（５）撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

（整理提出）

９．撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）国土交通省」に準拠する。

（その他）

10．撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

（１）代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。

（２）適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

（３）不要とは、「デジタル写真管理情報基準 国土交通省」に準拠し、写真管理項目にある 「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

写真管理基準（案）

撮　影　箇　所　一　覧　表

編	区分		写真管理項目			摘　要
			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
全編共通（第11編水道・工業用水道編除く）	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回〔着手前〕	着手前１枚	
		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回〔完成後〕	施工完了後１枚	
	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回〔月末〕	不要	
			施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜	
				創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
		仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回〔施工前後〕	代表箇所１枚	
		図面との不一致	図面と現地との不一致の写真 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕 ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕	必要に応じて〔発生時〕 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納） ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各１枚	不要	工事打合簿に添付する。
	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	不要	
			各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		
			監視員交通整理状況	各１回〔作業中〕		
			安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
	使用材料	使用材料	形状寸法、使用数量、保管状況	各品目毎に1回〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
			品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回		
			検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕		
	品質管理		別添　撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影			
			不可視部分の施工	適宜	適宜	
	出来形管理		別添　撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影			
			不可視部分の施工	適宜	適宜	
			出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項		
	災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	適宜	

写真管理基準（案）

撮　影　箇　所　一　覧　表

編	区分	工種	写真管理項目			摘　要
			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
全編共通（第11編水道・工業用水道編除く）	事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
	その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
		環境対策 イメージアップ	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	
水道・工業用水道	着手前	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	200mに１回	
	完　成	完成	全景又は代表部分写真	完成時	200mに１回	
	安全管理写真	安全管理	各種標識類の設置状況	設置時	各種類毎に１回	
			各種保安設備の設置状況	設置時	各種類毎に１回	
			交通整理員の設置 作業状況	作業中	２～３回	
	材料検収写真	使用材料	形状寸法	検収時	各品目ごと	
			検査実施状況	検査時	各品目ごと	
	品質管理写真	路盤支持力測定	試験実施状況	試験実施中	各１回	
	出来形管理写真	舗装切断	舗装カッター切断状況	加工中	２～３回	
		掘削	掘削状況	掘削中	２～３回	
			掘削幅、管底高、床幅	矢板建込中 床整理後	２測点に１回	
		転石	幅、高さ、長さ	発生時	各箇所１回	
			転石破砕状況	施工中	５～６回	
		残土	残土処分状況	処分中	２～３回	
		管床整理工 （人力床均し）	施工状況	施工中	２測点	
		管布設	布設状況	施工中	５回以上	
		溶接	各工程	施工中	５リングに１回	
		ダクタイル 継手部分	締付状況	施工中	100mに１回	
			継手部分チェックシート	施工後	各接合部毎	
		管切断	管切断状況	施工中	２～３回	
			切断長さ	切断前（缶付）	各切断毎１回	
			切管設置状況	設置後	各箇所１回	
		空気弁、仕切弁	据付状況	施工中	各箇所毎１回	
			据付完了写真	据付後	各箇所毎１回	
		埋戻し	各層毎の施工状況	施工中	２測点に１回	
		舗装路盤	施工状況、転圧状況	施工中	２測点に１回	
		アスコン	舗装状況	施工中	２測点に１回	
			舗装厚さ	舗装完了後	２測点に１回	
		矢板工	施工状況、設置状況	施工中、後	５回以上	
		支保工	施工状況、設置状況	施工中、後	５回以上	
		水替工	水替状況	施工中	２～３回	
	その他	図面との不一致	図面と現地の不一致の写真	発生時	必要時	
		機械掘削			２測点に１回	
		人力掘削			２測点に１回	
		人力埋戻し			２測点に１回	
		機械埋戻し			２測点に１回	
		管布設			２測点に１回	
		工事用道路			２測点に１回	
		土留め矢板			２測点に１回	

写真管理基準（案）

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆エコンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に１回 [試験実施中]	不要	
		スランプ試験			
		コンクリートの圧縮強度試験			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できるもの。
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に１回 [試験実施中]		コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験			
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆エコンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に１回 [試験実施中]		「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。
		テストハンマーによる強度推定調査			
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]		
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に１回 [検査実施中]	不要	
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	検査毎に１回 [検査実施中]	不要	
		浸透探傷試験	試験毎に１回 [試験実施中]		
		放射線透過試験			
		超音波探傷試験			
		水セメント比試験			
		セメントミルクの圧縮強度試験			
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に１回 [試験実施中]	不要	
		プルフローリング	路盤毎に１回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に１回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に１回 [試験実施中]	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		含水比試験			
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に１回 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に１回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量 抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験			
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に１回 [試験実施中]	不要	
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に１回 [試験実施中]	不要	
		マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
		温度測定(コンクリート)	コンクリートの種類毎に１回 [温度測定中]		
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に１回 [試験実施中]		
		コアによる密度測定			
10	グースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に１回 [試験実施中]	不要	
		リュエル流動性試験240℃			
		ホイールトラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量 抽出粒度分析試験			
		温度測定			
	グースアスファルト舗装(舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に１回 [試験実施中]	不要	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に１回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		プルーフローリング	路床毎に１回 [試験実施中]		
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定	材質毎に１回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
		プルーフローリング	工種毎に１回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に１回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		

写真管理基準（案）

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に１回 [試験実施中]	不要	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		１サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に１回 [試験実施中]	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		モルタルを除く
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
17	現場吹付法枠工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に１回 [試験実施中]	不要	
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		モルタルを除く
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に１回 [試験実施中]		
18	河川・海岸土工等 (施工)	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
20	道路土工 （道路、農道、林道等） (施工)	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中] ただし、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		プルーフローリング	工種毎に１回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に１回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に１回 [試験実施中]	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			

写真管理基準（案）

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
22	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に１回 [試験実施中]	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に１回 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度による 砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に１回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる 骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重1.95の 液体に浮く粒子の試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に１回 [試験実施中]	不要	
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に１回 [試験実施中]		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの。
		温度測定			気温・コンクリート
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのブリージング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
23	ため池堤体盛土工	土粒子の密度試験	試験毎に１回 [試験実施中]	不要	
		粒度試験			
		含水比試験			
		液性限界・塑性限界試験			
		突固めによる土の締固め試験			
		透水試験			
		三軸圧縮試験			
		一軸圧縮試験			
		圧密試験			
24	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた 場合 [試験実施中]	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に１回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験			

写真管理基準（案）

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
25	吹付けコンクリート(NATM)	塩化物総量規制	配合毎に１回[試験実施中]	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの。
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合[試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合[試験実施中]		
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		
26	ロックボルト(NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に１回[試験実施中]	不要	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
27	路上再生路盤工(材料)	修正CBR試験	材料毎に１回[試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工(施工)	現場密度の測定	材料毎に１回[試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			
28	路上表層再生工(材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に１回[試験実施中]	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工(施工)	現場密度の測定	材料毎に１回[試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
29	排水性舗装工・透水性舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に１回[試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験			
		ｶﾝﾀﾌﾞﾛ試験			
	排水性舗装工・透水性舗装工(舗設現場)	温度測定			
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
		外観検査			
30	簡易舗装工	現場密度の測定	合材の種類毎に１回[試験実施中]	不要	
		粒土			
		アスファルト量抽出粒度分析試			
		験ルーフリーリング			
		温度測定			
		含水比試験			

写真管理基準（案）

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
31	プラント再生舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に１回［試験実施中］	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験			
	プラント再生舗装工（舗設現場）	外観検査			
		温度測定			
		現場密度の測定			
32	工場製作工	外観検査	１箇に１回又は１工事に１回［現物照合時］	不要	
		在庫品切出	当初の物件で１枚［切出時］※他は焼き増し		
		機械試験	１橋に１回又は１工事に１回［試験実施中］		
33	造園材料（客土）	ｐＨ(H_2O)［簡易ｐＨ計］	採取地毎に１回［試験実施中］	不要	
		有害物質［電気伝導度（ECﾒｰﾀｰ）］			
	造園材料（高木）	高さ 幹周 枝張	樹種別、規格別に１回［試験実施中］	不要	
	造園材料（中低木）	高さ	樹種別、規格別に１回［試験実施中］	不要	
		枝張			
	造園材料（特殊樹木）	高さ	樹種別、規格別に１回［試験実施中］	不要	
		幹周			
		枝張又は尺			
	地被類	茎長	樹種別、規格別に１回［試験実施中］	不要	
		芽立			
34	木材	木材の加圧式防腐処理方法	材料毎に１回［試験実施中］	不要	
		ｸﾚｵｿｰﾄ油、加工ﾀｰﾙ、ﾀｰﾙﾋﾟｯﾁ（特記による）			
		木材の浸漬式防腐処理方法			
		含水率			
		保存処理剤浸度試験			

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	3 共通的工種	4 矢板工 （※指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	
				変位	40m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
				数量	全数量 〔打込後〕		
			5 縁石工 （縁石・アスカーブ）	出来栄え	種別毎に1回 〔施工後〕	不要	
			6 小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			7 防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	不要	
				パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			8 路側防護柵工 （ガードレール）	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	不要	
				ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			路側防護柵工 （ガードケーブル）	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕	不要	
				ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			9 区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要	
				出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕		
			10 道路附属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			11 コンクリート面塗装工	材料使用量 （塗料缶）	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
				素地調整状況 （塗替）	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
				塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
			13 プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋・スラブ橋）	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
			14 ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
				幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
				中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
			プレキャストセグメント製作工 （購入工）	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
			15 プレキャストセグメント 主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	代表箇所 各1枚	
			16 PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
				幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
				中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
			17 PC箱桁製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
				幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
				内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
				中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
			PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
				幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
				内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
				中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 般施工	3 共通的工種	18 根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
			19 沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			20 捨石工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			22 ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			23 階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			25 伸縮装置工 （ゴムジョイント） （鋼製フィンガージョイント）	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
			27 多自然型護岸工 （巨石張り） （巨石積み）	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			多自然型護岸工 （かごマット）	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			28 羽口工 （じゃかご）	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			羽口工 （ふとんかご） （かご枠）	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			29 プレキャストカルバート工 （ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工） （ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工）	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 （※印は現場打ちがある場合） 〔埋戻し前〕		
			31 側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） （管渠）	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	不要	
			側溝工 （現場打水路工）	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
			側溝工 （暗渠工）	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	不要	
			32 集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
			33 現場塗装工	材料使用量 （塗料缶）	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
				ケレン状況 （塗替）	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
				塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
		4 基礎工	1 般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			3 基礎工（護岸） （現場打）	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
			基礎工（護岸） （プレキャスト）	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			4 既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
				根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕		
				数量	全数量 〔打込後〕		
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	4 基礎工	5 場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕		
				数量、杭径	全数量 〔杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後〕		
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
				鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕		
			6 深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	
				偏心量、数量、 基礎径	全数量 〔施工後〕		
				ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
				土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕		
				鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕		
			7 オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	
				ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
				載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
				封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕		
			8 ニューマチックケーソン 基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	
				ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
				載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
				封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕		
			9 鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	
				根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕		
				載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
				封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕		
		5 石・ ブロック 積(張)工	3 コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			コンクリートブロック工 (連接ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
			コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			4 緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
			5 石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	7 アスファルト舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			アスファルト舗装工（上層路盤工（粒度調整路盤工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			アスファルト舗装工（上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			アスファルト舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			アスファルト舗装工（表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
			8 半たわみ性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	8 半たわみ性舗装工（上層路盤工（粒度調整路盤工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m㎡に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400m㎡に1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200m㎡に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80m㎡に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			半たわみ性舗装工（上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m㎡に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400m㎡に1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200m㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
				幅	各層毎80m㎡に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m㎡に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400m㎡に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80m㎡に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			半たわみ性舗装工（基層工）	整正状況	400m㎡に1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			半たわみ性舗装工（表層工）	整正状況	400m㎡に1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				浸透性ミルク 注入状況	400m㎡に1回 〔注入時〕		
				平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
			9 排水性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m㎡に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400m㎡に1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200m㎡に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80m㎡に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			排水性舗装工（上層路盤工（粒度調整路盤工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m㎡に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400m㎡に1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200m㎡に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80m㎡に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	9 排水性舗装工 （上層路盤工 （セメント(石灰)安定処理工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			排水性舗装工 （基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			排水性舗装工 （表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
			10 透水性舗装工 （路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			透水性舗装工 （表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
			11 グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			グースアスファルト舗装工 （基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			グースアスファルト舗装工 （表層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	12 コンクリート舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
				スリップバー、 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
				鉄網寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
				目地段差	1工事に1回		
			コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工（下層路盤工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400m に1回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
				幅	各層毎80m に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工 （アスファルト中間層））	整正状況	400m に1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				幅	各層毎80m に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	敷均し厚さ 整正状況	400m に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				厚さ	各層毎200m に1回 〔型枠据付後〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
			コンクリート舗装工 （連続鉄筋コンクリート舗装工）	石粉、 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
				鉄筋寸法、位置	80m に1回 〔据付後〕		
				横膨張目地部 ダウェルバー	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
				縦そり突合せ目地部・縦そり	80m に1回 〔据付後〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
				厚さ	各層毎200m に1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕		
				目地段差	1工事に1回		
			13 薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400m に1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200m に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80m に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			薄層カラー舗装工 （上層路盤工 （粒度調整路盤工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400m に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400m に1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200m に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80m に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			薄層カラー舗装工 （上層路盤工 （セメント（石灰）安定処理工））	敷均し厚さ	各層毎400m に1回	代表箇所	
				転圧状況	〔施工中〕	各1枚	
				整正状況	各層毎400m に1回 〔整正後〕		
				厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
				幅	各層毎80m に1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			薄層カラー舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			14 ブロック舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			ブロック舗装工（上層路盤工（粒度調整路盤工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			ブロック舗装工（上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工））	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			ブロック舗装工（加熱アスファルト上安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			ブロック舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			15 路面切削工	幅 厚さ（基準高）	1施工箇所に1回〔施工後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
			16 舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			17 オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				整正状況	400mに1回 〔整正後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	8 地盤改良工	2 路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			3 置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5 パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			6 サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			7 バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 8 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後〕	代表箇所 各1枚	
				杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
				砂の投入量	全数量 〔打込前後〕		
			9 固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
				深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕		
		11 仮設工	5 土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	
				数量	全数量 〔打込後〕		
			土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
				配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
			土留・仮締切工 （締切盛工）	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			土留・仮締切工 （中詰盛工）	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			9 地中連続壁工（壁式）	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			10 地中連続壁工（柱列式）	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			22 法面吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準ずる		
		13 工場製作工（共通）	1 鋳造費 （金属支承工） （大型ゴム支承工）	製作状況	適宜 〔製作中〕	代表箇所 各1枚	
			仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
			刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
			3 桁製作工 （仮組立による 検査を実施する場合） （シミュレーション 仮組立検査を行う場合）	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
			桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
			桁製作工 （鋼製えん堤製作工（仮組立時））	仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
			4 検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	13 工場製作工（共通）	5 鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
				製作状況	適宜〔製作中〕		
				仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		
			6 落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
				製作状況	適宜〔製作中〕		
			7 橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
				製作状況	適宜〔製作中〕		
			8 アンカーフレーム製作工	仮組立寸法（撮影項目は適宜）	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	代表箇所各1枚	
			9 プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
				製作状況	適宜〔製作中〕		
				仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		
			10 鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
				製作状況	適宜〔製作中〕		
			11 工場塗装工	材料使用量（塗料缶）	全数量〔使用前後〕	代表箇所各1枚	
				素地調整状況（塗替）	部材別〔施工前後〕		
				塗装状況	各層毎に1回〔塗装後〕		
		14 橋梁架設工	架設工（クレーン架設）（ケーブルクレーン架設）（ケーブルエレクション架設）（架設桁架設）（送出し架設）（トラベラークレーン架設）	架設状況	架設工法が変わる毎に1回〔架設中〕	代表箇所各1枚	
		15 法面工（共通）	2 植生工（種子散布工）（張芝工）（筋芝工）（市松芝工）（植生シート工・植生マット工）（植生筋工）（人工張芝工）（植生穴工）	材料使用量	1工事に1回〔混合前〕	代表箇所各1枚	
				土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工中〕		
				法長	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
			植生工（植生基材吹付工）（客土吹付工）	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回〔清掃後〕	代表箇所各1枚	
				ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回〔吹付前〕		
				厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回〔吹付後〕		
				法長	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
				材料使用量	1工事に1回〔混合前〕		
			3 吹付工（コンクリート）（モルタル）	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回〔清掃後〕	代表箇所各1枚	
				ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回〔吹付前〕		
				法長	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
				厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回〔吹付後〕		
			4 法枠工（現場打法枠工）（現場吹付法枠工）	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			法枠工（プレキャスト法枠工）	法長	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			6 アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回〔削孔後〕	代表箇所各1枚	
				配置誤差	1施工箇所に1回〔施工後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	16 擁壁工（共通）	1 場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕		
			2 プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚	
			3 補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
			4 井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
		17 浚渫工（共通）	3 浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船） （グラブ船） （バックホウ浚渫船）	運転状況	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		19 床版工	2 床版・横組工	厚さ 幅 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回〔打設前後〕	代表箇所各1枚	
	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	2 掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚	
				法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回〔掘削後〕		
					「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕		・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
					「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
			3 盛土工	巻出し厚	200mに1回〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	代表箇所各1枚	
				締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回〔締固め時〕		
				法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
					「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕		・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
					「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	5 盛土補強工 （補強土壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			7 法面整形工 （盛土部）	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
			8 堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		4 道路土工	2 掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	
				法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
					「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
					「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
			3 路体盛土工 4 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	
					「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
				締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
				法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
					「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
					「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
			5 法面整形工 （盛土部）	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
	5 無筋、鉄筋コンクリート	5 鉄筋	4 組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用）	代表箇所 各1枚	
				かぶり	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋について適用）	代表箇所 各1枚	
			組立て ※新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験（電磁誘導法、電磁波ﾚｰﾀﾞ法）	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所 各1枚〔試験種別毎〕	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
2 河川・水路	1 築堤・護岸	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準ずる		
		4 地盤改良工	2 表層安定処理工	第1編 3-8-4	表層安定処理工に準じる		
			3 パイルネット工	第1編 3-8-5	パイルネット工に準じる		
			4 バーチカルドレーン工	第1編 3-8-7	バーチカルドレーン工に準じる		
			5 締固め改良工	第1編 3-8-8	締固め改良工に準じる		
			6 固結工	第1編 3-8-9	固結工に準じる		
		5 護岸基礎工	3 基礎工	第1編 3-4-3	基礎工（護岸）に準じる		
			4 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		6 矢板護岸工	3 笠コンクリート工	第1編 3-4-3	基礎工（護岸）に準じる		
			4 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		7 法覆護岸工	3 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			4 護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5 緑化ブロック工	第1編 3-5-4	緑化ブロック工に準じる		
			6 環境護岸ブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			7 石積（張）工	第1編 3-5-5	石積（張）工に準じる		
			8 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			9 多自然型護岸工	第1編 3-3-27	多自然型護岸工に準じる		
			10 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			11 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			12 覆土工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
			13 羽口工	第1編 3-3-28	羽口工に準じる		
		8 擁壁護岸工	3 場所打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			4 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
		9 根固め工	3 根固めブロック工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			5 沈床工	第1編 3-3-19	沈床工に準じる		
			6 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			7 かご工	第1編 3-3-28	羽口工（じゃかご）に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工（ふとんかご）に準じる		
		10 水制工	3 沈床工	第1編 3-3-19	沈床工に準じる		
			4 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			5 かご工	第1編 3-3-28	羽口工（じゃかご）に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工（ふとんかご）に準じる		
			8 杭出し水制工	径 杭長	1施工に1回 〔打込み前〕	代表箇所 各1枚	
				幅 方向	1施工に1回 〔施工後〕		
		11 付帯道路工	3 路側防護柵工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			5 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			6 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			7 薄層カラー舗装工	第1編 3-7-13	薄層カラー舗装工に準じる		
			8 ブロック舗装工	第1編 3-7-14	ブロック舗装工に準じる		
			9 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			10 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			11 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
			12 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
		12 付帯道路施設工	3 道路付属物工	第1編 3-3-10	道路付属物工に準じる		
			4 標識工	第1編 3-3-6	小型標識工に準じる		
		13 光ケーブル配管工	3 配管工	配管状況	100m又は1施工に1回 〔施工後〕	不要	
			4 ハンドホール工	第1編 3-3-22	ハンドホール工に準じる		
	2 浚渫（川）	2 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2 浚渫船運転工（民船・官船）	第1編 3-17-3	浚渫船運転工に準じる		
		3 浚渫工（グラブ船）	2 浚渫船運転工	第1編 3-17-3	浚渫船運転工に準じる		
		4 浚渫工（バックホウ浚渫船）	2 浚渫船運転工	第1編 3-17-3	浚渫船運転工に準じる		
	3 樋門・樋管・水路工	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		4 地盤改良工	2 固結工	第1編 3-8-9	固結工に準じる		
		5 樋門・樋管本体工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			6 函渠工（本体工）	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
			函渠工 （ヒューム管） （PC管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔巻立前〕	不要	
			7 翼壁工 8 水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
2 河川・水路	3 樋門・樋管・水路工	6 護床工	3 根固めブロック工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			5 沈床工	第1編 3-3-19	沈床工に準じる		
			6 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			7 かご工	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
		7 水路工	3 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			5 暗渠工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
			6 樋門接続暗渠工	第1編 3-3-29	プレキャストカルバート		
		8 付属物設置工	3 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			7 階段工	第1編 3-3-23	階段工に準じる		
	4 水門	3 工場製作工	3 桁製作工	第1編 3-13-3	桁製作工に準じる		
			4 鋼製伸縮継手製作工	第1編 3-13-5	鋼製伸縮継手製作工に準じる		
			5 落橋防止装置製作工	第1編 3-13-6	落橋防止装置製作工に準じる		
			6 鋼製排水管製作工	第1編 3-13-10	鋼製排水管製作工に準じる		
			7 橋梁用防護柵製作工	第1編 3-13-7	橋梁用防護柵製作工に準じる		
			8 橋歴板	第1編 3-13-1	鋳造費に準じる		
			9 仮設材製作工	第1編 3-13-1	仮設材製作工に準じる		
			10 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		5 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		6 水門本体工	4 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			5 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			6 矢板工(遮水矢板)	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			7 床版工 8 堰柱工 9 門柱工 10 ゲート操作台工 11 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
			12 翼壁工	第2編 3-5-7	翼壁工に準じる		
			13 水叩工	第2編 3-5-8	水叩工に準じる		
		7 護床工	3 根固めブロック工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			5 沈床工	第1編 3-3-19	沈床工に準じる		
			6 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			7 かご工	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
		8 付属物設置工	3 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			8 階段工	第1編 3-3-23	階段工に準じる		
		9 鋼管理橋上部工	4 架設工(クレーン架設)	第1編 3-4-3	架設工(クレーン架設)に準じる		
			5 架設工(ケーブルクレーン架設)	第1編 3-4-4	架設工(ケーブルクレーン架設)に準じる		
			6 架設工(ケーブルエレクション架設)	第1編 3-4-5	架設工(ケーブルエレクション架設)に準じる		
			7 架設工(架設桁架設)	第1編 3-4-6	架設工に準じる(架設桁架設)		
			8 架設工(送出し架設)	第1編 3-4-7	架設工に準じる(送出し架設)		
			9 架設工(トラベラークレーン架設)	第1編 3-4-8	架設工(トラベラークレーン架設)に準じる		
			10 支承工(鋼製支承)(ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
		10 橋梁現場塗装工	2 現場塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
		11 床版工	2 床版工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
		12 橋梁付属物工(鋼管理橋)	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			4 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			7 検査路工	第6編 4-8-8	検査路工に準じる		
		13 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	2 プレテンション桁製作工(購入工)	第1編 3-3-13	プレテンション桁製作工(購入工)に準じる		
			3 ポストテンション桁製作工	第1編 3-3-14	ポストテンション桁製作工に準じる		
			4 プレキャストセグメント製作工(購入工)	第1編 3-3-14	プレキャストセグメント製作工(購入工)に準じる		
			5 プレキャストセグメント主桁組立工	第1編 3-3-15	プレキャストセグメント主桁組立工に準じる		
			6 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			7 架設工(クレーン架設)	第1編 3-14	架設工(コンクリート橋)に準じる		
			8 架設工(架設桁架設)	第1編 3-14	架設工(コンクリート橋)に準じる		
			9 床版・横組工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
			10 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		14 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	2 架設支保工(固定)	第1編 3-14	架設工に準じる		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
			5 PCホロースラブ製作工	第1編 3-3-16	PCホロースラブ製作工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
2 河川・水路	4 水門	15 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			4 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			7 検査路工	第6編 4-8-8	検査路工に準じる		
		18 舗装工	5 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			6 半たわみ性舗装工	第1編 3-7-7	半たわみ性舗装工に準じる		
			7 排水性舗装工	第1編 3-7-9	排水性舗装工に準じる		
			8 透水性舗装工	第1編 3-7-10	透水性舗装工に準じる		
			9 グースアスファルト舗装工	第1編 3-7-11	グースアスファルト舗装工に準じる		
			10 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			11 薄層カラー舗装工	第1編 3-7-13	薄層カラー舗装工に準じる		
			12 ブロック舗装工	第1編 3-7-14	ブロック舗装工に準じる		
	5 堰	3 工場製作工	3 刃口金物製作工	第1編 3-13-1	刃口金物製作工に準じる		
			4 桁製作工	第1編 3-13-3	桁製作工に準じる		
			5 検査路製作工	第1編 3-13-4	検査路製作工に準じる		
			6 鋼製伸縮継手製作工	第1編 3-13-5	鋼製伸縮継手製作工に準じる		
			7 落橋防止装置製作工	第1編 3-13-6	落橋防止装置製作工に準じる		
			8 鋼製排水管製作工	第1編 3-13-10	鋼製排水管製作工に準じる		
			9 プレビーム用桁製作工	第1編 3-13-9	プレビーム用桁製作工に準じる		
			10 橋梁用防護柵製作工	第1編 3-13-7	橋梁用防護柵製作工に準じる		
			11 橋歴板	第1編 3-13-1	鋳造費に準じる		
			12 アンカーフレーム製作工	第1編 3-13-8	アンカーフレーム製作工に準じる		
			13 仮設材製作工	第1編 3-13-1	仮設材製作工に準じる		
			14 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		4 可動堰本体工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			6 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			7 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			8 床版工	第2編 4-6-7	床版工に準じる		
			9 堰柱工	第2編 4-6-8	堰柱工に準じる		
			10 門柱工	第2編 4-6-9	門柱工に準じる		
			11 ゲート操作台工	第2編 4-6-10	ゲート操作台工に準じる		
			12 水叩工	第1編 3-5-8	水叩工に準じる		
			13 閘門工 14 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			15 取付擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
		5 固定堰本体工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			6 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			7 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			8 堰本体工 9 水叩工 10 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			11 取付擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
	5 堰	8 魚道工	3 魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		9 管理橋下部工	2 管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端幅 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		10 鋼管理橋上部工	4 架設工(クレーン架設)	第1編 3-4-3	架設工(クレーン架設)に準じる		
			5 架設工(ケーブルクレーン架設)	第1編 3-4-4	架設工(ケーブルクレーン架設)に準じる		
			6 架設工(ケーブルエレクション架設)	第1編 3-4-5	架設工(ケーブルエレクション架設)に準じる		
			7 架設工(架設桁架設)	第1編 3-4-6	架設工に準じる(架設桁架設)		
			8 架設工(送出し架設)	第1編 3-4-7	架設工に準じる(送出し架設)		
			9 架設工(トラベラークレーン架設)	第1編 3-4-8	架設工(トラベラークレーン架設)に準じる		
			10 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
		11 橋梁現場塗装工	2 現場塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
		12 床版工	2 床版工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
2 河川・水路	5 堰	13 橋梁付属物工（鋼管理橋）	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			4 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			7 検査路工	第6編 4-8-8	検査路工に準じる		
		15 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	2 プレテンション桁製作工（購入工）	第1編 3-3-13	プレテンション桁製作工（購入工）に準じる		
			3 ポストテンション桁製作工	第1編 3-3-14	ポストテンション桁製作工に準じる		
			4 プレキャストセグメント製作工（購入工）	第1編 3-3-14	プレキャストセグメント製作工（購入工）に準じる		
			5 プレキャストセグメント主桁組立工	第1編 3-3-15	プレキャストセグメント主桁組立工に準じる		
			6 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			7 架設工（クレーン架設）	第1編 3-14	架設工（コンクリート橋）に準じる		
			8 架設工（架設桁架設）	第1編 3-14	架設工（コンクリート橋）に準じる		
			9 床版・横組工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
			10 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		16 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	2 架設支保工（固定）	第1編 3-14	架設工に準じる支保工に準じる		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
			5 PCホロースラブ製作工	第1編 3-3-16	PCホロースラブ製作工に準じる		
		17 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	2 架設支保工（固定）	第1編 3-14	架設工に準じる支保工に準じる		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 PC箱桁製作工	第1編 3-3-17	PC箱桁製作工に準じる		
			5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		18 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			4 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			7 検査路工	第6編 4-8-8	検査路工に準じる		
		20 付属物設置工	3 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工（安全施設）に準じる		
			7 階段工	第1編 3-3-23	階段工に準じる		
	6 排水機場	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		4 機場本体工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			6 本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			7 燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		5 沈砂池工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			6 コンクリート擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			7 コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			8 ブロック床版工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			9 場所打水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
		6 吐出水槽工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			6 本体工	第2編 6-4-6	本体工に準じる		
	7 床止め・床固め	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		4 床止め工	4 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			5 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			6 本体工（床固め本体工）	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			（植石張り）	第1編 3-3-5	石積（張）工に準じる		
			（根固めブロック）	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			7 取付擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			8 水叩工	天端幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			（巨石張り）	第1編 3-3-5	石積（張）工に準じる		
			（根固めブロック）	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
		5 床固め工	4 本堤工	第2編 7-4-6	本体工に準じる		
			5 垂直壁工	第2編 7-4-6	本体工に準じる		
			6 側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			7 水叩工	第2編 7-4-8	水叩工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
2 河川・水路	7 床止め・床固め	6 山留擁壁工	3 コンクリート擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			4 ブロック積擁壁工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			5 石積擁壁工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			6 山留擁壁基礎工	第1編 3-4-3	基礎工に準じる(護岸)		
	8 河川維持	7 路面補修工	3 不陸整正工	第1編 4-3-8	堤防天端工に準じる		
			4 コンクリート舗装補修工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			5 アスファルト舗装補修工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
		8 付属物復旧工	2 付属物復旧工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
		9 付属物設置工	3 防護柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			5 付属物設置工	第1編 3-3-10	道路付属物工に準じる		
		10 光ケーブル配管工	3 配管工	第2編 1-13-3	配管工に準じる		
			4 ハンドホール工	第1編 3-3-22	ハンドホール工に準じる		
		12 植栽維持工	3 樹木・芝生管理工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
	9 河川修繕	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		4 腹付工	2 覆土工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
			3 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
		5 側帯工	2 縁切工(じゃかご)	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
			(連節ブロック張り)(コンクリートブロック張り)	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			(石張工)	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			3 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
		6 堤脚保護工	3 石積み工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			4 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
		7 管理用道路工	2 防護柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			4 路面切削工	第1編 3-7-15	路面切削工に準じる		
			5 舗装打換え工	第1編 3-7-16	舗装打換え工に準じる		
			6 オーバーレイ工	第1編 3-7-17	オーバーレイ工に準じる		
			7 排水構造物工(プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠)	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			(集水桝、人孔、蓋)	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			8 道路付属物工(歩車道境界ブロック)	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
		8 現場塗装工	3 付属物塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
			4 コンクリート面塗装工	第1編 3-3-11	コンクリート面塗装工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 海岸	1 堤防・護岸	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		4 地盤改良工	2 表層安定処理工	第1編 3-8-4	表層安定処理工に準じる		
			3 パイルネット工	第1編 3-8-5	パイルネット工に準じる		
			4 バーチカルドレーン工	第1編 3-8-7	バーチカルドレーン工に準じる		
			5 締固め改良工	第1編 3-8-8	締固め改良工に準じる		
			6 固結工	第1編 3-8-9	固結工に準じる		
		5 護岸基礎工	4 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			5 場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			6 海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
				据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			7 笠コンクリート工	第1編 3-4-3	基礎工に準じる(護岸)		
			8 基礎工	第1編 3-4-3	基礎工に準じる(護岸)		
			9 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		6 護岸工	3 石積(張)工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			4 海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕		
				据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			5 コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				裏込材厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
		7 擁壁工	3 場所打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
		8 天端被覆工	2 コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				基礎厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
		9 波返工	3 波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		10 裏法被覆工	2 石積(張)工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			3 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			4 コンクリート被覆工	第3編 1-6-5	コンクリート被覆工に準じる		
			5 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
		11 カルバート工	3 プレキャストカルバート工	第1編 3-3-29	プレキャストカルバート工に準じる		
		12 排水構造物工	3 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			5 管渠工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			6 場所打水路工	第1編 3-3-31	場所打水路工に準じる		
		13 付属物設置工	3 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			6 階段工	第1編 3-3-23	階段工に準じる		
		14 付帯道路工	3 路側防護柵工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			5 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			6 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			7 薄層カラー舗装工	第1編 3-7-13	薄層カラー舗装工に準じる		
			8 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			9 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			10 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
			11 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
		15 付帯道路施設工	3 道路付属物工	第1編 3-3-10	道路付属物工に準じる		
			4 小型標識工	第1編 3-3-6	小型標識工に準じる		
	2 突堤・人工岬	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		4 突堤基礎工	4 捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5 吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		5 突堤本体工	2 捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5 海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
				据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			6 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			7 詰杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			8 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
3 海岸	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9 石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			10 場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			11 ケーソン工 （ケーソン工製作）	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
			ケーソン工 （ケーソン工据付）	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	
			ケーソン工 （突堤上部工 （場所打コンクリート、 海岸コンクリートブロック））	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			12 セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚 幅 高さ	1基に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
			セルラー工 （セルラー工据付）	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	
			セルラー工 （突堤上部工 （場所打コンクリート、 海岸コンクリートブロック））	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		6 根固め工	2 捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			3 根固めブロック工	数量 ブロックの形状寸法	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
		7 消波工	2 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			3 消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
				ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3 捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			4 吸出し防止工	第3編 2-4-5	吸出し防止工に準じる		
		4 海域堤本体工	2 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			3 海岸コンクリートブロック工	第3編 2-5-5	海岸コンクリートブロック工に準じる		
			4 ケーソン工	第3編 2-5-11	ケーソン工に準じる		
			5 セルラー工	第3編 2-5-12	セルラー工に準じる		
			6 場所打コンクリート工	第3編 2-5-10	場所打コンクリート工に準じる		
	4 浚渫（海岸）	2 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2 浚渫船運転工	第1編 3-17-3	浚渫船運転工に準じる		
		3 浚渫工（グラブ船）	2 浚渫船運転工	第1編 3-17-3	浚渫船運転工に準じる		
	5 養浜	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		2 砂止工	2 根固めブロック工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
4 砂防・地滑り防止	1 砂防えん堤	3 工場製作工	3 鋼製えん堤製作工	第1編 3-13-3	桁製作工に準じる		
			4 鋼製えん堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
				製作状況	適宜〔製作中〕		
			5 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		5 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		6 法覆護岸工	2 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			3 法面吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			4 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			5 法面施肥工	第1編 3-15-5	法面施肥工に準じる		
			6 アンカー工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			7 かご工	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
		8 コンクリートえん堤工	4 コンクリートえん堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回〔施工中〕	各月1枚	
				打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			5 コンクリートえん堤副えん堤工	第4編 1-8-4	コンクリートえん堤本体工に準じる		
			6 コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			8 水叩工(水叩)	幅 厚さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		9 鋼製えん堤工	5 鋼製えん堤本体工（不透過型）	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			鋼製えん堤本体工（透過型）	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に１回〔施工後〕	代表箇所各１枚	
			6 鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			7 コンクリート側壁工	第4編 1-8-6	コンクリート側壁工に準じる		
			9 水叩工(水叩)	第4編 1-8-8	水叩工(水叩)に準じる		
			10 現場塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
		10 護床工・根固め工	3 根固めブロック工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			5 沈床工	第1編 3-3-19	沈床工に準じる		
			6 かご工	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
		11 砂防えん堤付属物設置工	3 防止柵工	第1編 3-3-10	防止柵工(安全施設)に準じる		
		12 付帯道路工	3 路側防護柵工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			5 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			6 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			7 薄層カラー舗装工	第1編 3-7-13	薄層カラー舗装工に準じる		
			8 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			9 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			10 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
			11 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
		13 付帯道路施設工	3 道路付属物工	第1編 3-3-10	道路付属物工に準じる		
			4 小型標識工	第1編 3-3-6	小型標識工に準じる		
	2 流路工	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		4 流路護岸工	4 基礎工(護岸)	第1編 3-4-3	基礎工に準じる(護岸)		
			5 コンクリート擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			6 ブロック積み擁壁工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			7 石積み擁壁工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			8 護岸付属物工	第2編 1-7-4	護岸付属物工に準じる		
			9 植生工	第1編 3-15-1	植生工に準じる		
		5 床固め工	4 床固め本体工	第4編 1-8-4	コンクリートえん堤本体工に準じる		
			5 垂直壁工	第4編 1-8-4	コンクリートえん堤本体工に準じる		
			6 側壁工	第4編 1-8-6	コンクリート側壁工に準じる		
			7 水叩工	第4編 1-8-8	水叩工(水叩)に準じる		
			8 魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
4 砂防・地滑り防止	2 流路工	6 根固め・水制工	4 根固めブロック工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			6 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			7 かご工	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
		7 流路付属物設置工	2 階段工	第1編 3-3-23	階段工に準じる		
			3 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
		3 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
	3 斜面対策	4 法面工	3 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			4 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			5 法枠工	第1編 3-15-5	法枠工に準じる		
			6 かご工	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
		4 法面工	7 アンカー工（プレキャストコンクリート板等）	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			8 抑止アンカー工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			9 ロックボルト工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
		5 擁壁工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 現場打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			5 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
			6 補強土壁工	第1編 4-3-5	盛土補強工に準ずる		
			7 井桁ブロック工	第1編 3-16-4	井桁ブロック工に準じる		
			8 落石防護柵工	第6編 1-11-5	落石防護柵工に準じる		
		6 山腹水路工	3 山腹集水路・排水路工	第1編 3-3-31	側溝工(現場打水路工)に準じる		
			4 山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
			5 山腹暗渠工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
			7 現場打水路工	第1編 3-3-31	側溝工(現場打水路工)に準じる		
			6 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
		7 地下水排除工	4 集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			5 集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
		8 地下水遮断工	3 現場打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			4 固結工	第1編 3-8-9	固結工に準じる		
			5 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		9 抑止杭工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 シャフト工(深礎工)	第1編 3-4-6	深礎工に準じる		
			6 合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
				数量	全数量 〔打込後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
5 ダム	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工	コンクリートダム工（本体）	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
			コンクリートダム工（水叩）	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
				打継目処理	奇数ブロック毎に 岩着部中間リフトに1回		
			コンクリートダム（副ダム）	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
			コンクリートダム（導流壁）	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
	2 フィルダム	3 盛立工	5 コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
			6 フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
			7 ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
			フィルダム（洪水吐）	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	
	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工	3 ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	適宜	
				コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
6 道路	1 道路開設・改良	3 工場製作工	2 遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回〔製作後〕	代表箇所各1枚	
				第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		5 法面工	2 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			3 法面吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			4 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			5 法面施肥工	第1編 3-15-5	法面施肥工に準じる		
			6 アンカー工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			7 かご工	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
		6 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		7 擁壁工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 現場打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			6 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
			7 補強土壁工	第1編 4-3-5	盛土補強工に準ずる		
			8 井桁ブロック工	第1編 3-16-4	井桁ブロック工に準じる		
		8 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			4 石積(張)工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
		9 カルバート工	4 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			5 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			6 現場打カルバート工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
			7 プレキャストカルバート工	第1編 3-3-29	プレキャストカルバート工に準じる		
		10 排水構造物工(小型水路工)	3 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 管渠工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			5 集水桝・マンホール工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			6 地下排水工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
			7 場所打水路工	第1編 3-3-31	場所打水路工に準じる		
			8 排水工(小段排水・縦排水)	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
		11 落石雪害防止工	4 落石防止網工	幅	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			5 落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			6 防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			7 雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		12 遮音壁工	4 遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	適宜	
			5 遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
	2 舗装	3 地盤改良工	2 路床安定処理工	第1編 3-8-2	路床安定処理工に準じる		
			3 置換工	第1編 3-8-3	置換工に準じる		
		4 舗装工	5 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			6 半たわみ性舗装工	第1編 3-7-7	半たわみ性舗装工に準じる		
			7 排水性舗装工	第1編 3-7-9	排水性舗装工に準じる		
			8 透水性舗装工	第1編 3-7-10	透水性舗装工に準じる		
			9 グースアスファルト舗装工	第1編 3-7-11	グースアスファルト舗装工に準じる		
			10 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			11 薄層カラー舗装工	第1編 3-7-13	薄層カラー舗装工に準じる		
			12 ブロック舗装工	第1編 3-7-14	ブロック舗装工に準じる		
			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	各層毎400mに1回〔整正後〕	代表箇所各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回〔散布時〕		
				平坦性	1工事1回〔実施中〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
6 道路	2 舗装	5 排水構造物工（路面排水工）	3 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 管渠工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			5 集水桝・マンホール工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			6 地下排水工	第1編 3-3-31	側溝工（暗渠工）に準じる		
			7 場所打水路工	第1編 3-3-31	場所打水路工に準じる		
			8 排水工（小段排水・縦排水）	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			9 排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	不要	
		6 縁石工	3 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
		7 踏掛版工	4 踏掛版工 （コンクリート工） （ラバーシュー） （アンカーボルト）	〈コンクリート工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
				〈ラバーシュー〉 各部の長さ 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				〈アンカーボルト〉 中心のずれ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		8 防護柵工	3 路側防護柵工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			4 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工（安全施設）に準じる		
			5 ボックスビーム工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			6 車止めポスト工	第1編 3-3-7	防止柵工（安全施設）に準じる		
		9 標識工	3 小型標識工	第1編 3-3-6	小型標識工に準じる		
			4 大型標識工（標識基礎工）	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜	
			大型標識工（標識柱工）	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜	
		10 区画線工	2 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
		12 道路付属施設工	4 道路付属物工	第1編 3-3-10	道路付属物工に準じる		
			5 ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			ケーブル配管工（ハンドホール）	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
			6 照明柱基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	適宜	
		13 橋梁付属物工	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
	3 橋梁下部	3 工場製作工	2 刃口金物製作工	第1編 3-13-1	刃口金物製作工に準じる		
			3 鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
			4 アンカーフレーム製作工	第1編 3-13-8	アンカーフレーム製作工に準じる		
			5 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		5 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		6 橋台工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 深礎工	第1編 3-4-6	深礎工に準じる		
			5 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			6 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			8 躯体工	厚さ 天端幅（橋軸方向） 敷幅（橋軸方向） 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
		7 RC橋脚工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 深礎工	第1編 3-4-6	深礎工に準じる		
			6 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			7 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			8 鋼管矢板基礎工	第1編 3-4-9	鋼管矢板基礎工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
6 道路	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9 橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
			橋脚躯体工 （ラーメン式）	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
		8 鋼製 橋脚工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 深礎工	第1編 3-4-6	深礎工に準じる		
			6 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			7 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			8 鋼管矢板基礎工	第1編 3-4-9	鋼管矢板基礎工に準じる		
			9 橋脚フーチング工 （Ｉ型） （T型）	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
			橋脚フーチング工 （門型）	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
			10 橋脚架設工 （Ｉ型） （T型） （門型）	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
			11 現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
			12 現場塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
		9 護岸 基礎工	3 基礎工	第1編 3-4-3	基礎工（護岸）に準じる		
			4 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		10 矢板 護岸工	3 笠コンクリート工	第1編 3-4-3	基礎工（護岸）に準じる		
			4 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		11 法覆 護岸工	2 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			3 護岸付属物工	第2編 1-7-4	護岸付属物工に準じる		
			4 緑化ブロック工	第1編 3-5-4	緑化ブロック工に準じる		
			5 環境護岸ブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			6 石張り・石積み工	第1編 3-5-5	石積（張）工に準じる		
			7 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			8 多自然型護岸工	第1編 3-3-27	多自然型護岸工に準じる		
			9 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			10 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			11 覆土工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
			12 羽口工	第1編 3-3-28	羽口工に準じる		
		12 擁壁 護岸工	3 場所打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			4 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
	4 鋼橋上部	3 工場 製作工	3 桁製作工	第1編 3-13-3	桁製作工に準じる		
			4 検査路製作工	第1編 3-13-4	検査路製作工に準じる		
			5 鋼製伸縮継手製作工	第1編 3-13-5	鋼製伸縮継手製作工に準じる		
			6 落橋防止装置製作工	第1編 3-13-6	落橋防止装置製作工に準じる		
			7 鋼製排水管製作工	第1編 3-13-10	鋼製排水管製作工に準じる		
			8 橋梁用防護柵製作工	第1編 3-13-7	橋梁用防護柵製作工に準じる		
			9 橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
			10 横断歩道橋製作工	第1編 3-13-3	桁製作工に準じる		
			11 橋歴板	第1編 3-13-1	鋳造費に準ずる		
			12 アンカーフレーム製作工	第1編 3-13-8	アンカーフレーム製作工に準じる		
			13 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		5 鋼橋 架設工	4 架設工（クレーン架設）	第1編 3-4-3	架設工（クレーン架設）に準じる		
			5 架設工（ケーブルクレーン架設）	第1編 3-4-4	架設工（ケーブルクレーン架設）に準じる		
			6 架設工 （ケーブルエレクション架設）	第1編 3-4-5	架設工（ケーブルエレクション架設）に準じる		
			7 架設工（架設桁架設）	第1編 3-4-6	架設工（架設桁架設）に準じる		
			8 架設工（送出し架設）	第1編 3-4-7	架設工（送出し架設）に準じる		
			9 架設工（トラベラークレーン架設）	第1編 3-4-8	架設工（トラベラークレーン架設）に準じる		
			10 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
		6 橋梁現場 塗装工	3 現場塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
		7 床版工	2 床版工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
		8 橋梁 付属物工	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			3 落橋防止装置工	アンカーボルトの 削孔長	1施工箇所に１回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
6 道路	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5 地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			6 橋梁用防護柵工 7 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			8 検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		9 歩道橋本体工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 橋脚フーチング工	第6編 3-8-9	橋脚フーチング工に準じる		
			6 歩道橋（側道橋）架設工	第1編 3-14	架設工に準じる		
			7 現場塗装工（歩道橋）	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
			8 工場塗装工（歩道橋）	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	2 プレビーム用桁製作工	第1編 3-13-9	プレビーム用桁製作工に準じる		
			3 橋梁用防護柵製作工	第1編 3-13-7	橋梁用防護柵製作工に準じる		
			4 鋼製伸縮継手製作工	第1編 3-13-5	鋼製伸縮継手製作工に準じる		
			5 検査路製作工	第1編 3-13-4	検査路製作工に準じる		
			6 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
			7 橋歴板	第1編 3-13-1	鋳造費に準じる		
		5 PC橋工	2 プレテンション桁製作工（購入工）	第1編 3-3-13	プレテンション桁製作工（購入工）に準じる		
			3 ポストテンション桁製作工	第1編 3-3-14	ポストテンション桁製作工に準じる		
			4 プレキャストセグメント製作工（購入工）	第1編 3-3-14	プレキャストセグメント製作工（購入工）に準じる		
			5 プレキャストセグメント主桁組立工	第1編 3-3-15	プレキャストセグメント主桁組立工に準じる		
			6 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			7 架設工（クレーン架設）	第1編 3-14	架設工（コンクリート橋）に準じる		
			8 架設工（架設桁架設）	第1編 3-14	架設工（コンクリート橋）に準じる		
			9 床版・横組工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
			10 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		6 プレビーム桁橋工	2 プレビーム桁製作工（現場）	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
				製作状況	適宜 〔製作中〕		
				仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
				幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 架設工（クレーン架設）	第1編 3-14	架設工（コンクリート橋）に準じる		
			5 架設工（架設桁架設）	第1編 3-14	架設工（コンクリート橋）に準じる		
			6 床版・横組工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
			9 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		7 PCホロースラブ橋工	2 架設支保工（固定）	第1編 3-14	架設支保工に準じる（固定）		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 PCホロースラブ製作工	第1編 3-3-16	PCホロースラブ製作工に準じる		
			5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		8 RCホロースラブ橋工	2 架設支保工（固定）	第1編 3-14	架設支保工に準じる（固定）		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 RCホロースラブ製作工	第1編 3-3-16	PCホロースラブ製作工に準じる		
			5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		9 PC版桁橋工	2 PC版桁製作工	第1編 3-3-16	PCホロースラブ製作工に準じる		
		10 PC箱桁橋工	2 架設支保工（固定）	第1編 3-14	架設支保工に準じる（固定）		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 PC箱桁製作工	第1編 3-3-17	PC箱桁製作工に準じる		
			5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		11 PC片持箱桁橋工	2 PC片持箱桁製作工	第1編 3-3-17	PC箱桁製作工に準じる		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 架設工（片持架設）	第1編 3-14	架設工（コンクリート橋）に準じる		
		12 箱桁橋工	2 PC押出し箱桁製作工	第1編 3-3-17	PC箱桁製作工に準じる		
			3 架設工（押出し架設）	第1編 3-14	架設工（コンクリート橋）に準じる		
		13 橋梁付属物工	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			4 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			7 検査路工	第6編 4-8-8	検査路工に準じる		
	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3 吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	
				湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
				吹付面の清掃状況	80m毎に1回 〔清掃後〕		
				金網の重合せ状況	80m毎に1回 〔2次吹付前〕		
				吹付け厚さ （検測孔）	80m毎に1回 〔吹付後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
6 道路	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4 ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面 〔穿孔中〕	代表箇所 各1枚	
				ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔注入中〕		
				ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔打設後〕		
		5 覆工	3 覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	
				覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕		
				幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			4 側壁コンクリート工	第6編 6-5-3	覆工に準じるコンクリート工に準じる		
			5 床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		6 インバート工	4 インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
				幅 (全幅)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		7 坑内付帯工	6 地下排水工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
		8 坑門工	4 坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
			5 明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	
				覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		
				幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	11 共同溝	3 工場製作工	3 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		6 現場打構築工	2 現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
			4 カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
			5 防水工 (防水)	幅	100m又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			防水工 (防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			防水工 (防水壁)	高さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
		7 プレキャスト構築工	2 プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2 管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	代表箇所 各1枚	
			3 プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	
			4 現場打ボックス工(特殊部)	第6編 11-6-2	現場打躯体工に準じる		
		6 付帯設備工	2 ハンドホール工	第1編 3-3-22	ハンドホール工に準じる		
	13 情報ボックス工	3 情報ボックス工	3 管路工(管路部)	第6編 13-5-2	管路工(管路部)に準じる		
		4 付帯設備工	2 ハンドホール工	第1編 3-3-22	ハンドホール工に準じる		
	14 道路維持	4 舗装工	3 路面切削工	第1編 3-7-15	路面切削工に準じる		
			4 舗装打換え工	第1編 3-7-16	舗装打換え工に準じる		
			5 切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
			6 オーバーレイ工	第1編 3-7-17	オーバーレイ工に準じる		
			7 路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			8 薄層カラー舗装工	第1編 3-7-13	薄層カラー舗装工に準じる		
			11 グルーピング工	出来栄え	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 道路	14 道路維持	5 排水構造物工	3 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 管渠工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			5 集水桝・マンホール工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			6 地下排水工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
			7 場所打水路工	第1編 3-3-31	側溝工(現場打水路工)に準じる		
			8 排水工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
		6 防護柵工	3 路側防護柵工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			4 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			5 ボックスビーム工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			6 車止めポスト工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
		7 標識工	3 小型標識工	第1編 3-3-6	小型標識工に準じる		
			4 大型標識工	第6編 2-9-4	大型標識工に準じる		
		8 道路付属施設工	4 道路付属物工	第1編 3-3-10	道路付属物工に準じる		
			5 ケーブル配管工	第6編 2-12-5	ケーブル配管工に準じる		
			6 照明工	第6編 2-12-6	照明工に準じる		
		9 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		10 擁壁工	3 場所打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			4 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
		11 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			4 石積(張)工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
		12 カルバート工	4 現場打カルバート工	第6編 1-9-6	現場打カルバート工に準じる		
			5 プレキャストカルバート工	第1編 3-3-29	プレキャストカルバート工に準じる		
		13 法面工	2 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			3 法面吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			4 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			6 アンカー工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			7 かご工	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
		15 橋梁付属物工	2 伸縮継手工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			4 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			7 検査路工	第6編 4-8-8	検査路工に準じる		
		17 現場塗装工	6 コンクリート塗装面工	第1編 3-3-11	コンクリート塗装面工に準じる		
	16 道路修繕	3 工場製作工	4 桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	代表箇所各1枚	
				製作状況	適宜〔製作中〕		
				仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		
			5 落橋防止装置製作工	第1編 3-13-6	落橋防止装置製作工に準じる		
		5 舗装工	3 路面切削工	第1編 3-7-15	路面切削工に準じる		
			4 舗装打換え工	第1編 3-7-16	舗装打換え工に準じる		
			5 切削オーバーレイ工	第6編 14-4-5	切削オーバーレイ		
			6 オーバーレイ工	第1編 3-7-17	オーバーレイ工に準じる		
			7 路上再生工	第6編 14-4-7	路上再生工に準じる		
			8 薄層カラー舗装工	第1編 3-7-13	薄層カラー舗装工に準じる		
		6 排水構造物工	3 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 管渠工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			5 集水桝・マンホール工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			6 地下排水工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
			7 場所打水路工	第1編 3-3-31	側溝工(現場打水路工)に準じる		
			8 排水工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
		7 縁石工	3 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
		8 防護柵工	3 路肩防護柵工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			4 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			5 ボックスビーム工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			6 車止めポスト工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
		9 標識工	3 小型標識工	第1編 3-3-6	小型標識工に準じる		
			4 大型標識工	第6編 2-9-4	大型標識工に準じる		
		10 区画線工	2 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
		12 道路付属施設工	4 道路付属物工	第1編 3-3-10	道路付属物工に準じる		
			5 ケーブル配管工	第6編 2-12-5	ケーブル配管工に準じる		
			6 照明工	第6編 2-12-6	照明工に準じる		
		13 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
		14 擁壁工	3 場所打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			4 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
		15 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			4 石積(張)工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
		16 カルバート工	4 現場打カルバート工	第6編 1-9-6	現場打カルバート工に準じる		
			5 プレキャストカルバート工	第1編 3-3-29	プレキャストカルバート工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
6 道路	16 道路修繕	17 法面工	2 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			3 法面吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			4 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			6 アンカー工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			7 かご工	第1編 3-3-28	羽口工（じゃかご）に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工（ふとんかご）に準じる		
		18 防止工	4 落石防止網工	第6編 1-11-4	落石防止網工に準じる		
			5 落石防護柵工	第6編 1-11-5	落石防護柵工に準じる		
			6 防雪柵工	第6編 1-11-6	防雪柵工に準じる		
			7 雪崩予防柵工	第6編 1-11-7	雪崩予防柵工に準じる		
		20 鋼桁工	3 鋼桁補強工	第6編 16-3-4	桁補強材製作工に準じる		
		21 橋梁支承工	3 鋼橋支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 PC橋支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
		22 橋梁付属物工	2 伸縮継手工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			4 落橋防止装置工	長さ 径 材質	1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕	代表箇所各1枚	
				出来栄え	適宜 〔施工中〕		
			6 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			7 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			8 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			9 検査路工	第6編 4-8-8	検査路工に準じる		
		25 現場塗装工	3 橋梁塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
			6 コンクリート塗装面工	第1編 3-3-11	コンクリート塗装面工に準じる		
その他		舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回	代表箇所	その他
		ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回	適宜	その他
			仮締切（土石）	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回〔巻出し時〕	適宜	その他
				転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固時〕	適宜	その他
			仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	適宜	その他
			基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回〔施工中〕	適宜	その他
				土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回〔掘削中〕	適宜	その他
				岩盤清掃状況	1施工箇所に1回〔清掃前後〕	適宜	その他
			堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕	適宜	その他
				打継目処理、打込養生	8リフトに1回〔施工中〕	適宜	その他
			堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回〔据付後〕	適宜	その他
			堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回〔据付後〕	適宜	その他
			堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフトに1回〔据付後〕	適宜	その他
			堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回〔据付後〕	適宜	その他
		トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	代表箇所	その他
			トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚	その他
				湧水状況	適宜〔掘削中〕		その他
				埋設支保工（建込間隔、寸法、基数）	100m又は1施工箇所に1回〔建込後〕		その他
				湧水処理工設置状況	全数量〔設置後〕		その他
				集水渠（幅、高さ、位置）	100m又は1施工箇所に1回〔設置後〕	代表箇所各1枚	その他
				地下排水工（管接合据付状況）	100m又は1施工箇所に1回〔設置後〕		その他
				地下排水工（フィルター厚さ）	100m又は1施工箇所に1回〔投入前後〕		その他
				矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回〔設置後〕		その他
				グラウト材料使用量	全数量〔使用前後〕		その他
			シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚	その他
				セグメント組立状況	1工事に1回〔組立後〕		その他
				二次覆工（セグメント清掃状況）	1工事に1回〔清掃後〕		その他
				二次覆工の厚さ	1スパンに1回〔型枠取外し後〕		その他

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
その他		維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	その他
			コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	不要	その他
				目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕		その他
				注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕		その他
				注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕		その他
				目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕		その他
				局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕		その他
			路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	その他
			道路除草	出来ばえ	2㎞に1回(1回刈毎) 〔施工前後〕起終点・中間点の3ヶ所	適宜	その他
			路肩整正	出来ばえ	1㎞に1回	適宜	その他
			新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他
			新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	適宜	その他
			新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	適宜	その他
			視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	適宜	その他
			清掃(路面、標識、側溝、集水桝)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他
			区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他
				材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	その他
			街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜	その他
			街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜	その他
			街路樹剪力	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工前後〕	適宜	その他
			街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工中〕	適宜	その他
			街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	適宜	その他
			排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中	適宜	その他
			凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 施工中	適宜	その他
				材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	その他
			応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	適宜	その他
			河川除草	出来ばえ	1㎞に1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜	その他
		鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回〔組立後〕	適宜	その他
			コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回〔施工時〕	1施工ブロック各1枚	その他
			養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕		その他

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
8 下水道	1 管路	3 管渠工 （開削）	3 管路土工 （管路掘削）	掘削状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				深さ 幅	マンホール間ごとに1回 〔掘削後〕		
			（管路埋戻）	埋戻状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
			4 管布設工 （自然流下管）	布設状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				中心線の変位 （水平）	マンホール間ごとに1回 〔布設後〕		
			管布設工 （矩形渠（プレキャスト））	布設状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				中心線の変位 （水平）	施工延長20mにつき1回 〔布設後〕		
			管布設工 （圧送管）	布設状況	施工延長40mにつき１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
				中心線の変位 （水平）	施工延長40mにつき１回 〔施工後〕		
			5 管基礎工 （砂基礎） （砕石基礎） （コンクリート基礎） （はしご胴木基礎）	施工状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				幅 厚さ	マンホール間ごとに1回 〔施工後〕		
			管基礎工 （まくら土台基礎）	設置状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
			6 水路築造工 （現場打水路）	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				中心線の変位 （水平） 幅 高さ 厚さ	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕		
			7 管路土留工 （鋼矢板土留）	打込状況	施工延長20mにつき1回 〔打込中〕	代表箇所 各1枚	任意仮設の場合は除く
				根入長	施工延長20mにつき1回 〔打込前後〕		
				変位	施工延長20mにつき1回 〔打込後〕		
				数量	全数量 〔打込後〕		
		4 管渠工 （小口径 推進） 5（推進）	3 推進工 （推進工）	各種設備設置 撤去状況 （推進設備、 掘進機、坑口、 泥水処理 設備等）	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				推進状況 （掘削、送排泥、 裏込注入等）	1施工箇所に1回 〔施工中〕		
				中心線の変位 （水平）	1施工箇所に1回 〔推進後〕		
			4 立坑内管布設工 （空伏工）	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				幅 高さ 中心のずれ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		6 管渠工 （シールド）	3　次覆工 （掘進工）	各種設備 設置撤去状況 （シールド機、 支圧壁、坑口、 軌条設備等）	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				セグメント組立状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕		
				掘進状況 （掘削、送排泥、 裏込注入等）	1施工箇所に1回 〔掘進中〕		
				中心線の変位 （水平）	施工延長40mにつき1回 〔推進後〕		
			4 二次覆工 （二次覆工）	各種設備 設置撤去状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				覆工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕		
				中心線の変位 （水平）	施工延長40mにつき1回 〔覆工後〕		
				二次覆工厚 仕上がり内径			

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
8 下水道	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）	前処理工	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
				挿入状況（引込作業状況、圧力管理状況等）	管径毎に1回〔施工中〕		
				硬化状況（圧力管理状況、温度管理状況）	管径毎に1回〔施工中〕		
				管口硬化収縮状況（内径測定状況）	1スパン毎に上下流各1回〔施工中〕		
				本管管口切断状況	適宜〔施工中〕		
				取付管管口せん孔状況	管径毎に1回〔施工中〕		
				更生管口仕上がり状況（施工前、施工後）	1スパン毎に上下流各1回〔施工後〕		
				更生管仕上がり厚さ（ノギスで測定）	1スパン毎に上下流各1回〔施工後〕		
				更生管仕上がり内径	1スパン毎に上下流各1回〔施工後：硬化直後、硬化後24時間以降〕		
				取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所に付き1箇所〔施工後〕		
8 下水道	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工（製管工法）	前処理工	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
				製管作業状況	管径毎に1回〔施工中〕		
				充てん剤注入作業状況	管径毎に1回〔施工中〕		
				本管管口切断状況	適宜〔施工中〕		
				管口状況（仕上がり内径測定状況）	1スパン毎に上下流各1回〔施工中〕		
				取付管管口せん孔状況	管径毎に1回〔施工中〕		
				更生管口仕上がり状況（施工前、施工後）	1スパン毎に上下流各1回〔施工後〕		
				更生管仕上がり内径寸法検査	1スパン毎に上下流各1回〔施工後〕		
				取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所に付き1箇所〔施工後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
8 下水道	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工（現場打ちマンホール工）	据付状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅（内法） 壁厚	1施工箇所に1回〔施工後〕		
			（マンホール基礎工）	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				床掘深 基礎工幅 基礎工高 コンクリート幅 コンクリート高	1施工箇所に1回〔施工後〕		
			4 組立マンホール工（組立マンホール工）	据付状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
			5 小型マンホール工（小型マンホール工）	据付状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
		9 特殊マンホール工	4 躯体工（現場打特殊人孔）	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅 高さ 壁厚	1施工箇所に1回〔施工後〕		
			伏せ越し室・雨水吐室工	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅 高さ 厚さ	1施工箇所に1回〔施工後〕		
			伏せ越し管工	布設状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				中心線の変位（水平）	1施工箇所に1回〔施工後〕		
			越流堰（雨水吐室）	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅（厚さ） 高さ（深さ） 延長（長さ）	1施工箇所に1回〔施工後〕		
			中継ポンプ施設	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅、長さ 深さ 壁厚	1施工箇所に1回〔施工後〕		
		10 取付管及びます工	4 ます設置工（公共ます）	設置状況	1施工箇所に1回〔設置中〕	代表箇所各1枚	
				ます深	1施工箇所に1回〔設置後〕		
			5 取付管布設工（取付管）	布設状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
		13 立坑工	立坑工	施工状況（立坑設置状況、立坑基礎設置状況）	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				寸法 深さ	1施工箇所に1回〔施工後〕		
			立坑土工	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				砕石基礎幅 砕石基礎厚 底版コンクリート幅 底版コンクリート厚	1施工箇所に1回〔施工後〕		
	2 処分場・ポンプ場	3 敷地造成土工	4 法面整形工（盛土・切土）	施工状況	施工延長40mにつき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅	施工延長40mにつき1回〔施工後〕		
		6 本体作業土工	2 掘削工（土工（掘削））	掘削状況	施工延長40mにつき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅	施工延長40mにつき1回〔施工後〕		
		7 本体仮設工	2 土留・仮締切工（H鋼杭、鋼矢板）	打込状況	施工延長20mにつき1回〔打込中〕	代表箇所各1枚	任意仮設の場合は除く
				根入長	施工延長20mにつき1回〔打込前後〕		
				変位	施工延長20mにつき1回〔打込後〕		
				数量	全数量〔打込後〕		
			3 地中連続壁工（壁式）	施工状況	施工延長40mにつき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				地中壁の長さ 垂直変位	施工延長40mにつき1回〔施工後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
8 下水道	2 処分場・ポンプ場	7 本体仮設工	4 地中連続壁工（柱列式）	施工状況	施工延長40mにつき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				地中壁の長さ 垂直変位	施工延長40mにつき1回〔施工後〕		
		8 本体築造工	3 直接基礎工（構造物基礎）	施工状況	施工延長20mにつき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅 厚さ	施工延長20mにつき1回〔施工後〕		
			5 既製杭工（既製杭）	打込状況	1施工箇所に1回〔打込中〕	代表箇所各1枚	
				根入長	1施工箇所に1回〔打込前〕		
				偏心量	1施工箇所に1回〔打込後〕		
				数量	全数量〔打込後〕		
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回〔処理前、中、後〕		
			6 場所打杭工（場所打杭）	打込状況	1施工箇所に1回〔打込中〕	代表箇所各1枚	
				根入長	1施工箇所に1回〔打込前〕		
				偏心量	1施工箇所に1回〔打込後〕		
				数量 杭径	全数量〔打込後〕		
				杭頭処理状況	1施工箇所に1回〔処理前、中、後〕		
				鉄筋組立状況	1施工箇所に1回〔組立後〕		
			7 オープンケーソン基礎工 8 ニューマチックケーソン基礎工（ケーソン基礎）	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				長さ 幅 高さ 壁厚 偏心量	1施工箇所に1回〔施工中、後〕		
			9 躯体工（池・槽の主要構造物）（池・槽の附属構造物）	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅 高さ 壁厚 長さ	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
			躯体工（開口部）（ゲート用開口部）（可動せき用開口部）	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅 高さ	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
			11 越流樋工（流出トラフ）	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅 高さ 厚さ 長さ	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
			12 越流堰板工（越流堰）	施工状況	１施工箇所に１回〔施工中〕	代表箇所各１枚	
				幅 高さ 長さ	１施工箇所に１回〔施工後〕		
			燃料貯留槽工	施工状況	1槽につき1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅 高さ 長さ	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		
		9 場内管路工	10 管布設工（流入渠・流出渠）	施工状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅 高さ 厚さ 延長	測定箇所ごとに1回〔施工後〕		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
8 下水道	共通事項		コンクリート工（施工）	塩化物総量規制 スランプ試験 コンクリートの 圧縮強度試験	コンクリートの種類ごとに1回 〔試験実施中〕	不要	
				空気量測定	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕		
				コンクリートの 曲げ強度試験	コンクリートの種類ごとに1回 〔試験実施中〕		
				コアによる強度試験 コンクリートの 洗い分析試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
			コンクリート工（施工）	レディーミクスト コンクリート 単位水量測定	コンクリートの種類ごとに1回 〔試験実施中〕		
			鉄筋工（ガス圧接）	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	不要	
				ガス圧接継手 引張り試験	試験ごとに1回 〔試験実施中〕		
				ガス圧接継手の 超音波探傷検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕		
			管布施工（開削） 管渠材料 （下水道用鉄筋コンクリート管）	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管布施工（開削） 管渠材料 （下水道用硬質塩化ビニル管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管布施工（開削） 管渠材料 （下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管布施工（開削） 管渠材料 （下水道用強化プラスチック複合管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管布施工（開削） 管渠材料 （下水道用レジンコンクリート管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管布施工（開削） 管渠材料 （下水道用ボックスカルバート）	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管布施工（開削） 管渠材料 （下水道用ダクタイル鋳鉄管）	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管布施工（開削） 管渠材料 （鋼管）	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管推進工 管渠材料 （下水道推進工法用 鉄筋コンクリート管）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管推進工 管渠材料 （下水道推進工法用 ダクタイル鋳鉄管）	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管推進工 管渠材料 （鋼管）	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			シールド工 管渠材料 （シールド工事用 標準コンクリート系セグメント）	外観検査 （下水道協会規格外） 形状・寸法検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			シールド工 管渠材料 （シールド工事用 標準鋼製セグメント）	外観検査 （下水道協会規格外） 材料検査 形状・寸法検査 溶接検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			管きょ更生工 更生材料 （反転・形成工法）	更生材の圧縮強度 試験 更生材の耐薬品 性能試験	試験毎に1回	代表箇所 各1枚	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」に準拠して実施する。
			管きょ更生工 更生材料 （製管工法）	更生材の曲げ試験 （短期） 更生材の耐薬品 性能試験	試験毎に1回	代表箇所 各1枚	
			マンホール設置工 管渠材料 （組立マンホール側塊）	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
8 下水道	共通事項		マンホール設置工 管渠材料 （下水道用鋳鉄製マンホールふた）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			マンホール設置工 管渠材料 （マンホール足掛け金物）	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			マンホール設置工 管渠材料 （下水道用塩化ビニル製 小型マンホール）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			ます設置工 管渠材料 （下水道用鋳鉄製防護ふた）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			ます設置工 管渠材料 （下水道用硬質塩化ビニル製ます）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			ます設置工 管渠材料 （下水道用ポリプロピレン製ます）	外観・形状検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
			基礎杭工 （既製杭）	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	不要	
				超音波探傷試験 根固め液及び 杭周固定液の 圧縮強度試験 支持力試験	試験ごとに1回 ［試験実施中］		
			基礎杭工 （場所打ち杭）	安定液等の 孔内水位、 安定液の 有効性試験 支持力試験	試験ごとに1回 ［試験実施中］	不要	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目				摘要
				撮影項目		撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 植栽工	1 植栽	3 植栽工	3 高木植栽 高木植栽(支柱有、幹巻有) 高木植栽(支柱有、幹巻無)	①樹穴	径 深さ	樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
				②樹木	施工状況	樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
				③支柱	施工状況	樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
				④客土 ⑤肥料 ⑥土壌改良材 ⑦幹巻	施工状況 材料の使用量 (空袋)	樹種別、規格別に1回 〔施工中及び施工後〕	適宜	
			4 中低木植栽工	第10編 1-3-3		高木植栽工に準じる		
			5 特殊樹木植栽工	第10編 1-3-3		高木植栽工に準じる		
			6 地被類植栽工	施工状況		樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
			7 草花種子散布工 (草花種子散布工) (草花植生マット)	材料の使用量		種子別又は1工事につき1回 〔混合前〕	代表箇所 各1枚	
				厚さ		種子別又は1工事につき1回、 又は施工面積1,600㎡毎に1回 〔施工中〕		
			8 播種工	①種子	播種状況	種子別1回 〔施工中〕	適宜	
				②肥料 ③養生材	施工状況 材料の使用量 (空袋)	種子別1回 〔施工中〕 〔搬入時及び施工中〕		
			9 花壇植栽工	施工状況		花壇植栽別1回 〔施工後〕	適宜	
			10 樹木養生工 (防風ネット)	支柱の高さ 延長		120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			(寒冷紗巻き)	施工状況		樹種別1回 〔施工後〕	適宜	
			(植穴透水層)	厚さ 幅 長さ		樹種別1回 〔施工後〕	適宜	
			(空気管)	施工状況		樹種別1回 〔施工後〕	適宜	
			(養生柵)	基礎高 基礎幅 根入れ長		100m又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	適宜	
				高さ 延長		100m又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 各1枚	
			(支柱設置)	施工状況		樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
			11 樹名板工 (埋込型樹名板)	基礎高 基礎幅		基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工前及び施工後〕 (施工前は必要に応じて)	適宜	
			(幹巻型樹名板)	施工状況		樹種別1回〔施工後〕	適宜	
			12 根囲い保護工	基礎高 基礎幅 根入れ長		基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前及び施工後〕	適宜	
			14 壁面緑化施設工 (壁面緑化フェンス) (壁面緑化パネル) (登はん補助資材)	施工状況		1施工箇所(タイプ毎)に1回 〔施工中及び施工後〕	適宜	
		4 移植工	3 根回し工 (高中木根回し)	根回し状況		樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
			4 高木移植工	①樹木	施工状況	樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
				②支柱	施工状況	樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
			5 根株移植工 (根株運搬) (特殊機械掘取) (特殊機械運搬)	施工状況		樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
			6 中低木移植工	①樹木	施工状況	樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
				②支柱	施工状況	樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
			7 地衣類移植工 (地衣類運搬)	施工状況		樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
			8 樹木養生工	第10編 1-3-10		樹木養生工に準じる		
			9 樹名板工	第10編 1-3-11		樹名板工に準じる		
			10 根囲い保護工	第10編 1-3-12		根囲い保護工に準じる		
		5 樹木整姿工	3 高中木整姿工 (基本剪定) (軽剪定) (機械剪定)	施工状況		樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 植栽工	1 植栽	5 樹木整姿工	4 低木整姿工 （手刈） （機械刈）	施工状況	樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
			5 樹勢回復工 （樹勢回復）	施工状況	樹種別、規格別に1回 〔施工後〕	適宜	
			（樹木修復）	施工状況	修復方法別に1回 〔施工後〕	適宜	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
12 農業農村整備	1 ほ場整備工事	3 整地工	1 整地工（表土扱い）	表土厚	10aあたり1回〔施工後〕	適宜	
				施工前、中後の全景 切盛土の施工状況	1筆当り1回〔施工中〕	適宜	
			（基盤整地）（表土整地）	基盤面 表土埋戻後	10aあたり1回〔施工後〕	適宜	
				基盤面 表土埋戻後	1筆当り1回〔施工中〕	適宜	
			（畦畔復旧）	幅 高さ その他必要箇所	施工延長200～400mにつき1回 上記未満は2回〔施工後〕	不要	
				施工状況	200mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
			2 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
			4 暗渠排水工（吸水渠）	埋設深 埋設間隔 その他必要箇所	1耕区当たり1～2箇所の割合〔施工中、施工後〕	適宜	
			（集水渠、導水渠）	埋設深 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所〔施工中、施工後〕		
			6 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
		4 用水路工（開水路）	2 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
			3 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			4 用水路工（水路工）	施工状況	100mに1回〔施工中〕	適宜	
				その他必要箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未満は2箇所撮影する。〔施工後〕		
			（土水路）	施工状況	100mに1回〔施工中〕	適宜	
				幅 厚さ 高さ 法勾配 その他必要箇所	施工延長おおむね200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未満は2箇所撮影する。施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。〔施工後〕		
		5 用水路工（管水路）	1 管水路工	第12編 第5章	管水路工事に準じる		
		6 排水路工	2 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
			3 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			4 排水路工	第12編 1-4-4	用水路工に準じる		
		7 道路工	1 掘削工	第1編 4-4-2	掘削工に準じる		
			3 路体盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
			4 路床盛土工	第1編 4-4-4	路床盛土工に準じる		
			5 整形仕上げ工	第1編 4-4-5	法面整形工に準じる		
			6 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			7 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			9 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			10 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			11 砂利舗装工	まき出し厚さ 転圧 厚さ 幅 その他必要箇所	幹線道路は50～100mにつき1回 支線道路は200～400mにつき1回〔施工後〕	不要	
				施工状況	100mに1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
	2 農道工事	3 土工	1 掘削工	第1編 4-4-2	掘削工に準じる		
			3 路体盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
			4 路床盛土工	第1編 4-4-4	路床盛土工に準じる		
			5 整形仕上げ工	第1編 4-4-5	法面整形工に準じる		
		4 地盤改良工	1 路床安定処理工	第1編 3-8-2	路床安定処理工に準じる		
			2 サンドマット工	第1編 3-8-6	サンドマット工に準じる		
			3 バーチカルドレーン工	第1編 3-8-7	バーチカルドレーン工に準じる		
			4 締固め改良工	第1編 3-8-8	締固め改良工に準じる		
			5 固結工	第1編 3-8-9	固結工に準じる		
		5 法面工	2 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			3 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			4 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			5 アンカー工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			6 かご工	第1編 3-3-28	羽口工に準じる		
		6 擁壁工	2 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			4 場所打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			5 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
			6 補強土壁工	第1編 4-3-5	盛土補強工に準ずる		
			7 井桁ブロック工	第1編 3-16-4	井桁ブロック工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
12 農業農村整備	2 農道工事	6 擁壁工	8 小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
				幅 高さ 厚さ のり勾配	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	代表箇所各1枚	
		7 石・ブロック積(張)工	2 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			3 緑化ブロック工	第1編 3-5-4	緑化ブロック工に準じる		
			4 石積(張)工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
		8 カルバート工	2 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			4 現場打カルバート工	第6編 1-9-6	現場打カルバート工に準じる		
			5 プレキャストカルバート工	第1編 3-3-29	プレキャストカルバート工に準じる		
		9 小型水路工	2 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			3 管渠工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			5 地下排水工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
		10 落石防護工	2 落石防止網工	第6編 1-11-4	落石防止網工に準じる		
			3 落石防止柵工	第6編 1-11-5	落石防護柵工に準じる		
		12 舗装工	2 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			3 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			4 砂利舗装工	第12編 1-7-11	砂利舗装工に準じる		
		13 路面排水工	2 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			3 管渠工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
		14 付帯設備工	2 安全施設工 (防止柵工)	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			3 標識工 (小型標識工)	第1編 3-3-6	小型標識工に準じる		
			(大型標識工) (標識基礎工)	第6編 2-9-4	大型標識工に準じる		
			4 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
			5 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
			7 付属物工	第1編 3-3-10	道路付属物工に準じる		
	3 水路工事	3 土工	1 掘削工	第1編 4-3-2	掘削工(切土工)に準じる		
			2 盛土工	第1編 4-3-3	盛土工に準じる		
			3 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
		5 基礎工	1 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
		6 開渠工	2 現場打ち開渠工 (U字溝) (U字フリューム) (ベンチフリューム)	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			3 プレキャスト開渠工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
		7 暗渠工	2 現場打ち暗渠工	第6編 1-9-6	現場打カルバート工に準じる		
			3 プレキャスト暗渠工	第1編 3-3-29	プレキャストカルバート工に準じる		
		10 水路付帯工	2 付帯施設工 (防止柵工)	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			3 安全施設工 (防止柵工)	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
		11 擁壁工	2 場所打ち擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			3 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
			4 石積工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			5 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
		12 法面工	1 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			2 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
		14 道路復旧工	1 路体盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
			2 路床盛土工	第1編 4-4-4	路床盛土工に準じる		
			4 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			5 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			6 砂利舗装工	第12編 1-7-11	砂利舗装工に準じる		
			7 道路用側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			8 安全施設工 (防止柵工)	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			9 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
			10 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
		15 水路復旧工	1 土水路工	第12編 1-4-4	用水路工に準じる		
			2 プレキャスト水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
12 農業農村整備	4 河川及び排水路工事	5 矢板護岸工	2 笠コンクリート工	第1編 3-4-3	基礎工(護岸)に準じる		
			3 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		6 法覆護岸工	3 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			(コンクリートブロック工)				
			(矢板工)	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			(緑化ブロック工)	第1編 3-5-4	緑化ブロック工に準じる		
			(環境護岸ブロック工)	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			(石積(張)工)	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			(法枠工)	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			4 多自然型護岸工	第1編 3-3-27	多自然型護岸工に準じる		
			5 覆土工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
			6 羽口工	第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
			(ふとんかご)				
			(連接ブロック張り)	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
		7 根固め工	2 根固めブロック工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			3 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			4 沈床工	第1編 3-3-19	沈床工に準じる		
		8 柵渠工	2 柵渠工	基礎関係 裏込 幅 高さ その他必要箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 〔施工後〕	適宜	
			(コンクリートブロック積み水路)				
			(鉄筋コンクリート柵渠)	アーム間隔 柵板設置 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 〔施工後〕	適宜	
		9 合流工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 現場打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		10 水路付帯工	1 安全施設工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(防止柵工)				
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
		11 擁壁工	2 現場打ち擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			3 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
		12 法面工	1 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
		14 道路復旧工	1 路体盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
			2 路床盛土工	第1編 4-4-4	路床盛土工に準じる		
			4 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			5 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			6 砂利舗装工	第12編 1-7-11	砂利舗装工に準じる		
			7 道路用側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			8 安全施設工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(防止柵工)				
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			9 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
			10 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
		15 水路復旧工	1 土水路工	第12編 1-4-4	用水路工に準じる		
			2 プレキャスト水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
	5 管水路工事	3 土工	2 掘削工	第1編 4-3-2	掘削工(切土工)に準じる		
			3 盛土工	第1編 4-3-3	盛土工に準じる		
			4 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
		5 管体基礎工	1 砂基礎工	基礎の厚さ 埋戻の厚さ 幅 まき出し状況 締固め状況	施工延長50～100mにつき1回 上記未満は2回 〔施工中、施工後〕	適宜	
			2 砕石基礎工	第12編 5-5-1	砂基礎工に準じる		
			3 コンクリート基礎工	第12編 5-5-1	砂基礎工に準じる		
		6 管体工	1 硬質塩化ビニル管布設工	管布状況 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	施工延長50～100mにつき1回 上記未満は2回 〔施工中、施工後〕	適宜	
			2 強化プラスチック複合管布設工	第12編 5-6-1	硬質塩化ビニル管布設工に準じる		
			3 ダクタイル鋳鉄管布設工	第12編 5-6-1	硬質塩化ビニル管布設工に準じる		
			4 鋼管布設工	第12編 5-6-1	硬質塩化ビニル管布設工に準じる		
		7 分水弁室工	3 付帯施設設置工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(防止柵工)				
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
		8 排泥弁室工	3 付帯施設設置工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(防止柵工)				
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
		10 流量計室工	3 付帯施設設置工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(防止柵工)				
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
12 農業農村整備	5 管水路工事	11 制水弁室工	3 付帯施設設置工 (防止柵工)	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
		12 減圧水槽工	3 付帯施設設置工 (防止柵工)	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
		15 法面工	1 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			2 吹付工	第1編 3-15-3	法面吹付工に準じる		
		17 道路復旧工	1 路体盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
			2 路床盛土工	第1編 4-4-4	路床盛土工に準じる		
			4 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			5 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			6 砂利舗装工	第12編 1-7-11	砂利舗装工に準じる		
			7 道路用側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			8 安全施設工 (防止柵工)	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			9 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
			10 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
		18 水路復旧工	1 土水路工	第12編 1-4-4	用水路工に準じる		
			2 プレキャスト水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
	6 畑かん施設工事	5 管体基礎工	1 砂基礎工	第12編 5-5-1	砂基礎工に準じる		
			2 砕石基礎工	第12編 5-5-2	砕石基礎工に準じる		
			3 コンクリート基礎工	第12編 5-5-3	コンクリート基礎工に準じる		
		6 管体工	1 硬質塩化ビニル管布設工	第12編 5-6-1	硬質塩化ビニル管布設工に準じる		
			2 ダクタイル鋳鉄管布設工	第12編 5-6-1	硬質塩化ビニル管布設工に準じる		
			3 炭素鋼鋼管布設工	第12編 5-6-1	硬質塩化ビニル管布設工に準じる		
		11 道路復旧工	2 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			3 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			4 砂利舗装工	第12編 1-7-11	砂利舗装工に準じる		
			5 道路用側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			6 安全施設工 (防止柵工)	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			(路側防護柵工)	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			7 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
			8 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
		12 水路復旧工	1 土水路工	第12編 1-4-4	用水路工に準じる		
			2 プレキャスト水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
	7 PC橋工事	3 橋架設工	1 架設工 (クレーン架設) (架設桁架設) (架設支保工(固定)) (架設支保工(移動)) (架設工(片持架設)) (架設工(押出し架設))	第1編 3-14	架設工(コンクリート橋)に準じる		
			2 横組工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
		4 橋梁付属物工	1 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			2 落橋防止工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
			4 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			8 現場塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
		5 舗装工	2 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			3 グースアスファルト舗装工	第1編 3-7-11	グースアスファルト舗装工に準じる		
			4 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
		6 舗装付帯工	1 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
	8 橋梁下部工事	3 土工	1 掘削工	第1編 4-3-2	掘削工(切土工)に準じる		
			2 盛土工	第1編 4-3-3	盛土工に準じる		
			3 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	法面整形工に準じる		
		4 橋台工	2 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			4 躯体工	第6編 3-6-8	躯体工に準じる		
		5 橋脚工	2 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			4 躯体工	第6編 3-7-9	橋脚躯体工に準じる		
		6 擁壁工	2 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			3 石積工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			4 現場打ち擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
		7 法面工	1 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			2 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			3 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
	9 頭首工工事	3 土工	1 掘削工	第1編 4-3-2	掘削工(切土工)に準じる		
			2 盛土工	第1編 4-3-3	盛土工に準じる		
			3 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	整形仕上げ工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
12 農業農村整備	9 頭首工工事	4 可動堰本体工	2 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			4 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			5 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			6 止水矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			7 床版(堰体)工	第2編4－4－7	床版工に準じる		
			8 堰柱工	第2編4－4－8	堰柱工に準じる		
			9 門柱工	第2編4－4－9	門柱工に準じる		
			10 ゲート操作台工	第2編4－4－10	ゲート操作台工に準じる		
			11 水叩(エプロン)工	第2編3－3－8	水叩工に準じる		
			12 洪水吐工	第2編4－4－7	床版工に準じる		
			13 土砂吐工	第2編5－4－14	土砂吐工に準じる		
			14 取付擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
				第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
			頭首工	床堀 型枠組立鉄筋 コンクリート打設状況 養生状況	1施工単価に1回 〔施工中〕	適宜	
				各部 幅 高さ 厚さ 長さ 配筋 その他必要箇所	構造物の寸法表示箇所を 堰長10mに1ヶ所 〔型枠取外し後〕	適宜	
		5 固定堰本体工	2 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			4 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			5 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			6 止水矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			7 堰体工	第2編5－5－8	堰本体工に準じる		
			8 水叩(エプロン)工	第2編5－5－9	水叩工に準じる		
			9 取付擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
				第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
			頭首工	第12編 9-4	可動堰本体工に準じる		
		6 護床工	2 根固めブロック工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			4 沈床工	第1編 3-3-19	沈床工に準じる		
			5 捨石工	第1編 3-3-20	捨石工に準じる		
			6 かご工	第1編 3-3-28	羽口工に準じる		
			護床ブロック(異形ブロック) **(製作)**	ブロックヤード 製作状況	1日の製作数量を1ヶ所 〔製作中〕	適宜	
				形状寸法 強度試験検測状況	1日の製作数量を1ヶ所 〔製作後〕		
			(据付)	基礎地盤状況 据付け状況 その他必要箇所	100m² につき1ヶ所 100m² 未満は2ヶ所 〔施工中〕	適宜	
		7 魚道工	2 魚道本体工	第2編 5-8-3	魚道本体工に準じる		
		8 管理橋下部工	1 管理橋下部工	第2編 5-9-2	管理橋橋台工に準じる		
		9 管理橋上部工	2 プレテンション桁製作工(購入工)	第1編 3-3-13	プレテンション桁製作工(購入工)に準じる		
			3 ポストテンションT(I)桁製作工	第1編 3-3-14	ポストテンション桁製作工に準じる		
			4 プレキャストブロック桁製作工(購入工)	第1編 3-3-13	プレテンション桁製作工(購入工)に準じる		
			5 プレキャストブロック桁組立工	第1編 3-3-14	ポストテンション桁製作工に準じる		
			6 PCホロースラブ製作工	第1編 3-3-16	PCホロースラブ製作工に準じる		
			7 PC箱桁製作工	第1編 3-3-17	PC箱桁製作工に準じる		
			8 クレーン架設工	第1編 3-14	架設工に準じる		
			9 架設桁架設工	第1編 3-14	架設工に準じる		
			10 架設支保工(固定)	第1編 3-14	架設工に準じる		
	10 機場下部工事	3 土工	11 床版・横組工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
			12 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			1 掘削工	第1編 4-3-2	掘削工(切土工)に準じる		
		4 機場本体工	2 盛土工	第1編 4-3-3	盛土工に準じる		
			3 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	整形仕上げ工に準じる		
			2 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			4 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		5 遊水地工	5 本体工	第2編 6-3-6	本体工に準じる		
			6 燃料貯油槽工	第2編 6-3-7	燃料貯油槽工に準じる		
			2 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			4 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
			5 側壁工	第2編 7-4-6	側壁工に準じる		
			6 コンクリート床版工	第2編 4-4-7	床版工に準じる		
			7 現場打水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
12 農業農村整備	11 防止工事	3 土工	1 掘削工	第1編 4-3-2	掘削工(切土工)に準じる		
			2 盛土工	第1編 4-3-3	盛土工に準じる		
			3 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	整形仕上げ工に準じる		
		5 法面工	1 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			2 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
		6 水抜きボーリング工	1 水抜きボーリング工	第4編 3-6-4	集排水ボーリング工に準じる		
			2 面壁工	第1編 3-4-1	基礎工に準じる		
		7 集水井設置工	2 集水井工	第4編 3-6-5	集水井工に準じる		
			3 集水ボーリング工	第4編 3-6-4	集排水ボーリング工に準じる		
			4 排水ボーリング工	第4編 3-6-4	集排水ボーリング工に準じる		
		8 抑止杭工	2 抑止杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
				第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
				第1編 3-4-6	深礎工に準じる		
		9 水路工	1 承水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			2 排水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
				第12編 4-8-2	柵渠工に準じる		
		10 暗渠工	1 明暗渠工	第4編 3-5-4	山腹明側溝工(暗渠工)に準じる		
			2 暗渠工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
		11 排土盛土工	1 掘削工	第1編 4-3-2	掘削工(切土工)に準じる		
			2 盛土工	第1編 4-3-3	盛土工に準じる		
			3 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	整形仕上げ工に準じる		
			4 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			5 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
		12 アンカー工	1 アンカー工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
		14 道路復旧工	1 路体盛土工	第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
			2 路床盛土工	第1編 4-4-4	路床盛土工に準じる		
			4 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			5 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
			6 砂利舗装工	第12編 1-7-11	砂利舗装工に準じる		
			7 道路用側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			8 安全施設工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
				第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			9 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
			10 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
		15 水路復旧工	1 土水路工	第12編 1-4-4	用水路工に準じる		
			2 プレキャスト水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
	12 改修工事	3 堤体工	3 掘削工	第1編 4-3-2	掘削工(切土工)に準じる		
			4 盛土工	第1編 4-3-3	盛土工に準じる		
			7 整形仕上げ工	第1編 4-3-7	整形仕上げ工に準じる		
			10 堤体盛立土	盛土幅員 まき出し厚さ 転圧状況 法長 法面(芝) 法勾配 排水側溝 その他必要箇所	施工延長20～40mにつき1回 〔施工中、施工後〕	適宜	
			11 裏法フィルター工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			12 腰ブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			13ドレーン工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
		4 地盤改良工	1 浅層改良工	第1編 3-8-2	路床安定処理工に準じる		
		5 洪水吐工	1 洪水吐工	床掘 基礎 幅 高さ 配筋 打継ぎ目 パイプ布設 外観検査 ジョイント その他必要箇所	2スパンに1回 箇所単位の構造物については、 適宜撮影する。 〔施工中、施工後〕	適宜	
		6 取水施設工	1 取水施設工 (樋管工)	床掘 基礎 幅 高さ 厚さ 配筋 打継ぎ目 その他必要箇所	施工延長10mにつき1回 箇所単位の構造物については、 適宜撮影する。 〔施工中、施工後〕	適宜	

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
12 農業農村整備	13 推進工事	3 土工	1 掘削工	第1編 4-3-2	掘削工(切土工)に準じる		
			2 盛土工	第1編 4-3-3	盛土工に準じる		
		4 推進工	1 立杭工	第1編 3-11-5	仮設工に準じる		
			3 推進作業 (密閉型:泥水、泥土圧、 土圧、泥濃式推進工法)	第8編 1-4-3	小口径推進工に準じる		
			4 推進作業 (開放型:羽口推進工法)	第8編 1-4-3	小口径推進工に準じる		
			6 立坑内管布設工	第8編 1-3-4	管布設工に準じる		
				第8編 1-3-5	管基礎工に準じる		
		5 仮設工	6 補助地盤改良工	第1編 3-8-9	固結工に準じる		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
13 漁港漁場編	監督員と協議するものとする						

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
14 林道	1 道路開設・改良	1 土工	道路土工	第1編 4-4-2	掘削工(切土工)に準じる		
				第1編 4-4-3	路体盛土工に準じる		
			残土処理場	第1編 4-4-2	掘削工(切土工)に準じる		
		3 地盤改良工	2 路床安定処理工	第1編 3-8-2	路床安定処理工に準じる		
			3 置換工	第1編 3-8-3	置換工に準じる		
			4 サンドマット工	第1編 3-8-6	サンドマット工に準じる		
			5 バーチカルドレーン工	第1編 3-8-7	バーチカルドレーン工に準じる		
			6 締固め改良工	第1編 3-8-8	締固め改良工に準じる		
			7 固結工	第1編 3-8-9	固結工に準じる		
		4 法面工	2 植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工) (植生基材吹付工)	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			3 法面吹付工 (コンクリート) (モルタル) (特殊モルタル)	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			4 法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			6 アンカー工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			7 ロックボルト工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			8 PC法枠工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			9 かご工	第1編 3-15-7	かご工に準じる		
		5 擁壁工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 現場打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			6 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
			7 補強土壁工	第1編 3-16-3	補強土壁工に準ずる		
			8 井桁ブロック工	第1編 3-16-4	井桁ブロック工に準じる		
			9 小型擁壁工	第12編 2-6-8	小型擁壁工に準じる		
		6 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			4 石積(張)工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
		7 カルバート工	4 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			5 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			6 現場打カルバート工	第1編 3-3-30	現場打カルバート工に準じる		
			7 プレキャストカルバート工	第1編 3-3-29	プレキャストカルバート工に準じる		
		8 排水施設工	3 側溝工 (プレキャストU型側溝、 L型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (素掘側溝) (植生工による側溝)	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 管渠工	第1編 3-3-29	プレキャストカルバート工に準じる		
			5 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			6 地下排水工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
14 林道	1 道路開設・改良	8 排水施設工	7 現場打水路工	第1編 3-3-31	側溝工(現場打水路工)に準じる		
			8 排水工（小段排水・縦排水）	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
		9 落石雪害防止工	4 落石防止網工	第6編 1-11-4	落石防止網工に準じる		
			5 落石防護柵工	第6編 1-11-5	落石防護柵工に準じる		
			6 防雪柵工	第6編 1-11-6	防雪柵工に準じる		
			7 雪崩予防柵工	第6編 1-11-7	雪崩予防柵工に準じる		
	2 舗装	3 地盤改良工	2 路床安定処理工	第1編 3-8-2	路床安定処理工に準じる		
			3 置換工	第1編 3-8-3	置換工に準じる		
			4 サンドマット工	第1編 3-8-6	サンドマット工		
			5 バーチカルドレーン工	第1編 3-8-7	バーチカルドレーン工		
			6 締固め改良工	第1編 3-8-8	締固め改良工		
			7 固結工	第1編 3-8-9	固結工		
		4 舗装工	5 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7	アスファルト舗装工に準じる		
			6 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12	コンクリート舗装工に準じる		
		5 排水構造物工（路面排水工）	3 側溝工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 管渠工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			5 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			6 地下排水工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
			7 現場打水路工	第1編 3-3-31	側溝工(現場打水路工)に準じる		
			8 排水工（小段排水・縦排水）	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
		6 縁石工	3 縁石工	第1編 3-3-5	縁石工に準じる		
		7 防護柵工	3 路側防護柵工	第1編 3-3-8	路側防護柵工に準じる		
			4 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
			5 車止めポスト工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
		8 標識工	3 小型標識工	第1編 3-3-6	小型標識工に準じる		
			4 大型標識工	第6編 2-9-4	大型標識工に準じる		
			6 標識基礎工	第6編 2-9-4	大型標識工に準じる		
		9 区画線工	2 区画線工	第1編 3-3-9	区画線工に準じる		
		10 道路植栽工	3 道路植栽工	第6編 2-11-3	道路植栽工に準じる		
		11 道路付属施設工	2 道路付属物工	第1編 3-3-10	道路付属物工に準じる		
		12 橋梁付属物工	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
	3 橋梁下部	3 工場製作工	2 刃口金物製作工	第1編 3-13-3	桁製作工に準じる		
			3 鋼製橋脚製作工	第6編 3-3-3	鋼製橋脚製作工に準じる		
			4 アンカーフレーム製作工	第1編 3-13-8	アンカーフレーム製作工に準じる		
			5 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		5 軽量盛土工	2 軽量盛土工	第1編 3-12-2	軽量盛土工に準じる		
		6 橋台工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 深礎工	第1編 3-4-6	深礎工に準じる		
			6 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			7 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			8 躯体工	第6編 3-6-8	橋台躯体工に準じる		
		7 RC橋脚工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 深礎工	第1編 3-4-6	深礎工に準じる		
			6 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			7 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			8 鋼管矢板基礎工	第1編 3-4-9	鋼管矢板基礎工に準じる		
			9 橋脚躯体工	第6編 3-7-9	橋脚躯体工に準じる		
		8 鋼製橋脚工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 深礎工	第1編 3-4-6	深礎工に準じる		
			6 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7	オープンケーソン基礎工に準じる		
			7 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準じる		
			8 鋼管矢板基礎工	第1編 3-4-9	鋼管矢板基礎工に準じる		
			9 橋脚フーチング工	第6編 3-8-9	橋脚フーチング工に準じる		
			10 橋脚架設工	第6編 3-8-10	橋脚架設工に準じる		
			11 現場継手工	第6編 3-8-11	現場継手工に準じる		
			12 現場塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
		9 護岸基礎工	3 基礎工	第1編 3-4-3	基礎工(護岸)に準じる		
			4 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		10 矢板護岸工	3 笠コンクリート工	第1編 3-4-3	基礎工(護岸)に準じる		
			4 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
14 林道	3 橋梁下部	11 法覆護岸工	2 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			3 護岸付属物工	第2編 1-7-4	護岸付属物工に準じる		
			4 緑化ブロック工	第1編 3-5-4	緑化ブロック工に準じる		
			5 環境護岸ブロック工	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			6 石張り・石積み工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			7 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			8 多自然型護岸工	第1編 3-3-27	多自然型護岸工に準じる		
			9 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			10 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			11 覆土工	第1編 4-3-6	法面整形工に準じる		
			12 羽口工	第1編 3-3-28	羽口工に準じる		
		12 擁壁護岸工	3 現場打擁壁工	第1編 3-16-1	擁壁工に準じる		
			4 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
	4 鋼橋上部	3 工場製作工	3 桁製作工	第1編 3-13-3	桁製作工に準じる		
			4 検査路製作工	第1編 3-13-4	検査路製作工に準じる		
			5 鋼製伸縮継手製作工	第1編 3-13-5	鋼製伸縮継手製作工に準じる		
			6 落橋防止装置製作工	第1編 3-13-6	落橋防止装置製作工に準じる		
			7 鋼製排水管製作工	第1編 3-13-10	鋼製排水管製作工に準じる		
			8 橋梁用防護柵製作工	第1編 3-13-7	橋梁用防護柵製作工に準じる		
			9 橋梁用高欄製作工	第6編 4-3-9	橋梁用高欄製作工に準じる		
			10 橋歴板	第1編 3-13-1	鋳造費に準じる		
			11 アンカーフレーム製作工	第1編 3-13-8	アンカーフレーム製作工に準じる		
			12 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		5 鋼橋架設工	4 架設工(クレーン架設)	第1編 3-14-3	架設工(クレーン架設)に準じる		
			5 架設工(ケーブルクレーン架設)	第1編 3-14-4	架設工(ケーブルクレーン架設)に準じる		
			6 架設工(ケーブルエレクション架設)	第1編 3-14-5	架設工(ケーブルエレクション架設)に準じる		
			7 架設工(架設桁架設)	第1編 3-14-6	架設工(架設桁架設)に準じる		
			8 架設工(送出し架設)	第1編 3-14-7	架設工(送出し架設)に準じる		
			9 架設工(トラベラークレーン架設)	第1編 3-14-8	架設工(トラベラークレーン架設)に準じる		
			10 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
		6 橋梁現場塗装工	3 現場塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
		7 床版工	2 床版工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
		8 橋梁付属物工	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			3 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
			5 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			6 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			7 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			8 検査路工	第6編 4-8-8	検査路工に準じる		
	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	2 プレビーム用桁製作工	第1編 3-13-9	プレビーム用桁製作工に準じる		
			3 橋梁用防護柵製作工	第1編 3-13-7	橋梁用防護柵製作工に準じる		
			4 鋼製伸縮継手製作工	第1編 3-13-5	鋼製伸縮継手製作工に準じる		
			5 検査路製作工	第1編 3-13-4	検査路製作工に準じる		
			6 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
			7 橋歴板	第1編 3-13-1	鋳造費に準じる		
		5 PC橋工	2 プレテンション桁製作工(購入工)	第1編 3-3-13	プレテンション桁製作工(購入工)に準じる		
			3 ポストテンション桁製作工	第1編 3-3-14	ポストテンション桁製作工に準じる		
			4 プレキャストセグメント製作工(購入工)	第1編 3-3-13	プレキャストセグメント製作工(購入工)に準じる		
			5 プレキャストセグメント桁組立工	第1編 3-3-15	プレキャストセグメント主桁組立工に準じる		
			6 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			7 架設工(クレーン架設)	第1編 3-14-3	架設工(コンクリート橋)に準じる		
			8 架設工(架設桁架設)	第1編 3-14-6	架設工(コンクリート橋)に準じる		
			9 床版・横組工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
			10 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		6 プレビーム桁橋工	2 プレビーム桁製作工(現場)	第6編 5-5-2	プレビーム桁製作工(現場)に準じる		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 架設工(クレーン架設)	第1編 3-14-3	架設工(コンクリート橋)に準じる		
			5 架設工(架設桁架設)	第1編 3-14-6	架設工(コンクリート橋)に準じる		
			6 床版・横組工	第1編 3-19-2	床版工に準じる		
			9 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		7 PCホロースラブ橋工	2 架設支保工(固定)	第1編 3-14	架設支保工に準じる(固定)		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 PCホロースラブ製作工	第1編 3-3-16	PCホロースラブ製作工に準じる		
			5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		8 RCホロースラブ橋工	2 架設支保工(固定)	第1編 3-14	架設支保工に準じる(固定)		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 RCホロースラブ製作工	第1編 3-3-16	PCホロースラブ製作工に準じる		
			5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		9 PC版桁橋工	2 PC版桁製作工	第1編 3-3-16	PCホロースラブ製作工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
14 林道	5 コンクリート橋上部	10 PC箱桁橋工	2 架設支保工(固定)	第1編 3-14	架設支保工(固定)に準じる		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 PC箱桁製作工	第1編 3-3-17	PC箱桁製作工に準じる		
			5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3	落橋防止装置工に準じる		
		11 PC片持箱桁橋工	2 PC片持箱桁製作工	第1編 3-3-17	PC箱桁製作工に準じる		
			3 支承工	第2編 4-9-10	支承工に準じる		
			4 架設工(片持架設)	第1編 3-14	架設工(コンクリート橋)に準じる		
		12 PC押出し箱桁橋工	2 PC押出し箱製作工	第1編 3-3-17	PC箱桁製作工に準じる		
			3 架設工(押出し架設)	第1編 3-14	架設工(コンクリート橋)に準じる		
		13 橋梁付属物工	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25	伸縮装置工に準じる		
			4 地覆工	第6編 4-8-5	地覆工に準じる		
			5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工に準じる		
			6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7	橋梁用高欄工に準じる		
			7 検査路工	第6編 4-8-8	検査路工に準じる		
	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3 吹付工	第6編 6-4-3	吹付工に準じる		
			4 ロックボルト工	第6編 6-4-4	ロックボルト工に準じる		
		5 覆工	3 覆工コンクリート工	第6編 6-5-3	覆工コンクリート工に準じる		
			4 側壁コンクリート工	第6編 6-5-3	覆工コンクリート工に準じる		
			5 床版コンクリート工	第6編 6-5-5	床版コンクリート工に準じる		
		6 インバート工	4 インバート本体工	第6編 6-6-4	インバート本体工に準じる		
		7 坑内付帯工	5 地下排水工	第2編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
		8 坑門工	4 坑門本体工	第6編 6-8-4	坑門本体工に準じる		
			5 明り巻工	第6編 6-8-5	明り巻工に準じる		

写真管理基準（案）

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
15 治山	1 渓間工	3 工場製作工	3 鋼製ダム製作工	第1編 3-13-3	桁製作工に準じる		
			4 鋼製ダム仮設材製作工	第4編 1-3-4	鋼製えん堤仮設材製作工に準じる		
			5 工場塗装工	第1編 3-13-11	工場塗装工に準じる		
		6 コンクリートダム工	3 コンクリートダム本体工	第4編 1-8-4	コンクリートえん堤本体工に準じる		
			4 コンクリートダム副ダム工	第4編 1-8-4	コンクリートえん堤本体工に準じる		
			5 コンクリート側壁工	第4編 1-8-6	コンクリート側壁工に準じる		
			7 水叩工(水叩)	第4編 1-8-8	水叩工(水叩)に準じる		
		7 鋼製ダム工	4 鋼製ダム本体工	第4編 1-9-5	鋼製えん堤本体工に準じる		
			5 鋼製側壁工	第4編 1-9-6	鋼製側壁工に準じる		
			6 コンクリート側壁工	第4編 1-8-6	コンクリート側壁工に準じる		
			8 水叩工(水叩)	第4編 1-8-8	水叩工(水叩)に準じる		
			9 現場塗装工	第1編 3-3-33	現場塗装工に準じる		
		8 木製ダム	木製ダム	第4編 1-8-4	コンクリートえん堤本体工に準じる		
		9 護岸工	4 ブロック積(張)工 (ブロック積(張)工)	第1編 3-5-3	コンクリートブロック工に準じる		
			(ブロック基礎工)	高さ 幅 延長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			5 コンクリート擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
		10 根固工	3 根固めブロック工	第1編 3-3-18	根固めブロック工に準じる		
			6 かご工	第1編 3-15-7	かご工に準じる		
			7 沈床工	第1編 3-3-19	沈床工に準じる		
		11 流路工	3 基礎工(護岸)	第1編 3-4-3	基礎工(護岸)に準じる		
			4 コンクリート擁壁工	第1編 3-16-1	擁壁工に準じる		
			5 ブロック積(張)擁壁工	第15編 3-5-3	ブロック積(張)工に準じる		
			6 石積み擁壁工	第1編 3-5-5	石積(張)工に準じる		
			7 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
		12 床固工	3 床固め本体工	第4編 1-8-4	コンクリートえん堤本体工に準じる		
			4 垂直壁工	第4編 1-8-4	コンクリートえん堤本体工に準じる		
			5 側壁工	第4編 1-8-6	コンクリート側壁工に準じる		
			6 水叩工	第4編 1-8-8	水叩工(水叩)に準じる		
		14 治山ダム付属物設置工	4 防止柵工	第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)に準じる		
	2 山腹工	3 筋工	2 萱筋工	床掘の状況、 幅、高さ 杭間隔 植栽、施肥 仕上げ状況	おおむね100mに1箇所 〔施工中、施工後〕	適宜	
			3 木筋工				
			4 石筋工				
			5 人工芝筋工				
			6 植生土のう筋工				
			7 丸太筋工				
		4 伏工	1 人工張芝伏工	法切、床掘の状況 仕上げ状況	おおむね300㎡に1箇所 〔施工中、施工後〕	適宜	
		5 柵工	2 編柵工	床掘の状況、 幅、高さ 杭間隔 植栽、施肥 仕上げ状況	おおむね100mに1箇所 〔施工中、施工後〕	適宜	
			3 木柵工				
		7 水路工	2 張芝水路工	床掘の状況、 幅、深さ 張芝(目串)の状況	おおむね50mに1箇所 〔施工中、施工後〕	適宜	
			3 植生土のう水路工	床掘の状況、 幅、深さ 仕上げ状況	おおむね50mに1箇所 〔施工中、施工後〕	適宜	
			4 コルゲート半円管水路工	床掘の状況、 幅、深さ 仕上げ状況	おおむね100mに1箇所 〔施工中、施工後〕	適宜	
			5 かご工	第1編 3-3-28	羽口工(じゃかご)に準じる		
				第1編 3-3-28	羽口工(ふとんかご)に準じる		
		8 暗渠工	2 礫暗渠工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
			3 かご暗渠工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
			4 集水管暗渠工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
		9 土留工	2 基礎工	第1編 3-4-3	基礎工(護岸)に準じる		
			3 ブロック積工	第15編 1-9-4	ブロック積(張)工に準じる		
			4 コンクリート擁壁工	第15編 1-9-5	コンクリート擁壁工に準じる		
			5 木製土留・擁壁工 (ウッドブロック土留工等)	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				高さ 幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			6 補強土壁工	第1編 3-16-3	補強土壁工に準ずる		
		10 法面工	3 植生工	第1編 3-15-2	植生工に準じる		
			4 吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準じる		
			5 法枠工	第1編 3-15-4	法枠工に準じる		
			6 筋工	第15編 2-3	筋工に準じる		
			7 伏工	第15編 2-4-1	伏工に準じる		
			8 柵工	第15編 2-5	柵工に準じる		
			9 かご工	第1編 3-15-7	かご工に準じる		
			10 落石防護柵工	第6編 1-11-5	落石防護柵工に準じる		

写真管理基準（案）

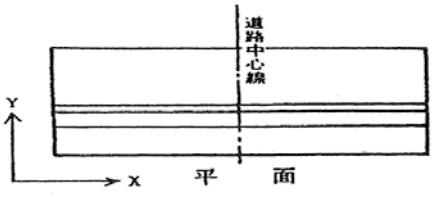
出来形管理写真撮影箇所一覧表

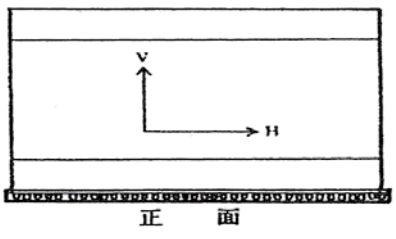
編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
15 治山	2 山腹工	10 法面工	11 鋼製落石防止壁工	高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			12 落石防護網工	ロープ間隔 法長 区間長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
			13 固定工(ロープ伏工)	ロープ間隔 法長 区間長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		11 擁壁工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 現場打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			5 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工に準じる		
			6 補強土壁工	第1編 3-16-3	補強土壁工に準ずる		
			7 井桁ブロック工	第1編 3-16-4	井桁ブロック工に準じる		
		12 山腹 水路工	3 山腹集水路・排水路工	第1編 3-3-31	側溝工に準じる		
			4 山腹明暗渠工	第4編 3-6-4	山腹明側溝工(暗渠工)に準じる		
			5 山腹暗渠工	第1編 3-3-31	側溝工(暗渠工)に準じる		
			6 集水桝工	第1編 3-3-32	集水桝工に準じる		
			7 現場打水路工	第1編 3-3-31	側溝工(現場打水路工)に準じる		
	3 地すべり 防止工	3 地下水 排除工	3 集排水ボーリング工	第4編 3-7-4	集排水ボーリング工に準じる		
			4 集水井工	第4編 3-7-5	集水井工に準じる		
		4 地下水 遮断工	3 現場打擁壁工	第1編 3-16-1	場所打擁壁工に準じる		
			4 固結工	第1編 3-8-9	固結工に準じる		
			5 矢板工	第1編 3-3-4	矢板工に準じる		
		5 抑止杭 ・アンカー 工	3 既製杭工	第1編 3-4-4	既製杭工に準じる		
			4 場所打杭工	第1編 3-4-5	場所打杭工に準じる		
			5 シャフト工(深礎工)	第1編 3-4-6	深礎工に準じる		
			6 合成杭工	第4編 3-9-6	合成杭工に準じる		
			7 抑止アンカー工	第1編 3-15-6	アンカー工に準じる		
			8 アンカー工				
			9 ロックボルト工				
	5 森林整備			森林整備写真管理基準による			
	6 保安林 管理道	1 保安林 管理道	保安林管理道	第14編	林道編に準じる		

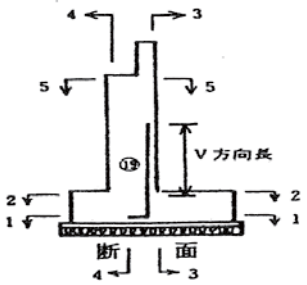
参考資料

橋台および擁壁等の写真撮影（例）

	写真撮影箇所	撮影上の注意
1	栗石のＸ方向の幅	寸法が判読出来る様に（端部の拡大写真を）
2	栗石のＹ方向の幅	〃　（　〃　）
3	栗石の厚さ	
4	ならしコンクリートのＸ方向の幅	〃　（　〃　）
5	ならしコンクリートのＹ方向の幅	〃　（　〃　）
6	ならしコンクリートの厚さ	
7	１－１断面前趾Ｘ方向の鉄筋ピッチ	二段の場合、下部配筋寸法の明確さ
8	１－１断面後趾Ｙ方向の鉄筋ピッチ	〃　（上面鉄筋組立前に撮影）
9	２－２断面前趾Ｘ方向の鉄筋ピッチ	
10	２－２断面後趾Ｙ方向の鉄筋ピッチ	
11	スターラップ筋間隔	明確に
12	主鉄筋、配力鉄筋の継手重ね長さ	〃
13	フーンチング鉄筋組立全景	
14	底版型枠のＸ，Ｙ方向の幅及び厚さ	24で確認できれば不用
15	３－３断面壁のＶ方向の鉄筋ピッチ	複鉄筋の場合、裏側の配筋寸法の明確さ
16	３－３断面壁のＨ方向の鉄筋ピッチ	〃　（両面を撮影する）
17	４－４断面壁のＶ方向の鉄筋ピッチ	〃
18	４－４断面壁のＨ方向の鉄筋ピッチ	〃
19	３－３断面壁のＶ方向の鉄筋長	
20	スターラップ筋間隔	11に同じ
21	パラペットの配筋間隔	
22	５－５断面橋座のＸ，Ｙ方向の鉄筋ピッチ	明確に
23	壁の型枠寸法	24で確認できれば不用
24	出来形管理に基づくコンクリートの仕上がり寸法	寸法が判読出来る様に（端部の拡大写真を）
25	埋戻し前の全景	







森林整備施工管理基準

森林整備施工管理基準

この森林整備施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第 15 編第５章第３節 施工管理 に規定する、森林整備の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目的

この基準は、森林整備の施工について、契約図書に定められた森林整備の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適用

この基準は、三重県が発注する森林整備について適用する。ただし、建設工事と一体として発注した（山腹工事等を言う。）ものにあっては、建設工事施工管理基準と併用し、互いに補完しながら品質、規格の確保を図るものとする。

３．構成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

（１）受注者は、森林整備施工前に施工管理計画及び施工管理者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該森林整備の施工内容を把握し、適切な施工管理をしなければならない。

（３）受注者は、測定等を森林整備の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）受注者は、測定等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理

受注者は、工程管理を森林整備の内容に応じた方式（バーチャート等）により作成した、実施工程表により行うものとする。

（２）出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形表又は出来形図を作成し管理するものとする。

（３）品質管理

受注者は、幼苗等の品質を定める基準により管理し、管理表を作成すること。

６．規格値

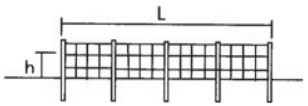
出来形管理基準により測定した各実測値は、全て規格値を満足しなければならない。

７．その他

（１）工事写真

受注者は、森林整備の状況写真を施工管理の手段として、各施工段階及び完成後明視出来ない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を森林整備工事写真管理基準に基づき撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなければならない

単位:㎜

15 治山編	5 森林整備工				苗木	樹高 H	−50	樹高、根元径の検査は、植栽木1,000本に1本とする。		
						根元径	−2			
						本数	−1%			
					地拵え	雑草木の刈り高	+50	刈り払い後の萌芽成長は含まないものとする。	雑草木の刈り高の測定は、5haまでは3箇所以下5haを越える毎に1箇所とする。（標準地は1㎡程度とする。）	
					植え付け	活着率 枯死本数/植栽本数	−10%	ヒノキの葉の表裏の植栽間違いは全て植え替える。	植え付け本数の測定は、5haまでは3箇所、以下5haを越える毎に1箇所とする。（標準地は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。）	
						本数	−5%			
					下刈り	雑草木の刈り高	+50	刈り払い後の萌芽成長は含まないものとする。	雑草木の刈り高の測定は、5haまでは3箇所以下5haを越える毎に1箇所とする。（標準地は1㎡程度とする。）	
					枝落とし	打ち上げ高さ H	−100	打ち上げ高及び打ち幅の測定は1,000本当たり2本とする	枝落とし本数の測定は、5haまでは3箇所以下5haを越える毎に1箇所とする。（標準地は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。）	
						打ち幅 B	−100			
						枝落とし本数	−5%			
					本数調整伐	調整率	−5ポイント	設計調整率の−5ポイント	調整率の測定は、5haまでは3箇所、以下5haを越える毎に1箇所とする。（標準地は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。）	
						（枝落しと同時施工の場合）	±5ポイント	枝落しとの同時施工の場合は設計調整率の±5ポイントとする		
						切り高（株高）	+100	切り高（株高）の測定は調整本数が 1,000本以下　　2株 1,000〜10,000本　5株 10,000本以上は伐倒本数の0.05%		
					林内歩道	測点間延長	−0.5%	測点間の距離	測点数の10%	
						幅員	−50		延長100mにつき1箇所	
					柵工	高さ h	±75	高さは50m1箇所 延長は全箇所		
						延長 L	−1.5%			

森林整備写真管理基準

森林整備写真管理基準

（適用範囲）

1　この写真管理基準は、森林整備施工管理基準７（１）に定める森林整備の撮影に適用する。

（写真の分類）

2　森林整備写真は次のように分類する。

- 工事写真
  - 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
  - 施工状況写真
  - 安全管理写真
  - 使用材料写真
  - 品質管理写真
  - 出来形管理写真
  - 災害写真
  - 事故写真
  - その他（公害、環境、補償等）

（写真撮影基準）

3　森林整備の写真撮影は、別紙撮影箇所一覧に示すものを標準とする。

（１）写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。

① 工事名
② 工種等
③ 測点又は位置
④ 設計寸法
⑤ 実測寸法
⑥ 略図等
⑦ その他参考となる事項

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理する。

（２）特殊な場合で、監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

（写真の色彩）

4　写真はカラーとする。

（写真の大きさ）

5　写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマとすることができる。

（工事写真帳の大きさ）
6　工事写真帳は、４切版フリーアルバム又はＡ４版とする。

（工事写真帳の提出部数）
7　森林整備工事写真帳は、完了時に１部提出する。

（写真の整理）
8　写真の整理方法は次によるものとする。
（１）撮影基準等で撮影した全ての写真を整理して提出する。
（２）アルバムの整理については、全体の流れが解るものを作成し、工種毎にその過程（着手前、施工状況、出来形管理、完成等）が容易に把握できるようにする。
（３）同じ工程が繰り返すものについては、代表的な１サイクルの写真をアルバムに整理し、その他は必要に応じネガで管理する。
（４）施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理写真等はそれぞれ分類して整理する。

森林整備写真管理基準

撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
品質管理	苗木	樹高	現地到着時	現地到着毎かつ、苗木1,000本に1回	
		根元径			
		本数			
		成育状況	施工後	適宜	瑕疵担保の留保期間中
出来形管理	施工面積	測点間延長	測量中	1施工地それぞれ3回	施工面積が10haを越える場合は撮影頻度を2倍とする
		方位角			
		仰角			
	地拵え	雑草木の刈高	施工中	1施工地それぞれ3回	
		巻落とし			
	植え付け	植え付け状況	施工中	1施工地それぞれ3回	施工面積が10haを越える場合は撮影頻度を2倍とする
		活着状況	施工後		
	下刈り	雑草木の刈高	施工中	1施工地3回	
	枝落とし	打ち上げ高	施工中	1施工地それぞれ3回	施工面積が10haを越える場合は撮影頻度を2倍とする
		打ち幅			
		枝落とし本数	施工後	標準地3箇所に1回	
	本数調整伐	調整率	施工後	標準地3箇所に1回	施工面積が10haを越える場合は撮影頻度を2倍とする
		切り高(株高)		1施工地3回	
	林内歩道	延長	施工後	1施工地3回	測点間距離
		幅員	施工後	1施工地3回	
	柵工	高さ	施工後	1施工地3回	
		延長	施工後	1施工地3回	測点間距離
施工状況	着手前	全景又は代表部分	着手前	1施工地3回	
	完成	全景又は代表部分	完成時	1施工地3回	着手前と対比
	施工状況	施工状況を適宜	施工中	適宜	